

調査報告書

令和 5 年 5 月 11 日

平成 18 年 2 月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案における
いじめの有無及びその対応を調査する委員会

目次

| | | |
|-----|---|------|
| 第 1 | はじめに | 4 頁 |
| 1 | 事案の概要 | 5 頁 |
| 2 | 被害児童保護者側の主張する 7 つの「不当行為」 | 10 頁 |
| 3 | 調査経過 | 10 頁 |
| 4 | 本報告書の構成 | 13 頁 |
| 第 2 | いじめについて | 14 頁 |
| 1 | 裁判所の認定 | 14 頁 |
| 2 | 当調査委員会の見解 | 24 頁 |
| 3 | 市教委の見解について | 25 頁 |
| 4 | 結論 | 28 頁 |
| 第 3 | 不適切指導について（不当行為（1）） | 29 頁 |
| 1 | G3 担任教諭のいじめ隠蔽行為 | 29 頁 |
| 2 | 「教頭による不適切指導」について | 44 頁 |
| 3 | 結論 | 46 頁 |
| 第 4 | 風評被害黙殺について（不当行為(5)） | 47 頁 |
| 1 | 被害児童父の主張 | 47 頁 |
| 2 | 記録から認められる事実 | 47 頁 |
| 3 | 当調査委員会の判断 | 54 頁 |
| 4 | 結論 | 58 頁 |
| 第 5 | 学校・教育委員会によるいじめ隠蔽、事実に反する回答等について（不当行為(2)～(4)） | 58 頁 |
| 1 | 被害児童保護者主張の整理 | 59 頁 |

| | | |
|-----|---|-------|
| 2 | いじめ認定・説明の変遷について（1①～③） | 59 頁 |
| 3 | いじめの認定ができないとする理由及びその当否 | 87 頁 |
| 4 | 不当行為についての判断 | 102 頁 |
| | （1）学校が被害者側と加害者側に、全く正反対の説明を行っていた事実 | 102 頁 |
| | （2）転校妨害 | 123 頁 |
| | （3）市教委の裁判所への回答 | 131 頁 |
| 第 6 | 議会答弁等について（不当行為(6)、(7)） | 162 頁 |
| 1 | 被害者保護者の主張 | 162 頁 |
| 2 | 当調査委員会の判断 | 169 頁 |
| 3 | 素案提示後における当調査委員会の再評価 | 186 頁 |
| 第 7 | 情報の隠蔽について | 209 頁 |
| 1 | 情報公開の経緯（請求内容、決定内容） | 209 頁 |
| 2 | 議会答弁等が事実と反するとの指摘について | 218 頁 |
| 3 | 学校作成の時系列、G3 教諭作成の指導記録、教育委員会作成の時系列の隠蔽との主張に対する当調査委員会の判断 | 229 頁 |
| 4 | 作文、アンケート、調査結果が開示されていないことについて | 233 頁 |
| 5 | 監査室の調査について | 239 頁 |
| 6 | 結論 | 248 頁 |
| 第 8 | 再発防止のための提言 | 249 頁 |
| 1 | 学校について | 249 頁 |
| 2 | 教育委員会について | 271 頁 |
| | 委員名簿 | 282 頁 |

第1 はじめに

本報告書は、被害児童が被害を訴えた小学校におけるいじめ事案（以下、「本件事案」とする）について、調査の結果明らかになった事実等を報告するものである。

当調査委員会は、前調査委員会での委員受任時点（令和2年11月）において、本件がいじめの事実が学校側に報告されてからすでに15年もの歳月が経過しており、本事案発覚後から現在に至るまで、被害者側と学校及び神戸市教育委員会（以下、「市教委」）との折衝や、支援者による市議会への陳情等の膨大なやり取りが繰り返され、それらの記録が積み重ねられてきていたことなどもあり、検討を要する資料や事実関係は膨大なものであり、短時間で全貌を明らかにすることが困難であった。そのため、令和4年10月13日をもって同調査委員会の任期満了である2年を迎えることとなった。そして、令和4年10月14日より新たに当調査委員会が立ち上げられ、委員の若干の変更も経て、前調査委員会における調査が引き継がれることとなった。

なお、当調査委員会は前調査委員会の発足後より、本件事案にかかる当時の関係者に対して可能な限りの聞き取り調査を実施してきたものであるが、事案発覚後より長期間が経過していることから、関係者の記憶の薄れなどにより、必ずしも十分な成果を得られるものでなかったことも、本調査による事実の解明を困難にした。

とりわけ本件発覚当時における、いじめの事実を決定づける児童生徒らが記載した当時のアンケート、関係児童に対する聞き取り内容の記録、当時の学校と市教委のやり取りの記録など、当然残っていただけない資料が不自然に存在していないという事態が多々あり、落丁していると思われるもの、存在すべき資料については都度、市教委に請求を行ってきたものであるが、その大部分が現存していないとの回答であったことなどから、当調査委員会においては、本件の背景にある学校や市教委の対応に関する問題点を網羅し、その全容を把握することが困難であった。

しかし、被害児童の保護者からの訴えに基づく調査を行った結果として、当時の資料や関係者の聞き取り内容から、本件発覚当時の学校や市教委の対応に

関する問題点をいくつか認定することができた。そこで、以下で順次、それぞれの論点について詳述してゆきたい。

なお、各論点は極めて多岐にわたっているため、認定事実の記載が重複している部分も多く存在している。これは、それぞれの論点において、相互が複雑に関係していたり、判断を要する内容が重なっている部分も少なくないことから、当調査委員会における認定過程を明らかにするために、事実関係の記載部分については、できるだけ省略しないこととしたものである。

1 事案の概要

(1) 「平成 18 年 2 月に認知した神戸市立小学校金銭授受等事案」

令和 2 年 11 月の前委員会発足に先立ち、市教委より我々に対し、本件事案に関わる調査委員会の名称として、「平成 18 年 2 月に認知した神戸市立小学校金銭授受等事案におけるいじめの有無等を調査する委員会」とする旨の指示があった。調査委員会設置要綱によると、「委員会は、当該事案に関して、平成 18 年 2 月における文部科学省のいじめの定義に基づくいじめ及び恐喝の有無並びに当該事案の認知当時及びその後の神戸市教育委員会事務局及び神戸市立小学校の判断及び対応の適否について調査を行う」とされている。

これに対して、平成 18 年 2 月当時小学 5 年生であった、いじめ被害を受けたとする児童（以下、「被害児童」とする）の保護者からは、「いじめがあったということは裁判所による認定で確定している」として、当該調査ではいじめの有無ではなく、(1) 7 つの不当行為（後述。ただし後に追加があり、8 つの不当行為）について、事実か否か、(2) 本件いじめが発覚後、学校側はいじめの存在を一旦認めたが、その後「認められない」と言を翻した理由、のそれぞれについて明らかにすることを求められた。

本調査報告書では、被害児童保護者の求める (1) (2) の事実について説明することを試みるとともに、市教委の求める「いじめ及び恐喝の有無」及び学校・市教委の対応の適否についても、順次判断していくことにする。

以下、特に断りのない場合、児童の学年や市教委職員、教員等の肩書は記載された年次のものとする。なお以下、資料に表れる被害児童の苗字表記については「A」、被害児童本人は「A₁」、被害児童の父を「A₂」母を「A₃」、被害児童

のきょうだいを「A₄」として表記した。また、加害と名指しされた児童を含む、当該小学校の関係児童（以下、「加害児童」）を O₁～O₂₅、学校関係者を G1～G11 と表記することとする。

本文中の（ ）内の数字は、市教委から提供された資料番号であり、被害児童の保護者側から提供された資料については（資料 ）として数字を表記している。

（２）本件事案の経緯

学校が作成した時系列及び担任が作成した指導記録等の関係記録、A₁の保護者提供資料によれば、本件事案は以下の経緯が存在したことが認められる。

平成 18 年 2 月 4 日（土）、当時神戸市立小学校 5 年生であった A₁ 宅で、同級生の O₁ と O₄ に A₁ が 15,000 円を渡していたところを、A₂ が見つけた。この際、A₂ から担任に、被害児童から加害児童への金銭交付の事実が発覚したと電話連絡があった。

学校は翌 5 日（日）から、被害児童宅や加害と名指しされた児童宅を訪問するなどして、関係児童の聞き取りを開始した。

これらの聞き取りを行っている中で、学校側は 8 日（火）に至り「様々な噂が広まっているのを受け、学年集会を開催することが適当と判断し」、A₁ の父及び加害児童 7 名の父母を個別に来校させ、確認事項を説明し、保護者同士の関係を大切にすよう伝えた。

2 月 9 日（水）の朝、A₁ が担任に対して放課後話がしたいと申し出たため、担任と生徒指導担当とで話を聞いた。そこで両教諭は A₁ に対し、なぜお金を渡したのか、なぜ言わなかったのかを聞くと、A₁ は「余計にいじめられると思った」という内容を打ち明けた。その後、両教諭が A₁ の家庭訪問を行った際に、放課後の話し合いで両教諭が A₁ を問い質した形になったとして A₂ から激怒されたため、以降学校側は、A₁ 単独で話を聞くことが難しくなったと思い込んだ。

2 月 10 日（金）、A₁ は学校を欠席したが、A₁ 及び加害児童らが在籍するクラスでは 1 限にて「いじめがあったことを前提にした学年指導」を行い、さらに 5 時間目に学年集会が開催され、5 年生児童 60 名、保護者 33 名が集められた。集会の内容としては、担任が「クラスの中で言葉の暴力や嫌がらせ、お金の要

求などがあり、それらがエスカレートして仲間が辛い思いをした」という話をし、最後に A₃ が、A₁ が書いたとされる手紙を読み上げるというものであった。この手紙には、「僕は毎日学校に行くのが地獄でした」と始まり、具体的ないじめの内容が書かれ、『死んだら楽になるかな』とあって、マンションの上の階から下を見ていたこともあります」と書かれていた。さらにこの集会を受ける形で、各クラスの担任は 6 時間目に児童たちに「感じたことの作文」を書かせている。A₁ の担任はこの作文に目を通し、「内容を知らなかった子にはことのほか大きなショックを与えていた。ほぼ全員が、こんないじめに気付かなかった自分たちを責め、謝りたいという意思を文に表していた。」との所見を記している。

その後も学校側は、加害児童宅の訪問や保護者の来校などによって事実確認を続けていたが、16 日（木）に至り、名前のがあった 10 名の児童に対する聞き取り調査を実施していた際、1 人の児童（O₂）の保護者に遅くなることを連絡したところ、子どもから事情を聞くことを拒絶されたことから、担任は「子どもたちの精神状態を考え、これ以上の調査は難しくなる」と予測した。それ以降学校側は、加害児童らの聞き取り調査を行うことにあまり積極的ではなくなってきた。

そのような中、22 日（水）に、小学校で 20 時 30 分から 23 時 16 分頃にかけて、15 日に学校が 5 年生児童全員（61 名）に対して、本件事案に関して知っていること、見たこと、聞いたことなどを書かせて行った調査（「いじめに関する実態調査 1」）と併せて、16 日に行われた 10 名に対する聞き取り調査の結果について、A₂ と A₃ が校長より報告を受けている様子が録音・記録されている（「面談記録（S）」）。同記録では校長が、「委員会の指導を仰いでまとめた」とする資料を A₂ らに示した上で、「本当に私、まとめながら涙が出て来まして」「（いじめが）酷くなったのは 3 学期」などとし、A₁ が廊下に引きずられたり、女子児童に対して「好きや言え！」と強要されたり、「あてご」という遊びの中で集中攻撃していじめられたり、手打ち（野球）の時に複数の児童から「寄ってくるな！」「何寄ってくるねん、ボケ！」「チームに入れるの嫌！」などと言われていたり、5 名の児童から「死ね！」と言われていたと女子児童が報告していたことなどが伝えられた上で、校長が「皆にいじめられて、かわいそうに」

「本当に許されへん」「本当にね、すごかったでしょ。いじめの名前と回数とか」
「私これをワープロ打ちながら、本当にどんなにつらかったことでしょうね。」
などと話している。ただし、学校側時系列によれば、この時の面談内容については「A₁さんの両親が来校。野球部でのこと、いままでのいじめのことなどたくさんのおもいを話される」との記載にとどまっている。

以降は、学校側が A₁ から「今日の休み時間に嫌な思いをしたこと」などを校長室で聞き取ったり、新たないじめの申し出に対応して家庭訪問などを行っている。またこの間、

ものの、A₁ 保護者より「金額が合っていないので受取れない」と言われたとされている。

そして 28 日（火）に至り、A₁ の保護者が警察に被害届を出したこともあり、その後学校は関係児童に対する聞き取り調査を行っておらず、その間は被害児童保護者側の要望や苦情対応などに追われた。

[redacted] (ただし担任が直接聞いたものではない)。

A₁が学校を欠席した15日(水)に、担任教諭はクラスの児童に「今、考えていること」についての作文を書かせた。この趣旨について、担任の記録には、本件のいじめ問題に関して「子どもたちの率直な気持ちを知りたかった」とされている。この時の作文の内容としては、「[redacted]

[redacted]

[redacted]」などと、「自分たちの窮状を訴えるものもあった」。

そしてこの頃から、[redacted]

[redacted]

[redacted]

担任は、[redacted]22日(水)に担当指導主事と面談した。その際、森指導主事から、いじめの指導について時系列で作ること、被害届との食い違いをチェックすること、子どもの様子をどう見てどう判断していたのかを明確にしておくように指導を受けた。またこの際担任は同指導主事より、「被害児童の側になってしまったことについては、被害者の立場に立っていじめの指導を展開したのであって、その時点できちんとした調査ができていなかったことについて謝罪するよう」とも指導されている。また同日、A₁保護者が依頼した弁護士から学校に電話があり、A₁に対する指定外通学許可の申し出が出された。

4月4日(火)、K小学校への指定外通学許可のため、A₁の両親が「就学校指定変更申立理由書」を持参して弁護士とともに来校し、翌4月5日には校長が指定外通学許可書を渡した。

上記及び以降の経緯については、それぞれの項目において適宜示すこととする。

2 被害児童保護者側の主張する7つの「不当行為」

被害児童保護者側は、学校・市教委側が以下7つの不当行為を行ったと主張しており、その詳細については本報告書第3以降において述べる。

- (1) いじめ隠蔽、不適切指導
- (2) 学校が正反対の説明をしていたこと
- (3) 市教委の裁判所への虚偽回答
- (4) 校長による転校妨害
- (5) 校長による風評被害の黙殺
- (6) 教育長、幹部による虚偽答弁、議員への虚偽説明
- (7) 虚偽答弁の訂正、謝罪拒否

3 調査経過

- (1) 令和2年10月14日、前調査委員会設置

(神戸市教育委員会長田淳教育長名での委員会設置規則交付)

- (2) 当調査委員会の活動経過は以下の通り

| | |
|---|---------------------|
| 平成18年2月に認知した神戸市立小学校金銭授受等事案におけるいじめの有無等を調査する委員会（旧調査委員会） | |
| 令和2年11月18日（金） | 第1回調査委員会 |
| 12月18日（水） | 第2回調査委員会兼関係者からの聞き取り |
| 令和3年1月22日（金） | 第3回調査委員会（Web会議） |
| 2月12日（金） | 第4回調査委員会（Web会議） |
| 3月16日（火） | 第5回調査委員会兼関係者からの聞き取り |
| 3月22日（月） | 第6回調査委員会兼関係者からの聞き取り |
| 4月16日（金） | 第7回調査委員会兼関係者からの聞き取り |
| 6月4日（金） | 第8回調査委員会（Web会議） |
| 7月30日（金） | 第9回調査委員会兼関係者からの聞き取り |
| 8月20日（金） | 第10回委員会兼関係者からの聞き取り |

| | |
|--------------|-------------------------------|
| 10月13日(金) | 第11回調査委員会(Web会議) |
| 11月10日(水) | 第12回調査委員会兼関係者からの聞き取り |
| 12月14日(火) | 第13回調査委員会兼関係者からの聞き取り |
| 12月27日(月) | 第14回調査委員会兼関係者からの聞き取り |
| 令和4年1月26日(水) | 第15回調査委員会兼関係者からの聞き取り |
| 2月15日(火) | 第16回調査委員会兼関係者からの聞き取り |
| 3月24日(木) | 第17回調査委員会(Web会議) |
| 4月18日(月) | 第18回調査委員会兼関係者からの聞き取り |
| 4月28日(木) | 第19回調査委員会(Web会議) |
| 5月16日(月) | 第20回調査委員会(Web会議) |
| 6月1日(水) | 第21回調査委員会兼被害側保護者への事前説明 |
| 7月8日(金) | 第22回調査委員会(Web会議) |
| 8月22日(月) | 第23回調査委員会(Web会議) |
| 9月2日(金) | 第24回調査委員会兼関係者からの聞き取り (Web) |
| 9月16日(金) | 第25回調査委員会(Web会議) |
| 9月30日(金) | 第26回調査委員会(Web会議) |
| 10月13日(木) | 任期満了のため解散 |
| 新調査委員会 | |
| 10月14日(金) | 発足 |
| 10月18日(火) | 委嘱事項の確認・引継ぎ(Web会議) |
| 11月11日(金) | 第1回調査委員会(Web会議) |
| 12月9日(金) | 第2回調査委員会(Web会議) |
| 令和5年1月13日(金) | 第3回調査委員会(Web会議) |
| 1月31日(火) | 第4回調査委員会(Web会議) |
| 2月20日(月) | 第5回調査委員会(Web会議) |
| 3月17日(金) | 第6回調査委員会(Web会議) |
| 3月27日(月) | 第7回調査委員会兼被害側保護者への事前説 |

(3) 聞き取り調査を行った関係者

- ・ 当時の被害児童
- ・ 被害児童の父親
- ・ 教職員① 本件発覚時の5年□組担任教諭
- ・ 教職員② 本件発覚時の生徒指導担当教諭
- ・ 教職員③ 本件発覚時の市立小学校校長
- ・ 教職員④ 本件発覚時の市立小学校教頭
- ・ 教職員⑤ 本件発覚の翌年に赴任した市立小学校教頭
- ・ 教職員⑥ 本件発覚時の市立小学校5年□組担任教諭
- ・ 教職員⑦ 本件発覚時の市立小学校養護教諭
- ・ 教職員⑧ 本件発覚時の市立小学校図工専科教諭
- ・ 教職員⑨ 本件発覚時の市立小学校音楽専科教諭
- ・ 教職員⑩ 本件発覚時の市立小学校障害児学級教諭
- ・ 教職員⑪ 本件発覚時の市立小学校3年生担任
- ・ 教職員⑫ 本件発覚時の市立小学校2年生担任
- ・ 市教委関係者① 平成17・18年度生徒指導係指導主事（森）
- ・ 市教委関係者② 平成17年度指導課課長、平成25・26年度教育委員長
- ・ 市教委関係者③ 平成18～20年度指導課課長、平成23・24年度指導部部長、平成28年度教育次長
- ・ 市教委関係者④ 平成18年度首席指導主事
- ・ 市教委関係者⑤ 平成19～21年度生徒指導係指導主事
- ・ 市教委関係者⑥ 平成30年度学校教育課担当課長、令和元・2年度児童生徒課課長
- ・ 市教委関係者⑦ 平成30～現職 教育長
- ・ 市教委関係者⑧ 令和元・2年度 学校教育部部長
- ・ 神戸市議会議員 2名

(4) 調査の方法

- ・関係者の聞き取り
- ・神戸市教委に残存する本件事案に関する資料一式
- ・被害児童保護者からの申立書及び理由補充書
- ・被害児童保護者提供の資料一式

4 本報告書の構成

- (1) いじめについて (第2)
- (2) 担任による不適切指導・隠蔽について (不当行為(1)) (第3)
- (3) 風評被害黙殺について (不当行為(5)) (第4)
- (4) 学校、市教委によるいじめ隠蔽、事実と反する回答等について
(学校：不当行為(2)、(4)、教委：(3)) (第5)
- (5) 議会等答弁等について (不当行為(6)、(7)) (第6)
- (6) 情報の隠蔽について (第7)
- (7) 提言 (第8)

第2 いじめについて

1 裁判所の認定

(1) 事実認定

訴訟における被害児童の主張事実と、裁判所（神戸地方裁判所、大阪高等裁判所）の事実認定（いじめかどうかの判断は別）は、概ね以下のとおりである。

ただし、裁判所の事実認定と対比させる趣旨から、被害児童の主張は、判決書に現れたもののみを記載している。したがって、訴訟外を含めた場面での被害児童のいじめに関する主張（例えば、訴外加害児童との和解の際に用いたいじめ行為の一覧など）が、以下のまとめに限られるものではないことは留意する必要がある。

また、以下のいじめ行為の分類（いやがらせ行為、暴行行為、金銭交付行為）は、判決書の分類に沿ってまとめたため、いじめ行為を分類せず時系列に従って主張された被害児童の主張をそのまま記載したものであること（各分類に該当する部分を抽出したこと）を付言する。

| | 被害児童の主張 | 裁判所の認定 |
|---|---|---|
| ① | いやがらせ行為 | |
| ア | O ₂ は、平成17年5月、野球をして遊んでいるときに、自分がすぐ探せるボールを探さず、被害児童のボールを返さず、紛失させたり、わざと犬の糞やどぶに向かって投げるなどした。 | O ₂ は、平成17年5月、A ₁ のボールをわざと草むらや塀を超えたところに投げるなどして同人にこれを探させたり、犬の糞やどぶに向かってボールを投げるなどした。 |
| イ | 同年6月、O ₅ 、O ₆ 、O ₂ 、O ₁ 、O ₃ らは、被害児童の連絡帳やノートに落書きをするようになった。 | 同年6月、O ₂ 、O ₁ 、O ₃ らは、A ₁ のノートや筆箱に落書きするようになった。具体的には「うざい」「死ね」「きしょい」「消えろ」 |

| | | |
|---|---|---|
| | | <p>「バカ、アホ、マヌケ」などと言った言葉、ゲームのキャラクターの名前（好まれないキャラクター）、大便・男性器、A₁が好意を寄せていた児童の名前や相合傘の絵などを書き、被害児童の筆入れマジックで落書きがされた時には、担任のG3教諭が、「誰がこんなひどいことするんや」と言って児童らを叱ったこともあった。</p> <p>O₂、O₁、O₃とO₅は、被害児童が持っていた修正テープを使って被害児童の机を真っ白にするなどした。</p> |
| ウ | 同月、O ₅ 、O ₄ 、O ₂ 、O ₁ 、O ₃ 、O ₆ らは、A ₁ が学校に持ってきた水筒の茶を勝手に飲んだ。 | 同月、O ₂ 、O ₁ 、O ₃ らは、被害児童の持参した水筒の茶を、頻繁に飲んだ。O ₂ らは「茶を飲んでいいか」と聞いて、A ₁ が拒まなかったため茶を飲んだが、A ₁ は拒んだ場合報復を受けることを恐れて拒否しなかったに過ぎない。 |
| エ | 同月、被害児童が家の鍵をなくしたとき、O ₂ とO ₅ が、児童館前の道路にあることを知っていたが、そのことを知りながら被害児童に知らせず、鍵を放置した。 | 同月、O ₂ は、O ₅ がA ₁ の鍵を隠した行為に関与した。 |
| | 同年7月もO ₂ に鍵を隠された。 | |

| | | |
|---|--|---|
| オ | <p>同年7月、O₂は、被害児童のボールをなくしたり、帽子や家の鍵などを隠したりした。</p> <p>O₄、O₅、O₇、O₁、O₂、O₃は、被害児童の机に「お前の家の茶はまずい」「うんこ」などの落書きをした紙を入れた。</p> | <p>O₂は同年7月も自宅の鍵を隠す嫌がらせをした。</p> |
| カ | <p>同年9月以降、O₂、O₁、O₃らは、ノート、筆箱、定規、下敷きなどを隠したり、落書きをしたり、壊すなどした。</p> | <p>同年9月以降、O₂、O₁、O₃らは、ノート、筆箱、定規、下敷きなどを隠したり、落書きをした。筆箱や定規や下敷きなどを壊した事実は認定できない。</p> |
| キ | <p>平成17年11月にO₃は多くの児童がいる前で、被害児童に対し、「お前をいじめてやる」「お前はきしょいし、ノリも悪い。死んで欲しいから。」などと宣言し、O₁とO₅がうなずき、拍手した。</p> <p>O₁、O₂、O₃を中心に、被害児童に対し、あてごとと呼ばれるボール遊びでボールを集中して当てるなどのいじめをおこなった。</p> <p>被害児童を遊びの仲間に入れず、ばい菌扱いし、「きしょい」「うざい」「死ね」「消えろ」などと罵った。被害児童の持ち物を取り上げたり、落書きをするなどの破壊行為をますます激しく行った。</p> | <p>平成17年11月、O₃は、被害児童に対し、「お前をいじめてやる。」「お前はきしょいし、ノリも悪い。死んで欲しいから」などと言った。</p> <p>O₅、O₁はこれに拍手し、他の児童も異議を述べなかった。</p> <p>それ以後、あてごとというボール遊びをする際、O₂、O₁、O₃らが中心となり、被害児童を集中攻撃する、顔面狙ってボールを投げる、チャイムが鳴ってからわざとボールを遠くに投げて、被害児童に拾いに行かせるなどした。</p> <p>その他、O₁、O₂、O₃らは、日常的に、被害児童に対し、足を引っ</p> |

| | | |
|--------|---|---|
| | | <p>かけたり、わざと押すなどのいやがらせをしていた。</p> <p>また、O₁、O₂、O₃は他の児童とともに、被害児童に対し「きしょい」「うざい」「死ね」「消えろ」などと罵声を浴びせるようになった。</p> <p>被害児童も、O₁、O₂、O₃を含む他の児童に対し、同様のことや「お前は犯罪者になりやすいタイプだ」と言うことがあった。</p> |
| ク | <p>同年12月、O₁とO₃は、O₅とともに、被害児童に対し、ボールを顔面に強くぶつける、押す、足を引っかけるなどの暴行を加えた。</p> | <p>同年12月、O₂、O₁、O₃らは、授業中には学用品を隠す等のいやがらせを行い、休み時間には、筆箱などの学用品を投げ合う、ボールを顔面目掛けて投げるなどの嫌がらせをした。</p> |
| ケ | <p>平成18年1月、O₁、O₃、O₂、O₅は、被害児童の持っていた修正液を持って被害児童の机に真っ白になるまで落書きをした。</p> | <p>平成18年1月、被害児童は、持ち物を守ろうと考え、他クラスの親友に筆箱などの持ち物を預けるなどしていた。</p> <p>このころ、被害児童の母は、ランドセルに靴跡がついているのを見たことがある。</p> |
| ② 暴行行為 | | |
| ア | <p>平成17年12月ころから、O₁とO₃は、O₅とともに、被害児童に対し、K-1ごっこ称して、蹴る、ひっかく、廊下で引きずる、ボールを</p> | <p>O₁とO₃は、平成17年12月、他の児童とともに、被害児童に対し、K-1ごっこ称して、殴る、蹴るなどの暴行を加えたこ</p> |

| | | |
|---------|--|---|
| | <p>顔面に強くぶつける、などの暴行を加え、O₁、O₃、O₂らは、押す、足を引っかけるなどの暴行を加えた。</p> <p>O₃が、O₅とともに、給食の時間に、被害児童の机を蹴っ飛ばしたため、被害児童は、給食を食べることができないことがあった。</p> | <p>とがあったほか、ひっかく、廊下で引きずる、ボールを顔面に強くぶつける、押す、足を引っかけるなどの暴行を加えた。</p> <p>O₃が、他の児童とともに、給食の時間に、被害児童の机を蹴り飛ばしたため、被害児童の給食のおかずがこぼれることがあった。</p> |
| イ | <p>平成18年1月、O₁、O₃、O₂らの被害児童に対する暴力はエスカレートし、殴る、蹴るなどの暴行が、日常化し、被害児童の腕などに痣ができた。</p> | <p>O₁、O₃は、平成18年1月、他の児童とともに、被害児童に対し、同様の行為をおこなった。被害児童の母は、このころ、帰宅した被害児童の腕やすねにひっかき傷やあざがあるのをみたことがあった。</p> |
| ③ 金銭の交付 | | |
| ア | <p>O₂は、平成17年4月から6月にかけて、被害児童に無理矢理万引きをさせ、それを両親にばらすと脅かし、金銭を脅し取る手段とした。</p> | <p>被害児童は、平成17年4月25日、O₂とともに、文房具を買うために [] 区所在の [] に買い物に行った際に、O₂から消しゴムを万引きするように迫られ、消しゴム1個を万引きした。これをきっかけにして、被害児童は、同年5月、O₂、O₁、O₅からも万引きをさせられた。</p> |
| イ | <p>O₄、O₅、O₁、O₃、O₂は、O₂の被害児童に対する万引き強要行為をきっかけにして、被害児童に対し、た</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| | びたび、数十円から数百円の金を貸すよう要求するようになった。 | |
| ウ | O ₄ 、O ₅ 、O ₂ 、O ₁ は、学校行事である自然学校へ行く直前に、被害児童に対し、1000円を持ってくるように命じ、これを4人で山分けした。 | O ₂ は、同年6月、学校行事の自然学校において、被害児童に対し、1000円の支払いを要求した。被害児童は、O ₂ やO ₁ を含めた4人の児童に対し1000円を交付した。上記4人の児童は、被害児童から受け取った1000円を一人当たり250円として分配した。 |
| エ | 同年7月21日、O ₄ 、O ₂ 、O ₁ 、O ₇ 及びO ₅ は、被害児童に対し、遊びに参加できないペナルティーとして金銭を要求し、被害児童は、翌日、学校のプールの帰り道で上記5名にそれぞれ1000円を交付した。 | O ₄ は、同年7月21日、被害児童に対し、遊びに参加できないペナルティーとして金銭を要求し、同月22日、被害児童は、プールの帰り道で、O ₂ 、O ₁ 、O ₄ 、O ₇ 、O ₅ に対し、各1000円を交付した。 |
| オ | 同年8月、被害児童は、O ₄ 、O ₅ 、O ₂ 、O ₁ などに水筒の茶を飲まれることが煩わしくなり、同人らにせびられて、同人らに対し、ジュース代として1000円を渡した。 O ₄ 、O ₅ 、O ₇ 、O ₂ 、O ₁ は、被害児童に対し、バッティングセンターで遊ぶ金を何度も出させた。O ₄ 、O ₅ 、O ₇ 、O ₂ 、O ₁ 、O ₃ らは、被害児童にボーリング場やゲームセンターで遊ぶ金を何度も出させた。 | 被害児童は、同年8月、O ₂ に、万引きをしたことや被害児童が好意を寄せる女子のことをばらされたくなければお金を支払え、などと要求され、O ₂ の自宅の前において、1万円を交付した。 被害児童は、同月中旬、バッティングセンターにおいて、O ₂ 、O ₁ など5人の児童に対し、5000円を交付した。 |

| | | |
|---|---|--|
| | <p>同月 O₁が被害児童から脅し取った金額は3万6000円であり、O₂が被害児童から脅し取った金額は1万5000円であった。</p> | <p>被害児童は、同月、お茶をねだられるのがわずらわしくなり、せびられて O₂、O₁、O₃らなどにジュース代として1000円交付した。</p> <p>被害児童は、同月、上記の他に、O₁に対し、複数回にわたり合計3万6000円を交付し、O₂に対し1万円を交付した。</p> |
| カ | <p>同年9月、O₅、O₇、O₂、O₁は、<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> で、被害児童にゲームセンターで使う金銭として3000円を出させた。O₂は、被害児童に金銭を要求するにあたり、被害児童に対し、もしお金を渡さないと油性のペンで被害児童が好意をよせている人物の名前との相合傘を落書きするぞ、などと脅した。</p> <p>同月 O₁が被害児童から脅し取った金額は、2万円であり、O₃が被害児童から脅し取った金額は1万円であり、O₂が被害児童から脅し取った金額は5000円であるが、その他、O₇を除く児童らは、同月6日、被害児童とともに回転寿司店の「<input type="checkbox"/>」に行き、飲食代金を被害児童から脅し取った2万円を支払い、釣りを児童らで分けた。</p> | <p>被害児童は、同年9月6日、O₂に対し、2000円を交付した。被害児童は同日、O₁、O₃、O₅、O₄とともに寿司店の「<input type="checkbox"/>」に行った。O₄はこれに先立ち被害児童に対して要求して受け取っていた2万円により寿司店での飲食代金の支払を行い、釣りを O₁、O₃、O₅とともに分けた。</p> <p>被害児童は、同月13日、O₁、O₂、O₅と再び「<input type="checkbox"/>」に行き、O₁は被害児童に要求して受け取っていた1万円により寿司店での飲食代金の支払を行い、釣りを O₂、O₅とともに分けた。</p> <p>被害児童は、同月、O₁の自宅前において、O₁に対し、2万円を交付し、菓子店である <input type="checkbox"/> の前において、O₃に対し、菓子店</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | <p>O₅、O₂、O₁は、同月13日、被害児童とともに「」に行き、あらかじめ被害児童から脅し取った1万円で飲食代金を支払い、お釣りを同人らで分けた。</p> | <p>で使うための遊興費として、6回に分けて、合計1万円を交付した。</p> |
| キ | <p>同年10月、O₂は、被害児童が好意を寄せる児童のことをばらされたくなければお金を出せと言い、被害児童から1万円を脅し取るなどした。</p> <p>同月、O₁が被害児童から脅し取った金書きは3万円であり、O₂が被害児童から脅し取った金額は2万円であり、O₃が被害児童から脅し取った金額は9000円である。</p> | <p>被害児童は、同年10月中旬ころ、小学校の教室において、O₁に対し、3万円を交付し、の前などにおいて、O₃に対し、遊興費として、複数回にわたり、合計9000円を交付した。</p> <p>被害児童は、同月中旬、金銭を支払わないでいるとO₂とO₅が原告において好意をよせる女子のことでからかったりしたため、O₂の自宅の前において、O₂に対し、2回に分けて合計2万円を交付した。</p> |
| ク | <p>同年11月、O₁は被害児童から3万円を恐喝し、O₃は被害児童から9700円を恐喝した。</p> <p>O₁は、被害児童が要求された金額を持ってこられないと、「は一、きしよい。死ね。近寄るな。」などと罵り、恐喝の態様も悪質化した。</p> | <p>被害児童は、同年11月上旬から中旬にかけて、の前において、O₃に対し、9000円を交付し、同月中旬、O₂の自宅にO₁とともに遊びに行った際、O₁と二人のときに、O₁に対し、2万円を交付し、同月下旬の下校時、O₁に対し、1万円を交付した。</p> |
| ケ | <p>同年12月、O₁は被害児童から5</p> | <p>被害児童は、同年12月10日、</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>万5000円を脅し取った。被害児童はO₁に対し、金銭の要求はこれを最後にしてくれと頼んだが、その後も続いた。</p> | <p>O₁とともに[]に行く途中、ゲームソフト等を購入する費用として、O₁に3万円を交付し、O₁に対し、金銭の要求をこれで最後にして欲しい旨を伝えしたが、同月中旬、3万円を要求され、2回に分けて合計2万5000円を交付した。</p> |
| コ | <p>平成18年1月、O₁は、被害児童から少なくとも5万円を脅し取った。</p> | <p>被害児童は、平成18年1月中旬から下旬にかけて、O₁から電話にて金銭の要求があったため、[]小学校のトイレなどにおいて、O₁に対し、4回に分けて合計5万円を交付した。</p> |
| サ | <p>同年2月1日、運動場の石拾いの時間に、O₁は、被害児童に対し、「A₁からは15万円以上はもらったな。」と言った。同月3日、O₁は、被害児童から2万5000円を脅し取った。</p> | <p>被害児童は、同年2月1日、[]小学校の帰りの際、O₁の家の前で、1万円を交付した。O₁は、同日の[]小学校の掃除の時間に、被害児童に対し、「A₁からは15万円以上はもらったな。」と言った。被害児童は、同月3日、O₁に対し、2万5000円をO₁のランドセルの中に入れる方法により交付した。</p> |
| シ | <p>同月3日、O₁は、被害児童に対し、電話等で5万円を要求し、翌日、被害児童の自宅にO₄とともに1万5000円を受け取りに来たところで、被害児童の両親に発覚した。</p> | <p>平成18年2月3日及び4日、O₁は、被害児童に対し金銭の支払いを要求し、被害児童は、父の財布に入っていた1万5000円を無断で抜き取り、O₁に支払</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | | うこととした。 同月4日、O ₁ とO ₄ が金銭を受け取るために被害児童の自宅意を訪れたところ、被害児童の父は、被害児童が1万5000円を渡すところを目撃した。 |
| ス | O ₁ 、O ₂ 、O ₃ が被害児童から恐喝した金額 O ₁ 29万4450円 O ₂ 4万8450円 O ₃ 3万400円 | O ₁ 、O ₂ 、O ₃ のそれぞれのたかり行為の交付金額 O ₁ 25万7450円 O ₂ 3万3450円 O ₃ 2万8000円 |

(2) 裁判所の評価

裁判所は、上記①いやがらせ行為について、相応の苦痛を伴うものであることを否定し得ないが、いずれの行為も、その対応や程度を考慮して被害児童に対して大きな精神的・肉体的苦痛を与えたものと認めることはできず、不法行為が成立するということはできないとした。

一方で、上記②暴行行為については、一方的に加えられたものであるということができし、行為が継続した期間被害児童が体調を崩していたなどの事情も考慮すると、被害児童に対して大きな身体的・精神的苦痛を強いるものであったと評価できるから、本件暴行行為はいじめ行為に当たり、不法行為を構成するとした。

また、上記③金銭の交付については、被害児童が任意におこなったものではなく、O₂、O₁、O₃らの要求に対して困惑ないし畏怖したことに基づいて行ったものと解するほかはないとされ、一連の金銭の交付要求行為は、いわゆるたかり行為として不法行為を構成するとされた。

なお、裁判所は、たかり行為と暴行行為とは、一体となったいじめ行為としてとらえるべきものであり、これらを分断して評価するのは相当ではない、としている。

2 当調査委員会の見解

(1) 事実認定について

裁判所の認定は、訴訟の当事者（O₁、O₂、O₃）に関する部分については、各当事者が主張立証を尽くしたうえでの認定であるところ、調査委員会において、これと異なる判断をする理由はない。記録を確認する限り、裁判所の認定において明確な事実誤認が存するとは解されない。

また、訴訟当事者以外の児童ら（O₄、O₅、O₆、O₇）も事実認定に登場するが、これら児童については、和解の事実（O₄、O₅、O₆）や、訴訟に現れた証拠から認定できるため、やはり、調査委員会において、これと異なる判断をする理由はない。

そして、裁判所の認定は、裁判外での学校の調査（1-52）、学校から被害児童保護者への報告内容（2-2、資料3、資料4）、学校から市教委への報告（8-12）とも矛盾しない。

なお、調査委員会は、被害児童（当時）とも面談の上、聴取を行ったが、裁判所の認定にそぐわないものではなかった。

したがって、事実認定については、裁判所の認定通りと考える。ただし、裁判所が不法行為とは認定しなかった「いやがらせ行為」もいじめとして認定できる。

(2) 評価について

一方、上記事実を前提として、いじめと認められるかどうかについて、調査委員会の見解は以下の通り。

ア まず、本件の発生した平成17年度当時のいじめの定義（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義）は次のとおりである。

- ① 自分より弱いものに対して一方的に、
- ② 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
- ③ 相手が深刻な苦痛を感じているもの。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

イ 暴行行為、たかり行為について

本件において、上記②暴行行為、上記③たかり行為とも、一方的、継続的になされたこと、日常的ないやがらせや万引き・好意を寄せる女子に関する言辞により被害児童と、他の児童らとの間には強者弱者の関係が生じていたこと、被害児童が深刻な苦痛を感じていたことは明らかであり、暴行行為とたかり行為が一体のいじめであると認定した裁判所の判断は首肯できる。

ウ いやがらせ行為について

他方、裁判所は、上記①いやがらせ行為については、大きな精神的・肉体的苦痛を与えたとは認めることができないとの理由で、不法行為が成立しないとす。そして、いやがらせ行為については、判決中の「本件いじめ行為」の中には含めていない。ただし、この裁判所の判断は、上記いじめの定義に照らしてなされたものではなく、不法行為にあたるかどうかを判断したものであるため、「いじめ」にあたるかどうかまで判断したのかは不明である。

この点、いやがらせ行為と暴行行為との線引きは明確ではないこと（例えば、判決中、ボールを顔面にぶつける行為や足を引っかける、押す行為などは、当初「本件いやがらせ行為」として事実認定されているが、不法行為に該当するかどうかの判断では、暴行行為に含まれているなど）、また、裁判所の認定した被害児童の大きな身体的・精神的苦痛が暴行行為のみによって生じたとは必ずしも解せられず、日常的ないやがらせ行為と相まって生じたと解することが相当であることなどの事情に鑑みれば、いやがらせ行為も、暴行行為やたかり行為と一体のいじめであると認定するのが相当である。

エ したがって、調査委員会は、上記①いやがらせ行為、②暴行行為及び③たかり行為のすべてについて、一体となったいじめであると認定する。

3 市教委の見解について

(1) 市教委の見解

ア これに対し、市教委は、裁判所からの調査嘱託に対し、被害児童と他の児童との間で、主張に次のような齟齬があるところ、その溝を埋める調査ができなかったため、「いじめ・恐喝の事実があったかなかったは判断できない」旨回答している。(1-22)

「(1)いじめについては、双方からの聞き取り内容に関する報告では、下記の例のように、必ずしもいじめであると断定できない状況がある。

例・子どもたちはお互いの立場を入れ替えながら「きしよい」等を言い合っていたこと。

・原告の方から「お前は犯罪者になりやすいタイプだ」と言われ、とても傷ついたという児童もいたこと」

「(2)恐喝についても、下記の例のように、必ずしも恐喝であると断定できない状況がある。

例・被告側の児童をはじめとした関係児童からの聞き取りによると、当初原告の「お前やろか。」といった発言に対して「本当？」と答える形で始まり、その後、「なんぼかもらえるか。」「ええで。」といったやりとりが続いたこと。また、聞き取った中では、脅し取ったと答えた児童はいなかったこと。

・被害届に基づいた垂水警察署の取り調べ結果も恐喝とは判断していないこと。」

イ そして、市教委は、その後も、調査ができないので、いじめかどうかの判断ができないとの態度を変えない。

(2) 市教委の見解についての評価

ア まず、裁判所調査嘱託への回答時点で、調査ができていなかったかどうかについての当否はさておくとしても、現時点では、すでに、上記の通り裁判で当事者により主張立証を尽くされたこと及び本調査委員会による調査が尽くされたことにより、いじめについての調査ができていないとの市教委の見解は、前提を欠く。

イ 市教委の述べる「(1)」の齟齬については、判決において、被害児童

がそのような発言をした旨、事実認定をしている。

これが、上記①いやがらせ行為について不法行為が成立しないとした理由となるのかどうかは判決からは不明であるが、判決は、かかる被害児童の行為があったからといって、少なくとも上記②暴行行為について、被害児童に対する不法行為成立やいじめとして認定することの支障となっていないことは上記のとおりである。

被害児童が、言葉で言い返したことがあったからと言って、他の事情（日常的ないやがらせ、万引き等弱みに付け込んだ言辭、たかり行為、暴行行為など）に鑑みれば、被害児童と上記いじめを認定した児童らとが対等ではなく、被害児童が弱い立場にあったことは明らかであり、また、暴行行為やたかり行為が、一方的、継続的になされたこと、被害児童が深刻な苦痛を感じていたことは明らかである。

したがって、そもそも、市教委の指摘する齟齬「(1)」が、全てのいじめの認定を阻却するような事情とは解せられない。

したがって、「(1)」の齟齬の溝を埋められないから、いじめかどうかの判断ができないとの市教委の見解は、そもそも失当である。

ウ また、市教委の述べる「(2)」の齟齬については、恐喝したのでなければいじめにならないかのごとき市教委の論調はそもそも失当である。上記裁判所の認定のように、恐喝でなくともたかり行為自体がいじめと認められるものである。

なお、被害児童が、任意に金銭を交付したものでないことは、上記のとおりである。

エ したがって、市教委の見解は、いずれも失当であり、いじめの認定を否定できるものではない。

(3) その他

ところで、裁判所からの調査囑託に対し、市教委があくまでも「調査を行えなかった」との立場を貫くのであれば、「調査が十分にできず、いじめ行為そのものの事実認定ができなかった」との回答で足りるはずである。

にもかかわらず、市教委は、「齟齬」という表現を用いて、いじめの認定に否定的な方向に働く可能性のある事情（関係者からの聞き取り内容）を、わざわざ裁判所に報告している。しかしながら、その必要性に関しては、疑問が存するところである。

さらに言えば、被害児童に対するいじめに関する訴訟における中立的立場である市教委において、いじめを認定できなかった理由である上記齟齬「(1)」「(2)」を、わざわざ裁判所に報告するであれば、反対に「齟齬」なく認定できた事実も裁判所に報告すべきではなかったか。すなわち、外形的にはいじめに該当するような行為が、具体的に、どのように認定できたかを明らかにした上で、しかし立場を入れ替えてなされていた可能性があり、「弱い者に対して一方的に」の要件において疑義があった、等の説明を丁寧に行うのが、市教委がとるべき態度であったと考える。

ところが、市教委の回答は、いじめの認定に資する情報については、裁判所に開示せず、いじめの認定の妨げになりうる不確かな事情についてのみ開示する内容となっている。かかる対応では、いじめについて否定的な印象を裁判所にもたらし意図があったのではないかと疑わざるを得ず、市教委の公平性・中立性に疑問が残るところである。

なお、調査囑託への回答に関する問題点は、この部分に限られないため、後述する。

4 結論

以上の通りであり、調査委員会は、裁判所が事実認定をした上記①いやがらせ行為、②暴行行為、③たかり行為の全てについて、当時の定義に照らし、いじめとの認定が可能であると判断する。

第3 不適切指導について（不当行為（1））

1 G3担任教諭のいじめ隠蔽行為

（1）被害児童保護者の主張

被害児童の父が、不当行為1「G3担任教諭のいじめ隠蔽行為と、学校の不適切指導」として主張する内容は、概ね以下のとおりである。

ア 平成17年6月、被害児童は落ち着きがなく、元気がなく、今まで守っていた門限をしばしば破ることがあり、母親はその原因を友人関係にあるのではないかと疑った。そのためG3教諭にこの頃から幾度となく相談したが、そのたびに心配ないと答えられていた。

例えば、同年7月の夏休み前、被害児童がG3教諭に対し、持ち物に落書きをされていることを訴えた（資料39）。G3教諭はクラスの児童に「落書きした者、立ってみろ」と問いかけたが、誰も立つ者がなく、その後は何の指導もなさなかった。

このことに気づいた母親は、同年7月に落書き被害についてG3教諭に相談したが、連絡帳で「全体に指導しました」と回答したのみである（資料40 2頁）。

イ 同年11月頃から被害児童は筆箱をとられて、パスで回されたり、落書きされたり、ランドセルを蹴り回されたりし、G3教諭はそれを目撃している。しかし、G3教諭は通り一遍の注意を一度したのみであった。

ウ この平成17年11月の時点までに被害児童と母親はG3教諭に対して3回にわたっていじめの被害を訴え、この11月には、G3教諭は直接いじめ行為を目撃していた。当然この時点でいじめ行為の存在を認識していた。（資料2 4頁下から9～3行目、5頁15行目～34行目）

エ 平成17年12月、G3教諭の在室中に、加害児童O₅が机を蹴っ飛ばし、「死ね、きしょい、消えろ」と繰り返し言ったため、給食が食べられなくなった、しかし、G3教諭はO₅を注意するどころか、被害児童を黙殺した。この行為は、O₅の和解調書（資料42別紙：下記）に自身の行為とし

て認めている。

(資料 42 別紙)

| 学期 | 時期 | 加害者 | 内容 | 詳細 |
|------|-------|---------------|--------------------|----|
| 2 学期 | 1 2 月 | 乙 ほか 1 1 名 | グループ によるいじ め | |

オ 被害児童に対するいじめ行為はさらにエスカレートし、筆箱などの学用品を取られることに耐えかね、平成 18 年 1 月、被害児童は隣のクラスの友人に休み時間中は学用品を預かってもらっていた。そのことを知った G3 教諭は、「いじめというゲームをするな!」「君らがしているのは、いじめというのだ」と加害児童らを叱っている。しかし、この時点でも通り一遍の注意のみであった。

カ 平成 18 年 2 月 8 日、被害児童が女子児童から顔面を殴打され、口内を切り、出血したことを G3 教諭に申し出たところ、同人は「口はよく切れるものだ」などと言って、取り合わなかった。

キ 同年 2 月 9 日、被害児童が O₃ から「ドッジボールを一緒にやらなかったら、一億円出せ」と脅されたことを G3 に申し出て、このことは生徒指導担当教諭にも伝えられたが、同人らは「(加害者から)ドッジボールを誘われたんだったら、ちゃんと気持ちを切り替えてドッジボールをしないさい。」などと、逆に被害児童に注意をした。

ク G3 教諭は、上記いじめの事実（少なくともその疑いの存在）を管理職に報告することもなく、かつ、被害者・加害者双方の保護者に連絡することもせず、自ら事実を確認し徹底的な指導を行なうこともなかった。

(2) 記録から認められる事実

ア 担任作成の指導記録（1-51）には、平成 17 年 6 月 3 日に母から電話があり、「最近、A₁さんの様子が気になる。だらしのない言動があり、自分の身の回りのこともできるかどうか心配なので、自然学校に行かせない方がいいように思う」との内容で、その日の放課後に来校して頂いて話を聞いたところ、「5 月 20 日頃から、A₁さんの様子がおかしく、『宿題はない』とうそを言って遊びに行くようになった」「5 月 22 日（日）、野球部の練習が休みで 9 時頃から遊びに行ったが、『16 時頃から友だちと風呂に行く約束をしていたのに、その友達が来ない』という電話を自宅にかけてきたため、父親が帰ってくるよう伝えたが、別の友だちと風呂に行き帰ってきた。父親と『そんな約束はするな』と約束した」「5 月 26 日の学校公開デーで図工の時間、しゃべっていて何もできていない様子だったため、G6 先生と約束して放課後、作業の続きをする約束をしていたが、放課後遊びたいので、その約束を断った」「5 月 30 日頃、おつりをごまかしていた。また、自然学校におやつを持っていく約束を友達としていた」という旨を話された。そして、

- ①お金のこと
- ②友達に対する悪ふざけのこと
- ③物事の善悪の判断が付かないこと

について、どうすればいいかという話になり、「学びの支援センター」を紹介することにし、自然学校には参加してもらうように話したとされている。

イ 被害側提供資料 40（2005（平成 17）年 7 月 12 日（火））には、連絡帳に「いつの間にか、筆箱に落書きされているということでした。当人は全く気にしていませんし、私自身も単なるイタヅラだろうとは思いますが、人の持ち物に勝手にさわって落書きをするというのは、高学年であ

るだけに、なんとなく陰険なような気もします。とりあえず、お知らせさせて頂きました」。・・との A₃からの相談を受け、担任教諭は、「全体に指導しました。聞くところによると、自然学校前のことで、気づかずに申し訳ありませんでした。今後このようなことがないように、気を付けていきます。」と返答していることが認められる。そして、担任作成指導記録(1-51;11頁)には、「7月中旬?」として、「A₁さんの筆箱に落書きを見つける」と書かれており、これに対して「クラス全体に問いかけるが、真相はわからなかった。担任が、落書き消しで消す。A₁さんから、〇〇にされたとか、いじめられたとか言う話はなかった。」とのコメントが付されている。また、「Aさん届けの内容 夏休み前、A₁が担任に『落書き』の被害を直接訴える。その後、『落書きしたもの、立ってみろ』問いかけ、誰からも応答ないままフォローなく放置。」「とあるが、訴えてきたのではなく、担任が机間巡視のとき、発見したと記憶している。『フォローなく』とあるが、落書きすることがよくないことであることはもちろん指導した」とも記されている。

当調査委員会による同教諭の聞き取りにおいてその点を確認すると、同教諭は「記憶の中では、書いてあるものがあって、どうしたのって聞いたところ、自分で書いたと、それは覚えています。自分で書いたと言ったので、特に親にも報告もしていない」と答えている。

また、同聞き取りにおいて、母から相談を受けたことがあるかと質問をしたが、「平成17年7月の夏休み前、申立人 A₁が相手方 G3 に対し、持ち物に落書きをされていることを訴えた」については、「記憶にはない」とのことであった。

ところが、2006年2月14日に 小学校校長室で A₂と G1 校長、G2 教頭、生徒指導担当教諭、担任教諭で面談した際の内容を録音したものの文字起こし資料「面談記録(A)」(資料2)において、当時担任は「うる覚え」としながらも、「筆箱に落書きがあって、マジックでされていました。・・・『誰がこんな酷いことするんや』と言って、そんなことがあったことを覚えています。それを本当に誰々にされて、というところまで、追求して、指導できませんでした。」と話していることが分かる。

ウ 担任作成の指導記録(1-51)には、「11月ころ」として、「Aさん届けから A₁は筆箱を取られてパスで回されたり、鉛筆を投げられたりしていることを担任に訴えることが多くなる。とあるが、→担任へ訴えてきたことなど、一切記憶にない。」「担任は都度、学級会等で全体の前で注意するのみで個別指導は行わず。とあるが、→A₁さんのことで一斉指導したのは、7月中旬の筆箱への落書きのときと、1月下旬の筆箱パスのときだけである。それ以外には、全体指導が必要な場面などなかった。もちろん、そういう訴えもなかった。」「ランドセルを蹴りまわされたとき『「いじめ」はいけない』と注意したことからみれば、『いじめ』の認識はあったと思われる。とあるが、→ランドセルを蹴り回していたのを目撃したこともないし、A₁さんや保護者からも一切そんな訴えはなかった。当然、そのことで、注意したこともない。逆に、A₁さんのランドセルがロッカーからよくとび出していて、片付けるように注意したことは、何度かある。」とされている。(ただし、G3教諭作成の「時系列」には、このランドセルに関する注意についての記載はまったく見当たらない。)

エ 担任作成の指導記録(1-51)「11月ころ」欄にはさらに、「その後も発覚まで『いじめ』を意識した対応は全く行われず黙殺とあるが、→『いじめ』の事実は認識していなかったのも、そのような対応をしていないのは、当たり前のことである。」とされている。

オ さらに同記録(1-51)には、「12月」として、「Aさん届けから 給食中、机を蹴っ飛ばしたため、給食が食べられなくなった。担任が在室中のできごと。とあるが、→事実として確認した記憶はない。」とされている。

カ 前掲「面談記録(A)」(資料2)には、その際のG3教諭の言として、「把握したのは、その筆箱が、きっと休み時間が終わって、A₁君が言うに、遅れて帰ってきたんです。遅れて帰ってきて、どうしたんやと尋ねたところ、筆箱を隣のクラスのF君に預けて遅れたという話があったんです。何でそんなことになったんや?ということで、話しをした時に、筆箱を投げ合いされたり、物差しが外へ飛び出したというようなことで、それを必死に彼が探しているのを発見しました。そのことに関して、私はその時に、子どもたちに話をし、これはどういうことやということで、数

名の者を立たせて怒りました。それも事実です。」「怒りました。叱りました、いじめというゲームはするな！」と」が記録されている。これに対して A₂ が『『いじめ』と言いましたか？』と問うと、「言いました。それは A₁ 君も聞いてくれていると思います。『いじているゲームをするな。君らがしているのは、いじめというのだ』と、私はその時にそういうことを強く思って、そういうことを言うたのだと思います。」と答えている。さらに A₂ が「じゃ、その時に、いじめは認識したわけですね。」と問うと、「そうです。はい。」と、いじめであったこと、それをその時点で認識した旨を答えている。

ただし、本件発覚を受けてしばらく経ってから作成されたと思われる担任作成の指導記録には、「1月下旬ころ」として、「5時間目の最初、A₁さんがうろうろしていた。話を聞くと、筆箱を回されるので、1組の〇〇さんに預けたといった。」「筆箱を回すのにかかわっていた児童を立たせ、厳しく指導した。そういうゲームを『いじめ』と言うんだ。とも伝えた。しかし、A₁さんに対しての『いじめ』を認識したのではなく、そういった遊びをすることは、いじめに繋がることもあるので、早めに児童にそういった遊びをやめさせるべきだと考えて行ったことである」と記されている。

キ 給食の時に女の子から顔を殴られて口から血が出たという件については、「事実関係を全然見ていない」ため知らないとし、指導記録(1-51)に記載もない。ただし、上記2006年2月14日の「面談資料(A)」によれば、G3教諭は被害児童が口を切った事実を知っていたものの、その理由を聞くことなく、「口を切ってその後の治療といっても、口の中に薬を塗ることはできないから」という対応で済ませたことを認めている。

さらに、人権救済申立(後述)にかかる担任への想定Q&Aである「人権救済申立書に対する回答」(1-40)には、「同じクラスの女子児童が、A₁さんにいやなことを言われ、故意ではなく、振り上げた手があたり、少し口が切れたことがあった。決して『殴打された』という状況ではない。その際、口の中は薬を塗ることもできないし、たいしたケガでもなかったので、A₁さんも同意の上で、『様子を見ることにしよう』と話したと担任は記憶している。また、この件が2月8日の出来事だったかどうか

は、未確認である。」としている。

ク 担任作成指導記録の2月9日欄には、O₃から「」
」と言われた旨をA₁が担任に伝えたとする記載は一切
みられない。

他方で、前記2006年2月14日の「面談資料(A)」によると、以下の
やり取りが認められる。

父：で、木曜日(2/9)に、O₃が「1億円出せ!」と、

G3: はい。

父：そのことを指導してないでしょ。その後、O₃君に。

G3: いいえ、指導しました。

G4: 彼と行って、おうちに行って、親の前で「とんでもないこと言うた
んです」ということで、注意もしました。家の方にも知らせて、今度
も、まあ、彼も朝ごっつい怒られたようですわ。

父: 「どうして」て聞きました? どうして、また何度も「お金を盗っ
たことはいけない」と怒られていて、にもかかわらず、木曜日に「1億
円出せ!」と。そういうことを言ったことに「どうして?」と聞かな
かったんですか、あなた。

G3: 「どうして?」て聞いてます。聞いて、本当にそれが軽はずみなこと
だと。

G4: これは言い訳になりますが、彼曰くには、「」と
言うたので、すごく怒りました。それと家の方からもその場で「」
」というこ
とで、そういうおうち
の方の指導も、目の前でされているのを見ております。

また、平成18年3月6日に小学校で、A₁、A₂、A₃と校長、教頭、
担任教諭が面談した内容を録音し、文字起こしした「面談記録(B)」(資
料18)には、以下のやり取りが認められる。

母: じゃあ、すごく意地悪な言い方をさせてもらいますと、6カ月間い

じめられたと、50万円とられいじめられたと。で、来る日も来る日も、悪いな悪いなと思いながら、お金をせびられたと。それで、相手が一言、ドッジボールを誘ってくれたと。じゃ、誘ってくれたなあという気持ちを持てたらいいな、という考えを、先生はお持ちなんですね。

G3：そうですね。不適切だったと。

(中略)

G3：あのね、つらい思いをね、心にしてて、そういうわだかまりみたいなものがなかったら、みんな誘ってくれたら、そう、みんな遊びますよね。だから、そうなったらいいね、という意味で、私はお話しているつもりなんですけれども、それがうまく伝わらなかったな、と思います。

母：校長先生、どう思われますか。

校長：はいはい。あのね、私も今の話、非常に分かりにくかったんですね。あの～例え話の中で、非常に分かりにくかったということ。前提としてね、お母さんのおっしゃった、1年間来る日も来る日もお金をせびられた相手にドッジボールを誘われたら、ということですね。その時。

校長：だから、あの中でそういう話を持ってきたということは、事実があるんですから、無理な例え話をしたと。

一方、前述の「人権救済申立書に対する回答」では、「放課後に G4 教諭と一緒に A₁ さんから聞いた話の中で、『友達に誘われたらうれしいことだし、一緒に遊べたらいいね。』という話をしたと記憶している。『一緒に遊びなさい。』などと強制したのではない。ドッジボールの話は、図工の時間に、数人の友だちが放課後ドッジボールをする話をしていたときに、O₃ さんが、A₁ さんをさそったようだ。『ええで。』と答えたので、冗談で、『』と言ったらしい。決して脅したのではない。そのとき、A₁ さんは、冗談だとわかっていたみたいだったと、その日の夜に家庭訪問したときに、O₃ さんは証言していた。しかし、こ

の時期での発言なので、厳しく指導した。」とされている。

ケ 担任教諭は、同人が兵庫県弁護士会に対する人権擁護委員会の事情聴取資料である「07Y13 人権救済申し立て 見解まとめ (G3)」(1-33)には、「…A₁さんの様子からは、いじめられているとは感じることは出来なかった。むしろ、周りからは、すごく安定した人間関係に見え、トラブルも減り、楽しく過ごしていたのだから…。いやいや一緒に遊んでいるのではなく、時には、いじめられていると感じるような場面があったにも関わらず、自分から今回の関係児童に近づいて行ったように思う。(中略) どうして、そんな風に関係児童に近づいていけるのだろうか？また、いじめられるのに…。」などと、本件いじめに関する全体的な所感を綴っている。

以上の経緯であるため、本件が発覚した2月4日以前に、担任がいじめやその疑いを管理職はもとより、保護者にも連絡していないことは明らかであり、そのような行動を行ったとする証拠は一切見いだされないし、そもそも担任自身が2月以前のいじめはもとより、本件の金銭のやり取り発覚以降に被害側から訴えられたいじめの事実自体を完全に否定している。

(3) 当調査委員会の判断

ア 担任教諭作成指導記録の平成17年5月12日の欄には、小学校では生徒指導部会の中で、「いやがらせをされて、学校にいきたがらない」、「家からお金を持ち出して、友達にあげていた」の報告(A₁ではない、6月3日・7月4日の報告も同様)があがり、それぞれ指導(当該学級においても)を行ったと記載されている。しかし、A₃の相談・心配(とりわけお金や自然学校におやつを持っていく約束を友達としていた等)に対して、しっかりと本児に寄り添い、話を聴くことができていない。

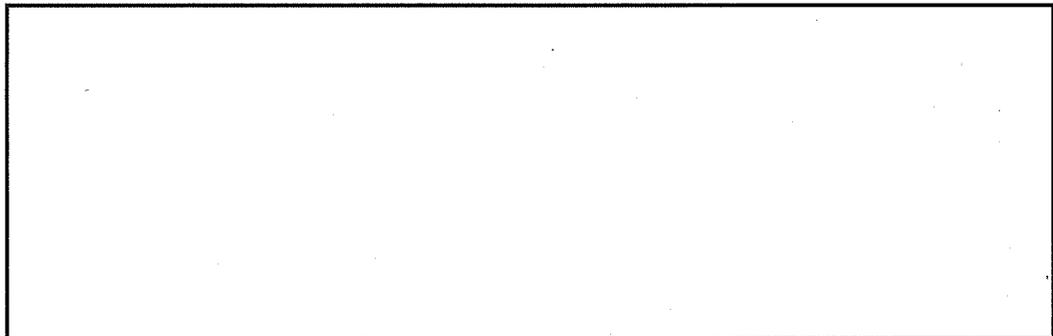
また同記録によれば、6月3日の生徒指導部会でも「自分の小遣いを友達に渡した」の報告があり、「お金、カードのトラブルが多い。指導の徹底が必要。」と記されている。

さらに、一か月後の7月4日の同会では、「おごり、おごられで、家か

らお金を持ってこさせた」との報告があがり、G3教諭は「遊んでいる友達みんながお金を持って遊んでいるとは限らない。家の方針で、お金など持たせていないという家庭もある。そんな場合、お金がないので、おごってとか、今度遊ぶときにはお金もっておいでと等という話になる場合もある。お金がないことや、持ってこれないことでトラブルになる場合があることについて指導し、お金を持って遊びに行くこと自体、良くないことだという指導を行った。」と記載している。

これらのことからすれば、そもそも [] 小学校では学校全体で、お金を家から持ち出して遊ぶ児童についての問題行動を認識していたものであって、そのような折、自然学校という行事前に、A₃からお金やおやつ心配の相談を受けたわけであるので、もっと真摯に徹底的に取り組む必要があったといえる。

担任作成指導記録（4月27日（木）報告内容）には、A₁について []



[]、と記載されている。すなわち、担任において [] であると把握していたのであれば、同人に対する指導や支援方法については、保護者への報告はもちろん、管理職を含め学校全体で情報共有すべきであったといえる。

イ 担任作成指導記録のうち、平成18年「11月ころ」欄に記載されている「Aさん届けから」とする出来事（「11月ころ」の筆箱パスやランドセルの蹴り回し、「12月」）は、学校作成時系列（1-50）平成18年2月24日（金）欄記載の、「A₁さんの母親より電話がある。11月にあったいじめを思い出したので伝えるとのこと。」、週明けの27日（月）に被害児童の母親が来校して校長・教頭と面談し、「現在も、休み時間等に嫌がらせがあったと。11月にあったことを子どもが思い出したので。」などと話し

たことを受け、その際に挙げられたいじめの事実について、担任が当時のことを思い出しながら、それぞれ「一切記憶にない」「そういう訴えもなかった」としたものであると思われる。

これは、被害児童の立場に立つと、これまでに様々な嫌がらせを受けてきていたが、それを受忍し、何とか加害児童たちとの仲間関係を維持しようと努めていたところ、2月4日に本件の金銭のやり取りが発覚して大騒ぎになる中で、保護者が自分に対するいじめの全容を明らかにすることを強く希望し、学校にも調査の徹底を求めている過程で、これまでの加害者との関係で嫌な思いをした出来事において「思い出した」ということであったものと思われる。

担任とすれば、このような経緯に思いを致し、真摯に2月4日以前の出来事についての記憶をたどり、些細なことであっても「いじめの兆候」として考えるべきであるが、残念ながらG3教諭においては、被害児童の訴えについて「記憶にない」とするばかりであり、これを虚偽であると指摘することは困難ではあるものの、少なくとも各時点において適切な指導等が行われた形跡はない。

ウ 平成18年2月に女子児童から殴打されて口を切ったとする出来事について、担任教諭は「事実関係を全然見ていない」ため知らないとしながら、「面談記録(B)」では、被害児童が口を切ったことに対し、単に「口を切ってその後の治療といっても、口の中に薬を塗ることはできないから」という対応で済ませたことを認め、もう少しその理由について聞いておくべきであったと述べているところである。

そして、「人権救済申立書に対する回答」(1-40)では、事案発覚から間もない平成18年2月14日には、口を切った事実以外は知らなかったとしているが、その1年以上後の平成19年10月になって「故意ではなく振り上げた手が当たり」「決して『殴打された』という状況ではない」と説明されることには、違和感を禁じ得ない。平成18年2月14日の加害児童保護者との面談の際にこの事実を指摘され、再調査を行ったにしても、そうした事実は記録上うかがうことができず、そうした事実があったことを後日になり、「突如思い出した」ものだったとしても、「決して

『殴打された』という状況ではない」などと確信をもって説明できるだけの根拠があったのか、疑問が残る。

また、児童がケガ（口の中を切る）をした場合に、ケガの状況をしっかりと把握・確認することは教員としての最低限の責務（保健室や医療機関との連携含めて）であり、口の中を切った原因や理由を確認しないばかりか、単に口の中の傷は薬も塗れないとのみ考えての G3 教諭の対応は不適切であったといえる。

エ 総じて、担任は、数々のいじめのエピソードが目の前で起きていても、適切にアンテナを張ることができていなかったために、いずれも見過ごしてきていたことが分かる。なお「面談記録（A）」（15 頁）で担任は、

[redacted]

[redacted] ことについて「ですから、本当に、これ、お父さんが言うように、いじめというものしか見えてません。これ私の今のことを聞いた時の見解です。」「みんながしてた。『周りの子たちがしてたから』というのを子どもたちが言ってます。（中略）そうやって自分が、A₁君をいじめている子たちに加担して、同調しないと、反対に自分がいじめられるというように感じて、それをしていたという子もいます。中には『悪いな』ということ感じながらも、でもやめなかったというようなことも、子どもたち話してくれている子もいます。」（16 頁）と認めている。

オ ただし担任は、「07Y13 人権救済申し立て 見解まとめ（G3）」（1 - 33）で、被害児童が自ら加害児童に近づき、一緒に遊んでいる事実を挙げ、被害児童の心理を「こんなに大金を使ってまで友だちとの関係を築きたかった」と、あくまでも一方的ないじめ・いじめられの関係ではなく、被害児童が「友達関係を築くために近づいていた」と考察している。

しかしながら、この際の担任の考察は、被害児童の心理について非常に表面的になぞるにとどまっているものと言わざるを得ない。今回のいじめ事案の当時、クラスの男子は [redacted] 人で、加害児童が 10 人と、クラスのほとんどの男子が本件いじめに関係していたとされている（G3・聞き取り）。そうなると、クラスで孤立することを恐れる被害児童においては、

自分から今回の関係児童に近づかざるを得ない環境にあったというべきであり、被害児童において「いじめがなくなるのなら、一緒に遊びたい」と考えるのは必然であろう。したがって、担任において「被害児童が自分から関係児童に近づいて行ったのだから、(当時の)関係性は悪くなかった」という理解は非常に浮薄であると言うべきであろう。また、そのような生徒理解に基づいて「いじめの関係ではなかった」と想定するのであれば、様々ないじめ事象を見過ごしてしまうのも無理はなかろう。

カ 担任教諭は、自らはいじめの風景は見えていなかったとしながらも、被害児童の父親からいじめの存在について黙殺していたのではないかと迫られると、見過ごしていたとの姿勢は貫きつつも、一旦は被害児童の父に対し「いじめがあった」と認めているのであり、その後その発言を修正するに至った理由について被害児童及び保護者に対し納得のできる説明をすることを怠ったために、その後の当事者間の紛争に至ったものと言わざるを得まい。

キ なお、当調査委員会による聞き取り調査において、担任は、金銭のやり取りが発覚する以前である 11 月頃にいじめと見られるような行為を見たり、聞いたり、訴えられたりしたことは「なかった」とはっきり述べ、殴られて口を切った件についても「もちろん見てないですから記録もできないし、親から訴えられたわけでもないですし、こんなあったと聞いていたわけでもないですので、メモは存在しないですね、当然。」と答えている。つまり、親の前で「いじめ」と認めて以降、現在に至るまで、「当時、いじめを認識していなかった」という考えが固定されていることが分かる。

ク 当時の 小学校教諭らの聞き取りにおいて、本件当時、 小学校では児童たちが「きしょい」「ウザい」「死ね」などの言葉を日常的に使っていたことを、多くの教師らが証言している。複数の教師らは、このような児童の様子について「下町らしい、やんちゃな子たち」という言葉で表現し、例えば、「元気な子どもたちだったので、筆箱に落書きされた、なんていう小さなトラブルは日常茶飯事であった」などの言葉に現れているように、必ずしもネガティブには捉えていなかったようである。し

たがって、このような学校風土と、それによって被害を受ける児童の存在というものに対して、教師らは非常に鈍感な状態であったことは否めない。ただし付言すると、教師の中には、A₁が給食の時間などに1人でいたことや、児童たちがA₁をターゲットにしていたことに気付いていた者もいた。

総じて、担任教諭は本件当時、いじめに対する感度が相当に低かったものといえる。児童間の不適切な行為が行われていても、「見て見ぬふり」というよりは、「本当に見えていない」、あるいは「見ようとしなさい」教師と言われても仕方なく、校長をはじめとする他教職員との情報共有や協働意識も低く、教員として適切な対応が出来ていなかったものと思われる。

ケ また、被害側が主張する数々のいじめエピソードのうち、担任教諭は少なくとも「筆箱にマジックで落書きをされていて、『誰がこんな酷いことをするんや』と注意した」こと、「筆箱を投げ合いされたり、物差しが外へ飛び出したというようなことで、それを必死に彼が探しているのを発見」し、「いじめ」という言葉を使って児童たちに注意をしたことなどを認めているのであって、その時点で被害児童に対するいじめの兆候だととらえ、丁寧に被害児童から聞き取りを行い、その内容を保護者と共有した上で、管理職やその他の教員とも共有し、見守りを始めとする適切な対応をすることを約束すべきであったと言える。それにもかかわらず、当時の担任教諭はこのようないじめ対応の基礎とも言うべき対応を一切行っていないのであって、もしそれらのことが実行されていれば、平成18年2月4日のいじめ発覚までの間に、被害児童におけるさらなるいじめ被害を防止することができていたはずである。このような意味で、担任はいじめを疑わせる徴候を漫然と見過ごし、また注意した場合にもその場で通り一遍の指導で終わらせていたものであり、不適切な対応であったと言わざるを得ない。

(令和5年1月31日教育委員会に対する意見聴取を受けての追記)

なお、市教委は、当時の担任の指導内容について、「指導された事実」

が認定された上で「適切な指導ではない」という評価なのか、当時まったく指導がなされていなかったのか、「記憶にない」とすることで「信用性がない」という認定となったのか、上記の表記からは不明だとする。

この点については、当時被害児童からいじめの訴えが出されて以降も、被害児童が加害児童らから受けていた嫌がらせなどについて真摯に振り返り、必要であれば被害児童本人や名指しされた加害児童たちから丁寧に話を聞くなどして、適切に対応すべきであったにもかかわらず、ただ「記憶にない」「そのような事実はなかった」と、否定するのみであったことからすれば、およそ当時、いじめに対する何らかの指導が行われたと解することはできない。殊に担任は、本件いじめが発覚して以降、平成18年3月22日の森指導主事との面談において「いじめの指導について時系列で作ること」との指導を受けて詳細な指導記録を作成しているものであるが、その内容は当時担任教諭が日常的に記載していた記録ノートに基づいて作成されているものであるところ（担任聞き取り）、同指導記録には、加害児童らに対して本件発覚以前、本件いじめに関する何らかの指導を行ったとする内容は一切記載されていない。このことは、平成18年2月14日に、被害児童保護者から「いじめに気付いていて何らの対応もしなかった」旨、激しく追及された際、担任は、以前に被害児童の筆箱に落書きがされていたことに気付いたことと、筆箱を投げ合いされるため隣のクラスの友人に筆箱を預けていたことを知った際に、それぞれ加害児童たちに注意をした旨を述べつつも、その余の対応は一切していなかったことを認めていることと整合する。すなわち、被害児童保護者から杜撰ないじめ対応を非難され、激しく責められる局面にあっても、担任において何らかの指導をしたとする事実を口にすることができなかったことは、指導を行っていないことを裏付けている。したがって、当調査委員会は、当時の担任において、いじめに関する必要な指導を行えていなかったと評価するものである。

2 「教頭による不適切指導」について

(1) 被害児童保護者の主張

被害児童の保護者によれば、同年3月16日、被害児童が加害児童に「何でも先生にばかり言う」と嫌味を言われたため、校長や担任が不在だったので教頭にそのことを告げに行ったところ、教頭は被害児童に対し、「いちいちそんなことを言いに来るから、言われて当然だ。言ったら余計にいじめられますよ。もし、いじめられても教頭先生は知りませんよ」と述べたとされる。そして、これに対して被害児童が「でも、先生に言わなければ、何も前には進まないでしょ。」と言い返すと、さらに教頭は「そうですね。そんなことばかり言うともっといじめられますよ。もし、いじめられても教頭先生は知りませんよ。」と、さらに突き放す発言をしたとしている。

(2) 記録から認められる事実

- ア 担任作成の指導記録(1-51)3月16日(木)欄には、「給食のときに、教室で『A₁、すぐ先生に言う』と言われたことに対して、教頭に訴える。教頭がA₁さんの思っていたような返答をしなかったため、そのことに対して反発する。」と書かれている。
- イ なお、前掲「人権救済申立書に対する回答」(1-40)では、同年3月初旬の5年生学級のエピソードとして、「2月28日(火)にA₁さん父より垂水警察へ被害届が出された。その翌日、A₁さんは関係児童に対して、『おまえら、犯罪者になったんや』などと言っている。そして、3月2日(木)から警察での関係児童への事情聴取が順次始まった。3月14日には、一緒に帰る友達にA₁さんは『クラスでお金にかかわった子たちが呼び出されているのを知っているか？ 警察に行き、取り調べを受けてるんやで一。』など周囲の児童に対しての言葉からも分かるように、A₁さんに対しての言葉かけや指導は大変難しかった。」「そのような状況で、給食の後、A₁さんが職員室へ興奮して入ってきて、教頭に教室へすぐきて『何でも先生にばかり言う』と言った児童やクラスの他の児童に対して指導してほしいという訴えだったと記憶している。そこで、まず落ち

着くように『何があったのですか』『少し待ちなさい』と言って、さとしたと記憶している。ここにあるような言葉は言っていない。」としている。

ウ 平成 19 年 6 月 29 日の「人権救済申立書に対する事実確認（小学校 G5 校長との懇談まとめ）」(1-42)には、当該事実が引用されているが、「小学校・G5 校長の見解」として「3 月 16 日と言えばこの件がかなり大がかりなものになっている時期であり、G2 教頭にそんな軽率な発言があったとは到底思えない。(中略)この話もかなり脚色されているのではないかと考えている。」と記載されており、さらに続けて、市教委関係者と思われる者が手書きで「昼休み、職員室にきて話をきいていた。『落ち着きよ』という発言はしたが、他のことは覚えていない」と記している。

(3) 当委委員会の判断

被害児童の保護者から、最初に学校に対して本件申し立てがあった時期は明らかではないが、少なくともある程度時間が経過してから申し立てられたものようであり、当時の発言についての教頭の記憶は曖昧であって、「言うはずがない」「言った覚えがない」というにとどまっている。

上記の記録を見る限り、教頭がどのように被害児童に対応したのかは明らかではなかったが、この時点で教頭において、被害児童に対して「扱いの難しい児童」という少々ネガティブな印象を持っていた可能性は否定できない。そのため、被害児童が「何でも先生にばかり言う」と言われたことを伝えに来た際、「もっといじめられますよ」のような直接的な発言はしていないにせよ、被害児童において、教頭が親身に対応してくれようとしなないことを感じ取り、「落ち着きなさい」「少し待ちなさい」、あるいは「そういうことをいちいち言いに来ないほうがいい」などというニュアンスで言った言葉を、教頭先生は自分の訴えを真剣に聞いてくれない、ぞんざいに扱われたととらえてしまった可能性もある。そのため A₁ が、この時の教頭の対応について「先生は知りません」というネガティブな発言があったととらえて傷つき、教頭が「いじめられても先生は知らない」という発言をしたと保護者に伝えたとしても不思議はないものと思われる。

少なくとも、被害児童及びその保護者が「学校で重大ないじめを受けた」という認識を有している以上、学校関係者には、さらなるいじめ状態の悪化につながり得る事態に毅然と介入して、関係児童に適切な指導を行ってくださることを期待することは当然なのであって、学校関係者における消極的な姿勢は「いじめられても構わない」と、いじめの事実を放置または隠蔽していることと同視されることは必定である。

また、学校関係者においては、少なくとも被害児童からの訴えを真剣に聞き、指導の必要性がないと判断するのであれば、被害児童にそのことを十分に説明して納得を得る必要があったものと思われる。そしてさらに、いじめの問題が浮上しているのであれば、保護者が学校でのわが子の過ごし方、教師や児童らの対応などについて強い関心を有しているのは当然なのであって、学校と保護者とで正確な共通認識を持つためにも、「学校で起きたこと」をこまめに保護者に伝えることは重要である。

本件では、教頭の発言がその意図とは離れて被害児童に理解され、その児童の認識がそのまま保護者に伝えられたためにトラブルとなったものと推測されるが、そもそもの原因は、教頭が被害児童の被害感情にしっかりと寄り添うことがなかったため、被害児童においてその対応にさらなる被害感情を抱くことになったものといえる。そうであれば、当時被害児童が教頭の対応に対して釈然としない態度を取っていたであろうことは想像に難くないため、その場できちんと被害児童に対してフォローをした上で、その日のうちに保護者に「何があったか」についてきちんと説明し、理解を得る必要があったものと思われる。

3 結論

よって、被害者側が不当行為として述べる①担任のいじめ隠蔽行為、②教頭の不適切指導については、①については不当行為と認められ、②については不当行為とまで言い得るかはともかくとしても、適切な対応が取られていなかったものと評価することができる。

第4 風評被害黙殺について（不当行為(5)）

1 被害児童父の主張

被害児童の父が、不当行為 5「風評被害」として主張する内容は、概ね以下のとおりである。

(1) A₁は「家の金を盗ったから、野球部やめさせられよったんや」と加害者やその保護者らに虚偽の噂を広められた。この事実を知ったA₁の親は、校長に対して、速やかに風評の調査と、噂を広めている児童に指導し、止めさせること、さらに全校保護者に事実の説明を行ない、風評被害を回復するように要望した。

G1校長はG4教諭より、風評が実際に確認できたとの報告を受けたにもかかわらず、被害者父に対しては「そのような噂は全くない」と虚偽説明を行ない、被害者側の要望を拒否し、風評被害を黙殺していた。

(2) 校長や市教委は、「校長がG4教諭の報告を誤解しただけだ」と言い逃れをしているとのことであるが、G1校長はいじめ・恐喝を認識し、市教委にその報告を行なっており、その状況下でこのような誤解が生じることは断じてありえない。

百歩譲って、もし仮にそうであったとするのなら、被害者側に誤解した事実に対して謝罪を行ない、速やかに被害回復の対応を行なうのが道理である。

2 記録から認められる事実

(1) 学校側の風評認知

学校作成時系列資料(1-50)によれば、風評被害に関連した出来事が初出するのは、平成18年3月4日に、PTA本部役員打ち合わせ会にA₂が出席し、「今回の件で風評被害にあっていること」を申し出た時点のものである(学校作成時系列)。そして3月6日に、A₂は学校に電話し、「野球部の4年生がお金の持ち出し等今回の件について噂をしている。野球部の保護者説明会を開いて欲しい」旨の要請をした。

(2) 平成 18 年 3 月 7 日の聞き取り

被害側提供資料「面談記録 F」は、平成 18 年 6 月 1 日に [] 小学校にて A₂・A₃と代理人弁護士、G1 校長、G5 教頭、生徒指導担当教諭との 6 名で面談を行った際に録音された音声データを文字起こししたものである。そこでのやり取りから、校長は「O₇については ([] 組の) 担任の先生に聞いたら、彼は絶対に言っていない」とのことであったので、そのように報告した旨、被害側に述べている。しかしながら、そこでの生徒指導担当教諭の説明では、3 月 7 日には、前日の情報を受け、生徒指導担当教諭が 4 年生 4 名から聞き取りを行い、2 月 11 日に [] 公園に O₇と O₂、O₅がいて、上記噂話を O₇から聞いたと話したこと、G4 教諭はその 4 名に対し、「そういうことをとやかく人に言うたりとか、噂をしたりとか、人にしないようにという話をした」こと、それ以降、その 4 人は噂話をしていないことを確認したとされている。さらにその内容については教頭も把握しており、「O₇さんも 2 月か 3 月の頃に、 [] 公園で話をしたことはあるというのは認めています。」と発言していることから、この点について、校長のみが両者と認識を異にしていることが分かる。

(3) 被害側代理人弁護士からの入電及び文書通達から面談まで

市教委作成「風評被害にかかる照会」とする資料(7-35)によれば、平成 18 年 5 月 18 日に、被害側代理人弁護士より学校に入電があり、校長不在のため教頭が対応し、「加害の子どもたちが、A₁がいじめられて転校したと、 [] 小学校の子どもに知らせ、 [] 小学校の子どもたちが本人に伝えたことについて、6 月 1 日に話を伺いたい」との要求があり、教頭が「6 月 1 日まで日があり、それまで放っておいてよいか」と確認したところ、弁護士から「詳しく聞いて FAX を送るので返事が欲しい」との回答があった旨のやり取りがあった。また、その後校長が同弁護士に電話をし、上記やり取りを確認している。

そして 5 月 19 日に至り、被害側代理人弁護士から FAX で、22 日には文書として、下記の風評被害状況が示された。

※風評被害状況

転校前【風評被害 A】

3月中旬・下校時・O₁（加害者本人）・小4年男子（当時野球部）
被害児童が4年生男子と下校している際、リュックで通学している理由をきかれたため「ランドセルをボコボコにされたから」と答えたところ、O₁が突然話に割り込み、「ボコボコちゃうやろ、なあおれ20万円ももらったっけ」と大声で呼びかけた。O₁を無視してやり過ごしたところ、4年生男子から「中2のヤツから聞いたけど、お前って親の金を20万円ぐらいとったんやろ」と尋ねてきたため、どうして知っているのかを問うと「そいつの妹が、O₄の彼女やから」という意味のことを答え、さらに「O₇からも、A₁が親の金を盗んだということを知った」とのこと。

転校後【風評被害 B】

4月25日・教室・小学校6年男子（同級生）
転校先である小の教室で同級生の男子から「A₁っていじめられたってほんまか。お金ださな遊んだらへん、ていわれて、20万脅し取られたらしいな。いっぱい落書きもされたんやろ」と言われた。6年生の妹がいる兄（高校生）とこの男子の兄が同級生であるらしい。

転校後【風評被害 C】

4月29日・公園・O₁・O₂・O₁₇（加害者本人）
野球部の応援に行ったところ、試合待ちの野球部の一団と会い、「あいつ、A₁や」などと他の部員も呼んで指差し、噂話をした。さらに部長はA₂を黙殺し、会釈もなかった。

転校後【風評被害 D】

5月10日登校時・自宅前・小4年男子（野球部）
小学校4年の野球部児童らが転校先を尋ねてきたため、無視すると「転校したわけはO₄から聞いて知ってるねんぞ」と言われた。

そして市教委作成の同資料（7-35）によれば、5月22日に校長が市教委に行き、森指導主事・上坂指導主事に対し、郵送された文書を示した□その際に校長が受けた助言は、「事実が確認できるものについては対応する。K小学校で起こった件については、確認をとった上で対応する。学校だけで対応できないことについては、保護者に了解を取った上で動くべき」というもので、さらに弁護士への対応については法規系の係長に確認のうえ、小学校に連絡する旨の方針を伝えている。

その後両指導主事は法規系の係長に相談し、「蓋然性が認められるものについては、前向きに対応すべき。誰が言ったか特定できないものについては詳しい話を聞いた上で判断する。」とし、さらに事前に弁護士に対し、「この風評が誰の口から出たものか特定できるようにさらに詳しい話を教えて欲しい」と依頼すべきことが助言された（7-35）。

そして翌日5月23日に教頭が上坂指導主事と前日の協議内容等に関して面談し、市教委側から「対応の基本方針」として、以下の対策が決定された。

[対応の基本方針]

- (1) 風評被害という被害児童保護者側の資料に沿って、6月1日面談前に調査できること、指導、依頼できることについては、前もって学校側として行動する旨、弁護士を通して了解を取る。
- (2) 教委のアドバイスに沿って、弁護士に「風評被害の書面」の中で他に知り得ていること（氏名・他の詳細な内容）がないか、再要求する。
- (3) 了解後、2月の事件関係児童保護者7名に連絡、集まって頂き、①現在の状況説明、②児童からの事実確認、③今後の学校の方針・家庭への依頼等を依頼すること
- (4) 関係児童以外については、その後調査、指導、依頼

この「(2) 教委のアドバイスに沿って、弁護士に「風評被害の書面」の中で他に知り得ていること（氏名・他の詳細な内容）がないか、再要求する」を受け、同日、校長が被害側代理人弁護士と連絡を取り、上記要請を伝えたところ、同弁護士から「氏名については分かっているようだ。家の方から連絡させる」

との返答を受けた（1 - 14）。

この翌 23 日、翌々日 24 日には被害児童の保護者からの連絡はなかった（1 - 14）。

そして 25 日、学校側は生徒指導担当教諭作成の「6 月 1 日の答え方」と題する資料を持参して市教委を訪れ、打ち合わせを行っている。同資料には、以下の記載がある。

- 1, 5 月 1 0 日の [] の件について (G4) <委員会注：風評被害 D>
事実関係の確かめと指導 ([] と O₄)
まず [] ; 「言ったことは事実か、聞いたことは事実か」聞いてから指導
次に [] ; 「 [] に言ったこと事実か」聞いてから指導
- 2, 4 月 2 9 日の [] 3 人 (言える) <委員会注：風評被害 C>
事実関係の確かめ (状況把握) と指導
- 3, [] 小学校の指導の指導は、学校から [] 小にお願いします <委員会注：風評被害 B>
[] と [] ; 家庭訪問「事実の確かめと指導、お願い」
- 4, [] と [] 2 名 <委員会注：風評被害 A>
下校中の話の事実関係調査
まず [] (下校中のリュックの話)
「 [] 」と言ったのは事実か
[] やからに近い発言の事実関係
次に [] (事実関係の確かめ)
事実の場合 [] と中 2 の [] : 家庭訪問
O₇の話は、3月中旬では無く、3月6日でした話
2月11日の内容であることは把握しているが、内容は違う
「O₇は否定している」

あれが、風評被害か、学校が間に入って言えるのか

今後の対応（こうしたい）

- 1, 調査の困難性を認めざるを得ないが、質問には丁寧に答えたい
- 2, 事実関係については、判る範囲で答える
- 3, 学校が中に入って調査することが困難であることを理解して頂く
(時間の経過、記憶の薄れ)
- 4, 今後別の展開になっても仕方ないと思っている

(下線：市教委加筆)

さらに同日付で教頭が作成した「小学校『A₁さん・風評被害の件』について」と題する時系列資料(1-14)によれば、市教委において教頭と上坂指導主事が協議しており、そこで以下の方針が示されたことが記載されている。

～A・7家族対応における学校側の基本姿勢～

(今後の学校の姿勢の基本的な考え方)

- ・ Aさんの今後の健やかな成長への支援
- ・ 7名のでの今後の健やかな成長への指導・支援
- ・ 全児童の健全な成長のために、教育のよりいっそうの充実

※上記の3本柱を全ての考え方の軸にする

(具体的な部分での考え方)

- ・ Aさんの現在及び今後の生活を、理不尽な形で阻害することが学校関係につながる形で起こるときは、可能な範囲でそのようなことにならないよう支援する
- ・ 7名の児童の今後のより健全で、健やかな成長につながるよう6年の学年を中心に、全職員で支援、指導していく
- ・ 昨年度の反省を生かした具体的な本年度の小学校の取組の確立と実践
- ・ 昨年度の事件については、事件から時間が経過していること、警察の調査が終わったこと、学校として今なすべきことの役割からして、今後、学校が再調査するなどの形で7人に関することはしない。できないと考えている。

球部員たちと会い、「あいつ、Aや」などと他の部員も呼んで指差し噂話をしたという件については、名指しされた3名の児童は「」という程度の興味を示しただけで他意はなかったと教頭が説明した。A₂は、「私もそばにいたが、何人かが入れ替わり立ち代わり見に来ていた。はやし立てていたことは間違いない」と反応。

- ③ 転校先の6年生がA₁の噂話を聞き知って、A₁に伝えたとする件については、6年生のO₂₅がということのみ認めているが、その後はそのような話をしていないことを説明。反応はなし。
- ④ O₁がA₁に「なあ、おれ20万円もらったっけ」と呼びかけたとの指摘については、O₁本人がと言っていることを伝える。A側は、これには無反応
- ⑤ 現5年のO₁₁が「親の金を20万円とったやろ」と言ったとの指摘には、「
」とのO₁₁の話を伝える。また、O₂₀が「O₄の彼女やからや」と答えたことについてO₂₀がことを伝える。これにも無反応。
- ⑥ 上記③、④、⑤について、A側が「学校とうちだけしか知らないはずの20万円という数字がなぜこんなに一人歩きしているのか」と不信感を表明。
- ⑦ O₇が4年に「A₁が親の金を盗んだ」と言ったとの再度の指摘については、3月には、「」と本人が話していたが、5月30日には
はじめの学校の説明が間違っていたことを謝罪。
- ⑧ 弁護士が「このように丁寧に対応していただきありがたい」と謝意を表す。最後に、「いじめの問題は難しい。加害がいじめだと思っていなくても、いじめになっていることが多い。また来る。」と言いついて退席

上記日付の資料以降、この件に関するやり取りは存在していない。

3 当調査委員会の判断

ア 学校が風評被害について初めて認知したのは平成 18 年 3 月 5 日の A₂ からの架電によるものであったが、それ以降、学校作成時系列（3 月 31 日までの記録）には、この風評被害について調査等の具体的対応を行った記録は一切出てこない。

また、「面談記録 F」によれば、3 月 7 日に G4 教諭が 4 年生児童 4 名を集めて少年野球で噂話をした件について聞き取りをしたとされている。しかしながら、学校作成時系列にはそのような調査をした旨の記載は一切なく、それに関連するメモや覚書等の記録も一切存在しない。また、5 月 30 日に G4 教諭または教頭が O₇ から聞き取りをした際に、本人が風評の内容を話したことがある旨を認めた旨の発言もあるが、この聞き取り内容はもとより、このような聞き取りを行ったことを裏付ける記録も、一切存在していない。

イ 「面談記録 F」によれば、風評を流していた [] が 2 月 11 日に [] 公園で O₇ から噂話を聞いたこと、5 月 30 日の聞き取りにおいて、O₇ 自身も 2 月か 3 月頃に同公園で [] にそのような話をしたことを認めた旨について、G4 教諭及び教頭の間で共通理解があったようであるが、その場において校長のみが頑なに「O₇ は言ってない」と主張する。

この点について被害側は、「G1 校長は G4 教諭より、風評が実際に確認できたとの報告を受けたにもかかわらず、被害者父に対しては『そのような噂は全くない』と虚偽説明を行ない、風評被害を黙殺した。この事実に対して、市教委は『校長が G4 教諭の報告を誤解しただけだ』と言い逃れをしている。だが、この状況下でそのような誤解が起こるとは考えられない」と主張する。

前述したように、3 月 7 日に G4 教諭がどのような形で [] 児童に聞き取りを行ったのか、また 5 月 30 日に教頭あるいは G4 教諭がどのような形で O₇ 本人から事情を聴取したのかは、記録からは一切明らかになっていない。「面談記録 F」に「O₇ については（ [] 組の）担任の先生に聞いたら、彼は絶対に言ってない」との校長の発言が記録されていることからすれば、少なくとも校長はいずれかの時期に O₇ の担任教諭に O₇ の聞き取りを指示し、そこで O₇ が担任に対して風評を否定したとの報告を受けて、「O₇ は絶対に言ってない」との心証を得ていたものと思われる。

しかしながら、3月7日にG4教諭が[]からO₇の名前を聞き出し、その後本人に確認して本人が認めたというのであれば、その内容を校長のみが知らなかったとは考えにくい。とりわけ5月30日は本件に関する弁護士を交えた面談の2日前の出来事であり、6月1日の面談に間に合わせるために急いでO₇から聞き取りを行ったであろうとみることができる。

ただし、3月7日に[]からO₇の名前が出ており、学校側もそのことを把握していたにもかかわらず、5月末に至るまでO₇から事実の確認を行っていなかったとは考え難い。したがって恐らく学校側は、3月7日以降、3月中には担任教諭を通じてO₇から事実の確認をさせ、そこでO₇が「[] []」と言ったとの報告を校長が受けていた可能性がある。そして、他の記録からは一切認められないものの、「面談記録F」でG4教諭と教頭が「O₇が認めた」旨の発言をした際、A₂が「だから、校長のその時(3月)の私への報告は間違っていたんですね」と発言していることから、3月のいずれかの時点で校長は被害側に風評について否定する発言をしたであろうと想像できる。

ウ なお、学校側は5月19日には被害側代理人弁護士から風評についての詳細を文書で示されており、22日には市教委に相談に出向き、23日には市教委から「対応の基本方針」について指導され、さらに25日には「6月1日の答え方」として、「まず4年男児に『言ったことは事実か、聞いたことは事実か』聞いてから指導」、「次に6年男児に『4年男児に言ったことは事実か』聞いてから指導」と、具体的な対応が共有されているにもかかわらず、土日を挟んでいるとはいえ、その5日後、6月1日の面談の直前である5月30日によくO₇から事実を聞き出したとするのは、やや不自然である感も否めない。

しかしながら、とにかくO₇自身が風評について認めたことについて、6月1日の面談の時点で学校側が把握していたのであれば、それでも校長がなお、頑なに「O₇は言っていない」との見解を貫こうとしたかという点については、被害側が指摘するように、積極的に風評を黙殺しようとの意図であったのか、勘違い等によるものであったのかについて、記録上明らかにすることは困難である。

エ なお、市教委によって作成された、「小学校、A への風評被害に関する経過報告」(2-5)には、「『O₇が親の金を盗んだ』と言ったとの再度の指摘については、3月には、『』と本人が話していたが、5月30日にははじめの学校の説明が間違っていたことを謝罪」と書かれている。これは「面談記録F」で学校側が認めた内容と一致する記載であると考えるが、この一文からさらに「市教委がいじめを隠蔽するために、校長に風評被害を黙認させた」とまでを読み取ることは出来ない。

オ 結局、本件風評被害については、2で示した内容が現存する資料のすべてであって、市教委から校長に対し、本件風評被害について黙殺を指示したことが裏付けられる資料は一切存在していない以上、この点について「校長の勘違い」であったのか、「あえて黙殺しようとしたのか」について、確たる証拠を得ることは困難であると言わざるを得ない。

したがって現時点で、当調査委員会が「G1校長はG4教諭より、風評が実際に確認できたとの報告を受けたにもかかわらず、被害者父に対しては『そのような噂は全くない』と虚偽説明を行ない、風評被害を黙殺した」と認定することは困難である。

ク しかし、3月6日に被害側からの風評被害の訴えがあつて以降、学校側は被害者の立場に立って、真摯に風評についての調査を行ったかといえ、残存する記録等が一切ないことからしても、極めて疑わしいと言わざるを得ない。また、3月7日の時点で名前の挙がったO₇に対する聞き取りにおいて、仮にO₇がそれを否定したのだとしても、それを直ちに鵜呑みにし、改めて4年生児童の聞き取りなどを行うこともなく、そのまま風評自体が存在しないかのような説明を被害側に行っていたことがうかがわれるが、この対応も極めて杜撰であつたと言わざるを得ない。

そして、O₇自身が嘘を認めたのであれば、6月1日の時点で学校側は、G1校長の3月の説明が間違っていたことを被害者側にしっかりと謝罪し、誠意をもって風評被害の回復に努めることは当然であり、そうしたことが一切なされていない点は非常に残念である。

また市教委も、関係児童らに対する聞き取りに関して、通り一遍の指導を行うだけでなく、学校に対して迅速かつ適切な指導・支援をし、被害拡大の

防止、被害回復に努めるべきであったと思われる。

4 結論

よって、被害児童保護者が不当行為として述べる学校側の風評被害黙殺については、一連の経緯から「黙殺」と評価し得る不当行為であったとまで認めることは困難ではあるものの、被害側からの風評の訴えがあつて以降の学校側の対応においては、その調査や被害側への説明、風評被害の回復への努力、被害拡大の防止などの点から、不適切であったと評価する。

第5 学校・教育委員会によるいじめ隠蔽、事実を反する回答等について（不当行為(2)～(4)）

1 被害児童保護者主張の整理

被害児童保護者は、〔1〕学校が被害者にはいじめを認め、加害者には認めないという態度をとった（不当行為(2)）、〔2〕学校がいじめの事実を認識しながら、転校を申し入れた際に、いじめは確認できないとした（不当行為(4)）、〔3〕市教委は裁判所に対する回答においていじめを隠蔽しようとし、その理由も虚偽である（不当行為(3)）などと主張する。

これら主張のうち、①学校・市教委がいじめの事実を認識、認定をしたことがあるか、②①の認識、認定またはその説明に変遷があったか、③②の理由およびその当否、④いじめの認定ができないとする理由は何かおよびその理由は妥当なものか、については争いがある。

そこで、これらの点を検討することが有用である。

2 いじめ認定・説明の変遷について（1①～1③）

（1）記録から認められる事実

残存する資料をもとに検討した結果、学校・市教委においては、以下の通り、いじめの認定について、変遷が確認できる。

1) 学年集会

本件小学校では、本件発覚から4日目の平成18年2月8日（水）には「学校側は様々な噂が広まっているのを受け、学年集会を開催することが適当と判断し」（1-6; 3-4）、2月10日に本件に関する学年集会を開催することとした。学年集会の開催にあたっては、A₁の保護者及び加害とされる児童らの保護者の承諾を得た。

2月10日（金）、被害児童及び加害児童が在籍するクラスでは、1時間目にて「いじめがあったことを前提にした学年指導」を行った。そして5時間目に学年集会が開催され、5年生児童60名、保護者33名が集められ

た。被害児童の保護者提供による集会での担任教諭の説諭を録音して文字起こしした資料(2-87)によれば、「キモイ！」などの言葉の暴力や遊びの中での集中攻撃などの「嫌がらせが、ずっと続いていました」とし、さらに金銭の要求があり、「最初『貸して！』て言われた時、嫌やったのに。大きなお金が動きました。みんなの想像を超える大きなお金が動きました。」「その子は、そうやって(お金を)持って行ったことで、お母さんにばれた。その子はもう持って行けなくて、仲間外れにされたり、いじめられたりするの方が、どれだけ怖かったことか。実はこういったことが実際にあったんですよ」などの発言が担任からあったことが確認できる。そしてその後、当日欠席していたA₁が書いたとされる手紙(「僕は毎日学校に行くのが地獄でした」と始まり、具体的ないじめの内容が書かれ、『死んだら楽になるかな』とあって、マンションの上の階から下を見ていたこともあります)などと書かれている)を、A₃が読み上げた。なお、この「手紙の読み上げ」については、「学校との合意の上」とする被害者側と「何の断りもなく突然読み上げられた」とする学校側とで意見が対立している。

その後、この集会を受ける形で、学校では6時間目に5年生の児童たちに「感じたことの作文」を書かせている。担任によれば、「内容を知らなかった子にはことのほか大きなショックを与えていた。ほぼ全員が、こんないじめに気付かなかった自分たちを責め、謝りたいという意思を文に表していた。」(1-51)という。

2) 「いじめに関する実態調査1」(1-52)

2月16日(木)15時40分~18時45分の約3時間をかけて加害とされる児童10人に対して聴き取りを行っており、学校作成の「いじめ調査シート」(1-52)には、そこで「去年の5月頃(自然教室前後)~3学期の発覚まで。・言葉によるいじめ/・からかい。いやがらせの言葉。/・遊びの中でのいやがらせ。あてごの一人ねらい。集中攻撃。ボールを片付けさせる。/・学用品への落書き。/・学用品を投げる。/・暴力。(廊下に引きずる。) /・金を受け取る。/・いやがらせ。(遊びに寄せない。)」などの多様ないじめ行為について記載されていることが確認できる。

3) H18.2.22 (資料4)

2) の聞き取り内容について、「調査について」と題する文書が2月22日にA₁の保護者らに示されていたが、保護者としては、この文書を「手渡され、説明を受けたが、状況を理解するには十分な内容ではなかった。そのため、再度詳細な資料を作成し、説明をしてもらえるよう依頼を行った。」結果として、同月22日にA₁の保護者らが校長と教頭の両名から、上記「いじめ調査シート」を受取り、再度説明を受けている。

ここでの校長の説明を録音したものを文字起こしした「面談記録(S)」によれば、校長が「こないだのあれなんですけども、形式いただいて、それで色々取りまとめして、委員会の指導仰ぎまして、それでいろいろなやかんや相談しながら、まとめたのがこれなんですけど、概略的なんですけども、こんな風にまとめさせていただいたんです。」と説明しており、市教委との相談・指導の下でこの資料が作成されたとしている。また、同記録によれば、校長はその前後の期間13日～17日に、5年生全体を対象にした調査を行っているとして保護者らに説明している。

しかしながら、この5年生全体に対して行った「いじめの調査」に関する資料は、市教委提供資料中に存在していない。それでも、この際の校長の発言からは、名前の挙がった児童本人は認めていないいじめ行為について、周りの児童が証言していること、校長は、その事実をもって家庭訪問の上、本人に事実確認をしようと考えていたことが分かる。これは、いじめ行為に関する極めて客観的で重要な資料であったと考えられるため、現存していないことは非常に残念である。

そして、同調査で特に名前の挙がった10人を対象にして16日に行った2)の調査について、「面談記録(S)」によれば、この時点で学校が調査を行った結果として、校長が被害児童に対するいじめを確信した旨が保護者に報告されていることが分かる。

4) H18.3.5 生徒指導に関する状況報告書、補足説明(8-12)

平成18年3月5日、市教委に学校から「生徒指導に関する状況報告 2

月分」が提出された。そこには、「1. 問題行動」の欄に、「恐喝」高学年男 7 件数 1 と記されており、「いじめ」高学年 男 10 女 4 件数 1 と記され、「男 10」の「10」に手書きで抹消線が付され、「9」に訂正されていることが分かる。この訂正は、当時学校からの報告を受けた担当指導主事が、電話で校長からの説明を受けながら手書きで訂正したことが判明しており、後に市教委は「公文書の取り扱いとして不適切であった」として謝罪している。

また、状況報告に添付される「補足説明 I」には、学校が事実確認を行った結果として、5名の男子児童に総額 21 万 8 千 5 百円が渡ったとする、その具体的な内容が記されており、さらに「いじめ」として、「恐喝の事実確認を行っている途中、A₁から下記のいじめについて話が出た。」「1 学期中頃（自然学校前後）から、クラスの友だちから、落書き・悪口・学用品の隠蔽等のいじめを受けていた。」「A₁からの訴えの事実確認をした上で、該当児童の指導と家庭訪問を担当と生徒指導担当者で行った。」「金銭トラブル（恐喝）を含め、いじめが大きな問題として A₁と保護者から指摘されている。いじめた児童・保護者に対する謝罪、学校としての取組の要求が、現在の問題となっている。」と記されている。

したがってこの段階において、学校側の本件いじめに関する調査は一通り終了していたとみることができるのであり、その状況についてつぶさに報告を受けていた市教委側が正式にこれらの報告書を学校から受領し、自ら数字の訂正まで行っている状況からすれば、この時点で市教委も本件が「いじめ事案である」との認識を有していたとみるべきである。

なお、市教委はその後、同報告書における「恐喝」「いじめ」の報告について、単に「訴え」があったものを記載すると主張しているが、以下の点で、明らかに苦しい言い訳であると思われる。

同報告書の記載方法については詳細なマニュアル（資料 16）が作成されている。そこには、「学校が指導した事例と関係機関がかかわった事例のみを記入対象とする」として、単に訴えがあった場合ではなく、加害者とその行為が特定されたものについて記載するよう記されている。さらに

「被害のみや情報のみ事例については人数・件数をカウントしない。」とされている。

このことを踏まえて被害児童保護者は、「加害生徒が特定されたものを記載する体裁となっているのだから、単なる『訴え』を報告する書類ではない」、しかしながら市教委は、平成24年9月24日時点においても「被害者からの訴えを記述しただけだ」と言い続けているのであって、さらに「補足説明Ⅰ」（資料8）の記述内容についても、「訴えだ」と言明しているのであって、これらは明らかに虚偽説明であるとしている。

上記に見たように、「補足説明Ⅰ」には、A₁からいじめの訴えがあったこと、それに対する「事実確認をした上で当該児童の指導と家庭訪問を行った」旨が明記されているのであって、これは「単なるいじめの訴え」にとどまらず、訴えを踏まえての加害児童の指導と家庭訪問の段階に入っていることを示しているといえる。

なお、当調査委員会による学校関係者の聞き取りから、この「状況報告」「補足説明Ⅰ」は、当時の生徒指導担当教諭が記載したものであることが分かっている。そして同教諭は、当調査委員会の聞き取りにおいて、「ここへ恐喝とあげているのは多分、金銭面にはっきり動いたとか、俗に言う法に触れそうな内容に近いものだ。そうじゃないものについては、ここに出すようなことにはしてなかったと思います。」などとし、この時点で委員会にまだいじめとはっきりしてないのにいじめと報告するのはないだろうという旨を話している。

また、同聞き取りにおいて、同教諭は「報告書」の記載内容につき、「どれかの部類に入れるとしたら、いじめしかないと思う。」と答えており、最初は友達欲しさに家からお金を持ち出して配っていたのかもしれないが、最終的にはせびり取るような形になり、力関係の下で金銭を要求したように見える旨述べている。

そして、同報告書を同教諭が起案した際には、当然校長に見せ、「学校の認識」ということで「校印」が押された上で、市教委に提出していたとする。

なお、この点について市教委は、何度も「確定はしていないけれども、そういった疑いがあるというものについても書く、ということを、毎年度開始時に口頭で各生徒指導係に説明していた。」との強弁を繰り返している。しかし、記録を精査しても、毎年度開始時にそのような説明会が開催されたとの証拠は一切存在せず、上述したように、小学校の生徒指導担当はそのような説明会に出席したとも、そのような説明を受けたとも申し述べていない。それどころか、「ある程度確からしい段階で報告を上げる」とははっきりと証言している。

つまり、市教委側の説明は「学校はいじめを確定していない」という事実に沿う形で作り出された虚偽のものであるとの被害児童保護者の指摘については、これを否定するだけの証拠が存在していないということになる。

そして、「疑い例についても報告する」ということについては、当時の生徒指導担当が振り返るように、「ある程度確からしい段階で報告する」という運用が行われていたものと思われる。そして、この「確からしい」という程度が、被害児童側においては「すべていじめとして確定したもの」という認識であり、学校側においては「被害者の訴えのすべてではないが、いじめと言ってよい状態はあった」という認識であったものと推測され、以降のこの食い違いを埋めるために、殊更市教委が「疑い例でも報告させていた」との後付けの説明を行い、その実態について調査や確認を行うことなく、担当者が変わるたびに「疑い例でも報告すべしとの説明会を（当時）行っていた」という見解のみが引き継がれ続けてきたものとみることができよう。

したがって、この段階において、学校も市教委も本件に関して「いじめがあった」という共通認識を有していたものと言わざるを得ない。

5) H18.3.17 小学校での校長・教頭と A₂ の面談記録（資料 14）

被害児童保護者提供の、平成 18 年 3 月 17 日に小学校で校長・教頭と A₂ とが面談した際の録音データを文字起こしした記録（「面談記録（L）」）によれば、校長ははっきりと A₂ に対して、「僕らはいじめがあったと認識し

てますやん。」「言いましたやん。私、『いじめたことを学校は認めている』
と言うてますやん。いじめがあったことは認めていると、もう。」と発言し
ていることが分かる。

6) H18.3.24～3.31 (1 - 50 1 - 41)

学校作成時系列によれば、平成18年3月24日18時50分から、校長及び教頭が指導課に行き、「今後のことについて相談」したとされている。その際に市教委から、「4/4の弁護士との面談までに、いままでのいじめや指導についてまとめる。また、弁護士に対するQ&Aをまとめる」、「Aさんより指定外通学の申し出があれば、校長判断で対応する。その際、転出校へ校長が出向き、直接経過等を説明し受け入れをお願いする」旨を指示されている。

そして学校はその指示を受け、G2校長によって「A₁さんの件」とするQ&Aを作成した。そのQ2には、「学校は、『いじめ』と確認しているか。」との記載があり、それに対するA（回答案）として、「『いじめ』は、受けた者がいじめられたと報告した時に発生するものと考え。その意味では、今回A₁さんが遊びの中で『いじめ』だと感じたことは事実だと思う。ただ、周りの子どもたちは、お互いの立場を入れ替わりながら遊んでいたもので、いじめの認識はなかったと言っている。」と記されている。さらにQ3には、「学校は、いつ『いじめ』と確認したのか。」と記載されており、これに対する回答は「2/4以降に、保護者より訴えがあったが、それ以前に身体に傷があり保健室へ行くようなことがあったという報告は受けていない。」「金銭のやりとりの中で身体への暴力があったという報告は受けていない。」とされている。

また、Q4「学校は『いじめ』に対する指導をしたか。」に対する回答としては、2/4以降学校は、関係児童に対する個別指導が3回(2/14, 15, 16)、クラス指導1回(2/10)、いじめについてのクラス学習(2/13)、道徳学習として仲間づくりの指導(2/24)を、それぞれ行ったと記されている。さらにQ5には「学校は、『いじめ』の内容を各家庭に行ったのか。」と記されており、これに対する回答として、「家庭訪問時に事実と確認できたものについ

ては知らせた」と記載している。

これらの記載内容からも、この時点において学校は「いじめ」があったことを認めていることが分かる。

7) 学校作成の6) Q&Aを受け、「H18.3.31 森指導主事が作成したと思われる」、「市立小学校 いじめに絡む金銭要求事件。Q&A 弁護士への対応」と題する文書(1-41)

「Q3 転校しないと、またいじめられるという認識は、学校はしていないのか？」

「A3 「いじめ」については、

- ① 自分より弱い者に対して
- ② 身体的、心理的な攻撃を継続的に加え
- ③ 相手が深刻な苦痛を感じているものをいじめととらえている。

A₁さんが、遊びの中で、いじめだと感じたことは事実であると思う。

ただ、こどもたちは、お互いの立場を入れ替えながら遊んでいたもので、いじめるという認識まではなかったといっている。」

「Q5 いじめは続いているという認識はないのか？」

「A5 学校として、いじめがあったということまでの判断をすることは難しい。保護者からの申し出があった2月4日以来、学校、警察での指導もあり、関係のこどもたちは、A₁さんとの距離を置くようになった。

A₁さんの言動にクラスや学年のこどもたちは、割り切れない思いを持っているようだ。」

「Q10 今回の件で、転校を望むが、『いじめ』での転校であるから、通学に関する費用を請求したい。」

「A10 学校は、『いじめ』での緊急措置と考えていない。こどもたちや保護者から聞き取りをする中で、いさかいや、言葉の受け止め方の違いがあったことは事実であるが、学校として『いじめ』があったということまでの判断をすることは難しいと考えている。(中略)

今回の件では、友だち関係のこじれがあり、このままでは同じ学年、同

じクラスでの生活が難しいと判断できる。

保護者や本人の要望もあり、今後の本人の学校生活を考えると指定外通学を認めてもよいと考えている。

したがって、通学に関する費用については、応じられない。」

なお、次のQ11の想定問題に対する回答案を見ると、「教育委員会にも相談して対応する」の文言があることから、このQ&Aは学校の立場で答えるものとされているため、市教委から学校側に「相手方弁護士にはこのように回答するように」との指示を行うために作成されたものであることが分かる。

「Q11 今回の件で、A₁さんと保護者は心理的苦痛を感じており、学校、担任、校長に対して、慰謝料を請求したい。」

「A11 訴訟を起こされるのであれば、教育委員会にも相談して対応する。」

また、このQ&Aには、「※ 方針として」として、以下の記述がある。

「学校としては、文部科学省のいう『いじめ』についての定義が、今回の件について当てはまり、『いじめ』であるという判断や評価をすることは難しい。

ただ、これまで、こどもどうしのいさかい、からかいやふざけあいかわかれば、その都度個別に指導し、いじめにつながらないように配慮してきた。

2月4日以降に、関係のこどもたちに聞き取り等を行ってきたが、いさかいや言葉の受け止め方の違いがあったことは事実であるが、学校として『いじめ』があったということまでの判断をすることは難しい。」

さらにこの下部には、手書きで「一連の書類（小西係）に渡して説明」「Q&Aを見てもらい訂正 → 主席に見てもらい訂正 11:20」「市立小・担任 T に Tel 11:40」「記録で A₁ の指導について補足を依頼」と記され

ていることが分かる。

これらの内容から判断して、当時、A₁側が弁護士を付けて学校側との交渉を行うようになったことで、市教委は訴訟を起こされることを想定し、学校側の判断に積極的に介入することになったことが分かる。そして、そこで初めて「本件がいじめであると評価・判断することは難しい」との見解を学校側に示唆したものと思われる。なお、手書きで書かれている「小西係」とは、弁護士が関係する事案など、法規関係を担当する係員であり、市教委関係者の聞き取りによれば、訴訟が関係する事案については、必ずこの係に書類等のチェックを受けることになっていたという。

8) 指定外通学許可について

4月4日(火)、かねて予定されていた指定外通学許可の申請のため、A₂とA₃、弁護士が来校した。この際、学校側に「就学関係届」と「就学校指定変更申立理由書」が提示され、副申書欄への記載と学校長の押印が求められた。この「申立書」には、「平成17年5月頃から数人の同学年の児童から度々呼び出されて門限がきても帰さなかったり、物を隠すといういじめ」「同年6月頃から、金を貸せと金を取り上げられ、水筒のお茶を勝手に飲まれたり、連絡帳に落書きがされるようになった」「ランドセルを数人でサッカーボールのように蹴り回すなど、物への破壊」「平成18年2月まで数名の男子児童から殴る、蹴る、ボールを顔面にわざとぶつける、引っ掻くなどの暴行を受けた」「言葉によるいじめや仲間外れ」などの内容が記されており、「このようないじめはクラスの全員が知っており、担任の前でもなされたのに担任はほとんど指導を行わず、いじめが止むことはなかった」とされている。

この際、被害児童側弁護士からは、「あくまでもこれはA側からの申し立てであって、学校が調査しての結論と異なるようであれば、『教育委員会副申書』欄に、その旨記載したらよい」旨の説明がなされたという(「面談記録(D)」)。

そして6日(木)に、就学関係届を受取るためにA₂とA₃が来校した。

その際のやり取りを録音したものを文字起こしした「面談記録(D)」によると、校長が『別紙の通り』というところが、見解の相違があるままです。…別紙を付けて転校させるということはできないと思っています。これ(就学関係届)とこれ(理由書)は別々にして、1つはこの内容を書き換えて頂くか、このままこの学校に通って頂くか…。』と発言し、たとえ話として、「いじめ」の部分「人間関係のもつれ」のように書き直して欲しい旨の発言をしているのが分かる。これに対してA₂が、あくまでもこれは自分たちの申し立て内容であり、校長に別の意見があるのであればその旨記載すればよい旨を申し向けると、校長は「10分ほど待って頂けます?」と返答して別室に移動し、その後、副申書に「保護者の申し出事由欄の別紙については、学校として見解の相違があり、別紙の内容を認めることはできないが、本児の今後の生活を考えると指定外通学が適切だと考える。」旨を手書きで記載した上で、校印と校長印を押印した「就学関係届」を交付したことが分かる。

この際A₃が、『見解の相違』とは主にどういったことですか?』と校長に尋ね、校長は「子どもたちに聞いて回りました。…A₁君たちの言っていることが、…子どもたちの言っていることと、書かれていることがちょっとズレがあるなという認識があります。いじめがあったとかなかったか。」と答えている。

つまり、この段階で校長は被害児保護者に対して、A側の主張するいじめの内容について「加害者側との言い分にズレがある」ということを理由に、認めることができないという意思表示を行っていることが分かる。

そして、上記の経緯から考えると、学校側は平成18年3月17日の時点まで明確にいじめの存在を被害側に対して認めていたのであるが、その後、加害側の保護者らからの不満が噴出するようになり、市教委に介入するよう強く求められるようになったこと、A側が弁護士を立てて学校側と交渉するようになったことなどを契機として、市教委が訴訟を警戒する動きを見せるようになったことがうかがえる。そのため、上記7)の局面において市教委によって作成された「弁護士対策Q&A」(1-41)により、事実上市

教委から学校側に対して「いじめを認めない」との姿勢に修正するよう求めることとなったものとみることができる。そのため、この時点において、学校及び市教委の共通見解として、「いじめがあったかなかったかは判断ができなかった」が固められ、以降は市教委が学校側に事実上「圧力」を加える形で、その判断を維持する体制を取るようになったものと考えられる。

(2) 変遷の理由

1) 記録から確認できる事実

前項(1)でいじめ認定・説明の変遷の背景について概観したが、本項ではその状況について、より詳細に検討を行う。

ア 学校作成の時系列によると、2月28日頃から被害児童の保護者による学校への苦情が激化し、3月上旬ころからは加害児童の保護者からの不満が学校に寄せられるようになり、中旬になると加害側の保護者らがはっきりと本件に関して学校に苦情を申し立てるようになり、自分たちの正当性を主張するようになってきていることが分かる。そのため、学校は次第に被害側と加害側との板挟みになっていった。そして、教育委員会にも直接・間接にこれらの情報は伝えられており、被害者側と加害者側の対立状況に対し、学校側が「どうあっても被害側を擁護する」との姿勢を貫くよう指導するのではなく、むしろ「学校は中立の立場でいるように」との趣旨の指導を行っている。

イ そして、3月22日の森指導主事と担任との面談において、「被害児童の側になってしまったことについては、被害者の立場に立っていじめの指導を展開したのであって、その時点できちんとした調査ができていなかったことについて謝罪するよう」との指導が行われた理由としては、加害側の保護者の反発が強くなってきたことに加え、担任自身のA氏への反発心、そして3月15日に担任が加害児童を含めた児童らに書かせた作文に表れているような、加害側の児童らの不満などが森主事に伝えられたことにより、「学校側がA側のみの

味方をし続けることは難しい」との共通認識を持ったためであると思われる。

- ウ 加えて、被害者側が本件を弁護士に相談し、学校との交渉等の事務を委任したことが学校・市教委に伝えられたことにより、学校・市教委は本件事案が訴訟に至ること、とりわけ学校・市教委を相手取って提訴されることを危惧して、直ちに理論武装を開始していることが分かる。

当時の「いじめの有無」に関する学校側の認識として、上記経緯の中で、3月24日に指導課から教頭が、来る4月4日のA側弁護士との面談に備え、「弁護士に対するQ&Aを作成する」との指導を受けてQ&Aを作成したことについては、第5.2(1)ですでに指摘し、「記載内容からも、この時点において学校は『いじめ』があったことを認めていることが分かる」と評価したところである。

- エ また、この際に作成された学校によるQ&Aに対して、森指導主事が内容を書き換えた「市教委訂正版」のQ&Aが存在している(1-70)。そこでは、当時の学校側のいじめに関する見解よりもさらに後退させていた。

つまり、上記時点で「いじめである」との評価について、学校側が想定Q&Aにおいては積極的に触れようとしていなかったのに対して、森指導主事による「添削」によって、「本件は文部科学省定義による『いじめ』に該当するという判断ができない」との見解に書き換えられている。そしてこの記載内容は、3月22日における森指導主事と担任との面談において担任から伝えられた事実に基づいて作成されたものであると推定される。

- オ それ以降は、「当時学校はいじめであるかどうか判断できなかった」との見解を維持していくことになる。つまり、学校側は「いじめであるか」という判断について、次第に被害者側と加害者側の要求との間の板挟み状態となり苦悩するに至ったものであるが、担任教諭から「加害側の児童もA₁さんから被害を申告している」と市教委に伝えられたことが決め手となり、市教委が「判断できない」との「どっ

ちつかず」の回答を提示したことで、学校側はその見解に従ったとみるのが自然である。

そして、かかる市教委の指導により、被害側と加害側の対立はさらに深化していった。

2) 判断の変更についての市教委の説明

ア 判断の変更に関する市教委の議会答弁

(ア) 平成 24 年 2 月 27 日の文教経済委員会において、市教委に対する小林るみ子委員から「校長が教育委員会にいじめ・恐喝と断定して報告書を提出した後に校長自身はその報告書は間違いだったと訂正した。だが間違いを訂正した資料は一切存在しない、校長にも確認していないという、そういう陳情内容があるんですが、後半の分は、先ほど教育長の答弁によりますと議事録に載っていない、聞いていないというお答えだったと思うんですが、改めて資料がなく校長にも確認していないのになぜ訂正をされたのか、それをもう 1 度きちんとお聞きしたいと思います。」と質問が出された。

(イ) これに対し、林指導部長(当時)は、「その平成 18 年の暮れでございませぬ、当時の学校長が保護者のご質問に対しまして回答書を作成いたしておりますが、その校長がその文言の中で断定できないというふうなことを保護者の方にお返ししております。したがって、訂正といえますか、さまざまな指導してきた結果、断定ができないということが実際に校長の口から出ておりますので、そのように判断をしております。」「これは当時、指導課、それから当時は調査課と申しておりましたけれども、そういった文書をお返しするに当たっての書式であるとか、担当する課があります。今申し上げました 12 月までの指導の経緯を経まして、どのような文書をお書きしたらいいのかという相談は受けましたが、中身の判断、文言につきましては、校長先生の判断でございませぬ。現在、学校はこういう状況だということを文言にまとめていただいたものをお出ししておりますので、教育委員会がこう書きなさい、ああ書きなさい

いというような形でこの文書を作成したのではございません。」などと回答している。

(ウ) 上記のやり取りに対し、被害児童の保護者は、次のように主張する。平成 18 年 12 月に被害者の代理人弁護士及び保護者宛に、校長名で出した「12/11 の申し入れに対しての回答書」(1-16) で、校長がいじめ・恐喝と断定して報告書を市教委に一旦提出したが、その後に校長自身が再調査をしてその報告書は間違いだったと回答したとする。しかし、同資料には「教育委員会の関係課と協議の上、」と書かれており、校長単独の判断ではない。さらに、「12/11 の申し入れに対しての回答書」には「平成 18 年 12 月 21 日付の起案書」(資料 69) があり、校長単独の判断であったのなら、市教委が起案書を書く必要はないはずである。この起案書はコピーが薄い但至少とも指導部長、指導課長「林」、係長、上坂、総務部長、庶務課長の押印が確認できる。しかも手書きで「(弁護士相談(済))」と書かれており、市教委が顧問弁護士に相談していることもわかる。つまり、「12/11 の申し入れに対しての回答書」は、校長名の文書であるが、市教委が顧問弁護士と相談して作成した、あるいは校長に作成を指示したと考えるのが自然である。

イ 資料から認められる事実

(ア) 上記「12/11 の申し入れに対しての回答書」の作成までの経緯としては、まず平成 18 年 11 月 24 日(金)に被害側代理人弁護士からのファックスが学校に届き、「これをもって学校もいじめを認めること」などの要望が出された。そして同年 12 月 11 日(月)に A₁ の両親、弁護士 2 名の 4 名が来校、校長、教頭、生徒指導担当が対応し、「学校は和解内容を評価する立場にない」と伝え、A 側から年内に再度検討して回答するよう要求があった。そこで学校側は 弁護士、小西調査係長、上坂指導主事来校の上、校長、教頭、生徒指導担当、旧担任で今後の方向性を相談した結果、「12/11 の学校側の回答を変更する要素がないので、第三者機関に委ねる方向

を取る」ことを確認している。

(イ)そして、12月25日(月)には被害側代理人弁護士が、以下の「新しい提案」を伝えてきた。

- ① 11日には、学校として事実確認が十分にできなかったという話だった。今から事実確認は難しいと思う。校外で起こったことはなおさら確認できないと考えるが、そういうことがあったようだとだけでも認めてほしい。
- ② PTAへの報告は、難しいだろう。とりあえず市教委には報告を上げてほしい。
- ③ 3学期一杯で何とかしておきたい。要望に応じてもらえない場合は、公的な場に出ていただかなければならなくなる。

これに対して学校側は、「学校と市教委との協議により、被害側代理人弁護士からの新しい提案内容は、学校の立場を変更する要因にはならないことを確認する」(1-7)とし、12月28日にその旨を記載した前記回答書を被害側弁護士に送付した。

(ウ)年が明けて平成19年1月15日(月)、被害側弁護士から学校に電話があり、「回答書について承服できない。理由は3点。事実確認ができないというのは分かるが、今後何もしないということでは不満である。和解については民事になるので評価する立場にないということでは不満である。和解については民事になるので評価する立場にないという点については、置いておくとしても、和解があったということで、何か新しい事実があったのではないかと考えるのが普通ではないか。各方面への報告ができないというのも不満。なぜきちっと報告できないのか。以上について、回答書の内容が変更になる可能性があるかどうか回答がほしい。協議していても変更がないのならば意味が無いので、別の手段に出る。」と伝えられ、さらに同月24日(水)に同弁護士から申し入れ書が届き、「いじめの深刻さに対する理解不足、再調査の拒否、事実隠蔽、関係者への説

明拒否についての非難」を受けている（上記いずれも 1-7）。

3) 変遷の当否についての当調査委員会の意見

ア これまでに検討したように、2月4日本件発覚以降、学校側では翌日より被害者側はもとより、加害側児童の聴取をも開始し、連日関係者の聞き取りを行うなど、事実関係の把握に奔走し、2月10日には「A₁君に対するいじめがあった」との前提で学年集会を開催し、さらに2月14日には校長から全職員に対し、「今回の件について、再度詳細に共通理解するとともに、学校全体でのいじめに対する対応や道徳教育・人権教育等の必要性や重要性を確認し、今後の指導を強化するよう」打ち合わせ会を開催している。（ただし、関係職員らの聞き取りによれば、この打ち合わせについては一切記憶に残っていなかったため、きわめて感銘力に乏しいものであったことがうかがえる）

そしてその翌日である15日には、5年生全員を対象に「いじめについての調査Ⅰ」を行い、校長と教職員とで詳細な聞き取りを行っていることが分かる。

イ 翌16日（木）には、前日行ったいじめの調査をもとに、校長、3年生担任2名、2年担任、学年担任の5名で、名前の挙がっていた10名の児童（O₁, O₄, O₅, O₆, O₇, O₈, O₉, O₁₄ , O₁₅）の聞き取り調査をしている（1.（2）参照）（1-52, 7-52）。そしてこの日、（上記リストには入っていないが）O₂の保護者より、事情を聞くことを拒否されている。これに対して担任は「子どもたちの精神状態を考え、これ以上の調査は難しくなることが予想された。」との所感を記している（1-51）。

ウ そして、この16日の聴き取り内容については、「調査について」（甲8）と題する文書が2月20日に被害児童の保護者に示され、説明がなされたとされている（資料4「面談記録（S）」）。

エ これに対して被害児童の保護者は、この文書を「手渡され、説明を受けたが、状況を理解するには十分な内容ではなかった。そのため、

再度詳細な資料を作成し、説明をしてもらえるよう依頼を行った。その結果、同月 22 日に原告両親が G1 校長、G2 教頭の両名から、甲 14 号証を受取り、再度説明を受けた。」(資料 3) という。

ここでの校長の説明として、「面談記録 (S)」に、「こないだのあれなんですけども、形式いただいて、それで色々取りまとめして、委員会の指導仰ぎまして、それでいろいろなんやかんや相談しながら、まとめたのがこれなんですけど、概略的なんですけども、こんな風にまとめさしていただいたんです。」との言葉が記録されており、市教委との相談・指導の下でこの資料が作成されたとされていることが分かる。

そして、この時に作成されたと思われる「調査報告一覧 (校長作成)」には、2 月 16 日 15:40~18:45 に 10 人を調査対象として「いじめに関する実態調査 1」を行った旨が記載され、以下の聞き取りの結果が列挙されている。

- ・ 去年の 5 月頃 (自然学校前後) ~3 学期の発覚まで。
- ・ 言葉によるいじめ
- ・ からかい。いやがらせの言葉。
- ・ 遊びの中での嫌がらせ。あてごの一人狙い。集中攻撃。ボールを片付けさせる。
- ・ 学用品への落書き。
- ・ 学用品を投げる。
- ・ 暴力。(廊下に引きずる。)
- ・ 金を受け取る。
- ・ いやがらせ。(遊びに寄せない。)

そして、「面談記録 (S)」で校長は、その前後の期間 13 日~17 日に、5 年生全体を対象にした調査を行っている、A₁ の保護者らに説明している。

しかしながら、この 5 年生全体に対して行った「いじめの調査」

に関する資料は、当調査委員会に提供された資料の中には存在していないことは前述した。しかしながら、この際の校長の発言からは、名前の挙がった児童本人は認めていないいじめ行為について、周りの児童が証言していること、校長は、その事実をもって家庭訪問の上、本人に事実確認をしようと考えていたことが分かる。したがってこれは、いじめ行為に関する極めて客観的で重要な資料であったと考えられる。そして、同調査で特に名前の挙がった10人を対象にして16日に行った上記の調査について、被害児童父母と学校側とで行われたやり取りにおいて、学校が調査を行った結果、校長において被害児童に対するいじめを確信した旨の発言をしていることについても、すでに述べたところである。

オ これらの事実からすれば、被害児童の保護者において、学校側の説明をもって「周りの生徒が、アンケートや聞き取り調査でいじめの事実を述べた」と主張することは当然であり、学校側はむしろ誠実に調査を行い、当時その結果を被害児童側に包み隠さず伝えているとさえ評価できるものである。

カ しかしながら、当時の担任が連日被害児童の保護者からの苦情を受け、時には「学校を辞めろ」「担任交代せよ」（2月19日）などと罵られるようなこともあり、被害児童の保護者に対して悪感情を抱くようになっていたところ、警察に被害届が出たことで「教え子を警察に行かすことになってしまったことに大変な憤りを感じ、涙があふれた」（指導記録：3月2日）ことなどもあり、3月15日には被害児童が学校を休んでいる機に乗じて「今回の件について言いたいことを書くように」と、クラスの児童たちに作文を書かせることで、いわば「一方的ないじめではない」とする児童たちの言質を取った。そして、3月22日に担任自らが市教委に出向き、その内容を伝えて相談することで、担当指導主事との間で「被害児童も同じようなことをしている」、「一方的ないじめであるとは言い切れない」との共通理解を持ち、実際には十分な調査によってすでに認定していたいじめを、担任と指導主事との間で後退させる合意を取り付けることに

なった、との一連の経緯については前述した。ただし、当時の指導主事に対する当調査委員会での聞き取りでは、「教育委員会の間人は、上司の命に従って、現場にどう対応していったらいいのかということのアドバイスを、それが仕事である」と答えており、報告に対して上司の指示があり、それに従って動いただけであると、当時の自身の役割について説明している。この説明が正しいのであれば、この際の市教委の「判断」ないし「担任との合意」は、指導主事個人が行ったものではなく、市教委が組織として行ったものと考えべきであろう。

なお、令和4年9月に市教委が行った学校資料作成等に関する内部調査において、本件発覚当時以降の多数の関係職員に聞き取り調査を行っているが、その際に提供を受けた聞き取り内容に関する報告によれば、本件発覚当時の生徒指導係長が「情報共有・引継ぎ」に関して「事案の軽重にもよるが、学校→森指導主事→係長→主席という流れで情報共有していた。文書で情報共有して、方向性を検討する。首席の次は課長という流れになるが、この案件も平成18年3月までの状況だと首席止まりの案件だったのではないかと思う」「係長のすぐ前に指導主事の席があり、初動としては、指導主事と係長で首席に説明をしていた。そこに行政職が入ることはない」などと証言しており、さらに森指導主事も「学校から送られた資料があれば自分だけで取り込むことはなく、必ず係長等に共有している。また、次の□区担当者にも必ず引き継いでいる」とし、さらに当時の指導課長は「通常、担当や係長・首席が課長や部長に報告する形で行われる。」などと回想し、報告や相談は口頭で受けることが多く、「部長にも一緒に報告してもらった場合には、ペーパーにまとめてもらい、それをもとに聞くこともある。」などと証言している。

このようなことから、この際に森指導主事がいじめ判断を後退させる判断をしたこと、およびその際に示されたであろう作文類などの資料は係長、首席指導主事、場合によっては指導部長との間で共有され、追認されていたことがうかがえる。

そしてこれらの経緯は、学校側が「いじめがあった」として被害児童側に示した事実の元になったアンケート類を市教委が一切保管しておらず、あるいは市教委に提出していないことの説明にもなっているかもしれない。この時点で「一方的ないじめではない」ないし「いじめであるか判断できなかった」との方針を学校が市教委との間で決定したのであれば、いじめを裏付ける証拠を持ち出す必要がもはやなかったであろうからである。

したがって、これらの経緯に鑑みると、「調査が十分ではない」ことを根拠として「いじめがあったかどうか判断できなかった」としたことは、大変不合理なものであったと言わざるを得ない。

キ そのような経過の中、前述した通り学校側は、3月17日にG1校長がA₂に対してはっきりと、「僕らはいじめがあったと認識してますやん。」「私、『いじめたことを学校は認めている』と言うてますやん。」と発言している（「面談記録(L)」）。このように、当時学校側においては、担任教諭による被害児童保護者に対する反発もあり、市教委に対していじめの認定を後退させるような説明を行う一方で、被害側に対しては場当たりの一貫性のない態度を取っていたため、後の混乱を招くことになったものである。これは、校長、教頭、担任の間でしっかりと意思確認と方針の統一を行っていなかったためであると言わざるを得ない。

ク また、調査が不十分であれば調査の継続をすべきところ、当時において継続調査を試みた形跡はない。例えば「被害児童から1度話を聞いたのみであった」については、実際には、「第5」「4」「(3)」で詳述する通り、被害児童本人のみ、あるいは保護者同伴で話を聞くことのできる機会は幾度もあったが、学校側はいずれの機会においても、当時のいじめの事実について積極的にその内容を確認しようとする姿勢を取っていない。この背景としては、加害児童の保護者からの不満が学校に伝えられるようになるにつれ、学校側がさらなる苦情を恐れ、聴取に及び腰になっていた面もある。

ケ なお、平成18年4月24日に校長が作成した書面(1-12)には、

「学校側の今回の事柄に対する子ども達からの聴き取り、事実関係の確認等は、様々な状況（A家の拒否・警察への被害届等）から十分でない。今後の様々な接触に耐えられる資料は存在しない。」とされているものの、殊更調査継続が困難であったとの記載はない。当調査委員会による森指導主事からの聞き取りにおいても、平成18年3月末時点で調査継続が困難であったとの話を聞いた記憶はないとの発言もあった（ただし、その件については記憶が曖昧であるとの趣旨の発言もある）。

コ 市教委が学校側のいじめに対する判断を変えた旨を被害側に通知したとする、平成18年12月の「12/11の申し入れに対しての回答書」（1-16）は、被害児童の保護者が指摘する通り、市教委の決裁文書が付いており、学校側が単独で作成した書面であるとは到底考えられない。市教委作成の時系列（1-7）によれば、12月11日に被害児童の両親が弁護士と共に来校した3日後の14日、弁護士、小西調査係長、上坂指導主事が来校し、校長、教頭、生指担当、元担任教諭で「今後の方向性」を協議し、学校が市教委と足並みを揃え、「いじめについて事実確認ができなかったため、いじめがあったかどうかを確定することができない」という方針を固めたことが分かる。そして、以降の被害側弁護士との折衝に際しては、学校と市教委が協議した上で回答を行うようになったことがうかがえる。

つまり、この段階において、学校側が「調査不十分により判断できない」との意思表示を被害側に行った背後には、市教委からの助言があったものとみるほかない。

サ ところで、市教委は平成20年2月4日作成の「《委員会の疑問点について》」（7-52）と題する資料において、「双方の意見の食い違い」「調査不十分の理由」などについて、学校側にその時点での疑問を提示していることがうかがえる。この資料は時期的に、同年1月21日に神戸地裁からの調査嘱託が行われたこと、さらに同年1月17日付で兵庫県弁護士会人権擁護委員会から「人権救済申立事件調査ご協力のお願い」と題する書面（1-30）が市教委（森指導主事）宛

に届いており、「公平な調査を行うために貴委員会から是非ご事情をお伺いしたく存じます」として、平成20年2月8日(金)午後2時～4時に兵庫県弁護士会分館会議室で聞き取り調査を行う旨が通達されたことを受け、その準備を行った際に作成されたものと思われる。そこでこの資料は、この時期に改めて市教委側が本件に関する当時の資料を見返し、その時点でなお疑問に思っていた点を書き出し、その回答を学校側から得たものをまとめたもの(Q&A)と思われる。この時期にこのような資料が作成されていたことにより、平成20年当時の市教委は学校側の当時の対応に対して疑問を抱いていたことがうかがえるが、これは平成17年度当時の市教委事務局担当者が平成20年の段階では事務局に残っておらず、調査の状況などの詳細を知る者がいなかったためであると推測される。そして、この時点での学校側からの回答を得たことにより、改めて市教委が本件に関する各問題点に対する認識を固めたことがうかがえる。以下で、同資料中に記された市教委の疑問点(Q)と学校側の回答を対比させた上で、それぞれのQ&Aに対する当調査委員会の意見を付したい。なお便宜上、各疑問点には、実際には付されていない番号を付す。

Q1) 学校は、いつ頃からA側と加害側の意見に食い違いがあると認識していたのか。

- ・ 当初の聞き取り(2/5)から、食い違いがあると認識していた。

いじめに関して、加害側は「いじめた」という認識は全くなく、「一緒に遊んでいた」という感じでしかなかった。金銭に関しても、恐喝したのではなく、「もらった」という感覚であった。

A側は、当初(2/5)の時点から、「いじめ」「恐喝」というニュアンスがあった。2/7(A宅へ担任教諭と生徒指導担当教諭が訪問して聞き取りをした時点)に、「いじめられて、おどし

とられた」という話がでてきた。

(当調査委員会の意見)

学校側は、本件発覚直後から食い違いを認識していたとするが、その食い違いについて被害側に説明したり、問い合わせたような形跡は一切残っていない。むしろ、本件に関する調査が一通り行われた平成 18 年 2 月 22 日の時点で、校長は調査結果を被害児童の両親に報告した上で、「いじめである」と話している記録が残っており(資料 4「面談記録 S」)、本件発覚直後から食い違いを認識していたとする主張は客観的証拠に反している。

Q2) 学校は、最初はいじめや恐喝があったとして問題解決に向けて取り組んでいたはずであるが、いつ頃から「今回の件は、いじめでも、恐喝でもない。ひょっとしたらいじめがあったかもしれないが、いじめの事実は確認できなかった。」と考えるようになったのか。

・ 学校は当初、加害側から話を聞くなかで「いじめや恐喝」があって「金品を持ち出した」とは認識していない。

金銭の授受については、強要とも取れる場面もあったかもしれないが、A₁本人から「お金いる?」ともちかけたり、「お金貸して〜」「ええで〜」というやりとりをしたりすることが多かったと聞いている。

A₁本人が、友達との遊びの中でうまく人間関係をつくれないうことがあり、言葉の行き違いが多かった。

(当調査委員会の意見)

「強要とも取れる場面もあったかもしれないが」としながら、本人からの申し出が多かったため、「いじめでも恐喝でもない」と判断しているとの見解は不合理である。本件発覚以降、学校は「せびり取っていた」という表現をしばしば用いており、被害児童と加害児童とでは明らかに数の上でも、立場上も対等ではないことを考慮すると、多くの場面で金銭授受は実質的には強要であったとみなす

べきである。このことは、当時の生指担当が当調査委員会の聞き取りにおいて同旨を述べていることから首肯できよう。なお、学校側が2月16日に関係児童10名から聞き取りを行った際の「調査シート」(1-52)には、確かにA₁自らが自発的に金銭を交付した旨の聞き取り内容も記されているが、例えばO₅の話として「
」6回、「」2回 2万3千円 と記されており、O₄の話として「」「
」「
」「」、さらにO₁の話として「」「
」「
」などと書かれているのであり、2月16日の時点で、少なくとも一部の加害児童は本件の金銭授受を「いじめ」であるととらえていることが分かる。

Q3) A側に拒否されても、事実関係をつかむためには、A側から意見を聞く必要があると思うのだが、親と一緒にでもかまわないからA側から事情を聞こうとしなかったのはどうしてか？

- ・ A側から事情を聞こうとしなかったのではない。2/9放課後、A₁本人に話を聞いたことで、父親より聞き取りをすることのクレームが入り話を聞けなくなった。翌日2/10の集会から2/16までは、本人が欠席するとともに、家庭訪問してもだれも家にはいない状況であった。その間、A側からは父親が来校し、学校への強い要望をたびたび言ってきた。さらにその後も、父親より学校に対してのクレームが電話であったり、校長に対して直接言ったりして、事情を聞くような状況ではなかった。

A母子をカウンセリングしていたサポートセンターからは、被害者意識が増大しているのので、話を聞いているだけの状態であることの連絡があった。

3/7学びの支援センター G11先生(小)に来ていただき、

Aさんの両親や本人についての対応を伺う。A₁本人は、身体操作の不器用さ、人間関係（見えない感情）の持ちにくさなどがあること。両親についても、場の状況が読めないことがあるので、理解してもらえなかったり、パニックになったりするので、丁寧に説明する必要があるとのアドバイスがある。

（当調査委員会の意見）

まず、「2/9放課後、A₁本人に話を聞いたことで、父親より聞き取りをすることのクレームが入り話を聞けなくなった」とする点については、父親の苦情は「聞き取りの際に子どもを聞いたこと」、「A₁に『親が怖かったから』と無理に言わせようとしていたこと」に対してであり、以降子どもの聞き取りを一切するななどと言われたわけではない。また、父親から強い要望や苦情が出されている状況であっても、本人からの聞き取りの必要性を丁寧に説明してお願いをすることはできたものと思われるが、そのような試みがなされた様子はまったくない。加えて、サポートセンターからの「母子の被害者意識が増大している」との連絡や、被害児童本人や両親の特性などに関するアドバイスの内容などは、被害側親子が異常であるため通常に対応ができなかったとの印象を市教委に与えるために持ち出されたエピソードであると思われるが、非常にデリケートで扱いに慎重を要するこのような情報をこのような形で持ち出して「聞き取りができなかったこと」を正当化する理由とすることは、その情報の真偽に関わらず、不適切であろう。

Q4) A側と加害側で意見が食い違っているのに、どうして学校側は全員を一同（ママ）に集めて矛盾点を整理し、公平に意見を聞く機会を持たなかったのか。

・ A側が加害側と会うことを拒否したため。

加害者の保護者と子どもが謝罪に行っても、謝罪内容が違うと言われたり、会ってもらえなかったりしたため。

（当調査委員会の意見）

被害側が加害側と会うことを拒否したか否かはともかくとして、いじめの調査において、被害側と加害側を一堂に集めて相互の問題点を確認するなど是不適切きわまりない行為である。被害側は1人であり、加害側に比べて弱い立場にある以上、加害児童（本件では10人以上）とその保護者らの大勢を前に、被害側が「公平に意見を述べる」などは不可能である。むしろ、数の暴力によって押し切られたり、一方的に非難を浴びるなどの二次被害を生む可能性が非常に高い。

この時点で学校側がすべきだったことは、被害側には加害側がどのように述べているかを説明し、加害側には被害側の訴えを説明し、両者に食い違いがあるため現時点で事実認定が難しい旨を双方に丁寧に説明した上で、個別に追加聞き取りのお願いをすることである。

なお、学校作成時系列によれば、平成18年3月15日にはA₁及びその両親、O₃及びその両親が学校において話し合いをしており、学校作成の「平成18年3月15日19時45～校長室で親同士で離れた（ママ）後からの話し合い」（7-20）とするメモにおいて、その際の会話が詳細に記録されている。また、同年3月17日にはA₁及びその両親、O₆及びその両親が学校において話し合ったことが記録されている。これらのことから、「被害側が加害側と会うことを拒否した」との記述は、「聞き取りが不十分であった」ことの責任を一方的に被害側の親に求める、非常に偏った評価であると言わざるを得ない。

Q5) A₁が実際に誰からどんな言葉を言われたのか。

「きしょい」「きもい」「ラブラブ」「消えろ」「死ね」などの言葉があったが、A₁だけに対する言葉ではないととらえている。

誰がどの言葉を言ったかまでは特定できない。

（当調査委員会の意見）

少なくとも上記の「調査シート」（1-52）には、誰がどのような

言葉を言ったのか、詳細に記されているため、「特定できない」としているのは誤りである。

Q6) 2月10日の学年集会後の作文から、加害者がA₁にされたことの要約を以下に示すが、これは事実か？ その他にも、A₁から逆にされたり言われたりした児童はいたか？

・ これは、2/10の学年集会後の作文ではなく、3/15の作文に書かれている内容である。(A₁本人には確認できていない)

これまでA₁にされてきたことや、今回の件が発覚後もA₁に振り回されている子どもたちの素直な気持ちを知りたかったために書かせた作文である。

(当調査委員会の意見)

市教委が「2月10日の学年集会後の作文から」としているのは、3月15日に、A₁が欠席したことに乗じて、担任教諭が「子どもたちの素直な気持ちを知りたかった。もうこれ以上この問題に振り回されるのはいやだという思いを強く持っている。」(担任作成指導記録1-51)として作成した作文であるが、なぜか市教委が保管している同作文の写しの上面に「2/10、6h」と、2月10日の学年集会後に作成させた作文であるかのような手書きのメモ書きがされているため、このような勘違いが起きたものである。誰がどのような意図でこのような操作を行ったのかは不明であるが、前述したように、平成18年3月22日に行われた森指導主事と担任との面談において、担任が当該日記を市教委に持ち込んだものと考えられることから、この時点において、市教委側が2月10日の時点でこのような作文が作成されたものと勘違いし、日付をメモ書きしていたものと想像できる。

4) 結論

上記で検討した通り、学校・市教委のいじめに対する認定(被害者への説明)の変遷は、当然被害者側にとっては誠に不可解なものであり、か

つ、不合理であるとしか言いようがないものと言わざるを得ない。また、一旦認定したいじめに対する判断が後退した時点で、被害側にきちんと説明を行い、再度の被害児童からの聞き取りが必要である旨を丁寧に伝えたとすれば、被害側において追加の調査に対する協力を得ることができたものと考えられ、その調査内容に基づき、再度加害側にも事実確認を行えた可能性は少なくない。しかしながら、そのような説明も要請も一切ない状況下で学校側がこのように態度を急変させたことは、被害者側に深刻な二次被害を与えたものと言わざるを得ない。

加えて、上記判断の変遷には市教委事務局も関わっており、学校と市教委が弁護士を交えた協議の上、「いじめであると確定できなかった」との立場を固めていったことが分かる。市教委は、後の法的トラブルを見越しながらこれらの対応をとってきたことがうかがえるが、反面、被害側に対する配慮に一切欠けており、その対応の主眼は組織の保身であったと言わざるを得ない。

かかる学校・市教委のいじめに対する認定等の変遷が不当であること、そして、このことが15年以上の長期にわたり被害者を苦しめてきたことのそもそもの端緒であることを指摘する。

3 いじめの認定ができないとする理由及びその当否

(1) 学校・市教委の見解

ア 学校・市教委は、前述にて指摘した「いじめ判断の変遷」以降も、いじめの認定ができないとし、その理由として

- ① 立場を入れ替えていたこと
- ② 恐喝とは言えないこと
- ③ 調査ができなかったこと
- ④ 調査の続行が困難であること 等を述べている。

①立場を入れ替えていたこと、②恐喝とは言えないことについては、「第2」「第3」(いじめについての調査委員会の判断)のとおり、根拠がなく理由とならない。

③調査ができなかったことについて

市教委は、平成20年2月5日「神戸地裁への調査嘱託書について（回答）」において、「(調査続行の困難)」として、以下の事実を記載している。

さらに調査を進めようとしたが、事案発覚直後から、原告保護者の要望により、原告本人からは直接事実関係の確認ができず、原告が話したとされる内容を原告の両親から間接的に聞くにとどまった。

また、2月中旬以降、被告の一人から「子どもから事情をきかないでほしい。」といった趣旨の申し出があったことで、被告側の児童の一人からは事情を聞くことが困難となった。さらに、2月末に原告が被害届を出して垂水警察署の取り調べが始まってからは、被告側の児童を含めた関係児童から事情を聞くことが困難となった。

4月には、原告本人が指定外通学を申請し転校することになり、原告から事情が確認できない状態が続いた。

イ 「調査ができなかった」とする理由の変遷

学校はいじめの調査を行ったにも関わらず、学校及び市教委が「十分な調査ができなかった」とする理由について、関係各資料からは、以下のように変遷していることが分かる。

【1】平成18年3月31日時点

平成18年3月31日に森指導主事が作成したとされる「小学校いじめに絡む金品強要事件のQ&A 弁護士への対応」(平成20年1月25日 小学校兵庫県弁護士会・人権擁護委員会の事情聴取にかかわる勉強会資料)(1-41)には、「こどもたちは、お互いの立場を入れ替えながら遊んでいたもので、いじめるという認識まではなかったと知っている」、「今回の件は、全容がはっきりせず」、「こどもたちからや保護者から聞き取りをする中で、いさかいや、言葉の受け止め方の違いがあったことは事実であるが、学校として『いじめ』があったというこ

とまでの判断をすることは、難しいと考えている」など、加害側の言い分と被害側の言い分が異なっているとのニュアンスでの記載が多くなされているが、「調査ができない」との趣旨の記載はない。

【2】平成18年4月24日時点

G1校長名で作成された、市教委への報告資料と思われる「A₁・A₄さん（現□小児童）のその後について」（1-12）では、「学校側の今回の事柄に対する子ども達からの聞き取り、事実関係の確認等は、様々な状況（A家の拒否・警察への被害届等）から十分でない。」と記載されている。また、「警察への被害届」については、「警察への被害届提出等により児童の保護者同士の関係に（原文ママ）こじれについてもすでに取り返しのつかない状況である」との記載がある。

【3】平成18年12月時点

G1校長名で、A家及び代理人に宛て作成された「12/11の申し入れに対しての回答書」（1-16）では、「十分な調査が出来ていない中で、学年集会を開催し、双方の信頼を失ってしまったこと及び、その後の双方からの事実確認の機会を取れなくなってしまったこと」と記載されている。

【4】平成19年2月1日時点

G1校長名で、A家及び代理人に宛て作成された「1/24作成の申入書に対しての回答書」（7-11）では、「この件に関する十分な調査が出来ていない中で、学年集会を開催し、双方の信頼を失い、その後の事実確認の機会が取れなくなりました。また、Aさん側からの警察への被害届提出、警察による関係児童の取調べ、□□□□等もあり、関係者のさらなる不信感の増大も重なり、より事実確認の機会は取れなくなっています」と記載されている。

上記の経緯からすれば、市教委及び学校は「調査続行の困難」について、十分な説明ができていたとは言い難い。むしろ、第5(2)変遷の理由で指摘したように、次第に加害側からの声が大きくなるにつれ、一旦は認定していたいじめに関する評価を後退するに至ったことの経緯が影響しているように見て取れる。

しかしながら、こうした事情はいずれも、「調査の続行が困難であったため、いじめの認定ができない」との結論を導くに足るものとは認められない。むしろこれらの事情はいずれも、以下で述べる通り、いじめに関する調査が終了し、被害者にいじめとしての報告が行われ、さらに市教委にいじめとしての報告が行われた後に「後付け」として出てきた理由付けであると思われる。

ウ 学校による調査の内容

まず学校は、平成18年2月4日(土)に被害児童保護者から、被害児童が加害児童らから金銭を取られていたとの申し出があった翌5日(日)には、名前の挙がった児童6名につき、順次保護者の来校または家庭訪問の上、13時15分～20時55分という長い時間をかけ、金銭のやり取りについてそれぞれ事情を聞いている。さらに6日(月)にも、放課後(15時40分～)にO₁、O₄、O₂、O₅を集め、担任と生徒指導担当教諭が一人一人から話を聞きながら事実確認を行い、さらにO₇(15時50分～)、来校したO₁の母親(18時00～)と共に児童の事実確認を行った(～20時30分)。そしてその後(20時45分～)、担任と生徒指導担当教諭がO₆宅を訪問して事実確認をした(～22時10分)。また7日(火)と8日(水)、9日(木)にも、それぞれの児童から十分な時間、事実確認を行っていることがうかがえる。ただしこの間の聞き取り内容は、主に「お金の流れや使った内容」についてのものであった。

担任作成の指導記録によれば、2月4日から7日までの間は、被害児童側からいじめだとする発言やニュアンスはなく、8日に至っていじめられていたことが強調されるようになったとされている。そしてそうした情報をもたらされて以降の8日、9日にも、内容の詳細は不明ではあるが、学校側は家庭訪問等で、名前の挙がったそれぞれの児童及び保護者との話し合いの機会を設けている。そして10日にはいじめの内容での学年集会が開催され、5年生全員に集会の内容を踏まえての作文を書かせている。またその後は、2月14日に担任教諭が関係児童8名から話を聞いている(1-51)。そして15日には、「いじめについての調査I」とし

て、5年生各クラスで「いつごろ、だれに、どんなことをしたか（されたか）、どんな気持ちがあったか、今はどう思っているか」などを記入させている。

そして平成18年2月16日に、前日の調査で名前の挙がった加害児童10人からの聞き取り調査が行われた。この際の出来事が、学校及び市教委の主張する、「また、当該児童の保護者からは学校に対して連日にわたっていじめ・恐喝があったと強い主張があったが、関係児童の保護者からも『子どもから事情を聞かないでほしい』との申し出があり、結果的に双方児童から事情を聞くことが困難になった」（7-76）とするものである。これは、この日の聞き取り調査で、帰宅が遅くなったことからO₂の母親が市教委にクレームを付けたというもので、市教委作成時系列（1-7）では、「担任が調査協力を求めたが、拒否される」とされている。また、この時のことについて担任作成指導記録には、「O₂さん宅に遅くなることを連絡した際に、事情を聞くことを拒否される。子どもたちの精神状態を考え、これ以上の調査は難しくなることが予想された」と記されている（1-51）。市教委に対して、具体的にどのようなクレームがあったかについては明らかではないが、学校作成時系列（1-50）によれば、同日16時40分に森指導主事より学校に電話があり、O₂の母親と思しき人物から市教委に電話が入り、対応したと伝えられたとされており、同時刻に、「担任教諭がO₂母に聞き取り調査のために下校が遅れるとの電話をしたところ、断られて子どもを下校させる」と記されている。

なお学校作成時系列によれば、その日は15時40分より「水曜日1校時に行ったいじめに関するプリントをもとに、校長・3年担任教諭2名、2年担任教諭、5年担任教諭の5名で、名前のあがった10名より聞き取り調査」を行っており、18時45分に終了しており、19時に森指導主事に経過報告を行っているとされている。このことから、O₂のみが調査の途中で下校をしているが、他の9名についてはそのまま継続して聞き取りを行ったことが分かる。（この時の聞き取り調査は、「調査シート」として残されているが、なぜかO₈、O₆、O₉、O₅、O₄、O₁、O₁₄ の、計8名分の調査シート（1-52）しか残っておらず、この際に聞き取りがなされ

たはずの O₃、O₇の分は落丁している(7-52)。また、この「調査シート」(1-52)は、2007(平成19)年4月20日11時45分に[]小学校のG5教頭から上坂指導主事あてにFAXされている。

同「調査シート」には、「いつごろ」「だれに」「だれが」「どんなことを」「なぜしたのか」「どんなきもちでしたのか」「今はどう思っているのか」「相手はどう思っていたと思うか」「その他」などの項目が存在しており、聴き取った内容をそれぞれの該当箇所に記載するようになっている。そして、それぞれの子どものシートには、被害児童に対する「いじめ」の内容として、特定の女子とのことを「ラブラブ」などといって冷やかしたり、「A₁さん」と言ったり、筆箱を投げる、ボールを投げつけて片付けさせる、「お金ちょうだい」「おごって」などとお金をせびり取った、廊下を引きずって背中が汚れた、「死ね」や「きしょい」、「うざい」、「きえろ」と何度も言った、女の子に「好きやと言え」「キスをしろ」と命令した、筆箱に落書きしたり取り上げたりした、遊びの中で集中攻撃をした、「A₁は嫌やったろうと思う」「A₁には悪いことをした」、「A₁は『いややー』と言えなかったと思う。みんなにやられてるし。またいじめられる事を思うやろうし」「かわいそうやなと思った」などと、かなり具体的ないじめの内容が、それぞれの児童の心情を交えて語られている。

この2月16日の調査以降の加害児童の聴き取りに関して、被害児童側保護者に示された資料「調査報告一覧(校長作成)」をみると、「2/20(月)～24(金)いじめの事実確認と指導」と書かれており、調査対象は「[]家族」とされている。ただし、「聞き取り時間(分)」欄には「未定」と書かれている。

この点、「学校作成時系列」(1-50)によれば、22日には20日に聞き取りを行った児童のうち1名の家庭訪問を行って「いじめについての話」(1-7)をしているが、後述する23日のO₁・O₃に対する事情聴取以外、24日までに具体的な調査が行われた形跡はない。そして、2月28日(火)に被害児童の保護者が警察に被害届を出したこともあり、その後学校は関係児童に対する聞き取り調査を行っておらず、その間は被害児童保護者側

の要望や苦情対応などに追われていたようであり、以降は加害児童への調査にはまったく着手していないことがうかがえる。

ただし、2月22日の時点で、学校は被害側に、学校で実施した調査の結果について報告している(資料4「面談記録(S)」)。そこでは、2月16日までの間に行われた上記調査の実施状況と学校が把握した内容を一覧にした報告(資料3)が示され、G1校長及びG2教頭が調査の内容を被害児童の父母に概要を説明した上で、G1校長が「本当に私、まとめながら涙が出てきました」、「皆にいじめられて、かわいそうに」「本当にね、すごかったですよ。いじめの名前とか回数とか」「これだけのいじめの内容ですの…」などと発言している。

エ 「生徒指導に関する状況報告」(資料7)と「補足説明I」(資料8)

学校が市教委に3月初旬に「生徒指導に関する状況報告」(資料7)を提出したことについては、前述したところである(第5-2(1))。当調査委員会は、同報告の提出時点で、学校側は本件を「いじめ」と認識していたものと考えている。

オ 調査続行が困難であったとする理由の変遷

学校において、調査が十分でなかったと考えるのであれば、調査を続行すべきであったが、これが困難であったとする理由については、以下のように変遷していることが分かる。

① 平成18年4月24日時点

G1校長名で作成された、市教委への報告資料と思われる「A₁・A₄さん(現□小児童)のその後について」(1-12)では、「学校側の今回の事柄に対する子ども達からの聞き取り、事実関係の確認等は、様々な状況(A家の拒否・警察への被害届等)から十分でない。」と記載されている。

② 平成18年12月5日時点

□小学校名で作成された資料「Aさんに関すること(11/24)について」(1-69)は、同年同月7日に市教委宛でFAXされたものであるが、そこには「相手側(7人)から20万円前後のお金の使途、その時の状況の話聞くのが精一杯で、A₁さんを含めた状況・事実確認は十分にできていない(A₁さん個人から情報を得る、すり合わせることはゼロ状態)」との記載がある。

③ 平成18年12月12日時点

市教委作成にかかる「□小学校A₁にかかる対応」(7-6)には、12月11日A氏・弁護士と学校との協議内容に関してのG5教頭の報告(下記)が記載されている。その中で、いじめを認めない理由として、「調べられなかったことを事実として認めることはできない」としている。また、「加害被害双方の言い分が聞けなくなってしまう事態を招いたことはお詫びする」とした、当事者からの聞き取りができなくなったとの見解が示された。

④ 平成18年12月28日時点

G1校長名で作成された、被害児童の父母及び代理人弁護士に宛てた「12/11の申し入れに対しての回答書」(1-16)では、いじめの判断ができない理由を「事実関係の確認が出来ないため」とし、事実関係の機会を失ったのは、「十分な調査が出来ていない中で、学年集会を開催し、双方の信頼を失ってしまったこと」が理由であると示された。

⑤ 平成20年1月28日時点(人権擁護委員会面談に向けての勉強会)

「兵庫県弁護士会・人権擁護委員会の人権救済申立事件調査事情聴取にかかる勉強会次第」及びの添付資料「兵庫県弁護士会人権擁護委員会聴取(2/8)での回答骨子について(案)」(1-31)では、「調査が進み、双方からの聞き取り内容に関する報告には、一方的・継続的でない要素もあり、必ずしもいじめであると断定できない状況に至った。恐喝についても、脅し取ったところまでの確証は得られず、被害届に基づいた垂

水警察署の取調べ結果も恐喝とは判断していないことから、一層の調査と事実確認をするように学校に助言した。」「学校側は、関係児童から聞き取りや調査を進めるとともに、いじめをなくすことにも取り組んだ。しかし、A₁ 本人から直接事情を聞くことについては保護者の了承を得られなかったため、A₁ 本人からは一度も事実関係の確認ができなかった。」「また、2月10日の学年集会が終わった頃から、加害者の保護者からも『自分の子どもから事情をきかないでほしい。』という要望があり、特に、Aが警察に被害届を出し、3月に入って加害者側の児童が垂水警察の取り調べを受けて以来、被害者・加害者双方の児童から全く事情を聞き事ができなくなった。4月にはA₁ 本人が指定外通学することになって、なおさら状況は困難となり、学校として調査を十分に行うことができなかった」と記載されている。

⑥ 平成20年2月8日時点

同日、市教委の三名が兵庫県弁護士会の人権擁護委員会による事情聴取を受けたとされる「記録」(1-32)では、当時の文科省「いじめ定義」を持ち出し、本件について「互いに言い合っているので一方的だと言えない。A₁が相手を落ち込ませていることもあったことから強弱も言えない。」とし、さらに「結論は、いまだ出ていない。いじめがあったと断定できない。学年集会で母親が手紙を読み、加害児童を名指ししたショックにより加害側からの聞き取りができなくなった。4月に転校したことで調査継続が困難になった」との回答が示されている。

⑦ 平成20年2月20日時点

市教委は、神戸地裁に宛てた「調査囑託について(回答)」(資料17)において、「調査続行の困難」として、「さらに調査を進めようとしたが、事案発覚直後から、原告保護者の要望により原告本人からは直接事実関係の確認ができず、原告が話したとされる内容を原告の両親から間接的に聞くにとどまった。」「また、2月中旬以降、被告の一人から「子

どもから事情をきかないでほしい。」といった趣旨の申し出があったことで、被告側の児童の一人からは事情を聞くことが困難となった。さらに、2月末に原告が被害届を出して垂水警察の取り調べが始まってからは、被告側の児童を含めた関係児童から事情を聞くことが困難となった。」「4月には、原告本人が指定外通学を申請し転校することになり、原告からの事実の確認ができない状態が続いた。」との回答を行っている。

カ 再調査の可否について

学校側は、本報告書第5で詳述するように、垂水警察署による加害児童らの聴取が行われて以降、加害側に対する聞き取り調査を行っていない。しかし、その後も再調査の可能性について、学校及び市教委は、以下のような見解を示している。

① 平成18年12月5日時点

前掲「Aさんに関すること(11/24)について」(1-69)には、「学校としては、昨年度の事件を、この時期に双方から再調査することはしない。時間がたちすぎた今、再調査には正確さに疑問を感じる。とともに再度子どもたちを昨年度の世界に引きずり込むリスクが大きすぎると考える」との理由で拒否する意向が記載されている。

② 平成18年12月12日時点

前掲「小学校 A₁ にかかる対応」(7-6)の3ページ目の資料は、12月11日A氏・弁護士と学校との協議内容に関してのG5教頭の報告ではなく、内容からみてO₄の保護者からの問い合わせに対する回答案のようであるが、そこで再調査について、以下のように触れられている。「すでに個人交渉が始まっており、学校としてどちらに対しても不利になる言動はできません。よって過去にお話した内容について、食い違い新たに事実確認を行ったり、調査を行ったりすることは控えさせていただくことをご了解いただいた上で、お話させていただきます」。

③ 平成19年2月1日時点

平成19年1月24日に被害児童の保護者からG1校長に宛てた「申し入れ書」(資料21)において、被害児童側は「当方は、いじめの事実の再度の調査による確認と責任の明確化を求めています。貴校はもうこれ以上調査はできないと再調査を拒否されました。この態度はいじめ被害を軽視する無責任な態度であると言わざるを得ません。校長先生が在任され、関係児童が在籍している間に早急に再調査を行ってください。」と学校側に要求しているのに対し、校長名での平成19年2月1日付「回答書」として、「事実確認の再調査については、これまで説明し、先の文書でも述べているとおりです。ご指摘にあるような事実の隠蔽の意図は全くありません。」としている。ここでいう「先の文書」とは、これに先立つ学校側からの「12/11の申し入れに対しての回答書」のことであり、そこでは再調査について、「当事者同士の話し合いが進んでいる中で、再度、個々の事実関係について、調査・確認することは困難と考えています。」としている。

④ 平成19年4月20日時点

同日、教育長をはじめ市教委側3名で市長・副市長へのレクチャーを行った際のやり取りを記載した「市長レク　メモ」(1-45)で、副市長から、「遅まきながらといことではあるが、再調査を行うべきである。被害者、加害者への再度聞き取りをやる。拒まれれば、そのことも記録しておく。市教委としてのアクションを起こすことが必要。再度、真摯な対応をすと言わざるを得ないのではないか。そして、学校だけに任せておくのではなく、市教委事務局と一緒にやるという体制で対応していくべき」との助言を得ているが、市教委側は「和解した2人の和解文書の内容をつかんでいないので、まずは、そのあたりから動いていきたい」と、再調査に関しては消極的な姿勢を示している。

⑤ 平成19年4月24日時点

「小学校弁護士会人権救済申し立てへの対応について」(7-44)では、市教委の顧問弁護士への相談記録が記載されており、再調査について以下の相談がなされている。

(相談内容)

- 学校や市教委が加害関係児童や保護者に再調査する場合、調査過程での被害者側の意向や介入を排除できるのか
- 総合的に考えて、現時点で本件については「再調査」なのか、「従前の方針堅持」なのかどう考えるか
- 人権擁護委員会の直接の調査が入る場合、学校や市教委の再調査は控えたほうがよいのか
- 和解が済んだ児童・保護者には、再調査は行えないのか、に対して(「再調査」の場合の手順)として以下が示されている。
- 考えられるリスクと対応・手順

【学校側の市教委に対する信頼感】

- ・文書回答については、顧問弁護士、調査係長、担当指導主事、学校長、教頭、生徒指導関係教員、担任を交えて協議した方針に則って作成したものである。「再調査」となれば、今回の申し立てや報道を受けた方針転換となり、外圧により簡単に方針を転換をするのかという印象を学校関係者に持たせる恐れがある。

【、一部保護者の学校への信頼感】

また、今回の申し立てについては、
再調査となれば、
恐れがある。

最後には、【再調査の方法】まで記載されている。

【顧問弁護士からのアドバイス】

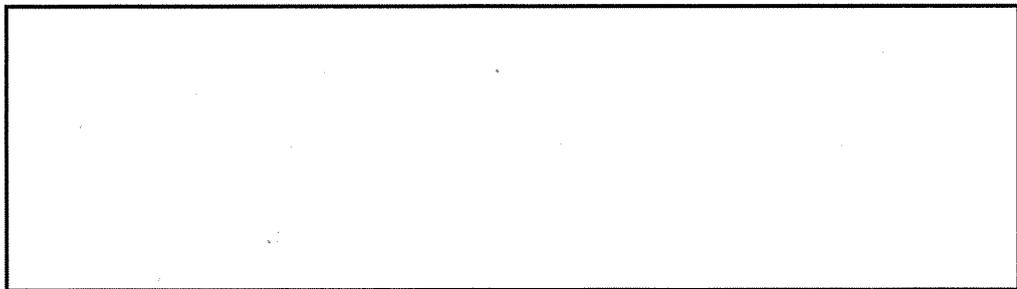
この相談内容をまとめた別資料「小学校県弁護士会人権救済申立事件の弁護士との打ち合わせ」(1-26)には、この際の相談におい

て、市教委側が「総合的に考えて、学校・市教委として『再調査』するべきか、『従前の方針堅持』なのか、どう考えるか。」との質問に対し、同弁護士から「当時、学校や市教委では、解決できないと判断していた。今回は、当事者以外の第3者機関に調査してもらおうと考えればいいのではないか」、「委員会（人権擁護委員会）が調査に入っているのに、邪魔していると捉えられる可能性があるので控えた方がよい」、「当時、再調査ができるならやっていたのであり、加害者側からの反発も予想され、現実問題として再調査は難しいのではないか」等のアドバイスが示されている。

キ G5教頭（校長）の見解

平成18年12月12日にG5教頭が市教委を訪れ、前日の被害児両親及び代理人弁護士との協議についての報告を行った記録「小学校A₁にかかわる対応について」(7-6)には、同教頭の判断として下記が記載されている。

- ・ 学校として今後の対応について、これ以上学校だけで専門的な知識を持つ弁護士とやり取りすることはできなくなっている。市教委の顧問弁護士の協力を得たい。



加えて、調査係長からも下記が示されている。

- ・ 調停など第三者機関に委ねるべきケースとなっている。すぐに市教委顧問弁護士の協力を要請し、1両日中に小学校に派遣し対応方針を決めて頂くように手配する。

そして、12月14日（木）午後4時に弁護士と小西係長が小学校を訪問することが確認されている。（同資料は上坂指導主事が作成）

また、G5 教頭は翌平成 19 年には同小学校の校長になっているが、同年 6 月 29 日に行われた人権擁護委員会への人権救済に対する勉強会の資料としてまとめられた、「小学校 G5 校長との懇談会のまとめ」(1-29)には、同校長の所見が記載されている。

- ・ 加害者側の子どもたちについては、やった行為がいじめているといった感覚の行為ではなく、遊びの一環としてとらえている感じが強く、実際に加害者側も A₁ から同じような行為をやられており、お互い様だと感じている思いも強い。
- ・ 学校側も明らかに行き過ぎた行為であれば、たとえ遊びにしてもその行為を止めているはずである。A 側のというようないじめが日常的に行われていたとは考えにくい。
- ・ 実際に A さんとも話をしたが、発言したことが脚色されて返ってくるものが本当に多い。A さんの父母とも、いったん思い込みはじめたら、まるでそれが事実かのように思い込み、新しいことが気になり始めたらそのことばかりで、つい先日 PTA の前で発言したことも平気で覆してしまい、思い返してみるとつじつまが合わないこともかなりあったと記憶している。
- ・ 学校はいじめを前提に、公平な立場で加害者側、被害者側双方から事実解明に向けて、聞き取ろうとしたが、A 父母の強硬な態度で聞きとることも出来なかったと記憶している。特に、A₁ 本人からは、ほとんど直接に聞き取ることを許されなかった。

すべて、A 父母の「子どもがこう言っている」という形で進んでいってしまった。

(2) 当調査委員会の判断

以上をまとめると、平成 18 年 3 月末ころの定義に照らし、いじめとの判断はできない見解であったのが、平成 18 年 4 月 24 日に調査が十分でないとの見解が述べられ始めた。調査が十分でない（聞き取りができなかつ

た)理由について、当初は様々な状況(A家の拒否・警察への被害届提出等)とされていたが、学年集会の開催により双方の信頼を失ったとの理由が加えられ、さらに転校という理由が加えられた。なお、学年集会の開催により双方の信頼を失ったとの点は、学校作成時系列(1-50)では「深く考える良い機会となった」と学年集会開催については評価されており、教員からの聞き取りでも否定された。双方の信頼を失ったのは、当初、調査不十分な時期に開催したことが理由とされたが、その後、母親が手紙を読み上げたせいであるとされた。

調査続行、再調査の可否についても、当初は再調査が困難との見解は示されておらず、検討されもしたが、次第に正確性に難がある、子どもたちを昨年度の世界に引きずり込むリスクがあるという理由で拒否を始め、すでに個人交渉が始まっている、人権擁護委員会の調査が始まっているという理由が付け加えられ、最終的には調査が十分でなかった理由と同じ内容となった。そして、被害者本人からの聞き取りについては、「平成18年12月5日頃より、ゼロ状態」、「ほとんど直接に聞き取ることを許されなかった」、「一度も事実の確認ができなかった」と曖昧な表現から断定的な表現に転じていった。

かかる変遷自体が、資料等の再検討を経て慎重になされたのであれば不当とは言い難いが、実際の変遷内容は、他の資料から確認できる事実からも乖離していることは明らかであり、十分に検討された結果とは解し難い。

なお、平成18年4月に赴任したG5教頭においては、本件に関する直接の当事者ではなく、子どもたちの聞き取りなどを直接担当してもおらず、当時の状況についてはその多くがG1校長やG3教諭等からの伝聞によるものであったものであるが、以降は同人が本件に関する市教委との連絡を主に行うようになっており、平成18年3月15日から22日にかけて、本件いじめに関する判断を変遷させて以降、殊更「いじめが認定できない理由」を強調する内容を市教委に伝えていたことも、上記判断に影響したものと考えられる。

以上を総合すると、いじめの認定ができないとの理由は、いずれも合理的でない。

前述のいじめ認定についての変遷もさることながら、いじめ認定ができないことを被害者側に責任転嫁するような学校・市教委の対応には問題があったと言える。このことも、本件が長年にわたり解決しなかったことの原因の一つと言える。

なお、その余の事実関係については、後述「第5」「4」「(3)」裁判所への回答の項にて詳述する。

4 不当行為についての判断

(1) 学校が被害者側と加害者側に、全く正反対の説明を行っていた事実

1) 被害児童父の主張

学校は、被害児童両親には聞き取り・書き取り調査の結果として「やはりいじめ・恐喝だった」との説明を行ないながら、その一方で、加害者側には「いじめ・恐喝はなく、カネは任意で配られたものである」あるいは「いじめは確認していない」などと事実と反した説明を行っていた。詳細は以下のとおりである。

A. 被害者側への説明について

(a) G3教諭（担任）の発言（資料2「面談記録（A）」より）

「面談記録（A）」は、平成18年2月14日に[]小学校の校長室でG1校長、G2教頭、生徒指導担当教諭、担任教諭と被害児童父母が面談した際の発言を録音したものを文字起こしした記録である。これによると、

- ① いじめ発覚前の平成18年1月、G3教諭は、「いじめというゲームをするな!」「君らがしているのは、いじめというのだ」と加害児童らを叱っている。
- ② G3教諭はいじめ発覚後の平成18年2月14日、加害者からの聞き取りによるいじめの詳細を述べ、はっきりと「お父さんが言うように、いじめというほかありません」と言葉にして認めている。
- ③ さらに続いて、G3教諭は以下の内容を述べている。

「あのね、みんながしてた。みんなというのか、『周りの子たちがしてたから』ていうことを子供たちが言ってます。で、そしたら『何で』て聞いた時に、『A₁君が何かしたの?』て聞き返すと、『いや、そうじゃないんだけど、周りがみんなしてたから』とか、逆に『それをしないと自分がいじめられる、自分がやられたら困る』ていう心境になっていた子もいます。他の子がそうしているところで、女の子なんかはそんなふうに言っている子もいました。あの、実際にいます。そうやって自分が、A₁君をいじめている子たちに加担して、同調しないと、反対に自分がいじめられるというように感じて、それをしていたという子もいます。中には『悪いな』ということ感じながらも、でもやめなかったというようなことも、子供たち話してくれている子もいます。」

(b) G1 校長の発言

被害児童の保護者は、以下の事実を指摘し、当時 G1 校長がいじめを認めていたものと主張する。

ア 小学校は、平成 18 年 2 月 10 日の学年集会終了直後「学年集会を踏まえた作文」を児童全員に書かせた。

イ 次いで、2 月 13 日に「いじめに関する実態調査 1」として、5 年生児童全員（61 名）にフォーマット用紙を配布し、本件いじめに関して知っていること、見たこと、聞いたことなどを記名式で具体的に書かせる「書き取り調査」を行なった。

ウ さらに、2 月 16 日に加害児童 10 名に対し、彼らが 3 年、4 年当時の担任 4 名（G7 教諭・G8 教諭・G9 教諭・G10 教諭）を動員し、校長との 5 名体制で、いじめの聴き取り調査と指導を行なった。

エ その調査結果報告として、2 月 22 日に被害児童両親は、G1 校長、G2 教頭の両名から、「調査報告一覧（校長作成）」（資料 3）を受け取り、「面談記録 S 校長・教頭と被害者両親との面談内容 反訳書」（資料 4）の通り説明を受けた。

オ 校長は調査票をまとめながら、「本当に私、まとめながら涙がでてきまして、本当に許されへん」と発言したり、説明しながら涙を流

したりと、いじめの悲惨さを語っている。

B. 加害側への説明

(a) 加害側保護者の発言

①提訴以前

被害児童保護者が加害者親らを提訴する以前である平成 18 年 6 月 28 日に、被害者代理人が加害児童の親である O₁ 夫妻、O₂ の母から事情を聞いた「事情聴取メモ」(資料 5・6) が存在している。

これらによると、学校は加害者側に「本件恐喝はいじめではなかったと説明した」と述べている。また、G4 教諭は被害者親の誹謗中傷を次のように行なっている。「被害者親が連日夜遅くに学校に来て、『O₁ 君を殺したい』『家に火をつけてやる』『教師に辞表を書けと迫っている』などと言っている」と全く事実を反することを、加害者親らに言っている。

②提訴後

加害者の親 3 名がそれぞれ裁判所に提出した陳述書の記載内容によると、学校側から終始、いじめはなかった。被害者本人に直接話が聞けず、事実確認ができないなどと虚偽の説明が行なわれている。さらに、被害者の親は毎晩 11 時頃まで学校に来て、教師を辞めろと言うなど事実を反した誹謗中傷も行なっている。

また、本件発覚後に被害児童保護者側に学校側が示した「調査報告一覧(校長作成)」(資料 3) や、生徒指導担当教諭が加害児童らから聴き取り調査をし、20 万円以上の金銭授受が把握できたことをメモした指導ノートのコピー(資料 31) について、「校長は記憶にない」と発言し、さらに平成 18 年 3 月 5 日頃に学校が市教委に本件いじめを報告した「生徒指導に関する報告書」(資料 7) については、「脅しがなくとも金額が 1 万円を超えていれば『恐喝』欄に記入することになっている」などと、記載マニュアル(資料 16) に反した虚偽説明を繰り返している。

(b)被告以外の加害者親

加害児童 O₉ () の両親が被害者代理人に出した通知書 (資料 12) でも、「学校長にも確認をとりましたが、当時そのような報告はあがっておりませんでした。」とある。

(c)G3 教諭の発言

提訴された加害側 3 名の保護者が平成 21 年 10 月 22 日に G3 教諭と面談し、その音声を録音したものを文字起こしした「面談内容反訳書」(資料 13) は、裁判所に加害側の証拠として提出されたものである。これによると、加害側保護者らが被害側の法廷供述の記録を示し、

、と担任教諭に確認している。その際担任教諭は、「(略) 僕最初からお話しているようにこういう事実っていうのは全くなかったっていうか、僕の目に映っている景色ではないですね。それは最初からお話してるとおりなんですよ。うん、だから、こういう え〜っとしか言いようがないし」、「あのまあこれ見ましても、僕もへえ〜って言うところなんですけどね。」「何のわだかまりもなく、僕が思ってることを皆さんにお話しできたらどんだ僕も楽かもわからんし、のどにつつかえてるようなこともあるし」などと、いじめを否定するかのような発言を加害者親らにしている。しかもいじめ発覚当初から何度もそのように説明してきたと発言している。つまり、発覚直後より一貫して、加害者側へはいじめを否定していたことが認められる。被害者側への説明と全く正反対の内容である。

2)当調査委員会の考え方

当調査委員会が収集した資料の範囲では、少なくとも提訴以前に学校側が加害児童らに積極的にいじめの存在を否定する説明をしていたとする証拠は存在しなかった。つまり、客観的には、学校側が加害児童らに積極的にいじめの存在を否定する説明をしていたとは言えない。

以下、被害児童の父が指摘・主張する点について、個別に検討する。

A. 学校から被害者児童親への説明

(a) G3 担任教諭の発言等（その1）

被害児童の父は、児童間の金銭授受の事実の発覚前の平成18年1月、G3教諭は、「いじめというゲームをするな!」「君らがしているのは、いじめというのだ」と加害児童らを叱っていると指摘し、よって、学校（G3教諭ら）は、いじめを同年2月4日の本件事案発覚以前に認識していたものと主張する。

他方、この発言と指導を、G3教諭は自身が作成した指導記録（23頁）「1月下旬ころ」において、

筆箱を回すのに関わっていた児童を立たせ、厳しく指導した。

そういうゲームを「いじめ」と言うんだ。とも伝えた。

しかし、A₁さんに対しての『いじめ』を認識したのではなく、そういった遊びをすることは、いじめにつながることもあるので、早めに児童にそういう遊びをやめさせるべきだと考えて行ったことである。

と説明している。

この説明は、(i) G3教諭はA₁に対するいじめを現認したことがないと主張していること、(ii) いじめはある程度継続したものであると一般に観念されていることからすると、不自然さはなく、客観的には合理的なものといえる。

しかし、同指導記録は、本報告書「第5」「2」「(2)」でみたように、平成18年3月22日の時点で森指導主事に「いじめの指導について時系列で作ること」との指導を受けて作成されたものであるところ、同指導記録に「事実（当時あった出来事）」として記載された部分はともかく、作成に着手した時点では同指導主事との間で「加害者との意見に食い違いがあり、いじめについて判断できなか

った」との意見の合意に至っていたことに鑑みると、殊更いじめを認めない立場を強調するような記載になっていたとしても不思議はない。また、そもそも当時の担任教諭は様々ないじめの徴候を目の当たりにしながらも、「いじめが見えていない」「見ようとしなない」、いじめに対する感度が相当に低かったことは、本報告書「第3」で指摘したところでもある。

むしろ、この際のG3教諭の内心はともかくとして、被害児童保護者との面談で「いじめというゲームをするな！」等の表現を用いて児童の指導を行った旨の発言をしたことからすれば、この指導をもってG3教諭ら学校がいじめの存在を認めたものと被害児童側が理解したとしてもある意味当然と言える。

(b) G3担任教諭の発言等（その2）

ア 被害児の保護者は、資料2「面談記録（A）」を根拠に、児童間の金銭授受の事実の発覚後の平成18年2月14日、G3教諭が、加害者からの聞き取りによるいじめの詳細を述べ、はっきりと「お父さんが言うように、いじめというほかありません」と言葉にして認めているとして、この発言からするとG3教諭はいじめの存在をいじめ被害を訴えた児童の父には認めていたものと主張する。

イ なお、G3教諭の当該発言について、当調査委員会でいま一度音声データを確認したところ、「お父さん言わはったのは、本当に、いじめというものしか見えていません」との発言であることが分かった。「いじめというほかありません」とは若干ニュアンスは異なるものの、少なくとも、加害児童らが遊びの中でA₁をターゲットにしたり、女子児童に対して「キスしろ」や「『結婚して』と言え」などと面白がってやっていたなどの事実を並べた上で、「いじめにしか見えない」との趣旨の見解を述べているのであって、この時点でG3教諭が被害児童の保護者の前でいじめの存在を認めていたことは明らかである。

ウ しかしながらこの点、一般的に、いじめを受けた児童を支援すべき立場にある教師が、いじめ被害を訴える児童（教え子）らの主張を調査の途中で否定することは困難であり、被害児童側の主張に迎合する発言をしがちであることは否定できない。

現に G3 教諭は、当調査委員会の聴き取りに対し、この発言を行った状況等について、概要、いじめ被害を訴える児童の父親からの熱い主張を受け容れざるを得なかった、その場しのぎで答えてしまった、と答えている。結局、G3 教諭によれば、いじめ被害を訴える児童への「教育的配慮」として、いじめ被害を訴えた児童の父の主張を否定できなかったものとの主張であり、本件においても、このような側面があったことは否定し得ない。

しかし、いじめ被害を訴えた児童らには、この際の G3 教諭の内心はわからない。いじめ被害を訴えた児童らにとっては、G3 教諭の発言を聞けば、G3 教諭はいじめの存在を認めたと説明したものと理解したとしても当然であり、G3 教諭の内心はともかく、被害児童側に対していじめの存在を認めたとする事実は認定できる。

エ さらに続いて、G3 教諭は、児童らが「周りの子がしてたから」や、「逆にそれをしないと自分がいじめられる、自分がやられたら困る」「悪いと感じながらも、やめなかったと話している子もいる」などとも発言している。

この点、G3 教諭は、当調査委員会からの聴き取りに対して、当時の認識としてはいじめであると思っていたわけではなく、その状況から、「(いじめであると) 答えざるを得なかった」と話している。

ところで、「面談記録 (A)」の音声、とりわけ「音声ファイル A-4」の部分を見ると、それまでのいじめに気付いていなかったとする G3 教諭に対し、A₂ がかなり声を荒らげて「いじめを知っていただろう」と詰め寄っている様子が分かる。このことから、G3 教諭が述べるように、保護者のその剣幕に押され、それ以上の追及から逃れるために、その場では面従腹背の姿勢をとっていたとみることも不可能ではない。ただ、この話題が録音されている「音声ファイ

ル A-10」の部分に録音されている A₂ の話し方は比較的穏やかなものであり、対して G3 教諭は A₂ からの短い質問に対し、自発的に長く説明している様子が見える。

オ このようなことから、結局、ここでも (a) と同様に、いじめ被害を訴える児童らから見ると、この G3 教諭の説明で、G3 教諭はいじめ被害を訴える児童がいじめられてきたことを認めたものと認識することは当然であると思われる。

(c) G1 校長の発言等

ア 1) A (b) で被害児童の保護者が「事実」として摘示した内容については、市教委より当調査委員会に示された一件証拠上、優にその事実性が認定できるものである。

イ ところが、G1 校長においては、これらの事実があり、被害側に明確にいじめを認める発言をしておきながらも、平成 18 年 4 月 6 日に指定外通学の手続のため来校した被害児童の保護者らに対し、被害側と加害側との間に「見解の相違」があるため、いじめの内容を認めることができないという意思表示を行った。このように変遷した経緯については、本報告書「第 5」「2」「(1)」「8)」において述べたところである。

ウ 他方で G1 校長は、当調査委員会からの聴き取りにおいて、当時、いじめについて「ないということは言ってないです。ないということは、言った覚えはないですね」とし、明確に「(いじめが) あったというふうには認めます」と答えている。

さらに、指定外通学の許可に際し、「いじめを理由にして転校をするということは認められない」と言ったことはあるかとの問いに対し、G1 校長は「いや、そんなことは言っていません。絶対言ってない。(略) いじめを前提として認めないというようなことは、ないですよ」と断言する。そして、「就学校指定変更申立理由書」に「学校として見解の相違があり…」と記載したことを指摘すると、「一部同意できないところもある」、「いじめを認める認めない

じゃなくて、全部を認めるか認めないかということで解釈したと思います」などと答えている。

G1 校長の聞き取りにおいては、
であったことなどもあり、客観的記録に照らしてところどころ記憶違いなどもあるが、本件いじめに関する判断についての説明は一貫しており、被害児童側の主張するいじめ事実すべてを認めることはできないが、当時からいじめはあったと考えていたとする説明は信用できる。そして、そうであれば、G1 校長が「面談記録 S」において被害児童保護者に対していじめを認める発言をしていたのは、真意からのものであったものと認められる。

3) 学校から加害児童とされた者の親への説明

- A. 総論として、いじめ被害を訴えた児童の父が提示する資料は、ほとんどすべて加害児童の保護者の陳述等である。この点、人は誰しも、他人の話しを自己の都合の良いように解釈・認識し記憶するものであることは否めない。

この観点からすると、加害児童側の陳述書等の内容をそのまま事実として認定することには躊躇せざるを得ない。

また、本件の調査を行った G3 教諭らにとっては、加害とされる児童らもすべて愛すべき「教え子」であり、その立場上、その者たちへの教育的配慮も必要となってくることは否定できない。そのような意味で、学校側は加害児童とされた者らの「言い分」を無下に否定することはできないという面もある。

以下、個別に被害児童の父の指摘・主張を検討する。

B. 各論

被害側保護者は、1) B に示した通りの主張を行っているため、それぞれ当調査委員会の見解を示していくこととする。

(a)被害児童代理人弁護士による加害児童保護者の「事情聴取メモ」

被害児童代理人弁護士作成にかかる「事情聴取メモ」(資料5・6)によると、O₁の母親は「学校はゆすり(おどし)などではなく珍しい例ではないかと言っていると他の親から聞いている」と発言していることが認められる。

しかし、この発言は「他の親から」の伝聞であり、発言者である保護者が直接学校からこのように説明を受けたと話しているわけではない。また、学校が、金銭の交付を「いじめではなかった」とまで説明をしたとは解せられない。この点、当調査委員会によるG1校長の聞き取りでは、当時恐喝であるという発言はしていないものの、「せびった」という言葉を使って説明していたとしている。さらに付言すると、裁判所の判決においても、金銭の交付に関しては、「ゆすり(おどし)」の認定はされていないが、たかり行為として不法行為の認定をし、暴行行為と一体となったいじめ行為であると認定されている。

その他、上記「事情聴取メモ」(資料5・6)において、学校が「本件恐喝はいじめではなかったと説明した」と認められる記載は見当たらない。むしろ、O₂の母親は、被害児童代理人弁護士が「ノートの関係のこと読み上げた」ところ、「学校から同じようなこと聞いている。うちのことは子どもに聞いたが違うと言ってる。」との記載がある。「ノートの関係のこと」が何を意味するのか(ノートの落書きのことか)判然とはしないが、少なくとも、学校側が加害側保護者たちに、被害児童側と同様の説明(かつ加害児童側の意に反する説明)をしていたことがわかる。

資料5、6は、「(b)」で後述するような「誹謗中傷」部分を含むため、全体として学校が被害児童側に対し否定的な態度をとっている印象を受けるものであり、被害児童側において、学校が、加害児童の味方をしているように理解したとしても不思議ではないが、記載内容自体は発言者の主観を交えたものであるし、上記の通り学校が加害側に対して直接的に「本件恐喝はいじめではなかったと説明した」とみられる記載はないのであるから、被害側保護者の主張は認めが

たい。

なお、本件いじめに関する民事訴訟において被告となった加害側保護者らが裁判所に提出した「陳述書」(資料 9~11)にも、被害児童側主張のような記載(資料 10 では「いじめについては無かったとの回答」、資料 9、11 では「事実確認ができない」「よくわからない」)があるものの、上記「3」「A」で述べた通り、訴訟にあたって作成された陳述書の内容をそのまま事実として認めることはできず、上述の判断を覆すものではない。

(b) 生徒指導担当教諭による「誹謗中傷」について

被害児童の父は、上記資料 5・6 の記載内容を根拠として、本件当時 G4 教諭は「被害者親が連日夜遅くに学校に来て、『O₁君を殺したい』『家に火をつけてやる』『教師に辞表を書けと迫っている』などと言っている」と全く事実と反することを、加害者親らに言う誹謗中傷を行ったと主張している。

まず、誹謗中傷の主体について、被害児童側は「G4 教諭」としてあるものであり、確かに資料 5 では「G4 先生」との表現になっている。しかし、同資料では、「担任の G4 先生」との表現もあり、担任であった G3 教諭との混同の可能性も否めない。この点、資料 6 では、「火をつける」云々を話した主体は「G3 先生」となっている。したがって、行為主体が「G4 教諭」であるとの特定は難しく、以下は、行為主体を広く学校側として検討する。

次に、学校側が、「被害者親が連日夜遅くに学校に来て、『O₁君を殺したい』『家に火をつけてやる』『教師に辞表を書けと迫っている』などと言っている」旨、加害児童側に説明したかどうかについて検討する。この点、根拠としては、資料 5、6 や陳述書(資料 11)しか存せず、伝聞を含むものではある。しかし、後述のように、他の資料と合致し、かつ、資料 5、6 の聴取が行われた平成 18 年 6 月~7 月の当時は学校しか知り得ない情報が多く含まれること、ある程度具体的な内容であること、いじめの存否に直接関係せず加害児童側

が嘘を述べる必要のない事柄であること等からすれば、学校側が何らかの形で加害児童側保護者に「被害者親が・・・などと言っている」と発言した可能性は否定できない。

それではこれらが、「全く事実と反すること」であるかどうかの検討をする。

資料5、6によると、家に火をつけると述べたとされる主体は、加害児童の親の方であって、被害児童の保護者が「家に火をつける」と述べたとされているわけではない。では、「加害児童の保護者が…家に火をつけると言っている」旨の発言を被害児童の保護者がしたかどうかについては、学校作成時系列(1-50)記載の平成18年3月17日の出来事として、O₆母子とA₁とその両親の3人が来校し、校長・担任教諭の同席の上で話し合いが行われた際に出た話として、「3/1にホームページの件で、宅へ(加害側の保護者)3人が訪れクレームとともに『家に火をつけるぞ』と言ったとの情報を、A₁さんの母親が報告する。(3/18に
)」との記載がある。この記載からすれば、加害側の保護者が「家に火をつけるぞと言った」旨をこの時に持ち出したのは、被害児童保護者側ということになる。また、担任作成指導記録(1-51)記載の同日の「事実内容」としては、O₆母子とA₁とその両親らとの話し合いが終わった際、「A₃さんから、PTAのホームページのことで、宅へ2~3人が乗り込んで、『火をつけたる』という話を聞いたと伺った」と記載されており、翌18日には「再度、担任から、O₄さん(父)に電話する。
を伝えた」「Aさんの思い込みなのか?うそなのか?」と記載されている。この際、担任がなぜO₄宅に電話してこのことを報告したのかは不明であるが、確かにこの際、担任教諭が加害親に「Aさんが、『加害親が家に火をつけてやると言っていた』」との内容を話したと解釈することも可能であろう。しかしながら、そもそもこの出来事は、A₃が自ら、O₆や校長らの前でこの発言をしたと記録さ

れているのであり、仮に学校側がこの事実を加害側に伝えなかったとしても、O₆や [] から加害側にその旨の内容が伝わっていた可能性もある。

以上より、少なくとも O₁ の母親が発言したとされる「 []
[]
[] 」と A の親が学校に言っている、と他の親から聞いた、との記載内容は全く事実と反するものとは言い難い。

次に「教師に辞表を書けと迫っている」との点についても、学校作成時系列（1-50）の2月19日の欄に「Aさんの父親より、（略）担任教諭に対して『進退をはっきりさせろ』『辞表を書いてもってこい』など激しい口調でののしった」旨の記載がある。この点、担任作成指導記録にも「調理実習グループについて、クレームがあった。グループを変えることを約束し、改めて電話しなおしたが、電話での対応の中で、A₂さんより『学校を辞めろ』『何をやるにせよ、相談してからしろ』『進退をはっきりさせろ』『辞表を書いて、持って来い』『担任交代せよ』などと、ひどくののしられた」との記載があり、学校作成時系列の記載内容とも整合している。

この点、被害児童の父は「事実無根」と主張している。しかしながらこの時期、被害児童の保護者は学校側の対応、特に担任の対応に対して連日苦情や要求を入れている時期であることがうかがえるのであって、「面談記録 A」においても、A₂ ははじめに対する認識の甘い担任に対してその資質を疑うような発言をしている。この2月19日の苦情の内容は、翌日からの調理実習のグループに O₂ が一緒になっているとのことであった。この「辞表を書け」との発言は、この時の電話で A₂ が、同月16日に行われた加害児童らへの詳細な聞き取り調査の際、O₂ の親から聞き取りを拒否されたことを取り上げ、「用事とか、腹痛なんていうのはうそに決まってるやろ。学校がなめられているのがわからんのか」「家に行って聞く方法もあるやろ」などと激昂して話した際に出たものであることがうかがえる(1-51)。このような話の流れからすれば、担任が加害児童と被害児童を一緒の

班にする無神経さに対する苛立ちと相まって、O₂に対する担任の対応の甘さに対する非難がエスカレートしてこのような発言に至ったとしても不思議はない。多少穏当さに欠ける発言ではあるが、学校においてなかなかA₂の要求するような調査報告や加害者への指導が行われていない状況下での発言であることからすれば、この時にこのような発言を行ったとしても、A₂の心情は理解できないものではない。そのため、この「教師に辞表を書けと迫っている」との発言は全く事実に反するとは言えないものではあるが、それを被害側の保護者に話すことは、後述するように不適切であると言い得る。

他方、被害側保護者において「O₁君を殺したい」との発言があったとは、いずれの資料からも確認できない。この点については、全く事実に反すると言える。

また、「被害者親が連日夜遅くに学校に来て」ないし「毎晩 11 時頃まで学校に来て」などの発言であるが、学校作成時系列(1-50)によれば、学校側は、本件発覚(2/4)の翌日(5日)は、①23時までA宅との電話連絡を、②7日及び8日には23時過ぎ頃まで担任、生指担当、教頭がA宅で話し合いをしており、③14日には22時頃までA₂が学校を訪問して話し合いをし、④22日には23時15分までA₁の両親が学校で話し合い、⑤28日には22時20分までA₂が学校で話し合い、⑥3月15日にはA₁と両親、O₃と両親の6人、校長、教頭、担任が立ち会って22時50分まで学校で話し合いが、⑦同月17日にはA₁と両親、O₆母子を交えて21時まで話し合いが行われ、その後A₂と校長、教頭、担任が23時まで学校で面談が、それぞれ行われていることがうかがえる。この状況からすれば、明らかに「毎晩 11 時頃まで学校に来て」との発言に合致する日数は2月5日から3月31日までの間に④と⑥、⑦の3回にしかすぎず、過剰な表現であることが分かる。「毎晩 11 時頃まで」は、本件発覚当時、学校関係者がそれだけ遅い時間まで学校に残り、本件について様々な打ち合わせを行っていたことを指していることが見て取れるのであり、どのような場面でどのように学校側から加害側保護者に伝えられた

のかは不明ではあるが、事実と反する不適切な表現であったといえる。なお、「連日夜遅くに学校に来て」との表現については、「夜遅く」が具体的に何時頃を指しているのかが不明であり、このような抽象的な文言をもって被害児童の保護者が非常識な親であるかのような印象を与える発言を学校側が加害側に行っていたのだとすれば、問題がないとは言えない。

それでは、以上認定してきた事実（学校側が、一部は全く事実と反するとは言えず、一部は全く事実と反すると言える被害児童保護者の発言内容を、加害児童保護者側に説明していたこと）が、被害児童保護者側の主張する不当行為（学校が被害者側と加害者側に、全く正反対の説明を行っていた事実）とどのように関係するのかを検討する。

この点、学校が、被害児童保護者の発言内容を、加害者側に伝えること自体は、被害児童保護者側が主張する不当行為そのものとは異なる事情であるし、また、不当行為の存否の認定に直接影響があるとは解せられない。

もっとも、学校が加害側に伝えたとする内容は、事実と反するものはもちろん、事実と反するとまでは言えないものも含め、被害児童保護者の評価を貶める内容のものである。すると、学校側が、そのような内容の説明を一方当事者におこなえば、加害児童側からすれば、学校は自分たちの味方であると感じるであろうし、被害児童側からすれば、「誹謗中傷」と受け取ることも無理からぬことである。そうであれば、被害児童側から「辞表を書け」などと、たびたび厳しい要求がなされる中、学校側が本件への対応に苦慮していたことは推察して余りあるが、学校側が軽々に、被害児童側の評価を貶めるような事情を加害児童側に伝えるべきではなく、そのような行為をしたことは不適切であったと指摘できる。

(c) 加害側提出「面談内容反訳書」

被害児童保護者が挙げる「資料 13」は、加害側が裁判所に提出し

た、平成 21 年 10 月 22 日に O₁ 母、O₂ 母、O₃ 母が G3 教諭を異動先の市立小学校に訪ねて面談した際に録音された音声の文字起こし資料「面談内容反訳書」である。同資料には、「面談理由」として、「控訴人（A 側）が担任教諭の面前で子どもらから暴行を受けた等供述していることから、その真偽を確認するため、当時の担任である G3 と面談し、控訴人の第一審法廷供述を示す等して事実確認を行ったものである」と記されている。

この資料について被害児童の保護者は、「担任教諭は、いじめを否定する発言を加害者親らにしている。しかもいじめ発覚当初から何度もそのように説明してきたと発言している。つまり、発覚直後より一貫して、加害者側へはいじめを否定していたことが認められる。被害者側への説明と全く正反対の内容である。」旨主張する。

この点、客観的には、G3 教諭と加害児童とされた者の親との面談で、G3 教諭は教室において加害児童とされた者による暴行を見ていないと言っているだけであり、いじめの全てを否定しているわけではない。

しかし、当調査委員会による担任教諭の聞き取りにおいて、担任教諭は被害児童側が主張するいじめの内容について、「なかった」あるいは「気づいていなかった」、「知らない」などと、一貫してそれを認めず、その理由としては「加害児童に確認して、突き合わせる事ができていなかった」からだとする。さらに、同資料より前に作成された「兵庫県弁護士会・人権擁護委員会 平成 19 年 11 月 20 日の G3 教諭の事情聴取資料」（1-33）などにおいても、当時より担任教諭はいじめの存在全てを否定するような見解を示していることから、「資料 13」の面談の際も、G3 教諭は、いじめの存在を否定する方向で語っていたものと解することができる。

かかる担任教諭の態度は、同教諭の内心はともかくとして、過去に被害者に対してはいじめを認める発言をしておきながら、加害者にはこれを否定する発言をしているものであり、「学校が被害者側と加害者側に、全く正反対の説明を行っていた」と評価すること

ができる。

(d) O₉の保護者からの「通知書」

被害児童保護者が「正反対の説明」の根拠として挙げる「資料12」は、平成19年10月16日付でO₉()の両親が被害者代理人弁護士に出した「通知書」であり、これは同弁護士が平成19年10月11日付で同人らに通知した「A様の物的損害に対する損害賠償のお願い」に対する回答(内容証明郵便)である。ここに「学校長にも確認をとりましたが、当時そのような報告はあがっておりませんでした。」と記されていることを根拠として、被害児童保護者は、「G1校長は、いじめの加害児童とされた者の保護者にいじめはなかったとの説明を行っていた」とする。

この点、この通知書は、G1校長のところに担任教諭らからの、O₉がA₁に物的被害を与えたことの報告が上がっていないことを確認したことを述べるだけで、加害児童とされた者(ここではO₉)が加害行為を行っていないと校長らが述べたものではない。また、学校が被害者側に、O₉によるいじめが認められるとの説明をしたとの事実は、いずれの資料からも認められない。

すると、この点に関しては、「学校が被害者側と加害者側に、全く正反対の説明を行っていた」と認めることは困難である。

(e) 加害児童らの「陳述書」(資料9~11)

被害児童の保護者は、本件の民事訴訟において加害児童の保護者3名が裁判所に提出した、それぞれの陳述書を根拠に、「加害者の親3名によると、学校側から終始、いじめはなかった、被害者本人に直接話が聞けず、事実確認ができないなどと虚偽の説明が行なわれている。さらに、被害者の親は毎晩11時頃まで学校に来て、教師を辞めろと言うなど事実と反した誹謗中傷も行なっている。」と主張する。

さらに被害児童の保護者は、同陳述書(3通)の内容から、「調査報告一覧(校長作成)」(資料3)や、当時児童間でやり取りされた金

額を調査した生徒指導担当教諭がその内訳や用途をメモ書きした「資料 31」について、「校長は記憶にない」と発言し、「生徒指導に関する報告書」（資料 7）については「脅しがなくても金額が 1 万円を超えていれば『恐喝』欄に記入することになっている」などと、記載マニュアル（資料 16）に反した虚偽説明を繰り返している」と主張する。

（引用箇所）

□の陳述書（資料 9） 6 頁 7～11 行目

□の陳述書（資料 10） 4 頁下から 11 行目～7 行目

□の陳述書（資料 11） 3 頁 13～17 行目

まず、「加害者の親 3 名によると～誹謗中傷も行っている。」の部分については、すでに上記で検討済み((1)、(2))であるため割愛する。

次に、校長の説明に関する部分を検討する。資料 9 ないし 11 が指摘する校長の説明とは、①□であった、②裁判所に提出された校長作成とされる書類は記憶にない、③生徒指導に関する状況報告書は脅し等がなくても金額が高ければ（1 万円を超えていれば）「恐喝」欄に記入することになっている、というものである。

しかし、資料 9 ないし 11 の内容をそのまま事実として認定しがたいことは上で繰り返し述べてきた通りである。

実際、校長と、加害児童保護者側の面談に至る経緯については、当時の G5 校長から市教委に報告された内容（1-64）や、平成 20 年 1 月 8 日に市教委で行われた G1 校長と市教委顧問弁護士、調査係との打ち合わせの記録（1-65）、それに先立って G1 校長が作成したものと思われる資料（1-66）などの資料から認定でき、その内容は資料 9 ないし 11 に記されている内容とは異なる。

すなわち、加害児童保護者らは、G1 校長、G2 教頭、G4 教諭、G3 教諭に、面談の申し入れをしたところ、G4 教諭、G3 教諭はこれを断り、G2 教頭は回答しなかった（1-64）。G1 校長は、加害児童保

護者と面談することとしたが、事前に市教委顧問弁護士を交えて打ち合わせをした(1-65)。その際、G1校長は、加害児童保護者と面談する際に読み上げる予定のメモ(1-66)を作成していたが、「メモを読み上げると、メモを渡してほしいと言われる可能性があるため、聞かれたことにこたえる方がよい」との弁護士からのアドバイスがあった。(1-65)

なお、同メモの内容には、「2月20日(月)以降」「調べた結果を文書で報告する(後日)」「『数人が、きしよい。よるな』などの発言をしたという文書をAに渡(した)」「子供たちから聞いたことを口頭でAに伝えた」「この文書はこちら側に残っていない」などの記載がある。また、「(内容については、いじめの定義から考えて、本人がいじめと感じたときにいじめは発生し、多数から一人へ、継続的に、精神的に追い詰めるという構造になっていたから、そう判断した)」「(恐喝という表現については過去の経験から、この位の金額の移動については一般的な表現である)」との記載もある(1-66)。

このような経過を経て、G1校長は、平成20年1月11日に加害児童保護者らと面談をした。平成20年1月16日、この時の面談内容についてG1校長が担当指導主事に電話で報告した内容の記録(1-67)によれば、面談では、①G1前校長とA側が話したCDをテープ起こした文書、②いじめ調査一覧(G1前校長校長作成とされていた。)(原文ママ)、③指導課とやり取りした内容、④平成18年2月の状況報告(恐喝・いじめに件数が入っているもの)について、加害側保護者よりG1校長に確認するよう求められたことが分かる。

G1校長は、①については、「当時すでに A側に話した内容については記憶にない」と回答した。②については、「2月4日 いじめ発覚」・・・「2月16日 校長、職員の氏名」などが書いてあったが、全く身に覚えがないと答えた。④については「いじめ1件と報告したのは、当時加害者の口から『無理矢理キスしろ』とか『抱きつけ』とか言われたという事実があったから。それも多くの子どもが一人の子どもに圧力をかけたときいたので、いじめの事実

を認めた」、「恐喝1件と報告したのは、加害者側から『お金ちょうだい』という言った事実があったからで、このことで恐喝1件とした」(原文ママ)と回答した。

なお、G1校長が上記面談について電話で報告中、O₂の保護者から担当指導主事あて電話で相談があり、同指導主事が電話を掛け直した際のやり取りが「報告書」(1-62)として残されている。それによると、G1校長と会って話をしたが、「

[]

[]」といった苦情が出されていることが分かる(1-67)。

以上を総合すると、資料3については、平成18年2月20日に学校が作成していることや、「2月4日 いじめ発覚」との出だしから察するに、G1校長が加害児童保護者らとの面談の際に確認された「②いじめ調査一覧」のことであり、かつ、面談に際して作成したメモ(1-66)でいうところの被害児童保護者に渡したとされる文書であると解せられるところ、「こちら側に残っていない」ものであること、また、加害児童保護者との面談時「[]」であったとされるG1校長が、一瞥して思い出せなくとも不自然ではない。したがって、G1校長が、敢えて、「身に覚えがない」との虚偽の回答をしたとまでは解せられない。

他方、資料31については、生徒指導担当教諭作成のメモであると解せられるため、資料9ないし11が指摘する文書ではないものと思われる。

次に、「恐喝」についての説明も、「加害者側から『お金ちょうだい』という言った事実があったから」など、加害側保護者「陳述書」(資料9~11)とは異なるものであり、校長が加害児童保護者らの述べるような説明をしたとは認められない。ただし、面談に先立って作成されたG1メモ(1-66)には、前述した通り、「(恐喝という表現に

については、過去の経験から、この位の金額の移動については一般的な表現である)」との記載もあるのであり、「脅しがなくても金額が1万円を超えていれば『恐喝』欄に記入することになっている」との趣旨の回答があった旨、加害側保護者が認識してもやむを得ないような発言があったことは否定できない。しかし、メモに書かれた趣旨とは異なる表現になっており、面談当日に G1 校長が確かにそのような文言を加害側保護者に伝えたのか、「この位の金額の移動について一般的な表現」との趣旨の発言を加害側保護者の方でこのように誤解釈したのかは、これらの記載内容のみからは判然としない。

しかしながら、むしろ G1 校長は、加害側保護者との面談において、いじめの認定について根拠を説明し、積極的な見解を述べていることに着目すべきであり、この点を敢えて省略して記載した資料 9 ないし 11 の記載内容の信用性こそ疑われるべきと言える。

以上の通りであり、この点に関して、学校が被害者側と加害者側に、全く正反対の説明を行っていたとの認定は困難であると考えられる。

4) 結論

以上の通りであり、G3 教諭を含め、学校が被害者側にいじめを認める発言をしていたことは認められる。

他方、加害者側には、提訴前の時期においては、被害者側の評価を貶めるような発言を一部行っていた可能性があることは認められるものの、いじめの一切を否定する発言をしていたとまでは認定できない。

もっとも、提訴後において、G3 教諭が、いじめを否定する発言をしていたことは認定できる。しかし、この時期（平成 21 年 10 月 22 日）同人は、学校側が被害者側に対しても、いじめについては確認できなかったとの態度を確立している時期であって、その態度の当否はともかくとして、学校が本件発覚当初より加害者被害者双方に異なる態度をとっていたと解することはできない。したがって、時系列に沿ってみれば、時系列の同一地点において、学校側が各当事者に異なる態度をとっていたようには解せられない。

なお一般的に、学校の調査能力には限界があること、加害者被害者双方に対し教育的配慮が必要であることは否定できず、事実調査中に、被害者にはいじめを認める態度をとりつつ、加害者にはいじめの存在を当然の前提とした結論を示さないことは、通常ありうることである。

そのため、本調査委員会の認定した事実の程度では、学校が被害者側と加害者側に、全く正反対の説明を行っていたとする不当行為の認定は困難と考える。ただし、学校側が不用意に、事実と反することも含め、被害児童保護者の発言として、被害児童側の評価を貶めるような事情を加害児童側に説明したのであれば、それは不適切な誹りを免れない。

ただしこれまでに述べてきた通り、むしろ非難されるべきは、学校が、被害者側に対してとっていた態度を何らの説明もなく突如変遷させたことに集約されるものであると、当調査委員会は考える。

(2) 転校妨害

1) 被害児童父の主張

被害児童の父が、不当行為4「転校妨害」として主張する内容は、概ね以下のとおりである。

ア 被害児童保護者は平成18年2月下旬に転校の申し入れを行なったが、校長は「いじめは確認できない」とし、転校の内諾を拒否した。そのため、区役所の市民課で就学関係届(用紙)を受領することすらできず手続きは行なえなかった。

やむを得ず、同年3月3日、教育委員会 指導課森主事に相談したが、「校長は優秀な人ですから」と言って取り合わなかった。

校長の対応は、被害児童の区域外の小学校に通学する権利を2ヵ月近く侵害している。校長がこのような対応をしなければ、被害児童は実際より1ヵ月以上も早く転校が可能であり、被害者のいじめ発覚後の苦痛も軽減できた。(以上を「転校妨害行為1」という。)

イ 被害児童保護者は、代理人弁護士を通じて、就学関係届(用紙)を入手し、「理由書」を作成した上で、同年4月4日に校長の承諾を求めた。

しかし、同月6日、校長は被害者保護者に対し、転校届けに添付した別紙「理由書」の書き直しを命じ、それに応じなければ記名・捺印はしないと迫った。

その後校長は、弁護士の説得により、就学関係届の副申書欄に「保護者の申し出事由欄の別紙については、学校として見解の相違があり、別紙の内容を認めることはできないが・・・」と記入して承認した。

「理由書」の書き直しを命じる行為は、保護者の区域外通学を届出る権利を侵害している。（以上を「転校妨害行為2」という。）

2) 転校妨害1について

ア 資料中、平成18年2月から3月にかけての被害児童の転校に関する記載は、次のものが確認できる。

(ア) 被害児童代理人弁護士から提供を受けたメモ(資料9 17頁)では、「3/3(金) 教育委員会指導課 森」の頁に「3. 転校(小中) 可能か 妹も」との記載がある。

(イ) 学校が当時、都度作成し、市教委にFAX送信していた時系列(1-50)の同年3月9日の欄の下部余白に、森指導主事によるものと思われる手書きメモで、「☆Aは6年のクラス分けを見て転校も考えている」との記載がある。

(ウ) 被害児童代理人弁護士から提供を受けた、同年3月16日作成の委任契約書には、事件名として「A₁、A₄のいじめ問題解決のための一切(特に転校問題)」と記載されている。

(エ) 上記時系列(1-50)3月31日の欄の下部余白に、森指導主事によるものと思われる手書きメモで、「転校→親の希望で・・・という方向がくずれないように」との記載がある。

したがって、被害児童保護者が、平成18年3月ころ、市教委、学校、弁護士に対し、転校の相談をしていたことは認められる。

イ しかしながら、平成18年2月から3月にかけての転校妨害行為1については認めることが困難である。

(ア) まず、平成18年2月下旬に、校長が内諾の拒否をしたという

点については、同時期に、被害児童保護者が校長に転校の内諾を求めたかどうか不明である。

すなわち、上記の通り、転校についての話があったことが記録上明らかなのは、同年3月以降であり、同年2月下旬に、被害者側から校長に転校の話がなされたことを認めるに足りる資料が存しない。特に、上記、学校が都度作成し、市教委に送付していた時系列にも、転校に関する記載が存しない。

被害者保護者作成にかかる「2月4日（土）以降の概要」と題する書面においても、同年2月中に、校長に対して転校を申し出た事実や、校長が内諾を拒否した事実の記載はなく、反対に、「2/22」の欄には「6年のクラス分けの際、A₁と加害者は一緒にしないと約束する。」との記載があり、6年時も同校に在籍することが前提の話が学校との間でなされたことをうかがわせる記載がある。

また、平成18年2月下旬は、学校が「生徒指導に関する状況報告」（1-41 など）等でいじめを市教委へ報告する直前の時期である。かかる時期に校長が「いじめは確認できない」とする理由はなく、転校の内諾を拒否する事実があったとは考えにくい。

したがって、平成18年2月下旬に、校長が内諾の許否をしたという点については認められない。

(イ) 次に、同年3月3日、森主事が「校長は優秀な人ですから」と言って取り合わなかったとする点についても、転校妨害と評価することは困難である。

まず、上記の通り、メモ（資料9 17頁）の記載は、面談前に被害児童保護者側が準備したと思われる議題として、「3. 転校（小中）可能か 妹も」との表現があるだけで、その余の記載（当日の森氏の発言内容のメモなど）は存しない。すると、当日、被害児童保護者から森主事に対し、いじめを理由に転校が可能かどうかの相談をしたであろうことは推認できるが、これを超えて、校長による転校拒否について相談したであるとか、具体的な要求（市教委主導での転校手続、校長への指導など）がなされたとまでは認めにくい。

すると、森主事から、「校長は優秀な人ですから」との発言が仮にあったとしても、これをもって、転校妨害とまで認めることは困難である。

ここで付言すると、被害児童代理人弁護士作成にかかる、就学校指定変更申立理由書(1-9)、同別紙「いじめの概要」(1-10)によると、同年3月3日に、被害児童の父親が市教委に行った際、「学校の対応」について訴えたが、「小学校の校長は優秀な方だから心配しないで欲しい」と答えるだけであったという趣旨の記載がある。しかしながら、同記載において、被害児童の父親が訴えた「学校の対応」の内容は、被害児童の妹へのいじめの訴えに対する「学校の対応」(調査をしないなど)についてであり、被害児童や被害児童の妹の転校についての「学校の対応」を訴えたとはなっていない。また、市教委が「校長は優秀な人ですから」と言って(被害児童の妹に関する学校の対応について)「調査すらしようもしない」ことが問題視されている一方で、「転校」について、市教委が取り合わなかったかのような記載は全くない。

さらに付言すると、兵庫県弁護士会人権擁護委員会作成にかかる不措置決定理由書(2010年(平成22年)7月22日付)によると、被害児童側より提出された「人権救済申立補充書(4)」に、被害児童側が転校を決意したのは平成18年3月6日の学校の対応(風評被害についての調査、指導等を求めたが校長は事実誤認の回答をしたとの趣旨)以降のことである旨の記載がある。とすれば、被害児童側が転校を決意したのは、3月3日より後である可能性もある。

また、上述のとおり、市教委と学校とが、いじめとの判断ができないとの方向性を定めたのは、平成18年3月末ころであるところ、同年3月3日の時点で、市教委が、敢えていじめを否定したり、転校を妨害したりする理由は見当たらない。

(ウ) 被害児童保護者は、通常人が弁護士に委任をすることは、心理的にも経済的にもハードルが高いものであるところ、本件転校につ

いて、敢えて弁護士に委任しなければならないほどの状態であったことから、被害児童の転校を妨害されていたことが認められる旨主張する。

なるほど、同年3月16日作成にかかる被害児童代理人弁護士との委任契約書の事件名において、「特に転校問題」との表記がなされており、被害児童保護者の主観において、特に転校問題につき、諸々のハードルを超えてまでして、弁護士に委任しなければならないほど追い込まれた状態であったことは、否定するものではない。

しかしながら、同年3月9日ころ書かれた森主事のものと思われるメモには、「☆Aは6年のクラス分けを見て転校も考えている」(1-50)との記載がある。これは、同日ころ、森主事が、学校からのFAXによる報告と併せて電話等での報告を受けた際のメモ書きであると思われるが、このメモからすると、当時の学校・市教委において、被害児童の転校は、まだ被害児童側において検討している段階であり場合によっては進めるという程度の認識でしかなかったことが分かる。その認識自体の当否はともかくとして、かかる認識である学校や市教委が、敢えて、被害児童の転校を妨害することは考えにくい。

なお、弁護士に関連して言えば、上記時系列(1-50)において、弁護士が被害児童代理人に就任した同年3月16日から、弁護士より学校に「転校のことについて話がしたい」との連絡がなされた同月22日までの間、学校が加害児童保護者から訴訟に至った場合の相談を受けたことは記載されているが、その他、学校と市教委において、弁護士の就任に関し何らかの相談、特に転校についての相談がなされた形跡はない。これは、学校、市教委において、弁護士の就任と転校の件とが関連付けて考えられていなかったこと、つまり、学校、市教委は、被害児童側において転校の問題をそこまで重くとらえているとは思わなかったことを示すことと言え、弁護士就任後の学校、市教委の対応ぶりは、前記、当時の学校、市教委の認識(転校はまだ検討段階程度)を裏付けるものと言える。

いずれにしても、被害児童側の主観はともかくとして、学校、市教委側において、平成18年2月から3月にかけて、被害児童の転校の内諾を拒否したり、相談を取り合わなかったり、という事実を認めるに足りる資料はない。また、学校、市教委において、転校を、被害児童側から具体的な要望として申し出られたという認識を有していたと、解することもできない。そのため、被害児童側が、転校について弁護士に委任したという一事をもって、学校、市教委が、転校妨害をしたと認めることは困難である。

(エ) 以上のとおりであり、転校妨害行為1は認められない。

3) 転校妨害行為2について

ア 校長が転校届けに添付した別紙「理由書」の書き直しを命じ、それに応じなければ記名・捺印はしないと述べたこと、就学関係届の副申書欄に「保護者の申し出事由欄の別紙については、学校として見解の相違があり、別紙の内容を認めることはできないが・・・」と記入して承認した経緯は、被害児童保護者提出にかかる面談記録(資料29)、就学校指定変更申立理由書(1-9)、同別紙「いじめの概要」(1-10)から、明らかに認められる。

そのため、かかる行為が、転校妨害と評価できるかが問題である。

イ この点、学校、市教委は、弁護士より転校のことについて話をしたいとの連絡を受けて以降、転校について協議をし、「Aさんより指定外通学の申し出があれば、校長判断で対応する。その際、転出校へ校長が出向き、直接経過等を説明し受け入れをお願いする。」(3月24日市教委と校長、教頭での相談。1-50)、ただし、「転校→親の希望で、という方向がくずれないように」(3月31日ころ、1-50)との方向性を維持して対応しており、また弁護士との面談に備えたQ&A(1-70)でも、「指定外通学という形での転校は可能である」「(始業式までの転校は)緊急措置として手配はできる。」との回答を準備しており、「転校」そのものを妨害する意図があったとは解せられない。

一般的にも、児童間で何らかのトラブルが生じた際、一方当事者が

転校することは、(根本的な解決ではなくとも)トラブルの解決に資する場合もあり、学校側として拒否をすることは考えにくい。

現に、結果として、就学関係届が提出されて後、間もなく、被害児童の転校は行われている。

転校を認める学校の方針と、転校が速やかになされたという結果をとらえると、転校妨害とは評価できないとの結論も可能である。現に、兵庫県弁護士会人権擁護委員会作成にかかる不措置決定理由書(2009年(平成21年)3月10日付)でも、かかる結論に至っている。

ウ(ア)理由の書き直しについて

しかし、就学関係届は、被害児童側が作成する文書であり、校長はこれに副申するだけの体裁であるところ(1-9)、被害児童側に理由の書き直しを命じることができる正当な理由など見当たらないし、書き直さなければ押印しないなどと述べる事が出来る正当な理由も見当たらない。

この点についての校長の対応は、明らかに誤ったものである。

(イ)副申の内容について

他方、校長として、真に、「見解の相違」があるのであれば、その旨副申することは特に不当な行為とは解せられない。

しかし、この点、校長自身、調査委員会からの聞き取りに際し、全部が全部は認められないがいじめはあったと考えていると述べている。また、就学関係届への副申以後も、折に触れ、校長はいじめであると判断していた旨の供述をしている。

そうであれば、校長は、「見解の相違があり、別紙の内容を認めることはできない」などと、いじめを全て否定するかのような副申ではなく、いじめを理由とするが、一部見解の相違はある等の記載をすべきであった。

校長が副申に記載した内容は、市教委との相談の結果であり、その背景には、既に述べたとおり、平成18年3月末ころに市教委が示した「いじめ」についての方針(いじめであるとの判断、評価が難しい)(Q&A 1-70)に基づくものである。

結局、校長は、自身の判断ではなく、市教委の方針に従っていじめを否定するに至ったものである。

そして、その方針の結論が、十分に検討されたものではなく、当事者双方からの板挟み状況を収束させる意図によるものであり、妥当なものではないことは既に述べた通りであるところ、校長は、かかる不当な方針に従ったものである。したがって、かかる校長の対応が、不当であることは明らかである。

(ウ) 就学関係届への対応による影響

校長は、就学関係届への副申にあたり、従前のいじめを認める態度を一転させた。

かかる学校の態度は、被害児童側にとっては、裏切り・手のひら返しであり、被害児童側が非常な精神的ショックを受けたことは想像に難くない。

ここでの学校の手のひら返しがあったがゆえに、その後極めて長期にわたり、繰り返し、被害児童側から学校や市教委に対していじめについての判断が問われ続け、これに対して市教委から「手のひら返し」を正当化するような対応（被害児童側に対する回答、弁護士会人権調査委員会への対応、裁判所からの調査嘱託への回答、議会答弁など）がなされ続け、さらには、「手のひら返し」を正当化することにより生じる諸々の「齟齬」の指摘が被害児童側から指摘され続けるという、スパイラルが発生したと言っても過言ではない。

就学関係届への学校の対応は、極めて重大な意味があったと考える。

(エ) 以上を総合すると、校長が就学関係届の理由の書き直しを命じ、応じなければ転校に協力しないと述べたこと、および、校長が自身の判断ではなく市教委の示した方針であり結論部分の妥当性を欠く内容を副申としたことは明らかに不当である。特に、学校側の態度を豹変させることにより被害児童側の心情を害したという結果は重大である。

かかる事情に鑑みれば、「転校」自体は妨害していないとの学校側の意図や、現に転校がなされたという結論部分によって、学校の不当な対応が正当化されるものではない。

したがって、「転校妨害行為2」は、「転校」そのものを妨害する意図であったかどうかにかかわらず、不当行為とすべきである。

エ 以上より、転校妨害行為2については、不当行為として認められる。

4) 結論

よって、被害者側が不当行為として述べる転校妨害のうち、転校妨害行為1については認めるに足りないが、転校妨害行為2については、認められる。

そのため、被害者側の主張する時期、行為の全てではないが、学校側において転校妨害をした事実は認められ、不当行為にあたる。

(3) 市教委の裁判所への回答

1) 被害児童保護者側の主張

被害児童保護者は、以下のように主張する。

平成17年度の本件発覚当時（平成18年2月）、学校側が被害者・加害者双方から十分な聞き取りを行った上で調査を行った結果として、校長が市教委に「生徒指導に関する状況報告」及び「補足説明I」によって本件いじめについての詳細な報告を行っていたことを根拠に、市教委は当時、本件いじめ・恐喝の存在は十分認識していたとする。そしてそのような事実がありながらも、市教委は裁判所に対して、虚偽文書を提出し、いじめを隠蔽しようとした。「被害児童当人から聞き取りができなかった」などと明らかな虚偽の理由を列挙し、「いじめ・恐喝の事実があったかなかったかは断定できない」と結論付けているなどと指摘する。判断については教育委員会が自由に述べればよいこと。だが、それを導く判断材料に事実でないことを列挙しているのは、明らかに虚偽文書作成である。

当調査委員会は以下、この点について判断を行うこととする。

2) 「調査囑託書に対する回答書」

被害児童の保護者が虚偽文書として指摘しているのは、平成20年2月に神

戸地裁に提出した「調査嘱託書に対する回答書」(1-22)記載の、「3 調査続行の困難」とする以下の文章である。

さらに調査を進めようとしたが、事案発覚直後から、原告保護者の要望により原告本人からは直接事実関係の確認ができず、原告が話したとされる内容を原告の両親から間接的に聞くにとどまった。

また、2月中旬以降、被告の一人から「子どもから事情をきかないでほしい。」といった趣旨の申し出があったことで、被告側の児童の一人からは事情を聞くことが困難となった。さらに、2月末に原告が被害届を出して垂水警察の取り調べが始まってからは、被告側の児童を含めた関係児童から事情を聞くことが困難となった。

4月には、原告本人が指定外通学を申請し転校することになり、原告からの事実の確認ができない状態が続いた。

3) 「事案発覚直後から、原告保護者の要望により原告本人からは直接事実関係の確認ができず」について

ア 平成18年2月9日の「被害児童の聞き取り」

(ア)「調査嘱託書に対する回答書」中、「事案発覚直後から、原告保護者の要望により原告本人からは直接事実関係の確認ができず」との記載内容に関して、被害児童保護者は、「ここで指摘しているのは、『発覚直後から、原告保護者の要望により原告本人からは直接事実の確認ができず、原告が話したとされる内容を原告の両親から間接的に聞くにとどまった』という表現である。1回以上あるのであれば、『原告本人からは直接事実の確認ができず』という表現は明らかに不適切である。」「なお、被害者本人に単独で直接話を聴いているのは、1回のみではない。何度も当時の教師らは学校で聴いている。「不当行為」8頁に証拠として挙げているものだけでも2回ある。また本人単独で話を聴くことに、なぜ拘るのか理解できない。しかも今回認めている聴取時間は、1時間もあ。それだけで十分ではないのか。」と主張している(「平成22年9月10日、教育委員会の誤った説明について」(7-75))。

(イ) 確かに市教委は、平成 18 年 2 月 9 日に、「学校は、放課後に被害を受けたとされる児童本人に一度聞き取りを行った。それを知った当該保護者は、子どもからの直接の聞き取りに対して、立腹し強く反発してきた。そのため学校は十分な時間をかけて継続した聞き取りを行うことができなくなった。」と、議会等で繰り返し説明しており(7-88)、「1回ある」ということについては認めている。なお、ここで述べた「1回」とは、平成 18 年 2 月 9 日に、「朝、A₁さんが放課後話がしたいと申し出る」(1-51)ことで、担任・生徒指導担当で話をした時のことである。この時、両教諭は被害児童に対し、「なぜお金を渡したのか、なぜ親に言わなかったのか」と問い質す形になってしまっていた。これに対して被害児童は、「余計にいじめられると思った」という内容を打ち明けたとされている。

(ウ) この際の聞き取りの状況について、担任は人権救済申し立てに対する説明資料(「質問5」)において、A₁さんの話を聞き、「『両親が他の子をおこったり、その親に言ったりして、余計にいじめられる。』そんな印象を持った。」(1-51; 24 頁)と、被害児童の言葉そのものではなく、聴取者の“印象”として振り返っている。そして当日の児童本人との面談においては、この際の担任の「印象」を「確信」するため、無理に被害児童の誘導を行うことになったものと推測される。

(エ) この際になぜこのような聞き取りを行ったかという点については、「人権申立書に対する回答」(1-40)において、「『なぜ、お金を渡したのか。なぜ、言わなかったのか。』と問うと、『僕の親は、その子をおこったり、その子の親に言ったり、他の大人や知り合いにも連絡して、その子やその親をすごく攻撃する。そうすると、どんどん友だちが離れてしまう。』というような話をしていたと記憶している。」「この話は、今回の件を解決するのにすごく重大な意味を持つと考え、両教諭が、何とか、核心部分を聞き出そうとしたことが、この後、『うちの子に何を言わせたかったんや』という A₂さん側の逆鱗に触れ、これから以降、A₁一個人と話を聞く機会は、一切持てなくなってしまった。」とされている。

(オ) この際の被害児童保護者と学校側との面談については、「面談記録(A)」

として反訳がされており、さらに当調査委員会は録音データを確認している。

父：それを言わそうとしたんやないんですか？ 「親に言うのが怖いから」というのを。

校長：はいはい。「親に」を言わそうとしました。(中略)

父：だから、その質問に対して、うちの子は答えているんですよ。きちっと。それを答えてるにもかかわらず、「お母さんが怖かったからか？ 親が恐かったからか？」て、それを要するに、言わそう言わそうとしてたんじゃないですか。

校長：そうです、そうです。

父：何で子どもの言うことを聞かないんですか？ だから、いじめがあったことを言えなかったのは、「親が怖かったからでしょう？ お金を渡しているのを親に言えなかったのは、親がこわかったから」そういうふうに、何度も何度も執拗に強要したわけでしょ。何で子どもの言うことを聞かないんですか？ 何で自分らの都合のいい答えに持っていくんですか？ それ、はっきり聞いて下さい。

そして校長が担任と生徒指導担当を呼びに行き、以下のやり取りが行われた。

父：G4先生にお聞きしたいんですけど、うちの子に繰り返し繰り返し「なぜ、言わなかったのか？」というのは、どういう意図で言われたのですか？

生徒指導担当：「言わなかった」じゃなくて、「言えなかったのか、言わなかったのか、どっち？」て聞いたんです、彼に。(中略)ただ、彼がその、答えらしき言葉じゃなくて、「言えなかった」と言うた時に、まあ僕、一人のお母さんが言えなかった、何でていうことで聞いたら、まあ、お話失礼なんですけど、彼は「お母ちゃんは、お母ちゃんは言うたら、友達にガーと言うて、友達が離れてしまうねん」というなこ

とで、彼は言うてくれたんです。「そおなあ」ということで、まあ、そういう形であって、そういう言い訳、それこそあれじゃなんですけど、彼のあの辛い思いが、そんなんがどうこういうのでなくて、それが出なかった。何でかなていうことが知りたかって、聞いただけなんです。

父： あもう、正直に言うてくださいよ。

生徒指導担当： そうですよ、本当に。

父： うちの子供は何回も答えてたでしょ」。何回もあなたの質問に対して、答えてたでしょう。G3先生、正直に言うてください。一緒にいましたよね、あなたも。

(中略)

父： だから、「早く言わなかったから、こんな問題になったんや。あなたがもっと、お父さんや家の人や先生たちに早く言っておけば、こんなことにならなかった。言わなかったあなたにも責任がある、今回のことは」そういう説教したんでしょう。してないとはいわしませんよ。
木曜日。

担任： それはお父さん、そういう

生徒指導担当： いや、そういうふうに取りられたのはしかたないです。すいません。

さらに、保護者が言い立てるいじめの数々について、担任は「知らなかった」「見落としていた」などと繰り返したため、保護者が相当憤慨している様子が録音されている。そして、その時の保護者の剣幕に腰が引けたため、担任らは以降の事情聴取について「断念し」、被害児童が登校しても、本件についての事情を直接聞くことを避け続けたのだという。

この際のやり取りについて、当調査委員会の担任教諭への聞き取りにおいて、「保護者と一緒に聞き取りをすることの許可などは求めなかったか」との質問に、「子どもに保護者同伴で話を聞くと、もともと子どもたちと話していた内容が変わってしまうことがある」とした上で、「そのようなアプローチはしなかった」旨答えている。

他方、この点に関して生徒指導担当教諭は、当調査委員会の聞き取りの際、平成18年2月9日の被害児童の聞き取りの後で、保護者から子どもへの聞き取りをしないよう依頼があり、「Aさんのほうに聞き取りはもうできひんなどという話にはなった」とふり返っている。

ここでのA₂氏の「うちの子に何を言わせたかったんや」というクレームの趣旨についてA₂氏は、『『なぜいじめを早く打ち明けなかったのか』ということをして1時間にわたり2人で執拗に問いただす。その時『よけいにいじめられるのが怖かった』と繰り返したA₁は、『親が恐かった(親子関係に問題がある)』という回答に誘導しようとしていると感じ、不信感を持った』、「その上で『いじめを早く両親や先生に言わなかった君が悪い』と本人に責任転嫁した」と説明している(資料2「面談記録(A)」)。

(カ) とにかく上記の経緯からは、2月9日の面談を行った日、面談を担当した教諭らが被害児童の家庭訪問を行った際に、放課後の話し合いで児童を問い質した形になったとして父親から激怒されたため、以降学校側は、被害児童単独で話を聞くことが難しくなったと思い込んだということが分かる。しかしながら、この際に被害児童保護者が「今後は子どものみで直接話を聞くな」「親同伴でないと話をさせない」などと教員らに申し向けた事実は、市教委、被害児童保護者双方から示された記録一式からは確認することができなかった。

(キ) なお、被害児童側が両教諭に説明した「よけいにいじめられるのが怖かった」の言葉は、3月14日(火)の1校時の保健学習の途中で被害児童が保健室を訪れた際、養護教諭に自発的に「いじめられたり恐喝されたりしていることを家の人に言わなかったのは仕返しが怖かったからだ。いじめがさらにひどくなると思ったからだ」と話している内容とも符合している。

(ク) ところで、先述したように、市教委はたびたび議会等において、学校側が「少なくとも1回は被害児童本人から聞き取りをした」と答弁しており、被害児童の保護者が指摘するように、ゼロ回ではなく、1回以上あるのであれば、「原告本人からは直接事実関係の確認ができず」という表現は明らかに事実と異なる。

イ 市教委提供資料以外から事後的に明らかとなった事実

(ア) 以上の通り、学校側が直接被害児童から話を聞く機会は少なくとも 2 月 9 日に一度あったことは明らかであるが、それが唯一の機会であったかについても、被害側保護者から様々な機会に、様々な形での疑義が示されている。

(イ) また、当調査委員会が令和 4 年 2 月 16 日、当時の被害児童本人に聞き取りを行った際には、「本人から直接話を聞くことができなかった」との学校・市教委側の主張に対し、「まったくのでたらめ」などとし、当時何度も学校関係者から呼び出されて話をしたり、こちらから「話をしたい」として話をしたことなどが数えきれないほどあったとの回答を得ている。

(ウ) 加えて、この点については、令和 4 年 4 月 20 日に毎日放送で本件について報道された際、取材対応した市教委児童生徒課長が、記者から学校作成時系列資料を示され、「被害児童は連日のように学校の担任や校長に話をしていたと言っていたが？」と問われ、「連日？ ちょっとそのところは確認させて下さい」との回答を行っている。そして市教委側の発言を受け、同年同月 24 日付で被害児童保護者が「確認した結果を答えて下さい」とメールで児童生徒課に問い合わせを行ったところ、同課長は学校側作成時系列に基づき、被害児童保護者に対し、「ご本人の話を聞いた回数について、記者が示した資料では、11 回、と確認しております。」
「改めて、今回の報道で、私の誤った発言により、ご迷惑をおかけしたことについて、お詫び申し上げます。」との回答を行った。

(エ) こうした経緯からみても、市教委がこれまで何度も被害児童保護者から「裁判所に対する『被害児童本人から聞き取りができなかった』との回答は虚偽文書である」との訴えに対し、きちんと当時の記録に当たって確認を行うなどの初歩的対応を怠り、ただ「以前からの対応の踏襲」や「前任者作成の資料の引継ぎ」などを根拠にして、従来の市教委の判断を固持し続けてきた実態が優にうかがえるものである。

(オ) なお、市教委が上で被害児童保護者に回答した「11 回」とは、

○当該校の教職員が調査としてご本人から直接「聞き取り」ができた日

2月9日

○当該校の教職員が保護者の同席を含めご本人と話をした日

- ① 2月5日 ② 2月23日 ③ 2月24日 ④ 2月27日 ⑤ 3月3日
⑥ 3月3日 ⑦ 3月6日 ⑧ 3月8日 ⑨ 3月14日 ⑩ 3月17日

とされている。この点につき、当調査委員会が学校作成時系列（1 - 50）を参照すると、保護者の同席を含めて小学校教職員が被害児童から直接話を聞くことのできた機会として、以下の16回が確認できる。

- ① 2月5日 Aさん宅を、教頭、担当教諭、生徒指導係教諭の3名で訪問し話を伺う。
- ② 2月9日 15:40～16:45 放課後、担任教諭と生徒指導担当教諭でA₁さんに話をする。
- ③ 2月23日 14:45～ A₁さん（5年）が校長先生に話したいことがあるということで、校長室で話を聞く。今日の休み時間に嫌な思いをしたことなど。
- ④ 2月24日 15時40分～ Aさん母子と教頭、担任教諭で話をする。
（17:45帰られる） A₁さんは今までのいじめに関することについて話をする。
- ⑤ 2月27日 8:20～ Aさんの母親とA₁さん（5年）が登校し、校長・教頭と話をする。現在も、休み時間等に嫌がらせがあったこと。11月にあったことを子どもが思い出したので。
- ⑥ 2月27日 13:05～FさんとAさんが日曜日に遊んだとき、行き違いがあったことを話し合う。その後、Aさん母子の話を教頭が聞く。
- ⑦ 2月27日 15:45～Aさんが、放課後6時間目のことを教頭に話をする。
- ⑧ 3月3日 8:35～9:45 Aさん母子が来校。*関係児童から暴力を振るわれていたこと。*クレジットカードを一時的に渡していたこと。*担

任教諭が言葉でいじめてくる。*関係の児童に反省の色が見えない。担任教諭も反省していない。*理科、家庭科は担任教諭以外の先生に授業してほしい。*次回は、3月14日にサポートセンターへカウンセリングに行く。

- ⑨ 3月3日 15:15～ Aさんの母親が来校。教頭が母子の話を聞く。*5年□組の教室で、友達が鼻歌を歌っているのを担任の先生は注意してくれない。*授業中、担任教諭にべったりついてほしくない。*暴力を受けた児童には近づかないようにしている。*担任教諭は友だち同士が筆箱を投げているのを、注意していない。等。
- ⑩ 3月6日 8:20～10:45 Aさんの両親とA₁さんが来校。会議室で校長、教頭と面談。途中から担任教諭も同席。*子ども同士で謝罪する場を設定してほしい。*担任教諭に対して子どもへの対応の不満を言う(両親、子ども)など。
- ⑪ 3月8日 8:00～ Aさん母子が登校。校長、教頭、担任教諭で話を伺う。*いじめのことや金額のことで今後どのようにしたらよいか。
- ⑫ 3月14日 1校時の保健学級の途中で「気分が悪い(頭が痛い)とのことでA₁さんが保健室に来室し、養護教諭に話しかける。
- ⑬ 3月15日 19:40～ Aさん両親と子ども来校。O₃保護者と子ども6人で話し合い。校長、教頭、担任教諭が立ち会う。
- ⑭ 3月16日 13:20～ A₁さんが給食の時、「すぐ先生に言いに行く」と言われた。指導して欲しいと言いに来る。(教頭対応)
- ⑮ 3月17日 19:40～ Aさん両親と子ども来校。O₆さんとA₁さん両親の3人で話。最初学校側は入らず、20:05から校長・担任教諭が入る。
- ⑯ 3月17日 放課後A₁さんより図工専科教諭が聞く

児童生徒課長は上記のうち、①～⑫及び⑯について回答を行っていることがうかがえる(右13回のうち「11回」としているのは、2月27日に3回あった面談の機会を「1回」とカウントしているためと思われる)。

ウ 当調査委員会の判断

(ア) まず、上記児童生徒課長が「当該校の教職員が保護者の同席を含めご本人と話をした日」から除外された⑬及び⑮は、それぞれの日に被害児童及びその両親と、加害児童 1 名及びその保護者とが面談を行ったものであり、いずれも学校側が立ち会い、被害児童が自分の受けたいじめ被害について相手方に赤裸々に語っているのであり、これらを「本人からの話を聞くことができた」とする機会から除外することは不合理であると思われる。また、⑭については、被害児童が給食の時間に、加害児童らに「」と嫌味を言われたことを教頭に報告したものである。

(イ) 被害児童の立場に立つと、この際同児童は教師らに対して、勇気もっていまだに続くいじめ被害を訴えたものであり、教師らはその意を汲み、適切に対応することを約束するか、もしそれができないのであれば、被害児童に対して納得のいく説明を行うべきであったといえる。そして、この際の訴えが、少なくとも児童の主観においては、「いじめ被害」の一環である以上、当時の文科省によるいじめの定義の「なお書き」において「個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」とされている点に鑑みると、とにかく被害児童の訴える被害に対して教職員は、当該児童の気持ちに寄り添い、ともに解決する姿勢を示すことが求められていたはずである。

(ウ) なお、上記 16 回の機会以外に、3 月 1 日（水）に被害児童が登校した朝に、担任が小会議室で被害児童に対し「今までつらい思いをさせてしまって、悪かったね。」「あんなことがあってからもまだ、続いていたところもあって、見落としていたところもあった。本当にごめんな。」「とにかく、これからあなたが怖い目にあわないように見ていくからな」「それが、お父さんやお母さん、先生の思いでもあるから…」「もう二度とあなたがつらい思いをしないように頑張っていくからな」と、「A₁さんの目線に合わせ、ひざまずき目を見て謝罪した」と、直接謝罪をしたと記録している(1-51)。しかしこの「謝罪」はあくまでも形式的なものにすぎず、A₁

はもとより、その保護者からも、その後特段のエピソードとしては一切語られていないようではある。けだし、聞き取りが不十分であると考えているのであれば、「問い質す形にならないよう十分に注意しつつ」、この場面で改めて被害児童に事実について確認することも可能であったものと思われる。

(エ) また、⑫3月14日(火)は、被害児童が保健室に行き、いじめられた事実について養護教諭に話をしたとされているものである。当時の養護教諭に対する当調査委員会の聞き取りにおいて、同教諭は、この時期は本件についてまったく他の教職員に届いておらず、また「職員同士で軽々しく話ができなかった」ことから、「A₁君から(加害)生徒たちにお金が渡った」という程度の認識しかなかったと話している。そして、当時A₁がいじめやお金のことについて話したかどうかについては全く記憶がなく、むしろ被害生徒が学校に対して文句を言うのに対して「聞き役に回っていた」との認識であった。当時、養護教諭との間に「本人からいじめの事実確認が必要」という情報が共有できていたら、ここで養護教諭がきちんと事実の聞き取りを行うことも可能であったと思われる。特に「4年生まではいやなこともあったけど、普通に学校生活を送ってきた。5年生になってからいじめがひどくなった。詳しく話したら4時間はかかる」と、本人が本件いじめについて話したがつている様子が記録されているところでもある(1-7、1-51)。

(オ) さらに⑬3月17日(金)は、保健室で図工専科教諭が被害児童の家庭科の作品作りを手伝いながら、「5年□組は、犯罪者だらけや、『O₁』なんか、おれとこから20万円ぐらい取った。」などと、金銭のやり取りに関する証言を自発的に行っている(これを「図工専科の聞き取り」と称している)(1-7)。

(カ) 学校側は被害児童から「直接事情を聞けない以上はいじめを認定できない」と主張するほどに、直接事情を聞くことにこだわっていた一方で、上記養護教諭及び図工専科教諭とのやり取りがあった時期には、担任・生徒指導担当からの聞き取りについては被害児童の保護者からクレームが付くことを恐れて及び腰になっていたものであり、別の教員に被害児

童が本件に関して自発的に話しをする機会、千載一遇の好機であったことは間違いない。しかし、養護教諭も図工専科教諭もそうした「本人からの聞き取り」の重要性を知らなかったために、それ以上踏み込んだ話を聞いていない。このことは、学校側がいじめに対して「チームとなって」取り組もうという姿勢が欠けていたことの証左であったと言わざるを得ない。

この点、令和3年3月の生徒指導担当に対する聞き取りでは、学校内で問題を共有するというような組織文化ではなかったことを証言しており(15頁)、その他の当時の同僚教員らからの聞き取りからも、校長、教頭、担任、生徒指導担当教諭以外には、まったく情報が伝えられていなかったことが分かっている。

(キ) 以上の通り、当時学校側が「事案発覚直後から、原告保護者の要望により原告本人からは直接事実関係の確認ができず」としたことは誤りであり、学校側は何度も被害児童本人からいじめの内容について話を聞く機会を有していたことが明らかである。

(ク) なお、市教委側は令和4年になり「ご本人から直接『聞き取り』ができたのは2月9日の『1回』であり、当該校の教職員が保護者の同席を含めご本人と話をしたものを含めると、記者が示した学校作成の資料上では、『11回』あったことを児童生徒課で確認しています。」との見解を示しているが、「いじめの調査として本人から直接『聞き取り』ができたのはあくまでも2月9日の1回だけである」「他の10回は『いじめ調査としての聞き取り』ではなかった」などの主張を繰り返している。

しかし、このような見解は市教委独自のものであり、詭弁としか評価できないものである。そもそも、2月9日の聞き取りのみを「いじめの調査」と見なすことは、同日の二教諭の聞き取りの姿勢(ある答えを導くために当該児童を問い質す形になった)から考えても、誠に不合理であると言わざるを得ない。また、同日の聞き取りはそもそも、被害児童が教師に「話がしたい」と申し出たことを受け、急遽放課後に設けられた機会であり、学校側が当初から「被害児童本人に対するいじめの調査を行う」ことを計画して行われたものではない。むしろ、この機会のみをとらえて

「被害児童に対するいじめの調査を行った（行いかけた）」と強弁するのは、この直後に被害児童保護者から強い抗議を受けたことをもって、「被害児童に対する調査は、保護者の強い拒否によって頓挫した（調査囑託に対する回答である「さらに調査を進めようとしたが、事案発覚直後から、原告保護者の要望により原告本人からは直接事実関係の確認ができず、原告が話したとされる内容を原告の両親から間接的に聞くにとどまった）」との結論を導くためのこじつけであるとさえ評価し得るものである。

- 4) 「2月中旬以降、被告の一人から『子どもから事情をきかないでほしい。』といった趣旨の申し出があったことで、被告側の児童の一人からは事情を聞くことが困難となった」について

ア 記録から認められる事実

(ア) 「第5」「3」で詳しく述べた通り、学校は、平成18年2月4日（土）に被害児童保護者から、被害児童が加害児童らから金銭を取られていたとの申し出があった翌5日（日）には、名前の挙がった児童6名から本件金銭授受について事情を聞き、翌6日（月）にも関係児童6名から順次事実確認を行っている。そして7日（火）と8日（水）、9日（木）にも事実確認は継続され、この間、被害児童の保護者から金銭の問題だけでなく「いじめ」であるとの訴えがあったことから、いじめに関する聞き取りも併せて行われている。そして10日の学年集会、14日の関係児童8名からの聴き取り、15日の「いじめについての調査Ⅰ」、16日には10名からの詳細な聴き取り調査が行われた。この聞き取り調査においては「調査シート」（1-52）に詳細な内容が記録された。この内容としては、各被聴取者によって加害者名が1人1人挙げられ、どのようないじめがあったか、どのような言葉があったか、どのように思うかなどが具体的に記されており、その内容から、本件当時 A₁ に対するいじめの存在を十分に認めることができるものであったことは、すでに指摘した。

(イ) この16日の聞き取りの際、O₂の保護者からのクレームが市教委及び学

校に入れられたというのが、「2月中旬以降、被告の一人から『子どもから事情をきかないでほしい。』といった趣旨の申し出があった」とされるエピソードである。このエピソードについては、調査嘱託書の作成以前に担任教諭が作成し、2007（平成19）年4月25日に市教委にファックスされている資料（1-57）に、「②7人の調査が進まなくなった時期についての記録」として、以下のような記載がある。

「2月16日（木）O₂さんに、調査を行う了解を得ようと担任が電話したが、拒否される。」

「2月17日（金）O₅さんから、昨日（2月16日）に、事情を聞いた件についての説明を求められた。」

「その他の児童の保護者から、具体的に調査を拒否するという訴えがあったわけではない。子どもの様子を見て、これ以上は難しいと判断した。と記憶している。」

「その後、7家族側との何かしらの話し合いの場で、『これ以上子どもを触ることは…』という話が出てくるようになった。」

(ウ) なお、同資料の「③学校側のいじめについての対応について」の「○2月14日（火）16:40～職員集合」の箇所には、以下の通り記載されている事実が認められる。

- ・学校は何があっても、Aさんの味方（Aさんの立場を守る）であることを確認する。
- ・G1校長は、「お金をもらっていたこと自体が『いじめ』である」という立場をとろうとしていたが、そのこと（「お金をもらっていたことだけで、『いじめ』である」）を7家族にきちんと伝えることはできていなかったと思う。
- ・また、G4T、G3との解釈の違いもあった。

(エ) 2月16日以降は、学校側は本件に関する調査にほぼ着手していないが、2月22日に学校でのいじめ調査の結果を被害児童の保護者に報告している（資料4「面談記録（S）」）。

イ 当調査委員会の判断

- (ア) 記録を参照する限り、学校側は本件発覚直後から毎日のように、加害とされる児童の家庭訪問や保護者同伴での面談などを繰り返しているのであり、特に16日の15時40分より「水曜日1校時に行ったいじめに関してのプリントをもとに、校長・3年担任教諭2名、2年担任教諭、5年担任教諭の5名で、名前のあがった10名より聞き取り調査」を行った際には、保護者のクレームによりO₂のみが調査の途中で下校をしているが、他の9名についてはそのまま継続して聞き取りを行ったこと、他の9名の保護者からはその時点でクレームのようなものは出ていないことが分かる。それにもかかわらず、突如O₂の親からのクレームのみを根拠として、担任の所感として「子どもたちの精神状態を考え、これ以上の調査は難しくなることが予想された」と記されていることには違和感を覚えざるを得ない。
- (イ) なお、「第5」「3」「(1)」で詳細に述べた通り、この16日に行われた聞き取りで作成された「調査シート」に記載された内容を見ると、被害児童は明らかにO₃・O₅・O₁・O₂を中心に、いじめを受けていたと見なさざるを得ず、「調査として不十分」とは評価し難い内容であると言える。市教委は今日に至るまで折に触れ、「被害者側の言い分と加害側の言い分とが食い違っていて、両者をすり合わせるができなかった」旨の弁解を用いているが、被害児童側が訴えていた「筆箱を投げつける」や「筆箱に落書きをされる」「遊びの中での集中攻撃」「廊下を引きずられて背中が汚れた」などの嫌がらせ、暴力や、度重なる暴言などについて、加害側児童のみならず、周辺で目撃していた児童によっても、いずれも明確に証言されていることが分かるのであり、この時点ですり合わせは十分可能であったといえる。さらにこの時点では、これらの児童らの証言をもって学校側はいじめの事実を認めていたのであり、このことは2月22日(水)にG1校長及びG2教頭が調査の内容を被害児童の父母に説明した上で、G1校長が「本当に私、まとめながら涙が出てきまして」、「皆にいじめられて、かわいそうに」「本当にね、すごかったでしょ。いじめの名前とか回数とか」「これだけのいじめの内容ですので…」などと発言していることによって裏付け

られる（資料 4：面談記録 S）。

(ウ) そして学校作成時系列（1 - 50）及び担任指導記録（1 - 51）によれば、その翌日の 2 月 23 日の段階でも、A₁が校長に話したいことがあると申し出たため、校長室で、20 分休みの際に「ドッジよして」と言ったら、O₃に「野球好きやったら手打ちしたら」と言われ、O₁に「他の子に聞いてみたら」と言われたことで、嫌な思いをしたことなどの話を聞いた後、その件について O₁と O₃から事情を聞くとともに、「今の A₁さんに対する思いを聞く」ともされており、必要に応じて、加害児童からの聞き取りは行うことができたものといえる。

(エ) しかしながら、本報告書「第 5」 「(2)」 でみたように、その後、学校側は、加害側の保護者らかの不満の声が大きくなっていくにつれ、加害児童の言い分（「お互い様だった」「A₁も同じことをやった」）を根拠にして、いったんは認めたはずの被害児童へのいじめと、その後の対応にも躊躇するようになった。これはそもそも、O₂の親による上記 2 月 16 日の時点での「調査拒否」に端を発していたとみることも可能かもしれないが、少なくともこの時点では、学校側の加害者に対する調査はひと段落していたものと解され、事実学校側は、この 16 日を境に、本いじめ事案の加害者とされる児童らを対象にした本格的な調査は行っていない（1 - 24、時系列資料）。

(オ) したがって学校・市教委は、後の「いじめの調査が不十分であった」との見解を導き出すために、最初に保護者から明確に「調査拒否」の意思表示のあった O₂のエピソードをあえて持ち出し、「その他の児童の保護者から、具体的に調査を拒否するという訴えがあったわけではない」ものの、この時点で担任が「子どもの様子を見て、これ以上は難しいと判断した」ことで、「調査困難」という事実を正当化したものと思われる。しかし、これは後付けの言い訳に過ぎないものと言わざるを得ない。学校側が、いじめの調査を半ばで断念するとの極めて重要な判断を行ったのであれば、当然その時点で被害側に十分な説明が行われるべきであるが、そのような事実は一切ない。そればかりか、担任の上記所感を管理職や市教委に共有した形跡も認められず、さらに担任がどのような子どもの様子や具体的なや

り取りから上記判断をしたかなどについて書かれた資料も、一切残されていない。

(カ) なお、G3 教諭は「その後、7 家族側との何かしらの話し合いの場で、『これ以上子どもを触ることは…』という話が出てくるようになった。」(1-57)とも述べているが、担任指導記録を見ても、学校作成時系列を見ても、そのような具体的な事実は記載されていない。むしろ、この時期において「7 家族側との話し合い」のような場が持たれたのは、記録上、平成 18 年 3 月 1 日に O₄ 父が来校して事情説明を受けた際、「
」というエピソードの際のみである。そして、その際に O₄ 父は、

が伝えられたことが、担任作成指導記録に記載されている。

(キ) G3 教諭は、それまでに被害側保護者から「いじめを見て見ぬふりをしてきたこと」に対して論難する言葉をかなり投げかけられており、「いじめのような光景はなかった」と考える G3 教諭自身はこれに強い反感を持っていたところ、複数の加害側保護者から不満の声が上がるようになったことに、意を強くしたものと想像できる。

このことは、「人権救済申立書に対する回答」(1-40) とする想定 Q&A において、学校側の回答として、同年 3 月初旬の 5 年生学級のエピソードが準備されていることにも表れている。その内容は、「2 月 28 日 (火) に A₁ さん父より垂水警察へ被害届が出された。その翌日、A₁ さんは関係児童に対して、『おまえら、犯罪者になったんや』などと言っている。そして、3 月 2 日 (木) から警察での関係児童への事情聴取が順次始まった。3 月 14 日には、一緒に帰る友達に A さんは『クラスでお金にかかわった子たちが呼び出されているのを知っているか? 警察に行き、取り調べを受けてるんやでー。』など周囲の児童に対しての言葉からも分かるように、A₁ さ

は、令和3年3月22日に当調査委員会が元担任教諭に対して行った聴き取りにおいて、同人が「いわゆる加害側と被害側との主張を突き合わせる事ができなかつたため、いじめと認定できなかつた」との趣旨を繰り返すのに対し、同日行われた生徒指導担当教諭の聴き取りでは、「どれかの部類に入れるとしたら、いじめしかないと思う」「力関係というのかね、そういうことで金銭を要求したようには見えますよね」など、当時も本件について「いじめである」という判断をしていたとする点で、意見が異なっていることとも整合する。

(ケ) したがって、神戸地裁に対する回答の「2月中旬以降、被告の一人から『子どもから事情をきかないでほしい。』といった趣旨の申し出があったことで、被告側の児童の一人からは事情を聞くことが困難となった」との学校・市教委の見解には、加害側児童により共感するようになっていた、当時の担任教諭の心情が大きく影響を及ぼしたものと見ることができる。しかしながら先に述べたように、2月中旬までの間には、すでに十分に加害児童らの聴き取りを終えていたと評価できるのであり、校長も「いじめである」とはっきりと被害児童の保護者に報告していたことなどから、この回答内容は被害者側にとって著しく不合理なものであって、到底承服できないことは当然のことである。

5) 「2月末に原告が被害届を出して垂水警察の取り調べが始まってからは、被告側の児童を含めた関係児童から事情を聞くことが困難となった」について

ア 記録から認められる事実

(ア) 被害児童保護者が垂水警察署に被害届を提出したのは平成18年2月28日(火)のことであったが、上記で見たとおり、担任はすでに同年2月16日にO₂母から子どもの事情聴取を拒否されたことを受け、指導記録に「子どもたちの精神状態を考え、これ以上の調査は難しくなることが予想された」との所感を記している。そしてそれ以降は、担任作成指導記録(1-51)、学校作成時系列(1-50)、「学校は、どんな対応(聞き取り)をしたか」と題する資料(1-24)のいずれを参照しても、加害として名指しされた7名

の児童に対する本件いじめに関する調査や聞き取りなどを一切行っていないことが分かる。

(イ) 被害届が提出された翌日には、

を伝えた。これらの学校側の言葉に対し、 (担任作成指導記録では「
」) している。その後、被害届が出された児童らの保護者が集まり、学校が被害届までの経緯を説明し、その際に質問や学校への不満なども出された (1-50)。そして、前述したように、その際の話の中で、被害児童から子どもが「犯罪者になりやすい人」と言われたことや、以前顔に鉛筆を投げられたこと、「おまえら、犯罪者になったんや」などの発言が出てきたとされている (1-51)。

(ウ) また、翌3月2日の出来事として、担任は指導記録に「朝、階段で1組のO₁さんに『加害者の連中が…』と話しかける」と記載している。さらに同日、垂水署に向かう児童の様子に憤りを感じる担任の心情が綴られたこと、「担任教諭の言葉のいじめ、反省していない。などと言われる筋合いはない。」などの反感の言葉が綴られていることについても、前述した。

(エ) 関係資料、とりわけ時系列等を参照する限りにおいて、警察の取り調べが行われている最中には、学校側は特に、加害児童から本件に関する事情を聞くなどの行動を一切とっていない。むしろ、担任作成指導記録によれば、3月6日には、警察での事情聴取を受けた児童(O₅)の母親から、「
」と
のお願いが出されたり、別の児童(O₂)の保護者も、子どもが「
」とし、さらに「
」などと述べたことに加え、「

〇〇」など、学校側にいじめを否定するよう求める趣旨の発言が多く聴取されるようになっている。そして、これに対する担任のコメントとしては、「O₅さん、O₂さん、ともに〇〇ことがわかった。A₁さん以外の関係児童やそのほかの児童の心のケアの必要性を強く感じた」とされており、この時点ではっきりと担任が、加害とされる児童らの被害者性について意識していたことが見て取れる。

(オ) そして翌日、O₂が「〇〇」との理由で〇〇するとの連絡を受け、担任は当日 O₂ の家庭訪問をし、「〇〇

〇〇

〇〇」などと訴えたことが、指導記録に記されている。これに対し担任は、「話を聞く中で、O₂さんは〇〇

〇〇

〇〇と話されていた。」とコメントしている。

(カ) そして3月10日に警察の取り調べが終わってからも、学校側は恐らく加害側児童のショックなどに配慮し、特に加害側児童に何らの働きかけも行っていない。

(キ) なお、3月14日の保健の授業中、気分が悪くなったA₁が保健室に行き、養護教諭にいじめを受けていることを打ち明けたことは前述した。担任作成指導記録によれば、担任が保健の授業でのことを保護者に連絡したところ、授業内容がいじめを思い出すものだとかクレームを受け、さらにA₁の母親が来校した際、A₁が「今回の件で、名前のあがっている以外の児童が、『私は今回の件に関係ない』と言っていたことについて大変傷ついている。クラスみんなに指導して欲しい」との訴えが出たとし、掃除の時間を利用してクラス全体にいじめの指導を行うことになった。その際にA₁が発言を求め、「はっきり言って、他のいじめより、わたし関係ないの方がいややった。」と話したとされている。

さらにこの出来事に関しては、その日の放課後、O₉の母親から電話があ

り、「

」などと話したことが、担任作成指導記録に記されている。

(ク) また、さらに翌 15 日には、前日の指導内容について O₄ の父親から苦情の電話があり、さらにその後来校し、「

」などと申し入れている。

(ケ) そして同日に、被害児童が欠席していたため、担任が「子どもたちの素直な気持ちを知りたかった。もうこれ以上この問題に振り回されるのはいやだという思いを強く持っている」として、クラスの児童たちに「今、考えていること」についての作文を書かせたことは、すでに詳しく述べたところである。

イ 当調査委員会の判断

アで見えてきた通り、「2 月末に原告が被害届を出して垂水警察の取り調べが始まってからは、被告側の児童を含めた関係児童から事情を聞くことが困難となった」との市教委の神戸地裁への回答は、完全に後付けの説明であることが分かる。むしろ学校は、2 月末に被害届を出される以前に調査を終えていたのであり、さらに被害届提出に先立つ 2 月 16 日には、被害児童に対するこれ以上の調査は難しいとの判断の下、以降の調査にほとんど着手していない。したがって、「垂水警察の取り調べが始まってからは、被告側の児童を含めた関係児童から事情を聞くことが困難となった」との回答は、学校側が加害児童らの心情に配慮したという事情からすれば「虚偽」とまではいえないが、ここに敢えて列挙する必要のない事情であり、むしろ聴取困難となった責任を被害者側に転嫁する意図さえ読み取れる。

6) 「4 月には、原告本人が指定外通学を申請し転校することになり、原告からの事実の確認ができない状態が続いた。」について

ア 記録から認められる事実

(ア) 本報告書「第5」「4」「(2)」転校妨害の項で検討したように、被害児童の保護者は平成18年3月22日、被害側弁護士より校長に対して電話で、指定外通学許可を求める連絡を行い、手続の日程を同年4月4日に調整した。そしてこの間、3月24日には校長が指導課を訪れて協議し、同月31日には森指導主事が学校に対し、「小学校 いじめに絡む金品強要事件 Q & A 弁護士への対応」とする文書(1-70)をFAXで送信した。この内容としては、「指定外通学という形での転校は可能である」ことに加え、「学校は、『いじめ』での緊急措置と考えていない。」(A10)、「被害児童が遊びの中でいじめだと感じたことは事実であると思う。ただ、こどもたちは、お互いの立場を入れ替えながら遊んでいたもので、いじめるという認識まではなかったと知っている。」(A3)、「2月4日以降に、関係のこどもたちに聞き取り等を行ってきたが、いさかいや言葉の受け止め方の違いがあったことは事実であるが、学校として『いじめ』があったということまでの判断をすることは難しい(※方針として)」などの記載が認められる。

(イ) そして4月4日の面談において、校長はA₂に対し、就学関係届に添付する理由書の内容を書き換えるか、このままこの学校に通うかという選択肢を示している(資料29)。そして最終的に校長は、理由書の記載内容について「学校として見解の相違があり、別紙の内容を認めることはできない…」旨の副申を記載した(資料27)。これを見たA₃は校長に「『見解の相違』とは主にどういったことですか?」と訊ね、校長は「…子どもたちの言っていることと、書かれていることとがちょっとズレがあるなという認識があります。いじめがあったとかなかったとか…」などと言葉を濁している。

(ウ) したがって、恐らくこの段階で、被害側は「学校側はいじめの認定に後ろ向きである」との心証を持つに至ったものと思われる。

(エ) なお、神戸地裁からの調査囑託に対する回答を市教委が行ったのは平成20年2月20日であるが、被害児童の転校後、同回答を行うまでの大きな

出来事として、以下の2つが挙げられる。

a) 「回答書」をめぐるやり取り

平成18年12月11日に被害側両親と弁護士、学校側とで懇談を行い、ことに基づき、被害側が学校側にいじめを認めるよう求めた。この際の学校の回答は、「調べられなかったことを事実として認めることはできない、のでコメントできない」とのものであり、これに対して被害側は納得せず、「再度事実確認を行うなど調整し直し、依頼内容について12月中に返事するよう」求めた。

この懇談内容の説明と対応について、同年12月14日(木)に学校側(校長、教頭、担任、生指担当)と市教委側(弁護士、小西調査係長、上坂指導主事)で懇談を行った(7-7)。その席において、本件に対する今後の対応について、「学校のみではなく、市教委と共に行う。話し合い対応で済まない場合は、弁護士の関わり(代理人等)もあり得る」ことを確認した上で、年内に求められた報告について、相手方の電話問い合わせ等に関するQ&Aの準備および、弁護士指導の下での回答文書を作成することが決定された。

それらによって作成された「回答書」(7-14)には、「…学校では現在も含めて、Aさんが挙げられている『いじめ事件』といわれる内容について、関係者から事実関係の確認が出来ず、『そのような事実があった』と判断することは出来ないことをご理解ください」との学校側の見解が記されている。ただし、上記の経緯および、当該「回答書」に関する決裁書(調査係長～教育長；「弁護士相談^済」の手書きメモ付き)が付されていることからすれば(13-1;21)、この文書は学校作成のものというよりは、市教委作成のものというべきことは前述した。

そして、被害側がこの「回答書」を受理し、年明けの平成19年1月15日(月)に、学校に被害側弁護士から「回答書について承服できない」「回答書の内容が変更になる可能性があるかどうか回答がほしい。協議してい

でも変更がないならば意味が無いので、別の手段に出る」との意向が告げられた旨、学校から市教委に報告している(7-8)。さらに1月24日に改めて、被害側弁護士から「いじめの深刻さに対する理解不足、再調査の拒否、事実隠蔽、関係者への説明拒否についての非難」が綴られ、「校長先生が在任され、関係児童が在籍している間に早急に再調査を行ってください」と要請する内容の申し入れ書が学校に届いた(資料21)。

この再度の弁護士からの申し入れを受け、市教委は協議を行っているようであるが、その際に、「小学校 A₁にかかる金銭トラブルについての概要(平成17年2月4日～平成18年12月25日)」とする時系列資料が2通作成されている(7-9, 10)。最初の時系列資料は、本件に関する加害児童側の動きを中心に作成されたものであり、後者の時系列資料は、特に被害側の主張や要求、クレーム状況を中心に記載した内容になっている。

そして、前回12/11の「回答書」作成時と同様の決裁を市教委内で取り、平成19年2月1日付校長名で作成した、「1/24作成の申入書に対しての回答書」を、被害側に送付している。ここに、「本件については、これまで説明し、左記の文書で述べたとおりの状況やAさん側からの警察への被害届提出及び警察による関係児童の取調べ等から、関係者の不信感等も重なっていったという経過があります。」と、被害届提出が加害側の調査への非協力の一因となったとの趣旨が綴られていることが分かる。

b)人権救済申立

被害側保護者は平成19年4月19日、兵庫県弁護士会・人権擁護委員会に対して人権救済申立を行った。このことを受けた学校及び市教委は、以降何度も勉強会やQ&Aの作成など、来たる聞き取り調査に向けて、様々な対策を行ってきている。それらの対策の過程において、調査嘱託事項「教育委員会の判断結果とその判断に至った理由、調査の内容など」についての学校・市教委の見解が相当程度固められてきており、ここでさらに、学校側の被害児童保護者に対する悪感情や、被害者児童・保護者側の「落ち度」「加害者性」が強調された情報が、多く市教委側に共有さ

れている。

イ 当調査委員会の判断

(ア) 本件発覚から2月中旬にかけ、すでにアンケートや作文、加害者側からの聞き取り調査が十分に行われた上で、その時点で学校側が「いじめ」であると判断し、さらに被害者側には「いじめ」としての報告を行っていたにも関わらず、加害側の不満やA₁側の加害性などに関する事実が積み上げられることで、「いじめ」に関する判断を変遷させたことが分かる(「第5」「2」「(2)」)。しかしながら、そのような判断の変遷について、被害者側に対して学校・市教委側からは一切の説明がなされていないことは前述した。そのような状況下で、突如裁判所に対し「被告側の児童の一人からは事情を聞くことが困難となった」と説明したことは、「虚偽回答」とまで評価できるかはともかく、被害者側に対する背信行為であり、事実を反する不適切なものであったと言わざるを得ない。

(イ)「3)」で述べてきたとおり、学校は被害児童の在校中、何度も同児から話を聞く機会を有していたのであり、実際、何度も被害児童から直接、いじめに関する訴えを聞いている。したがって、「4月には、原告本人が指定外通学を申請し転校することになり、原告からの事実の確認ができない状態が続いた。」との回答は、前項でみた警察の事情聴取に関すると同様に、完全に後付けの説明であると言わざるを得ない。

(ウ)そして、「被害児童が転校した事実」をもって、当該児童から事情を聞くことができなかつたとする根拠について、学校も市教委もこれまで明らかにしておらず、あたかも「転校」という事実が物理的な聴取の困難を直接導くものと考えているように見える。しかしながら、転校したとはいえ、被害児童及びその家族は転居しておらず、転校先の小学校は同じ区内にあり、で二駅ほどしか離れていないことからすれば、再聴取はさして困難なものではないと思われ、転校先の教員と連携し、何らかの形で調査を継続することも十分可能であったと考える。

(エ) 学校及び市教委には、いじめの被害を受けた児童の生命及び心身の安全を確保することが要請されるのであり、いじめの解決に向け、学校が最大

限の努力をもって指導を行うことが必要とされている。それでもいじめ被害者の就学環境が改善されない場合には、本来であれば加害児童の出席停止を命ずることができる（学校教育法第35条）、被害児童が自ら転校を希望する場合には、転校に関しては児童の不利益になることがないよう最大限の配慮を行いつつ、速やかに手続きを行うことが求められる。

(オ) したがって、被害児童が緊急避難的に、早急に転校手続を急いでいるような事情があった場合、万が一いじめの調査が完了していなかったとしても、児童の生命及び心身の安全確保を最優先することは当然であるが、さらに保護者に対しては、いじめの調査が完了していないことを十分に説明し、転校後も調査に協力して頂けるか、調査への協力が得られない場合にはどのような形で事案を終結することになるかについて、きめ細かく丁寧に説明し、十分な納得を得ておくことが望ましいことは言うまでもない。本件当時の学校側において、児童転校に際してこのような配慮や説明がなされた形跡は一切認められず、むしろ校長において、「いじめの存在」を転校理由として認めることはできない趣旨の不適切な発言すらあり、著しく不当な対応であった。

7) 結論：「裁判所への回答」についての当調査委員会の判断

上記の通り、市教委の裁判所への回答は、「事案発覚直後から、原告保護者の要望により原告本人からは直接事実関係の確認ができず」との点、「2月中旬以降、被告の一人から『子どもから事情をきかないでほしい。』といった趣旨の申し出があったことで、被告側の児童の一人からは事情を聞くことが困難となった」との点、「2月末に原告が被害届を出して垂水警察の取り調べが始まってからは、被告側の児童を含めた関係児童から事情を聞くことが困難となった」との点、「4月には、原告本人が指定外通学を申請し転校することになり、原告からの事実の確認ができない状態が続いた。」との点、いずれの内容についても、事実と反する記載がある。

とりわけ、「事案発覚直後から、原告保護者の要望により原告本人からは直接事実関係の確認ができず」の点については、学校側は何度も被害児童本人からいじめの内容について話を聞く機会を有していたことが明らかである。これら

の機会をむざむざと逃し続けたとすれば、それは明らかに学校側の落ち度であり、それをさも被害児童の保護者側に責任転嫁しようとする姿勢は許されないものと言える。

さらに「2月中旬以降、被告の一人から『子どもから事情をきかないでほしい。』といった趣旨の申し出があったことで、被告側の児童の一人からは事情を聞くことが困難となった」との点については、2月上旬までの間において、学校側は加害とされる児童はもとより、周辺の児童に対しても十分にいじめの内容について書き取り及び聞き取り調査を行っていると評価できるものであり、学校側がいじめについての判断を後退させたのは、加害とされる児童の保護者からの不満が学校に寄せられるようになったこと、及びその訴えに基づき、殊更被害児童に対する児童らの悪感情を作文として書かせた上で、被害児童側に十分な確認を行うこともなく、被害児童側の加害者性を強調するに至ったためである。そのため、市教委の回答はこれらの学校の判断の変遷とその理由について問題視することを怠り、「第5」「2」「(2)」で検討した通り、当時学校側が被害側と加害側との間で板挟みになった結果、「判断できない」との見解で通すことの合意を市教委との間で行った結果を、そのまま「事実」として裁判所に報告したものであり、判断の変遷の理由と同様、不合理なものと言わざるを得ない。

また、「第2」で指摘した通り、それまでの学校の調査によって認められるいじめの認定に資する情報を裁判所に開示せず、いじめ認定に消極的に働く事情のみを回答しているのであり、非常に問題があったと言わざるを得ない。

当事者にとって極めて重要な意味を有する、裁判所からの調査囑託への回答において、上記の通り、事実と反する内容や悪意ある情報選択を行ったと言わざるを得ない対応は、不当行為と言える。

(令和4年12月28日付教育委員会「意見」を受けての追記)

神戸市教育委員会は、調査報告書(素案)につき、裁判所への回答に関し、「評価の基準時(当時なのか現在なのか等)や評価の基礎とする事実の範囲(当事者が当時認識していた事実なのか今回調査委員会において認定された事実なのか等)が明確にされていない」との意見を述べるため、以下追記する。

まず、ここで敢えて繰り返し説明する必要性もないと思われるが、裁判所への回答についての調査委員会の判断の骨子は、①被害児童本人から直接事実を確認することができたのにできなかったとする点が事実と反する、②いじめ調査については補足説明Ⅰ作成提出段階で調査を終えていたし、教育委員会も補正を経てその事実を認識していた（62-3頁参照）、そのため、加害児童保護者の反応、被害届の提出、転校などにより調査ができなくなったということは事実と反する、というものである。

前者（①）については、教育委員会が保管する、学校作成時系列に森指導主事が書き込んだ資料（1-50）などから主として認定しており、後者（②）についても補足説明Ⅰ（8-12）自体の記載内容、記載マニュアル（資料16）や、上坂指導主事が学校から受領し教育委員会にて保管した調査シート（1-52）、旧担任から提出され教育委員会にて保管した「G3教諭<①>～<③>」（1-57）の資料から認定している。

いずれも、裁判所への回答以前（FAXの送信履歴などから明らか）に教育委員会にて保管されている文書をもって事実と反するとの認定をしている。

であるので、当然、裁判所への回答時点で認定できる事実をもとに評価している。

報告書（素案）をよく読めばわかると思われるが、前者（①）については明らかに事実と反する回答をしたことを不当とし、後者（②）については、「市教委の回答はこれらの学校の判断の変遷とその理由について問題視することを怠り」事実と反する回答をしたことを不当としている。すなわち、事実と反することが明らかな回答をしたこと、あるいは、批判的な再検討を怠ったこと自体を問題としており、教育委員会の認識や、事実と反する回答が意図的なものかについては、報告書（素案）の段階では直接問題視していない。

しかし、教育委員会は上記「意見書」において『どのように・・・「事実と反した答弁が繰り返されたことは、意図的であったことを裏付ける」等と判断されたのか』と報告書の素案に記載のない表現を用いてまでして調査委員会に疑問を呈するなど、すべて意図的に事実と反する回答を行ったと判断されたようにとらえているようである。

教育委員会から敢えて、事実と反する回答が故意に行われたかどうかの疑問

を呈されたことから、若干付言する。

前者(①)については、上記の通り、森主事が受領しメモを書き込んだ学校作成時系列(1-50)から一見して明らかな事実である。すると、これに反する回答は、故意に事実を反する回答をしたと見るのが適当である。

また、後者(②)についても、教育委員会が当時認識してしかなるべき文書により事実を反するとの認定が可能なのであるから、教育委員会は、認識していた事実と異なる回答を故意におこなったとの見方も可能である。

当調査委員会の聴き取りによれば神戸市教育委員会は、行政の継続性、安定性を理念とするようであるので、まさか、年度が変わったためこれら文書や情報を当時認識していなかったとか引き継がれていなかったなどと述べることはないと思われる(森氏の聴取においても次の指導主事に引き継いだ旨述べられている)が、いじめ調査の肝である調査シート(1-52)は裁判所への回答がおこなわれた平成19年度に教育委員会に送られたものであるし、裁判所への回答の直前(平成20年1月28日)におこなわれた勉強会には、学校作成時系列(1-50)の受領者である森氏や、調査シート(1-52)の受領者である上坂氏も参加しており(1-31)、これら文書の存在や内容を知らなかったなどと言えるはずもないところであると念のため指摘しておく。

したがって、教育委員会からの「意見書」に答えるべく、教育委員会が事実を反することを認識したうえで、事実を反する回答を裁判所に行った可能性が高いことを敢えて指摘する。

しかしなおも、教育委員会として事実を反することを認識できなかったというのであれば、森氏、上坂氏が、故意に、自身の持つ情報を教育委員会に提出しなかった、あるいは、虚偽の報告をしたとみるのが適当であろうが、上記(79頁)の通り当調査委員会の聴き取りにおいて「教育委員会の人間は、上司の命に従って、現場にどう対応していったらいいのかということのアドバイスをする、それが仕事である」と述べる森氏が独断でそのような判断をすることは解せられない。

次に、上記「意見書」では、『裁判所への回答や議会答弁は、当時の認識で行われたものであり、どのように「事実を反する内容や悪意ある情報選択を行

った」・・・等と判断されたのか、具体的な理由・根拠をお示しいただきたく存じます。』と記載されている。

この点についても追記する。

まず、「事実と反する内容」については上記のとおりである。事実と反するとは客観的事実と反するとの認定をしたもので、報告書（素案）の段階で、教育委員会が裁判所への回答のすべてについて意図的に事実と反する回答をしたとまでは指摘していない。

そのため教育委員会の認識を云々する必要などない。ただし、上記の通り、敢えて教育委員会からの問題提起があったため、すべての回答について、意図的に事実と反する回答をした可能性が高い旨指摘した。

「悪意ある情報選択」については、報告書（素案）本文に記載した内容から一読して明らかである。それまでの学校の調査によって認められるいじめの認定に資する情報を裁判所に開示せず、いじめ認定に消極的に働く事情のみを回答している教育委員会の態度を「悪意ある情報選択」としている。詳細は「第2」「3」「(3)」に記載している。

「悪意」との表現が不本意であれば、何故、そのような情報選択となったのか、説明いただきたいものである。

なお、裁判所への回答の時点では、いじめの詳細を聞き取った調査シート（1-52）はすでに教育委員会に存在している（すなわち加害児童らのいじめについての自認内容についても把握している）にもかかわらず裁判所への回答では一切触れていないこと、調査嘱託に対する回答書の素案（1-23）では被害児童に「きしよい」等言ったことがある児童もいたなど一部いじめを推認するに資する記載があるが実際の回答では削除されていること等を念のため指摘する。

第6 議会答弁等について（不当行為(6)、(7)）

1 被害者保護者の主張

被害者保護者が、歴代教育長ら幹部により議会等で虚偽答弁がなされたとして指摘するのは以下の点である。

(1) 十分な調査ができなかったとする虚偽回答

平成22年3月から令和元年11月まで16回、下記長田教育長答弁(令和元年11月27日議会の議事録(資料46)3頁下から9行目～2行目)と同内容の虚偽答弁を繰り返した。

(長田教育長答弁)

1つ目に、当該児童の保護者の御要望により、当該児童から詳細な事実関係の確認ができず、当該児童が話したとされる内容を保護者から間接に聞くにとどまったこと、2つ目に、関係児童の保護者1名から子供から事情を聞かないでほしいといった趣旨の申し出があったことで、関係児童1名からは事情を聞くことが困難になったこと、3つ目に、関係児童に対する警察の取り調べが始まってからは関係児童から事情を聞くことが困難になったこと、4つ目に、当該児童が指定外通学を申請し、転校することになり、事実確認ができない状態が続いたことから、十分な調査が行えず、いじめ、恐喝があったかどうか、当時当該校も教育委員会も判断できなかったということでございます。

(事実と異なること)

- 1) 「事実発覚直後から、原告保護者の要望により原告本人からは直接事実関係の確認ができず、原告が話したとされる内容を原告の両親から間接的に聞くにとどまった」について、そのような事実は全くない。

「いじめ」の事実関係については誤解のないように、原則として本人が直接学校側に幾度も説明している。

- 2) 「また、2月中旬以降、被告の一人から『子どもから事情をきかないでほしい。』といった趣旨の申し出があったことで、被告側の児童の一人からは事情を聞くことが困難となった。」について、

「調査報告一覧（校長作成）」（資料3）によれば、平成18年2月20日から同月24日まで、家族に事情を聞いている。

なお、加害児童は13名であるが、そのうち
加害児童家族は全部で家族となる。

- 3) 「さらに、2月末に原告が被害届を出して垂水警察の取り調べが始まってからは、被告側の児童を含めた関係児童から事情を聞くことが困難となった。」についても、事実と矛盾している。

資料19「面談記録F」によれば、G3教諭は平成18年3月7日に関係児童を集め、風評被害の調査を実施している。同資料2頁15行目以下「3月7日のことなんですけど・・・」と実際に聞き取り調査をした状況を説明している。

また、同資料3頁9行目「いえ、これは5月30日の（時に調査したことです）。」とあり、G5教頭が再度、平成18年5月30日にO₇ら関係児童を呼んで再調査を行っている。

そして、これらのことを教育委員会は、平成22年10月6日付「質問状に対する回答について」で、「学校は、うわさをした児童に対して指導を行っています」と、関係児童に事情を聞き、指導したことを正式に認めている。（資料45 下から5行目）

さらに、平成19年1月9日に被害児童が加害児童らに「きしょい、あほ、へぼい」などとからかわれたことを申し入れたところ（資料212頁1～3行目）、G1校長は、加害児童らに直接確認し、担任から指導した旨、文書で回答している（資料23 1頁下から8行目～2頁4行目）。

このように警察の取り調べ後も、1年にわたり継続的に、加害児童らを指導していて、「関係児童から事情を聞くことが困難となった。」という表現は事実と異なっている。

- 4) 「4月には、原告本人が指定外通学を申請し転校することになり、原

告からの事実の確認ができない状態が続いた。」については、これも事実とは全く異なる。被害者は、加害者らの反省を促すことを目的に、一貫して学校側に事実関係を関係者に明らかにすることを主張してきた。転校後も代理人と何度も学校に行き、調査を要望している。

(故意に事実と異なる答弁をしたこと)

5) 当時の担当者らがその後教育委員会の幹部となり、議会答弁では十分に当時の状況を把握できていた。また、当人らが答弁者となって、自身が認識している事実を直接説明できる立場でもあった。にもかかわらず、事実と反した答弁が繰り返されたことは、意図的であったことを裏付けるものである。

- ・いじめ発覚の平成 17 年度の指導課長 森本澄夫氏は、その後指導部長、教育総合センター所長、教育委員長を歴任

- ・森本氏の後任で、裁判所へ虚偽回答をした当時の指導課長 林伸弘氏は、その後指導部長、教育総合センター所長、教育次長を歴任

- ・当該校の教頭として、資料 19 のいじめ風評被害の調査を行なった G5 氏は、その後当該校の校長、教育委員会事務局幹部を経て、

- ・いじめ発覚の平成 17 年度の当該校の教頭 G2 氏は、翌年度に転勤となったが、他校で教頭、校長を歴任し、教育委員会事務局職員として勤務している。

6) 裁判でいじめが認定されたため、被害者父は教育委員会に対して、認識を改めるように何度も面談を申し入れた。しかし、教育委員会に面会を拒否され続けた。そのため、市会議員 高山晃一氏が被害者父に代わって、平成 22 年 8 月 17 日付「神戸市立小学校・教育委員会の不当行為について」と証拠資料(資料 1～33)を添えて、教育委員会に調査を求めている。その時の担当者は次の 3 名である。教育企画課 島係長、指導課 陣崎係長、同課 西口主事。しかし、十分な調査をすることなく資料 45 の回答が被害者父に送られた。

その後、西尾氏が議会陳情を繰り返すが、裁判資料など十分な資料を保

有しておきながら当時の担当者に確認することなく、事実と反した答弁が令和元年11月まで繰り返された。

遅くとも教育委員会においては、平成22年8月20日に、市議員から直接資料を受け取っており、その後の議会陳情などでもその度に資料を受け取っており、少なくとも20回は超える。従って、幾度も事実関係を確認することは可能であった。その確認を行わず、公な議会で事実と反した答弁を繰り返すことは、はたして過失だと言えるのであろうか。

仮に百歩譲って、業務多忙で確認ができなかったと言い訳ができたとしても、平成26年4月11日以降は通用しない。資料47と資料48は、西尾・A₂が教育委員会 竹下指導部長、原担当課長、福田首席指導主事、藤井係長の4名と面談した時の議事録である。これらは神戸市教委が作成しており、公文書として神戸市が保有しているものである。この面談は公開で行なわれたため多くの報道機関が傍聴しており、質問もしている。

2日間に渡り約7時間の面談内容であり、終始教育委員会の不誠実な対応が読み取れる。特に注視するところは、資料48の60頁～62頁である。大阪高裁がいじめの証拠として認めた資料（担任と校長の発言、いじめの報告書など）とあえて突合しない作為的な聞き取りで、いじめとは認められないと強弁している。

資料と突合しないで、なぜ調査をしたと言えるのであろうか。

このように竹下指導部長は資料とは突合していないし、今後も突合しないと明言している。資料と突合すれば、裁判所への文書や議会での答弁が虚偽であったことを認めざるを得ないからであろう。このことを十分に理解しており、強い意志を持って調査を行わないのであるから、過失ではなく故意であったと言える。

(2) 父親が無視をしているとの虚偽回答

令和元年11月29日の文教こども委員会において、長田教育長と藤原部長両名が、「教育委員会は積極的に調査を行ないたいので、被害者への面談を申し入れている。しかし、それを父親が拒否していて調査ができない。

すでに4回も面談を申し入れているが、すべて無視して回答が全くない。」という、被害者の親があたかも非常識であり、モンスターペアレンツであるかのような印象を与える虚偽答弁を行なった。

(事実と異なること)

- 1) さて、改めて事実を説明すると、4回ともすべて無視したということは断じてない。4回ともすべて教育委員会に回答している。被害者父は令和元年2月以降、教育委員会とは電話・郵便・Eメールで連絡を取っており、「無視して回答をしていない」ということはない。市教委とのメールの送受信は13件(資料49-1-1～資料49-13)あり、それだけでも教育長らが虚偽答弁をしていることは明らかである。

4回のうち2回は被害者父から返答しており、戸田係長からは受け取った旨のメールが2件(資料49-8、資料49-11)ある。後半2回は、三木しんじろう議員が私に代わって返答している(資料50 2頁下から15行目～8行目 赤字部分)。

(故意に事実と異なる答弁をしたこと)

- 2) 11月29日の委員会の答弁とは正反対に、長田教育長も藤原部長も同年8月23日の委員会の中で、以下の通り返事を受け取っていることを認めている。その後9月20日の委員会でも以下の通り、返事を受け取っていることを前提とした答弁を行なっている。

つまり、両名は11月29日の委員会の時点で、間違いなく被害者父から返事を受け取っていることは認識している。従って、長田教育長をトップとする組織的な隠蔽工作であり、強い意志を持った虚偽答弁であったと断言できる。

8月、9月の答弁内容は以下の通りである。内容を見れば、あらかじめ用意された原稿を読んでいるのではなく、議員の質問に対して自身の言葉で発言している。原稿作成者のミスではなく、長田教育長・藤原部長の両名が認識していることを明白に示す証拠である。

(資料5 1 令和元年8月23日 文教子ども委員会 議事録より)

長田教育長 (2頁14～15行目)

「・・・その上でこちらからも何度か文書をお出しをさせていただきました、御返事をいただいているわけですが、・・・」

藤原部長 (1頁14～15行目)

「・・・被害児童の保護者の方から御連絡がありまして、面談するについては、こうこうこうだということでございます。・・・」

(資料4 3 令和元年9月20日 文教子ども委員会 議事録より)

長田教育長 (1頁19～23行目)

「・・・ただ、先方が——これは8月13日付ですか、返信があった内容が、私、教育長自身が面談者となり、当時の教頭——これは少し事実誤認がありますが——G5教育委員あるいは当時の担任等の立ち合いを条件とすると、1名でも欠けるようであれば面談はお断りすると、文書も提出しないと、こういう御返事があったわけでございます。・・・」

長田教育長 (2頁3～6行目)

「先方の保護者の方からの8月13日付で御返事があったのが、私自身が面談者となり、G5教育委員、当時の担任等の立ち合いを条件とすると。教育長、それからG5教育委員、当時の担任の3名のうち1名でも欠けるようであれば面談はお断りすると、ここまで書いていらっしゃると思いますので、そういう意味で、1人でも欠けるようであれば、このお話はなかなか成立をしないのではないかと——私がそれを望んでいるわけではもちろんありませんけれども——というふうに理解をいたしております。」

- 3) なお、事実を把握している三木議員と小林議員が、無視はしていないはずだ、本当に回答はなかったのかと、常任委員会で繰り返し確認の質問をしている。だが、そのたびに長田教育長と藤原部長両名は、一切回

答がない、無視している旨明言している。(資料46 4～5頁、10～11頁)

さらに答弁の途中で、長田教育長が江尻課長に改めて確認し、江尻課長は起立して「受け取っていない」と発言する茶番劇が演じられている。

(3) 市議会議員への虚偽説明

江尻課長は、委員会の数日前である令和元年11月25日頃、文教こども委員会の委員構成においてキャスティングボードを握る上原みなみ議員の控室を訪れ、(2)と同様の虚偽説明を行なった。

上原議員は当初「採択」を表明していたが、江尻課長の説明を聞き、採択しない旨を三木議員に伝えてきた。

わざわざ江尻課長が上原議員のところへ行き、事前に説明している行為は、言葉足らずとはいえ、議員を騙す目的であったと考えるのが自然である。後日、江尻課長は上原議員のところへ行ったことに対し、常任委員会の事前説明で全議員に同じ内容の説明をしに行っていると弁明している。しかし、三木しんじろう議員、さとうまちこ議員、小林るみ子議員、味口としゆき議員、朝倉えつ子議員の5名は、江尻課長からそのような説明は受けていないと言っている。

(4) 謝罪、訂正をしないこと

- 1) 前記(1)、(2)の答弁は、当然ながら議事録に記され、インターネット中継で世界中に流れている。今も被害者やその家族は名誉を著しく毀損された状態が続いている。

教育委員会にはたびたび抗議してきたが無視をされ続けているため、令和元年12月24日に改めて文書(資料52)で以下の要求を行なった。しかし、今も謝罪を受けていないし、訂正もなされていない。

《虚偽答弁に対する要求内容》

- ① 陳情者、議会、当方に対して書面で上述の事実を認め、謝罪を行なうこと。
- ② 議事録に虚偽答弁を行なった旨を記し、議事録を読む者が事実を

正確に理解できるようにすること。

- ③ インターネット録画中継に虚偽答弁を行なった旨を掲載し、中継を見た者が事実を正確に理解できようようにすること。

- 2) 教育委員会は長田教育長名で令和元年12月25日付文書(資料54)を送付し、同月27日の文教子ども委員会において、4回のうち2回は返事があったが、直近の2回は返事がなく無視している旨の答弁を行なった。(資料50 1頁3行目～12行目 青字部分)そして、その旨を議事録に付記している。(資料46 1頁冒頭)

この内容も当然事実と異なる。4回のうち2回は父からの文書で返答しており、後半2回は、三木議員が父に代わって返答しているのだから、4回すべて回答していることに相違ない。

2 当調査委員会の判断

これらの被害児童保護者の主張に対し、調査委員会は以下の通り判断する。

- (1) 十分な調査ができなかったとする虚偽回答について

- 1) 答弁内容が事実と反するか

教育長等の答弁が、事実と反するかどうかについては、裁判所への回答の内容と同様であり、「第5」「4」「(3)」にて詳細な検討をしている。結論部分を抜粋すると以下の通りである。

(ア) 「事実発覚直後から、原告保護者の要望により原告本人からは直接事実関係の確認ができず、原告が話したとされる内容を原告の両親から間接的に聞くにとどまった」については、学校側は何度も被害児童本人からいじめの内容について話を聞く機会を有していたことが明らかである。

(イ) 「また、2月中旬以降、被告の一人から『子どもから事情をきかないでほしい。』といった趣旨の申し出があったことで、被告側の児童の一人からは事情を聞くことが困難となった。」については、学校・市教委は、後の「いじめの調査が不十分であった」との見解を導き出すために、最初に保護者から明確に「調査拒否」の意思表示のあ

ったO₂のエピソードをあえて持ち出し、「その他の児童の保護者から、具体的に調査を拒否するという訴えがあったわけではない」ものの、この時点で担任が「子どもの様子を見て、これ以上は難しいと判断した」ことで「調査困難」という事実を正当化したものと思われ、後付けの言い訳に過ぎない。

(ウ) 「垂水警察の取り調べが始まってからは、被告側の児童を含めた関係児童から事情を聞くことが困難となった」については、学校側が加害児童らの心情に配慮したという事情からすれば「虚偽」とまではいえないが、ここに敢えて列挙する必要のない事情であり、むしろ聴取困難となった責任を被害者側に転嫁する意図さえ読み取れる。

(エ) 「4月には、原告本人が指定外通学を申請し転校することになり、原告からの事実の確認ができない状態が続いた。」について、学校は被害児童の在校中、何度も同児から話を聞く機会を有していたのであり、実際、何度も被害児童から直接、いじめに関する訴えを聞いている。したがって、「4月には、原告本人が指定外通学を申請し転校することになり、原告からの事実の確認ができない状態が続いた。」との回答は、前項でみた警察の事情聴取に関すると同様に、完全に後付けの説明であると言わざるを得ない。

(オ) 以上、(ア)については、明らかに客観的事実に反する。

他方、(イ)(ウ)(エ)については、学校は、金銭授受の件や暴力行為等について、実際に調査をしていない(ただし、できなかったわけではない)ので、この点が虚偽とまでは断じえないが、記載された事情が、調査ができなかった理由ではないという意味で、事実には反すると言える。

2) 事実に反する答弁を故意におこなったか

(ア) 江尻氏に対する当調査委員会の聞き取りにおいて、調査委員から「1回は聞けたじゃないか」と質問したのに対し、江尻氏は「そうですね。最初の部分では聞いていたりします。・・・いや、最初だけじゃないというのがああるんです。もう一回あるの。」と回答し

ている。

また、調査委員から、記録・証拠を見た上で、今までの答弁を踏襲するというか、従来の答弁どおりで問題ないという判断であったのか、との質問に対し、江尻氏は、肯定する旨の回答をしている。

これら結果によれば、江尻氏は、記録などを確認した上で、最初は直接聞き取りをおこなったこと、さらには、ほかにも聞き取りの機会があったことを、認識していたことが認められる。とすれば、少なくとも「事実発覚直後から、原告保護者の要望により原告本人からは直接事実関係の確認ができず、原告が話したとされる内容を原告の両親から間接的に聞くにとどまった」との表現が、事実と反することを、江尻氏が認識していたことは明らかである。

にもかかわらず、江尻氏は、今までの答弁を踏襲し、「当該児童の保護者の御要望により、当該児童から詳細な事実関係の確認ができず、当該児童が話したとされる内容を保護者から間接に聞くにとどまった」との答弁を準備したのであるから、江尻氏は、故意に事実と反する答弁を作成したと評価できる。

なお、教育委員会・学校において、調査できなかった理由や調査続行ができない理由の変遷が見られることや、その理由が後付けであるなど不当であることは「第5」「3」にて記載した通りであるが、江尻氏がその経緯を詳細に理解し、理由が後付けのものであるなどの理解があったとまでは認められない。すると、「2つ目に、関係児童の保護者1名から子供から事情を聞かないでほしいといった趣旨の申し出があったことで、関係児童1名からは事情を聞くことが困難になったこと,」「3つ目に、関係児童に対する警察の取り調べが始まってからは関係児童から事情を聞くことが困難になったこと,」「4つ目に、当該児童が指定外通学を申請し、転校することになり、事実確認ができない状態が続いたことから、十分な調査が行えず」の点については、江尻氏が、事

実に反することを認識していたとまで認めることはできない。したがって、これらの点について、江尻氏が、故意に事実を反する答弁を作成したとまでは認められない。

(イ) 次に、藤原部長については、調査委員会の聞き取り調査において、次のような回答をしている。

すなわち、調査委員から、文教子ども委員会の答弁内容（男子児童から詳細な事実関係の確認ができなくなってしまったという点）については根拠資料を確認したかとの質問に対し、藤原部長は、一度は被害児童と話ができたが保護者からクレームがあって、話ができなくなったという書類（議事録かメモか）を見て説明を受けた記憶があると回答している。

とすれば、藤原部長は、被害児童と一度は話ができたとを認識しており、少なくとも「当該児童の保護者の御要望により、当該児童から詳細な事実関係の確認ができず、当該児童が話したとされる内容を保護者から間接に聞くにとどまった」との表現が、事実を反することを、藤原部長が認識していたことは明らかである。

他方、藤原部長は、「2つ目」の関係児童の保護者1名から事情を聞くことが困難になったこと、「3つ目」の警察の取り調べが始まってからは関係児童から事情を聞くことが困難になったことについては、担当課から過去の資料を見せられたり過去の関係者から話を聞かされたりしたが、よくあることなので、違和感なく聞いたと述べている。また、藤原部長は、細かい資料は「多分」見ておらず、経緯等の「エッセンスしか上がってこない」と述べる。すると、藤原部長が、「2つ目」「3つ目」について、答弁内容が事実と異なることを認識できるほど、詳細を理解していたとまでは判断できない。（なお、藤原部長に関してではないが、教育委員会が強い意志で細かい資料を調査しなかったのは事実を反することを知っていたからである、したがって、過失ではなく故意である、とする被害者保護者の主張には同調できない。）

藤原部長は、「4つ目」の転校により事実確認ができない状態が続いた、については、「転校したからそれ以上の深追いはしなかったのかな、と想像している」と回答し、根拠資料や引継ぎがあったわけではなく、推察であると述べている。そうであれば、これも、藤原部長が、事実と異なることを認識していたとまでは判断できない。

ところで、藤原部長は、教育長の答弁内容については、行政の継続性、安定性という観点も必要であり、過去の答弁に関し、江尻氏以下スタッフが細かく調べた上で行う報告について、明らかな間違いがなく一応理屈が通っていれば、過去の答弁を踏襲することとなると回答している。しかし、行政の継続性、安定性の観点と、過去の答弁を批判的視点で検討することとは必ずしも矛盾しない。むしろ、答弁内容の誤りを被害児童の保護者が訴え続けているのだから、そして、明らかな誤り（直接被害児童から話を聞いた）も実在するのであるから、教育委員会としては、批判的視点で過去の答弁内容を検討し、正すべきところは正す姿勢が必要であった。

行政の安定性を口実に、無批判的に過去の答弁内容を受け入れ、つじつまがあわないところを取り繕うような態度をとり続けた教育委員会の態度について、これを隠蔽体質と批判されることは、やむを得ないものとする。

- (ウ) 上記、江尻氏、藤原氏以外から遡っての歴代教育長答弁内容起案担当者に関しては、どの人物がどの答弁を起案したのか、特定も困難であり、検討もできない。

なお、調査委員会は、被害児童保護者が名前を挙げた、森本氏、林氏、氏、氏のいずれからも聴き取りをおこなったが、どの答弁を誰が起案したかなどの質問はしていない。

- (エ) 次に、教育長の関与の程度を検討する。

なお、調査委員会は、現教育長以外に、3名の元教育長に調査のための面談を申し入れたが、体調不良等を理由に断られている。

以下、主として、長田教育長に関して検討する。

長田教育長は、調査委員会の聞き取り調査に対し、以下のような回答をしている。

問題とされている長田教育長の発言は、答弁ではなく、事務方が用意したものの「読み上げ」である。事前に説明は受けるが、「当時の囑託調査についてこういう答え方をしている」という程度であり、裁判所へ回答した書類は見て確認したが、それが具体的に、どういう事実関係の下にどうか、ということは確認していない。

また、この点について、当調査委員会の聞き取りにおいて、教育長には、所管課が過去の経緯をまとめた資料、要約した資料で説明する、と述べている。

かかる調査結果によると、長田教育長が、被害児童保護者の指摘する諸点について、自身で根拠資料（要約したものではない）を確認したうえで、答弁したとまでは認められない。そのため、教育長が、調査囑託の内容が事実と反することを認識した上で、トップダウンの方法により、故意に事実と反する答弁がなされたことまでは認められない。

しかし、このことから、教育長がその発言について責任を問われないとの結論は導き得ない。

繰り返し、被害者側から異論が述べられてきたにもかかわらず、教育長から担当所管課に詳細な調査を命じた形跡もなく、また、事実と反すること（被害児童からは間接的にしか話が聞けていないということではなく、少なくとも一度は話を聞けている）が容易に分かる内容についても、「読み上げ」資料を作成した所管課に疑問を呈した形跡もない。

その結果、漫然と、誤った答弁や「読み上げ」が、そのまま繰り返されたものであり、その都度、複次的に被害児童や保護者に苦痛を感じさせたものと言えるのであり、教育長の責任と言わざるを得ない。

(オ) (令和4年12月28日付教育委員会「意見」を受けての追記)

神戸市教育委員会は、調査報告書(素案)につき、議会答弁に関し、「評価の基準時(当時なのか現在なのか等)や評価の基礎とする事実の範囲(当事者が当時認識していた事実なのか今回調査委員会において認定された事実なのか等)が明確にされていない」「裁判所への回答や議会答弁は、当時の認識で行われたものであり、どのように「事実と反する内容や悪意ある情報選択を行った」・・・等と判断されたのか、具体的な理由・根拠をお示しいただきたく存じます。」との意見を述べる。

しかし、議会答弁に関する本稿(2(1))のどこをどのように読んでも、議会答弁時の各認識を問題としていることは明らかであり、教育委員会の意見の意図が不明である。本稿で、教育委員会側の認識が問題となる「故意」の認定をしているのは、被害児童から直接聴き取る機会が1回はあったという部分である。これについて、江尻氏、藤原氏は、かかる機会が1回以上あったことを認識していた旨回答しているので、故意に事実と反する答弁を作成したと指摘した。

教育委員会の質問の趣旨(当時の認識を問題とする趣旨)はあまり理解できないが、聴き取りの機会が1回以上あったことを認識したのは、議会答弁以後だという趣旨なのであろうか。すると、従前繰り返し被害児童保護者から指摘されたこの点について、議会答弁までに江尻氏などが、資料を見ていなかった、あるいは、前任から引継ぎがなされていなかったため認識していなかった、しかし、調査委員会の調査までに確認した、であるので、議会答弁準備段階では事実と異なる認識などなかった、などという趣旨になるのであろうか。理解に苦しむ質問である。

(カ) (令和5年1月30日実施の教育委員会による「意見書」の説明を受けての追記)

調査委員会は、教育委員会から「意見書」の提出を受け、その内容の説明を求め、令和5年1月30日に教育委員会から一部の

説明がなされた。

その中で、教育委員会から「当該児童の保護者の御要望により、当該児童から詳細な事実関係の確認ができず、当該児童が話したとされる内容を保護者から間接に聞くにとどまった」とは、事実関係を直接聞く「機会」がなかったという意味ではなく、一回聞けたかどうかはともかくいじめの「確認」ができなかったという意味である、事実関係を聞く機会があったことまで否定していない、といった趣旨の発言があった。

しかし、議会答弁の内容は、被害児童保護者の要望により「間接に聞くにとどまった」ため、いじめの判断ができなかったという文脈である。間接に聞くに「とどまった」の表現は、間接に聞くことが「多かった」などと異なり、直接に聞いた機会の存在を排除する表現である。

また、平成20年1月28日の勉強会（1-31）や、裁判所への回答案（1-23）では、被害児童から「一度も」聞き取りができていないとの教育委員会側認識を整理した上で、裁判所への回答（1-22）において、上記答弁とほぼ同様（「詳細な」を除く）の表現をしている。この裁判所への回答をその後の議会答弁でも踏襲し、上記答弁に至ったものである。すると、その内容は、「一度も」直接聞き取りができなかった、との趣旨で述べられているのは明らかである。

であるのに、ここに至って、「詳細に」を付したことをもってかどうかわからないが）直接聞く機会があったことを否定していない、などと説明するのは、まったく理解ができない。

上記答弁までに被害児童保護者から繰り返し、被害児童から直接聞く「機会」があったとして、裁判所への回答内容や議会答弁の内容についての誤りの指摘がなされているのであるから、答弁の趣旨が、直接聞く機会があったことを否定していないというのであれば、わかりやすく表現を変えればよいであろう。そのようなこともせず、この期に及んで、直接聞く機会があったことを「否

定していない」などとの態度をとられるのは、不誠実極まりない。

(2) 面談申入を無視しているとの答弁について

1) 経緯

まず、この答弁の対象となっている、「返事」とは、教育委員会が被害児童からの聞き取り等を要望する連絡に対する、被害児童保護者からの回答のことである。

当時、教育委員会は、弁護士に相談した上で、被害児童からの聞き取りを実施するか、被害児童が作成した文書の提出を受けることで、いじめを認定する方向を模索していた。(6-203)

そこで、教育委員会から電話やメール(令和元年4月18日付)にて、被害児童に会いたい旨、難しければ書面を頂きたい旨、被害児童保護者に連絡をしていた。(6-3、資料49-1-2)

これに対し、同日、被害児童保護者は、教育委員会に対し、被害児童に何を確認したいのか「具体的内容が皆無」、連絡もなく期限を渡過し「失礼である」などの回答メールを送り(6-4)、また市長あてに「被害者本人への聞き取りは必要ないと考えますので、江尻課長名の依頼はお断りします。」との文書(同月19日付)を送付した。(資料49-4-2)(回答1)

教育委員会は、令和元年8月9日付メール(教育長名文書添付)で、改めて被害児童本人との面談または書面の提出を要望した。(資料49-9-2)

これに対し、被害児童保護者は、同月13日付メールで、被害児童との面談は了承するが、長田教育長が面談者となり、G5教育委員、G3教諭、G2校長(ただしG2氏に連絡が付かない場合は不要)の立ち合いを条件とした。(資料49-10-2)(回答2)

すると教育委員会は、同月21日付メール(教育長名文書添付)で、G3教諭、G5教育委員については同席する理由がない(すでに調査済み、あるいは、事件当時学校に在籍しない)との見解と、改めて、面談または書面の提出を求める連絡をした。(資料49-12-2)

これに対し、同年9月20日、被害児童保護者の意を汲んだ三木議員から教育委員会に対し、小学生であった被害児童よりも、被害児童保護者のほう

が詳しいので、保護者と面談してはどうかとの提案がなされた。(三木議員からの聞き取り)(回答3)

すると、同月26日、教育委員会から被害児童保護者に対し、なぜかG5教育委員やG3教諭の立ち合いなく、被害児童が教育長との面談に応じる旨三木議員から聞いた旨、日程や場所の希望を聞きたい旨のメールが送られた。(資料49-13)

かかる行き違いに対し、同月30日、被害児童保護者から三木議員に報告がなされ、被害児童保護者自身が教育委員会に抗議すべきかとの相談がなされた。(資料49-14)

結果、三木議員から教育委員会に連絡がなされた(回答4)。回答内容や時期は明らかではないが、同年11月29日の文教子ども委員会での三木議員の質問内容(議事録134、140)によれば、被害児童保護者が被害児童の手紙をもって教育長と面談する方法、あるいは、被害児童保護者同席のもと被害児童が教育長と面談する方法が提案された様子である。

これら提案に対し、同年11月28日か29日、教育委員会から拒否する回答があった様子である。(同議事録134、140)

2) 答弁内容が事実反するか

上記のとおり、回答1、回答2がなされていることは明らかである。教育委員会も2回の回答があったことは認めている。

すると、令和元年11月29日の文教子ども委員会において、長田教育長と藤原部長両名が、「保護者の方にはその旨をこれまでに4回御連絡いたしました。が、御返事をいただいております。」「やはりお会いしたいということで、こちらのほうから御連絡をさせていただいているというところでございますが、やはり直接的にお返事をいただいておりますという状況でございますので」「何度も申し上げますが、直接にはいただけていないということでございます。」「教育委員会なり、事務局として、先方からの御返事は受け取っておりません。」と回答したことは、事実反することは明らかである。

では、教育委員会が認めていない、残り2回(回答3、4)についてはどうか。

この点、教育委員会は、市議会議員が議員活動として色々な方と話をされ、教育委員会にも伝えられるが、本人の意思の確認がとれないと、本当であるかどうか分からないので本人からの回答とは扱えないとの説明をしている。(江尻氏聴取結果)

まず、回答として扱うかどうかの問題以前に、そもそも教育委員会の見解がそのようなものであったならば、そのように(議員を通じて回答されたが、回答としては扱っていない旨)答弁されればよいものを、全く回答がないとするのはやはり事実と異なる答弁であると評価できる。

ところで、三木議員によれば、自身は被害児童保護者の代理人的な立場ではなく、教育委員会と被害児童保護者の間に入って、調整役のような役どころであり、両者の間に入って「何十回もやり取り」をしたとのことである。かかる働きをしていた三木議員を通じての連絡を「回答」と扱わないとの教育委員会の説明は、無理があると言える。一般的な、市側にとってさしたる情報も無いような状態で、議員が、市民の声を伝えるような議員活動と、本件の三木議員の活動とを同程度に扱う教育委員会の論調は、首肯できない。

そして、教育委員会は三木議員からの伝聞(回答3)をもとに、被害児童保護者に連絡メールを送っていることも認められる(資料49-13)。これは、回答3を、被害児童側からの返事として承認した上での行動にほかならない。

かかる回答3に対する教育委員会の承認があったことから、回答4も三木議員を通じてなされるに至っている。もし回答3の際、議員を通じての返事は回答と看做さないなどの対応が教育委員会からなされたとすれば、三木議員も被害児童保護者から、自身で抗議すべきかとの相談を受けた際(資料49-14)、自身で行うよう指示したはずである。しかし、繰り返しになるが、回答3を教育委員会が承認したため、回答4も三木議員によりなされるに至ったものである。

かかる経緯からすれば、議員を通じての回答は、返事ではない、回答ではないという教育委員会の説明は、理不尽と言わざるを得ない。

なお、議員を通じての回答は云々という理屈は、令和元年11月29日文教こども委員会(全く返事がないと説明した会議)で、三木議員から、回答をしているはずとの指摘がなされたことに対し、藤原部長が咄嗟に「三木先生と私どもの課長がやりとりしておると・・・十分承知してございますが・・・保護

者の方から、きちっと連絡なりをいただくのをもってお返事かなというふうに考えてございます」との答弁を苦し紛れにおこなったこと（議事録 135）、教育長もこれに追隨したこと（同議事録 167）に端を発するように見える（直後、三木議員から、保護者からも直接回答をしているとの指摘も受けている。）。そして、この一旦なされてしまった答弁を、行政の継続性・安定性という理屈で、その後も維持しているものと解せられ、やはり、理不尽との誹りは免れない。

以上より、残り 2 回についても回答はあったと評価されるべきであり、これと異なる答弁は、事実と異なる答弁と評価できる。

3) 故意に事実と異なる答弁をしたものか

(ア) 確かに、長田教育長も藤原部長も令和元年 8 月 23 日の委員会、9 月 20 日の委員会で被害児童保護者から回答を受け取った前提の答弁を行なっている。

にもかかわらず、11 月 29 日には全く回答がないとの答弁になったのは、非常に不可解である。

この点、江尻氏は、調査委員会の調査において「自分の中でなかったという印象が強かったので多分そう書いてしまったのだと思う」と説明している。

藤原部長は、他の案件についても、色々答弁を抱えている中、江尻氏の報告をそのまま教育長に報告したと説明する。

長田教育長は、担当からのレクチャー（4 回返事がない）を受け、「ああ、そうか」と、委員会では原稿のとおり説明した、上記過去の委員会答弁の内容と結びつかなかった、と述べる。

本件のみを調査している調査委員会の立場からすると、答弁に関係する三者が三者とも、過去の答弁内容について記憶から抜け落ちていたとすることは、奇異に感じざるを得ない。しかしながら、令和元年 11 月ころは同年 10 月 8 日ころに発覚した神戸市立小学校教員間の傷害、器物損壊、名誉棄損等の事件（所謂「教員間いじめ事件」）の対応で、教育委員会内も大いに混乱していたことは想像に難しくなく、同事件をはじめ多数の案件を抱えた教育委員会関係者が、同年 8 月や 9 月の答弁内容

について、直ちに思い起こすことができなかつたとしても、不自然とまでは言い難い。

(イ) 次に、採択妨害の意図があつたかどうか。

上原議員によれば、被害児童との面談について連絡をしたが返事がないという事情は重要な判断材料のひとつであつたとされている。そのため、事実と異なる答弁により、決議の結果に影響が及んだ危険は否定できない。

そして、長田教育長や藤原氏が繰り返し事実と異なる答弁をすることに業を煮やした被害児童保護者が、委員会中に不規則発言をしてまでして訂正を求めたにもかかわらず、発言内容を顧みず、その後も事実と異なる答弁に終始したという教育委員会側の態度(資料46)に、被害児童保護者が採択妨害の意図を感じたとしても無理からぬところである。

しかし、江尻氏、藤原氏、長田教育長らに採択妨害の意図があつたことにつき、推論を超えて、認定できるまでの根拠資料は存しない。

なお、長田教育長、藤原部長、江尻課長とも、採択妨害の意図については否定する。

調査委員会の聞き取りにおいて、藤原部長は、「虚偽答弁をするつもりがあれば、そんなにすぐにばれることをするつもりもない」と答えているとおおり、初めて出る話題についての答弁であればともかく、過去の答弁と異なる内容を述べたとしても、その矛盾を指摘されることは容易に想像できる(現に、三木議員から事実と相違する旨の指摘がなされているし、被害児童保護者からもその場で指摘されている)のであるから、通常人がそのような方法で採択を妨害しようとすることは、なかなか想定しにくい。

したがって、採択妨害の意図も認め難い。

(ウ) 以上のとおりであり、事実と反する内容の発言を、故意に行つたとまでは解せられない。

もっとも、公に発信される教育長の答弁(読み上げ)の内容については、事実関係を確認した上でなされるべきであり、いかなる理由があれ

ど、江尻氏、藤原部長、長田教育長が、かかる作業を怠り、誤った内容の発言を行ったことは、非難を免れないと、当調査委員会では判断した。

(3) 市議会議員への虚偽説明について

1) 事実に反する説明

江尻課長が、令和元年11月25日頃に、文教子ども委員会のキャスティングボードを握る上原みなみ議員に対し、(2)と同様の事実に反する説明をしたことは、間違いない。

2) 故意に事実に反する説明がなされたか

(ア) 上原議員は、本件に関する陳情は、採択するか打ち切りにするかを迷った事案であること、教育委員会から被害児童との面談について連絡をしたが返事がないとの事情は判断材料のひとつであったと述べる。

そのため、上原議員への説明内容が、陳情の採否において重要であった事は否めない。

上原議員は、令和5年2月15日開催の教育子ども委員会において、「陳情者が仰るように、やはり今までの経緯を見ていると、私に対して陳情の前の説明で、『返事が親御さんからないんです』というようなことを私は直接聞いて、やはりそれは私が陳情を採択するかどうかの判断材料に、どうしてもなったわけです。で、私もすごく迷って、で陳情者にも『返事してないんですか』ってお聞きしたりとかして。やはり公平な立場で判断するという責務がありますので、そこを左右するようなことになりかねたということは、非常に重く受け止めて頂きたいですし、『隠蔽』と言われても仕方がないようなことをしてしまったということなんですね。隠蔽するつもりがなかったということは、それはもう言い訳にしかならなくて。客観的に見て、それは隠蔽ととられても仕方がないことをしてしまったということを重く受け止めてもらいたい」と述べている。つまり、令和5年に至っても、上原議員においては、当時の江尻氏の説明が陳情採択の判断材料となったことを改めて追認し、事実に反する説明は隠蔽と同視し得る重い事実であることを指摘している。

そして、被害児童保護者との連絡を担当していた江尻課長が、被害児

童保護者からの回答があったかどうかを失念したまま、わざわざ議員に誤った事実を報告することは、通常考えにくい。

(イ) しかし、上記の通り、当時教育委員会内の混乱は想像に難くなく、記憶違いの可能性をも否定できず、江尻課長が故意に事実と反する説明をしたことまで認定しうるに十分な根拠資料は存しない。

なお、上原議員は、被害児童保護者から回答があったことを前提とする答弁がなされた令和元年8月23日の委員会、9月20日の委員会にも出席しており、江尻課長の説明が従前の答弁と異なることに、気づくことができる立場にあった。

そして、上原議員によれば、江尻課長から説明を受けた後、文教こども委員会（11月29日）までの間に、被害児童保護者にその真偽を確認できた、その結果、委員会では誤解なく質問や判断ができた、とのことである。

そのため、真に、江尻課長が、上原議員を欺き、採択を妨害するために、故意に事実と異なる説明しようとしたとするのであれば、過去の答弁と異なり、かつ、真偽を容易に確認できる説明内容を選択するか疑問が残るし、その内容の真偽を調査できる時間的余裕のあるタイミングで行うかについても疑問が残るところである。

(ウ) (2)で述べたとおり、江尻課長、藤原部長、長田教育長において、意図的に事実と反する答弁（読み上げ）を準備したとまで認められないのであるから、上原議員に対しても、意図的に事実と反する内容を説明したとまでは認められない。

もっとも、江尻課長が、事実と反する説明をしたことは間違いなく、この点についての非難は免れない。

(4) 謝罪、訂正をしないことについて

1) 被害児童保護者は、(1)、(2)の答弁内容について、議事録の公表、インターネットでの配信により、名誉を棄損された状態が続いており、謝罪、議事録への虚偽答弁をおこなった旨の記載、インターネットに虚偽答弁をおこなった旨の掲載を求め、これをおこなわないことが不当行為であ

ると述べる。

なお、調査委員会からの聞き取りにおいて、被害児童保護者は、特に(2)の答弁が事実と異なることを問題とされていたため、以下、主として、(2)の答弁が事実と異なる事に関し、謝罪、訂正をしていないことが不当行為にあたるかを検討する。

- 2) 現状、教育委員会は、(2)の一部について誤り（2回は回答を受けていたこと。）を認めており、このことについて、委員会において、陳情者、被害児童保護者、議員に対して訂正と謝罪をしている（資料50）。また、被害児童保護者に対しては、謝罪文の送付をおこない（資料54）、藤原部長と江尻課長が直接謝罪を行っている。

なお、被害児童保護者は、

- ① 陳情者、議会、当方に対して書面で上述の事実を認め、謝罪を行なうこと。
- ② 議事録に虚偽答弁を行なった旨を記し、議事録を読む者が事実を正確に理解できるようにすること。
- ③ インターネット録画中継に虚偽答弁を行なった旨を掲載し、中継を見た者が事実を正確に理解できるようにすること。

を求めている。

①については、上記の通り、市教委はすでに謝罪と訂正をしたとしているものの、被害児童保護者においては、あくまでもこれは「2回は返事があったこと」に対する謝罪であって、「4回とも返事があったこと」に対する謝罪ではないことから、謝罪とは見なしていない（6-169）。他方で市教委側においては、この謝罪をもって被害児童保護者に対し誠意ある十分な謝罪を行ったとの立場を崩していない。もちろん、謝罪を受ける立場の側がそれを「謝罪」として受け取らない以上、謝罪する側がこれをもって謝罪は済んだものと判断することは、適当ではないと思われる。

②については、「令和元年文教こども委員会本文 2019-11-29」では、「1：本会議録に関する注意事項」として、「本委員会会議録中、陳情第15号「いじめの事実を真剣に積極的に確認することを求める陳情」に関

する当局の説明及び答弁において、保護者の方にはこれまでに4回御連絡いたしました。が御返事をいただいておりますという趣旨の発言がありますが、12月27日の本委員会において、当局より、この説明及び答弁は誤ったもので、当初2回については保護者の方から御返事をいただいていたとの報告がありました。」との記載がなされている。しかし、この点についても、「4回のうち2回は返事があり、後の2回については議員を通じての返信があったが、市教委においては当時それを返信とは見なさなかった」「この点については被害児童保護者から強い抗議を受けている」など、より事実を正確に表現する答弁内容に訂正するなどの余地はあったものといえる。

③については、その求めている掲載方法が必ずしも明らかではない。すなわち、録画中継の冒頭や答弁の際の映像に、映像やテロップ等で、どの部分が誤りであるかの情報を差し込む方法を求めているのか、あるいは、録画中継のどの箇所が誤りであるという文書や文字をホームページ上に掲示することを求めているのかなど、不明であるが、いずれにしても、現時点まで、教育委員会が、③の対応をしたとは認められない。

すると、改めて、今後、③の対応をおこなうべきかどうかについて検討する必要があるが、令和元年11月29日文教こども委員会の録画の配信はすでに終了している。そうであれば、前者の方法を行おうとすると、わざわざ誤った内容の録画を再配信することとなり適切ではないし、後者の方法は、対象となる録画中継が配信されていない以上、録画中継のどの部分が誤りであるかを掲示する意味があるとは解せられない。

したがって、教育委員会が、③の対応をしてこなかったことは問題であるが、録画配信が終了している現時点においては、③の方法を行うべきとまでは指摘し難い。

- 3) 他方、現状、教育委員会が誤りを認めていない事実(残りの2回は回答を受けていない)については、何らの訂正、謝罪もしていない。

この点、上記の通り((2)2))、残りの2回について、議員を通じてのやりとりでは回答とは看做さない旨の教育委員会の態度は明らかに理不尽である。

教育委員会が、議員を通じてのやりとりは回答とは看做さないとの態度に至ったのも、おそらくは答弁にて咄嗟に出た発言（藤原部長、長田教育長）によるものと解され、慎重に検討した結果とも思われぬ。そして、かかる理屈を維持しているのも、行政の安定性、継続性を誤って理解している教育委員会の体質によるとしか解せられず、ほかにもっともな理由は思い当たらない。そして、被害児童保護者から「それならどうしてその旨を三木議員に伝えなかったか」と詰め寄られても、明確な回答はなされていない（6-169）。そして前述したように、当時教育委員会は三木議員からの回答を承認したため、三木議員がそのままやり取りを続けたという経緯がある。したがって、この点に対する被害児童保護者の不満は十分理解できるところである。

すると、教育委員会としては、残り2回は回答として認めないなどとするのではなく、潔く、誤りを認めて、訂正し、場合によっては謝罪等の名誉回復措置を講じるべきであった。

にもかかわらず、現在まで放置していることは、不当行為と評価できる。

なお、名誉回復措置を命ずる判決においては、名誉回復措置を講じてこなかったことを、慰謝料の加算理由とするものもあることを付言する。

3. 素案提示後における当調査委員会の再評価

上記は、上記委員会の見解を記した素案の段階での判断であり、素案提出後、重ねて被害児童保護者より、証拠資料が提出された上で、以下の申し出があった。

「長田教育長は自身と被害児童の1対1で面談をしたいと述べている。教育長がいじめ被害者に1対1で会うことは、数年間の任期中に一度あるかないかといった程度のきわめて稀なことである」、「このように特別扱っている案件とそれ以外の案件とでは、意識や記憶の程度は同じではなかったはずである。従って、教育長は多くの案件を扱っているのに、いちいち覚えていないと言ったことは詭弁である」、「さらに、このように教育長が特別扱っている案件であることから、当然ながら藤原部長も特別扱いし

ていたはずである」、「よって、被害者の父親が4回の連絡をすべて無視したといった長田教育長の答弁は、江尻課長の答弁書を虚偽だと知らずに読んだのではない。強い意志を持って虚偽答弁を行ない、陳情を『審査打ち切り』、あるいは『不採択』となるように組織的に計画し実行したのである」。

そしてその上で、「令和元年11月29日文教こども委員会」のために教育委員会が作成した「Q & A・想定問答」（資料86）等を提出し、「長田教育長が江尻課長の書いた答弁書原稿を虚偽と知らず読んだだけである。藤原部長も江尻課長の書いた答弁書が虚偽であることを認識していなかったと説明していたことは明らかに詭弁である」と主張し、当調査委員会に再度の調査を求められている。

そこで当調査委員会は、素案提出後被害児童保護者側から改めて追加提出された資料に基づき、以下で判断を行うこととする。

(1) 証拠資料 86

(ア) 被害児童の保護者が「Q & A・想定問答」として示す資料86は、「 小学校事案について」と題する児童生徒課作成の文書であり、令和元年11月29日文教こども委員会において、市教委が「教育委員会としていじめがあったということをきっちりと判断をするために」「ご本人に直接お会いして面談させていただくか、またはそれが難しいならば、書面等を提出いただけないかと考えており、引き続き、お願いしてまいります」（4ページ）との答弁を行うことを想定して作成したものである。

そして、同資料の7ページには、「(1) 教育長は前回の文教こども委員会において、父親と会うと言っていたのではないか。」との想定質問に対し、「父親と会うとは申し上げていない。」（9月20日の文教こども委員会での答弁）と記しながらも、「三木委員より、父親がG2教育委員や当時の担任の同席がなくても、教育長との面談の意思がある旨を伺ったので、教育長は『事務局から御連絡をとらせていただいて、確認をさせていただきたい』と申し上げた。」（同）と、市教委からの被害児童面談の打診に対し、三木委員を通じ父親からの回答があった旨の記載をしている。そうで

ありながら、同じページには「○今後の対応」として、「これまでも、9月26日も含めて、これまでに4回（平成31年4月18日、令和元年8月9日、同年8月21日、同年9月26日）連絡したが、返事を頂いていない」とする、整合性のない文章が併記されていることがうかがえる。

さらに同じ資料の9ページ目にも、「3. 息子との面談」「(4) 本人が書いた文書を父親が持ってきた場合、父親に会うのか」との質問があった場合を想定した答弁として、「父親が文書を持ってこられた場合には、教育委員会としてしかるべき立場の者が対応させて頂きたい」と記されているが、その際の「(参考)」として、「平成31年4月24日：文教こども委員会 藤原学校教育部長答弁」が記されており、「4月11日に保護者の方に電話連絡をし、18日に文書で、被害児童本人から詳細を聞かせていただきたい、一度お会いさせて頂きたいといった旨の文書をお送りした。それを受けて、保護者より要望をいただいております、既に教育委員会が保有している文書の中でいじめが報告されているものがあるはずで、今さら検証の必要はないということ、また、関係者への聞き取りは難しいと言っていたが、現在でも（当時の教員らへの聞き取りが）可能ではないかということ、これらの理由により、被害本人からの聞き取りは不要であると言われております。それを受け、我々として、どのような対応ができるのか、保護者のご要望も踏まえて、内部でもう少し検討していきたいと考えています。」との内容が記載されている。

また、同10ページには、「令和元年9月20日：文教こども委員長田教育長 答弁」として、前記7ページに書かれていた内容と同じ

「（被害児童の父親が、G2教育委員や当時の担任が不在でも、長田教育長と面談をするという意味を示されている、という三木委員からの発言を受けて）その話は初めて伺ったので、事務局より先方に連絡をとり確認させていただきたい。」との旨が記載されていることが分かる。

(ウ) 確かに、このような事実を踏まえると、令和元年11月29日の文教こども委員会において、長田教育長と藤原部長両名が、4回連絡したが保護者から直接の返事を受取っていないと回答したことについて、「この資料を手元に持って答弁しておきながら、8月、9月の自身の答弁を忘れてい

た。他にも案件が多いので、いちいち覚えていないなどと言うことは通用しない」との被害児童保護者の指摘には、一理あるとも考えられよう。

(2) 証拠資料 87

(ア) 被害児童保護者は、「当資料は、資料 86 と一緒に、公文書開示請求（資料 85）により入手したものである。『調査報告書（素案）』174 頁、『3』故意に事実と異なる答弁をしたものか』に関して、故意であったことを証明する資料である。」とし、資料 87 として「陳情 15 号 いじめの事実を『真剣に、積極的に』確認することを求める陳情」と題する資料を当調査委員会に提出した。

その趣旨としては、以下の通りだとする。

「資料 87 には、市教委が発信した 4 種類の文書（資料 49-1-2、資料 49-9-2、資料 49-12-2、資料 49-13）は添付されているが、被害者父からの返信の文書（資料 49-4-2、資料 49-10-2、）が削除されている。そして、同資料 2 頁目、下から 4 行～3 行「保護者の方には、その旨をこれまでに 4 回（平成 31 年 4 月 18 日、令和元年 8 月 9 日、同年 8 月 21 日、同年 9 月 26 日）、ご連絡したが、ご返事をいただいていない。」と書かれている。被害者父からの返信の文書が削除されていることは、非常に不自然である。」

『『素案』174 頁、13～15 行目では、『この点、江尻氏は、調査委員会の調査において「自分の中でなかったという印象が強かったので多分そう書いてしまったのだと思う」と説明している。』とある。この説明内容だけでは、江尻課長の勘違いを否定することはできないかもしれない。しかし、資料 87 は戸田係長も参加しての対策会議である。被害者側の返事がないと同人までも揃って勘違いすることは考えられない。」

「そのためこの資料は、江尻課長一人の勘違いだけで、ここまで作成されたと考えるのは不可能である。被害者の親があたかもモンスターペアレンツで、非常識な親であるといった印象を議員に植え付け、欺くために用意周到に作られたものと考えべきである。」

「つまり、江尻課長一人の勘違いではなく、組織的に画策したものである。」

「加えて、資料 86 の存在から、長田教育長、藤原部長も認識していたことが裏付けられている。」

- (イ) 同資料には、「2. 陳情に対する方針について」として、これまでの通り、いじめの認定には本人との直接面談か書面等の提出が必要である旨が書かれており、その末尾に「保護者の方には、その旨をこれまでに 4 回（平成 31 年 4 月 18 日、令和元年 8 月 9 日、同年 8 月 21 日、同年 9 月 26 日）、ご連絡したが、ご返事をいただいていない。」「今後も、引き続き、私どもを取り巻く状況を十分踏まえて、真摯かつ誠実な姿勢で適切に判断をしていきたいと考えている」との記載がなされている。

そして確かに、被害児童保護者が指摘する通り、同文書には、市教委が保護者宛に送った各平成 31 年 4 月 18 日、令和元年 8 月 9 日、同年 8 月 21 日、同年 9 月 26 日付の通知文書が添えられている一方で、保護者から市教委に送信した返信文書（2 通）は添えられていないことが分かる。

ただし、8 月 21 日付の通知文書は「8 月 13 日付け文書に対する回答について」との表題が付されており、「8 月 13 日付けでいただいた文書の内容について検討させて頂きました」として、G3 教諭及び G5 委員が面談に同席する理由は見当たらない旨の返答が記されている。

陳情に対する方針を決定する会議の資料の参考資料として、このような通知文書を添付しているのであれば、当然、8 月 13 日付の保護者からのメール文書も併せて添付することが一般的であるところ、それがなされていないことは奇異に見える。

また、9 月 26 日付のメールにも、三木議員から「教育長と面談しても良い」旨の回答を受けた旨が記載されているのであり、やはり「ご返事をいただいていない」という記載は、明らかに事実を反することを裏付けるものであることが分かる。

(3) 証拠資料 88

- (ア) 被害児童保護者は、上記資料 86 及び 87 について、公文書公開請求を行い、令和 5 年 2 月 6 日に市教委から「任意提供」されている。そこ

で、同保護者は同年 2 月 10 日に「それぞれの資料の作成者の所属・役職」、それを使った「会議の参加者全員の所属・役職」について問い合わせをし、市教委から同年 2 月 13 日付メールにて「作成者は神戸市教育委員会事務局学校教育部児童生徒課です」との回答を受けた。この一連のやりとりがなされたメール文書が、資料 88 として当調査委員会に提出された。

上記 2 月 13 日付メールにおいて、市教委は「児童生徒課所管の市会案件に関する勉強会」の参加者として、以下の名前を挙げている。

教育長・長田淳

教育次長・後藤徹也

教育次長・住谷照雄

学校教育部長・藤原正幸

学校教育部児童生徒課・江尻勝也

なお、この資料 86 及び 87 については、令和元年 11 月 29 日文教子ども委員会の答弁原稿とともに、令和 5 年 2 月 16 日に至り、当調査委員会にも市教委から提供された。

- (イ) この「4 回の連絡に対し、ご返事をいただいております」とする答弁について、当調査委員会に提供された資料を確認すると、令和元年 12 月 25 日神教委第 989 号「12 月 24 日の文書に対する回答について」(6-175) とする市教委からの通知が存在している。同通知は、長田教育長より「直近 2 回の連絡には、ご返事をいただいておりますでしたが、当初 2 回につきましては、ご返事をいただいております。」「また、上原議員をはじめ文教子ども委員会の皆様に対しましても、江尻児童生徒課長が同様に誤った説明をしておりました」、「十分な確認をしないまま説明及び答弁を行い、ご迷惑をお掛けいたしましたことにつきまして深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。」と謝罪する文書を発出していることを示している。

- (ウ) さらにこれに関連して、「12 月 25 日の A₂ 氏との電話のやりとり」と

題する、江尻氏作成の報告文書（6-187）があり、そこには以下のようなやり取りが記されている。

A₂：当初 2 回に対して返事があったことは知っていたのか。

→江尻：4 月 19 日及び 8 月 13 日に返事があったことはその当時、知っていた。

A₂：では、なぜ 1 回も返事がないとなるのか。

→江尻：私が答弁書を作成したが、返事を頂いていたことを十分に確認しないで、作成してしまったことが原因である。

A₂：十分に確認しないとはどういうことか。

→江尻：失念していたと言わざるを得ない。申し訳ない。

A₂：直近 2 回も三木議員を通じて返事をいただいていたのだから、文書を修正すべきだ。

→江尻：確かに三木議員とはやりとりをしていたが、返事を頂いたと言えるものであったかはわからなかったので、返事を頂いたとは認識していない。また、A₂様から、三木議員を代理人にするとも聞いていないので、これまでも、A₂様に直接、連絡させていただいた。

(エ) 次に本件に関連しては、令和 2 年 1 月 21 日に [] で藤原部長と江尻課長が行った「 [] 小学校事案に係る保護者との面談要旨」(6-168) とする文書が存在している。

そこでは、市教委の両名が「11 月 29 日の文教子ども委員会において、誤った答弁をしたことを謝罪した」とし、改めて、4 回のうち 2 回は返事があったことを認めた上で、「お返事をいただいております」について、藤原部長が「江尻が作成したものを私が確認し答弁しているが、確認が十分ではなかった。申し訳ない」としたものの、後の 2 回については「三木議員から話は頂いたが、A₂様からは、直接、お返事を頂いていない」との回答をしたことで、謝罪が受け入れられなかった様子が記されている。

また、そこでの会話を逐語文字起こした資料（6-169）には、以下のやり取りが認められる。

藤原学校教育部長 4回出させていただいて、後半の2回について、お返事がなかったというふうなことでございます。

(略)

藤原学校教育部長 議会では、三木議員からそういった御質問もあったんですけども、正確ではないんですけども、それについては直接、A₂様からご返事をいただいておりますのでということ。

(略)

A₂氏 いや、だから、三木議員にどうしてそれを伝えないわけですか。三木議員が伝えましたよね、私の3回目、4回目の返事について。そのときに、A₂から直接聞かなければ、申しわけないが、三木議員からの返事については、返事としては教育委員会としては受けとめられないと、どうして言わないんですか、そこで。そうしたら、三木議員が私に連絡をできて、A₂さん、改めて教育委員会に直接返事してもらえますかということができたわけですね。どうなんですか。三木議員の返事を受け取ったということは、受け取ったということですよ。

(略)

A₂氏 (略) 事実は認めない謝罪は、謝罪ではない。

藤原学校教育部長 事実というのは、4回のうち2回、しっかり確認せずに答弁していること。

A₂氏 三木議員からは連絡を受けたというのは、ちゃんと明記しなさいよ。

藤原学校教育部長 それについては、上司とも確認して、また改めてお伝えさせていただきます。よろしいですか。

この内容は、当調査委員会による聞き取りにおいて江尻氏がわれわれに説明した内容とまったく同じであり、長田教育長及び藤原部長に対する聞き取りでの説明とも矛盾するものではなく、市教委においてはあくまでも、当時から現在に至るまでこのような認識であるとの主張を崩し

ていないことが分かる。

これらの市教委の主張に対し、被害児童保護者側は、上記資料を踏まえた上で、決してこれは江尻課長一人の勘違いではなく、組織的に画策したものであるとしており、素案において当調査委員会が示した「故意に事実と異なる答弁をしたものか」との判断について再考するよう求めているため、以下に当調査委員会の判断を示す。

(4) 当調査委員会の判断

確かに、市教委の上層部が出席し、「児童生徒課所管の市会案件に関する勉強会」の資料として用いられた資料中に明らかな齟齬（保護者からの返答があったことを認識しつつも、「ご返事をいただいていない」としている点）が存在しているにもかかわらず、それらが今日に至るまで特に問題視されていなかったとすることは、不自然であるとみるべきであろう。

思うに、上記資料中に記載されている「三木委員を通じての回答」と「市教委の申し出に対する保護者からの要望」という内容と、「4回返事を頂いていない」との表現との不整合を埋めるとすれば、《》内のような文章を挿入しなければならないであろう。

「4月18日に文書で、被害児童本人から詳細を聞かせていただきたい、一度お会いさせて頂きたいとって旨の文書をお送りしたところ、父親より『市教委保有の文書を検討したり、当時の教員からの聞き取りをすれば足りるので、本人との面談は必要ない』との返答（資料49-4-2）があり、さらにその後も続けられた市教委の要望に対しては、三木議員が9月20日の文教こども委員会において『父親が教育長と面談する意思を持っている』と伝えてきた。」《このように、市教委からの4度の要望に対し、先方からは2度メールでの返答があり、その後の2度は三木議員を通じての返答があったものの、いずれもこちらの提案に対する前向きな》
「返事を頂いていない」。

そして、仮にそうだとすれば、令和元年11月29日文教こども委員会において行われた「これまでに4回連絡したが、返事を頂いていない」

という答弁は明らかに事実と反したものであり、聞く者をして誤解を生じさせるものであることを否定することは困難である。

そして、教育長、教育次長 2 名、藤原部長、江尻課長が出席して行われた勉強会において起案されたと考えられる答弁原稿が、単に「保護者の方には、その旨をこれまでに 4 回、ご連絡いたしました。ご返事をいただいております。」との文言にとどまったことを、単なる「失念」という言葉で説明することは、確かに困難であるように思われる。恐らく、以下でも詳述するように、「いじめ認定に関して、積年の諍いを終息させるために市教委側が出した条件に対し、なお保護者は難癖をつけてきて吞もうとしない」という状況に対する市教委側の不満が、このような文言に置き換わってしまったものと想像できる。しかしながら、それを「保護者を貶める目的で」「意図的に」「強い意志をもって」行ったのかということについては、当調査委員会においてそれを積極的に認定できるほどの確信を持つことができないということもまた、事実である。

保護者はこの「4 回の連絡いずれにも返事がない」という答弁を「陳情 15 号の採択を妨害するための行為」とであると断じているが、当調査委員会における長田教育長の聞き取りにおいて、われわれがこの保護者の主張についての意見を求めた際、長田教育長は即座にそれを否定し、以下のように話している。

「(江尻課長は) そういうふうに思い込んで私にも説明したし、当時の文教子ども委員会の委員にも同じ説明をして回ったんだと思います。私が指示をしたことは、一切ありません。先ほども申し上げましたように、その陳情が採択されようが、されまいが、私はそのまま放置しておくということは出来ないと思っていましたから、何らかの補充・補足の調査が必要で、それが万が一無理であれば、『第三者の方々に調査をお願いせざるを得ない』ということは、その陳情が採択される前に自分自身の中で決めておりましたので。一切そのような妨害とか、指示なんかはやっておりません。」(ただし長田教育長は、令和 5 年 2 月 15 日開催の教育子ども委員会での上原みなみ委員からの「もし令和元年の陳情が採択されなかったとしても、教育委員会としては調査委員会を立ち上げる、第三者委員会を立

ち上げて調査を行う方針であったか」との質問に対して、「調査委員会を設置するかどうかというのは、その後の話し合いなり、あるいは当時の文教子ども委員会でのご意見を踏まえて、先方とお話をさせて頂いて、調査委員会の設置に至ったものであります。だから、採択されたから即、調査委員会を設立するというふうに決めていたわけではありません」と、聞き取りでの発言とは若干異なるニュアンスで答弁している。）

当時、長田教育長は、後述する「組織改革」の一環として、本件におけるいじめの有無について「いつまでも判断をせずに過ごすというわけにはいかない」と考えており、そのための「何らかの補充・補足」をもっていじめを認定する方向で動いており、その「補充・補足」の手段として被害児童本人からの直接の聞き取り、または本人が書いたものを想定していたものの、その手段を拒否された場合の次善の策として第三者による調査を含む、何らかの対応を行うことも視野に入れていたと考えることができる。これはつまり、「被害児童の保護者から、本人の聞き取りや文書の提出を拒まれている」という状況を把握した上で出てきた考えであると思われるが、この「保護者による拒否」が当時の市教委からの4度の申し出に対する保護者からの「返事」として認識されていたのか、「無視（返事してもらっていないこと）」として認識されていたのかについては、明言されていない。しかしながら、少なくとも現在もなお、教育長においては、当時の認識があくまでも「江尻課長からの誤った説明」によって形成されていたと考えていることは明らかであり、資料86及び87をもってしても、このような当時の教育長の認識を積極的に否定するほどの根拠とすることは、なお困難であると思われる。

そもそも、それらの資料の存在は、市教委内部で陳情に対する対策会議が開かれた事実を裏付けるものではあるが、その会議がその陳情分だけの単独会議であったのか、どれだけの時間をかけて行われたのか、参加者全員が資料を熟読したのか、要点だけが読み上げられたのかなど、明らかではない。

この点、令和5年2月15日開催の教育子ども委員会において、味口としゆき委員が当該勉強会資料における矛盾する記載内容について指摘し、

「この文章をもっていながら、そういう答弁となったのは隠蔽としか言いようがない。いかがですか。」と質問したのに対し、高田局長は「『ここを答える（答弁する）』というところを、『ここを読み上げる』というところは、当然見ながら読み上げるわけでございますけども、参考資料として付いているものについて、なかなかその場で、そこまで思いが至らないということも、ないことではないのかなというふうに思います」と、答弁者が参考資料までしっかりと目を通していないこともあり得る旨答弁しているところである。

加えて、この資料は素案提出後の令和5年2月16日になって突然示されたものであり、このような対策会議があったことも、その対策会議でこのような資料が作成・供覧されていたことも、当調査委員会は不知であったため、これまでの市教委関係者に対する聞き取りにおいて、その内容について質問することが一切できなかつたものであるが、恐らく上記高田局長の答弁が市教委における公式見解であると考えられる以上、当調査委員会においては、推測の域を超えてそれを否定できるだけの材料は有していない。

ところで、これまでに検討してきたように、江尻氏は4回の連絡に対する保護者からの2度の返信に対しては、あくまでも「失念していた」と主張し、後の2回の三木議員を通しての返答については「あくまでも本人からの返事でない以上、返事とは見なさない」との姿勢を崩していない。そして、この最初の2度の返信を「失念していた」理由として、江尻氏は当調査委員会の聞き取りにおいて、当時の心情を交え、「(当時保護者と)何度かコンタクトはとっているのですけれども、こちらからの一方通行になっていて。」「我々の気持ちが、なんで受け入れてもらえないかなと」などと述べている。

この点については、令和元年11月29日開催の文教こども委員会において、長田教育長が、「私自身も、どうしてこの話がもうひとつ前へ進んでいかないのか、私自身非常に残念ですし、理解が少し、私自身すっと落ちないというところがあるということは率直に申し上げたいと思います」(発言153)と、市教委がいじめの認定のために一歩進めた対応をしよう

と提案したのに、保護者にすんなりと受け入れられないことに対し理解ができない旨のニュアンスを述べていることが分かる。

ところで江尻氏は、当調査委員会の聞き取りにおいて、当時の市教委が「本人の気持ちを聞くことができれば、いじめを認定しても良い」と方針を大転換した理由として、2020年に起きた垂水区のいじめ自死事案が大きなきっかけとなったことや、現在は「本人がいじめられていると感じるのであれば、いじめである」とされてきていることなどを挙げ、「今の長田教育長を中心に、教育委員会の体制を変えていかなければならない」との考えになってきていたことを挙げている。

上記の経緯からは、市教委が組織の改革を決意し、その一環として「被害児童及びその保護者の利益となるよう」「いじめを認める方向」に大きく舵を切ったものの、当の保護者からの協力が得られないという状況に陥ったことに、ある程度の不満感を有していたことが見て取れる。

ところで、被害児童保護者が「返事をした」とする2通の文書は、先に認定した通り、神戸市教委宛ではなく、いずれも「神戸市長 久元喜造様」宛のものになっている。そして2019年4月19日付の文書は「2005年～06年 小学校におけるいじめ事件に関する市教委の対応について、これ以降隠蔽を続けることを中止させることを求める要望」（資料49-4-2）とされており、その内容としては、本人の聞き取り調査の必要性が全く理解できない旨が記されており、同年8月13日付のものは「神教委児第503号（令和元年8月9日付）の回答」（資料49-10-2）と題され、G2校長とG3教諭、G5教育委員3名の立ち合いを条件としての本人との面談を条件とする旨が記されているが、いずれも本件に対する神戸市教委の姿勢に苦言を呈する文章が記載されている。ここで被害児童保護者としては、前者において「被害者本人への聞き取りは必要ない」としたものの、重ねての市教委からの要望に対して譲歩し、後者の通知において当時の関係者3名の立ち合いを条件として応じる旨返答しているものである。

そして上記令和元年11月29日の文教子ども委員会において、陳情者が「G5教育委員（当時の教頭）とG3教諭（当時の担任）に、教育委員会

保有の資料と突合して、いじめの事実を『真剣に、積極的に』確認したうえで、その結果を明らかにすることを求める」、あるいは「G5 教育委員と G3 教諭を参考人として招致し、議会で教育委員会保有の資料が事実か否か問いただすことを求める」ことを内容とした陳情 15 号について審議した際に、同陳情の採択に回るようになった三木委員、味口委員、小林委員、上原委員が、いずれも G3 教諭と G5 教頭（当時）と被害者本人、保護者とが会って話をするべきではないかと意見を述べたものの、市教委は「兩人に会ってもこれまでの『判断できなかった』との判断は変わらない」との理由で、頑なにそれを拒否する姿勢を示し、「本人との面談、あるいは書面の提出」にこだわっていることが分かる。

これらのやり取りを見るに、被害児童の父親は教育長と本人との面談の実現に向けて妥協案（条件）を出してきたものの、市教委においてはその条件を呑むつもりは一切なかったことから、あくまでも「父親は本人との面談を頑なに拒絶している」「話が進まないのは父親の姿勢のせいである」との認識で固定されていたことが分かる。

そのため、江尻氏においては、市教委からの真摯な申し出に対して「一方通行」「受け入れられない」という思いを強く持ち、それが「返事がない」という誤った事実置き換えられたものであろう。そして、書類をチェックする立場にある藤原部長においても、江尻氏と同様に、「前向きな返事を一切受取ることができていない」＝ゼロ回答との認識の下で、安易に「いずれも返事をいただいていない」との表現を追認したものと考えられる。そして長田教育長においても、答弁原稿の作成を担当する兩人からのそのような説明を受けた上で、同旨の答弁原稿が用意されていたことから、そのまま「4 回とも返事を頂けていない」との答弁を安易に行ったことが推測される。

そして令和 5 年 2 月 15 日開催の教育子ども委員会において、味口委員が当素案記載の「三者が三者とも過去の答弁内容について記憶から抜け落ちたとすることは奇異に感じざるを得ない」との指摘に言及し、この点について見解を尋ねたところ、長田教育長は、「まあ確かに仰ってるようにですね、どうしてそういう確認ミスというか、確認不足が起こったのか、

これにつきましては、非常に申し訳ありませんけど、私自身もいまだに腑に落ちないところがございます。もちろん、これ皆で示し合わせてこういうことをやったということは決してないわけですが、『返事をいただいている』という説明・報告を受けて、私はそのまま、担当課が作った答弁用紙を、この場で説明を、読み上げをさせて頂いた」「そういう意味で、味口委員が非常に『なぜだろう』というのは、確かになかなか腑に落ちないということは、分かるところもあるところがございますけども、いずれにしても、私自身も答弁しております中で、4回のお問い合わせの話と、前の答弁とがですね、そういったことも含めて、すべてきっちりとつなぎ合わせているわけでもございません」との見解を、改めて述べているところである。

このように、長田教育長が現在に至るまで「腑に落ちない」ことを自ら認めているものを、被害児童保護者はもとより、他の議員もすんなりと受け入れることができないことは当然であろう。

しかしながら、当調査委員会が上記で示した「ゼロ回答」という認識であったという解釈を否定するだけの資料が他に存在しておらず、委員らの厳しい追及を受けてもなお、市教委は「確認不足」「失念」「抜け落ちていた」などの姿勢を崩さないことから考慮しても、これまでに述べてきた通り、殊更この「ご返事をいただいております。」という言葉をとらえ、「強い意志を持って虚偽答弁を行ない、陳情を『審査打ち切り』、あるいは『不採択』となるように組織的に計画し実行した」とまで評価することはなお困難であると、当調査委員会は判断する。

なお、被害児童保護者は、当時メール連絡を担当していた戸田係長までも含んだ全員が「失念していた」と考えるのは不自然であり、少なくとも被害児童保護者と直接やり取りをしていた戸田係長が、そこでのやり取りを「失念する」ことは考えられないとする。

確かに、戸田氏は2019年4月18日付で「お願いについて（神戸市教育委員会）」と題するメール（資料49-1-1）を被害児童保護者宛に送付し、同メールに平成31年4月18日付江尻課長名（ただし担当者名は戸田氏）の「御子息の 小学校在学時における事実関係の確認について

(お願い)」(神教児第 56 号)」とする文書(資料 49-1-2)を添付している。これに対する被害児童保護者からの返信は江尻課長宛になっており、同日付で「貴殿名の文書を受信しましたが、具体的内容が皆無です」「先週依頼し了承され、今週 15 日期限だった文書を、本日中に至急返送してください」(資料 49-2)、「本日中に文書送信できないのであれば、戸田さんからではなく、直接江尻課長自身が、17:45 以降に私に電話を入れてください。」(資料 49-3)などと記載されている。そして、これに対する返信メールなどは当調査委員会に提出されていないことから、この時には電話での対応をしたものと推測される。

その後被害児童保護者は、2019 年 4 月 22 日付で「添付文書を市長宛に、4 月 19 日付で郵送しました」(49-4-1)とし、久元喜造市長宛の「2005 年～06 年 [] 小学校におけるいじめ事件に関する市教委の対応について、これ以上隠蔽を続けることを中止させることを求める要望」(49-4-2)と題する、「被害者本人への聞き取りは必要ないと考えますので、江尻課長名の依頼はお断りします。」旨記載された文書を添付している。

そして、本件に対する次のやり取りは 2019 年 8 月 7 日付メールになっており、被害児童保護者からの「長田教育長宛メール」と題するもので、8 月 1 日の文教こども委員会において長田教育長が「連絡する」と答弁した事実を適示した上で、同日時点で何らの連絡がないことに苦言を呈し、送付を催促する内容が記されている(49-5, 6, 7)。これに対し、8 月 8 日付で戸田係長が「メール拝受いたしました。後日改めてご連絡させていただきます。」(49-8)と返信している。そして、戸田係長において 8 月 9 日付で「4 月 19 日付で頂戴した文書につきまして、教育委員会事務局より添付のとおり回答させていただきます。」とし、「回答にあたりましては、過去の資料を再度読み返し、G5 委員からも当時の状況をあらためて聞いておりました。」「上記の調査結果をもとに、教育委員会事務局内部で回答案を検討するのに時間を要しました。」とのメールを送信しており、これには長田教育長名での「御子息の [] 小学校における事実関係の確認について(お願い)」(神教児第 503 号)とする文書(ただし担当者名は

戸田氏)が添付されている。これに対して被害児童保護者は、8月14日付で「神教児第503号の回答」(49-10-1)のメールを長田教育長宛に返信し、久元喜造市長宛の「神教児第503号(令和元年8月9日付)の回答」と題する、G5、G3、G2の3名の立ち合いを条件として、長田教育長との面談を了承する旨の文書(49-10-2)を添付している。そして、これに対しては戸田係長名で、「8月13日付けで頂戴した文書について、現在回答を作成しているところでございます。」旨の返信を行っている(49-11)。その後戸田係長は、8月21日付で「8月13日付けで頂戴した文書への回答について」とするメール(49-12-1)を送信し、長田教育長名での「8月13日付け文書に対する回答について」(神教児第539号)と題する、改めて御子息に直接会うか、書面の提出をお願いする文書(49-12-2)を添付している(担当者名は戸田係長)。

そして9月26日に至ると、今度は江尻課長名で、三木議員を通じて、被害児童保護者が「G5やG3の同席がなくても、教育長と面談してほしい」と伺った旨のメール(49-13)が送信されていることが分かる。

上記の戸田係長と被害児童保護者とのやり取りにおいては、たびたび被害児童保護者から送信メールに対する受領の連絡を催促されたり、メールの内容に苦言が呈されるなど、印象に残るようなやり取りが多くなされていることが分かる。したがって、被害児童保護者が指摘するように、直接のやり取りを行っていた戸田係長までもが当時、市教委からの「御子息との面談か手紙を」との申し出に対して、被害児童保護者から「返事を頂いていない」との認識であったとは考えにくい。

しかしながら、当時戸田係長は議会答弁に関する会議には参加しておらず、藤原部長や長田教育長の議会答弁の内容を当然に知る立場にあったと断定することはできないことから、市教委からの「返事を頂いていない」との答弁に対し、直ちにその間違いを指摘する立場にあったとみることはできない。

なお、当調査委員会における江尻氏に対する聞き取りでは、委員が当時戸田氏の名前でメールを送っていた旨を指摘すると、江尻氏は「あくまでも送信者として戸田に任せただけで。文書を作るたびには私と戸田

できちんと話をしている。もしくは、必要があれば部長に見てもらって返しているということがほとんどで、戸田が一人で文書を作って送っているということは一度もなかったと思うのですけれども」と、当時戸田氏はあくまでもメールの作成を担当しただけであり、メール文については江尻氏が部長の意思決定によって行っている旨を強調している。このように、戸田氏はメールの中身について自ら意思決定をできる立場にあったものではなく、あくまでも実質的なメールのやり取りの主体は藤原部長もしくは江尻氏であったとされているのであれば、当時藤原部長や江尻氏が「返事を頂いていない」との見解を貫いていることに対し、戸田氏において何らかの疑問を持つことはあったかもしれないが、それに積極的に異議を唱えたり、訂正を求める立場にあったものとは言い難いものと思料する。

ただし、この点について補足すると、そもそも当調査委員会が発足するきっかけとなった令和元年「陳情 15号」の陳情内容は、上記にも示した通り、G5 教頭と G3 教諭に、教育委員会保有の資料と突合して、いじめの事実を「真剣に、積極的に」確認すること、ないし、上記兩名を議会に参考人招致し、市教委保有の資料が事実か否かを問い質すことであったところ、さらに令和 2 年 1 月 9 日付「陳情 15号採択に関する要望」において、陳情者は G1 校長その他関係者全員を加えて事実確認を行う旨を要望し、結果に納得できない場合や上記が速やかに実施されない場合には、改善の策として、「その時は市長による中立公正な第三者による調査を行ない、調査結果に基づいた適切な対応を求めます」との要望が出されるに至ったものである。

それまで市教委では、すでに「何らかの補充・補足」をもっていじめを認定する方向で動いていたのであり、そのような事情に鑑みると、いじめの事実を「真剣に、積極的に」確認すべしとの要望に対しては、組織的に画策して虚偽答弁を行ってまでも、それを不採択に持ち込まなければならぬほどの事情は存在していなかったものとみることにもできる。

ただし、上記陳情の採択に至るまで、市教委においては、「当初より学校がいじめを認めていた」ことを証するとされる各書面を当事者に示した上で、改めていじめ認定に関する見解を撤回せよとの被害児童保護者から

の要求に対しては、頑なに応じない姿勢を示していたことは明らかである。そして、自ら、あるいは当時の学校関係者をもってして誤りを認めることは依然として拒否するものの、「第三者委員会によってそれを改めさせる」ことは受け容れようとする姿勢に転じていったことが見て取れる。

すなわち、本件陳情採択後、令和2年1月21日に[]で行われた藤原部長及び江尻氏との面談において、陳情15号への対応として、藤原部長が、「市長部局である企画調整局とも調整し、市長にも確認し、教育長にも諮った上でのご提案であるが、今回の調査は、教育委員会が第三者による調査を実施する。第三者の選任は陳情者やA₂氏の意向を踏まえ、メンバーの半数は陳情者やA₂氏が承認又は推薦した者とするを考えているがどうか」(6-168;1)と申し向けたことから、当調査委員会の発足が具体化したものであるが、同面談の中で、A₂氏より「第三者委員会の前にG2やG3に聞き取りをすることが先である」旨の主張がなされ

(6-169;48)、同人らがいじめを認定していたと認めれば第三者委員会は必要ない旨を申し立てたことを受け、翌日である22日に藤原・江尻名で「教育委員会内で検討した結果、教育委員会において、現在、保有する資料をもとに、当時の関係者に対して、聞き取りを行ってまいります。」「調査には時間を要し、令和2年1月末日までに調査を終了することは困難と考えております。」「当時の関係者は、1月21日の面談時に氏名が挙がっていたG1校長、G5校長(現教育委員)、G2教頭、G3教諭、G4教諭、森本委員長、竹下部長、林部長、原部長を考えております」とのメールを发出していることが分かる(6-28)。これに対してA₂は、「(上記)のメールは、要望事項1と2は拒否、第三者委員会の立ち上げ宣言と解釈しました。」「今月中に関係者に確認するには、10日間もあり、十分な時間で」す。」「困難ではなく、やる気がないだけです。」と返信し、さらに翌日23日には、「ところで、ここまでの第三者委を開く意味が本当にあるのでしょうか。…G2元教頭、G3教諭いずれか一人に確認すれば、事実がはっきりすることです。」(6-31)とのメールを送信し、これに対して市教委側は、同日付で「以上(のやり取り)を踏まえて、第三者による調査ではなく、…教育委員会において、現在保有する資料をもとに、当時の関係者に

対して、聞き取りをおこなっていくこととしております。」(6-32)と返信している。

その後市教委・保護者双方で何度かのメールでのやり取りを行った後、2月5日付で、市教委は上記の聞き取り調査の報告として、令和2年1月27日にG2元教頭とG3教諭に聞き取りを行った結果として、「子供達の生活や遊びの中において、対象児童と関係児童との間で加害者と被害者が入れ替わりながら、ふざけて行われたという認識であり、いじめとは認識していなかった」(6-45)との、従前どおりの報告を行った。これに対してA₂は、翌6日付で「採択された陳情・要望書では、資料と突合して確認することを明記しておりましたが、結局、資料との突合は最後まで拒否するということですね。」と返信し、第三者委員会での調査に移行する旨が通達されている(6-46)。

この点については、令和2年1月27日の両人の聞き取りのために用意した「G2前教頭・G3先生への質問」とする資料(6-165)が存在しており、そこには被害児童保護者が陳情や市教委関係者との面談において、陳情15号記載の以下の事実を、各記載資料と突き合わせて確認すべしと求める内容が細かく記載されている。

- ① 被害者がいじめ被害を訴えた(竹 資料3、竹 資料8)
- ② 加害者がいじめた事実を認めた(陳 資料17)
- ③ 周りの生徒が、アンケートや聞き取り調査でいじめの事実を述べた(竹 資料2、竹 資料3、竹 資料4)
- ④ 教師がいじめの事実を認識した(竹 資料2、竹 資料3、竹 資料4、竹 資料19)
- ⑤ 学年集会で学校からいじめの事実が説明された(陳 資料20)
- ⑥ 学校が教育委員会にいじめの報告をした(竹 資料7、竹 資料8、竹 資料15、竹 資料16)

しかしながら、実際に令和2年1月27日に行った聞き取り内容に関する市教委内部での報告文書(「G2元教頭及びG3元担任教諭への聞き取り

について」6-164)には、「資料18(3月6日に校長・教頭・担任と保護者・対象児童の面談記録)など、保護者とともに、対象児童が面談に参加することはあったが、関係児童から聞いた内容を確認することはなかった」。「資料2(2月14日に校長・教頭・生徒指導担当・担任と保護者の面談記録)について、いじめという言葉は使ったと思うが、子供達の生活や遊びの中において、対象児童と関係児童との間で加害者と被害者が入れ替わりながら、ふざけて行われたという認識であり、いじめとは認識していなかった」などと、およそ資料に書かれている内容についての突っ込んだ聴取が行われたとは思われない内容が記載されているに過ぎなかった。

そこで当調査委員会は、江尻氏の聞き取りの際に、上記2通(6-165,4)を示した上で、質問事項には様々な証拠を示した上で詳細に聞き取りを行う旨が記載されているが、実際に聞き取ったとされる報告内容は非常に概括的で、それぞれの確認事項についての具体的な回答がまったく記されていないのはなぜか、との質問をしたところ、「G2はほとんど覚えていないことが多く、G3は細かく覚えているところとほとんど覚えていないところが多かったため、これ以上にまとめることができなかった」旨の回答しか得られなかった。つまり、A₂が両名を証拠の示す事実と直面させた上で事実を確認するよう求めたものの、両名ともに各事実・資料につき、いずれも「覚えていない」程度の回答にとどまったため、A₂の求める「確認」自体ができない状態であったという回答であった。しかし、聞き取りの報告がこの程度の記載にとどまる以上、実際に各資料を突き合わせて聞き取りを行ったと評価することはできない。

なおこの点について、当調査委員会が藤原部長に対する聞き取りにおいて「ちゃんと表記の資料と突き合わせて確認をしたのか」旨を確認したところ、同人は聞き取りには同席しておらず、6-164の文書で報告を受けたのみであるとしながら、実際に資料と突き合わせながら質問をしたのか、予め作成した質問事項の趣旨に合わせて質問をしたのかは分からないが、「基本的には資料に沿うように質問、ヒアリングはしたというふうには聞いていたと思います」「かなり資料が細かかったので、『1件1件突合して聞く』というのは、『ちょっと難しいかな』と当時思っていたので、『その趣

旨を踏まえた質問をした』というので、まあ『目的は達したのかな』と返答している。

上記を踏まえると、当調査委員会においては、上記で認定したように「強い意志を持って虚偽答弁を行ない、陳情を『審査打ち切り』、あるいは『不採択』となるように組織的に計画し実行した」とまで評価することは困難であるものの、陳情 15 号が採択されてもなお、実質的には、市教委においては一貫して本件につき「いじめの事実を『真剣に、積極的に』確認すること」に真摯に取り組む姿勢を有していなかったことを認定することができる。そうであれば、陳情採択後の市教委の消極的な姿勢は、実質的には陳情に応じないという態度そのものであり、陳情の妨害行為と同視し得る態度であるとみることも可能であろう。

加えて、本件に関する資料 86 や 87 のような資料が最終報告書の作成段階において突如出てきたことからすれば、市教委側が当調査委員会に対し、あえて提供していない資料が他に存在するということが強く推認できる。なお、市教委側は当該資料を当調査委員会に開示していなかった理由として、令和 5 年 2 月 24 日付のメールにおいて、「当初の調査委員会に調査対象に、令和元年 11 月 29 日以降の対応は調査対象外とすることとしていたため、当該文書は提出しておりませんでした。(資料 6-88 をご参照ください。)」との弁解を行っている。資料 6 - 88 は 2020 (令和 2) 年 7 月 5 日付、陳情者から長田教育長に宛てた「2020 年 7 月 2 日の 4 者協議での提案について」とする資料であり、当調査委員会の<調査範囲>として、「2006 年 2 月…市立小学校において、…いじめ、恐喝があったか否か判断できなかつたとして教育委員会の対応が適切であったのかについて調査すること。」「ただし、その後の教育委員会の対応については、2019 年 11 月 29 日以降は調査範囲外とする。」(下線部・当調査委員会)とする通知である。

しかしながら、市教委から当調査委員会に提供された資料には、令和元年 11 月 29 日以降の資料も多く存在しており、そもそも上記通知の日付が令和 2 年のものであることからして、「2019 年 11 月 29 日以上の対応は調査対象外とすることとしていたため、当該文書は提出しておりませんでした

た」との弁解は詭弁であると評価できる。

もちろん、市教委は被害児童保護者側が当調査委員会に要望した調査事項について知る立場になかったため、2019年11月29日以上の対応も調査対象となっていることを素案提出時点までに認識することはできていなかったはずであり、市教委がこれらの資料を当調査委員会に提出していなかったことをもって、「調査の妨害」とまで言うことはできない。

しかし、上記の経緯より、市教委は2019年11月29日以降の資料をまだ保有している可能性があることは優に想定できるところである。そのため、被害児童保護者側による陳情妨害の主張を補強し得る事実が、令和元年11月29日以降作成にかかる当調査委員会に未提出の資料によって認められる可能性もあるということも、ここで併せて指摘しておきたい。

第7 情報の隠蔽について

被害者保護者の述べる不当行為のほか、本件に関する記録の存否等に関し、隠蔽ないし不適切な取り扱いがあったとみられる経緯が存するため指摘する。

1 情報公開の経緯（請求内容、決定内容）

被害児童の父親（A₂）は、2021年12月27日のわれわれの聞き取り（zoom）において、調査委員会に提供された資料一式を情報公開請求した際に、これまでは「ない」とされていた、学校作成の時系列（1-50）、担任教諭作成の指導記録（1-51）、そして市教委作成の時系列（1-7）、市教委作成時系列（1-7）を、それぞれ初めて入手することができたと語っている。

そこで、同氏の指摘する当該資料を市教委が「隠蔽」していたのかについて、関係記録に基づいて検討する。

（1）被害児保護者による公文書公開請求とそれに対する市教委の対応

2022年1月6日、当調査委員会は市教委事務局に対して「A氏から教委の保有文書に対して情報公開請求を行った日時、開示対象（特定するために必要な事項）、希望する開示方法、件数などが分かる書類」の提供を求め、同年1月28日、「情報開示関連の資料ですが、一旦収集をしましたので、内容確認でき次第、改めてご連絡させていただきます。遅くなっており申し訳ございません。」との返答があり、2月7日に至り、「請求には、一般的に公文書を公開する公文書公開と、請求者個人に係る情報を開示する個人情報開示の2種類があります。」「いずれも、文書の保存年限が3年となっており、平成30年度より以前の原本については、廃棄されておりました。」「すでに調査委員の皆様へお渡しさせていただいている資料から、綴じられていた請求資料等を集めましたので、添付の一覧および、スキャンPDFをご確認ください。」として、以下の公文書公開請求書の写しのPDFファイルの提供を受けた。

① A₂氏 平成20年1月15日付 公文書公開請求書

(公開を請求する公文書の内容)

生徒報告に関する状況報告

- ・神戸市立[]小学校 2006年2月分
- ・神戸市立[]中学校 2007年4月～12月 各月分

②公文書部分公開決定通知書(平成20年1月16日付の公開請求分とされている)

公開を請求する公文書の内容;生徒報告に関する状況報告

神戸市立[]小学校 2006年2月分

③公文書部分公開決定通知書(平成20年2月1日付の公開請求分とされている)

公開を請求する公文書の内容;生徒報告に関する状況報告

神戸市立[]小学校 2005年4月～2007年3月 各月分

④A₂氏 平成20年4月8日付 公文書公開請求書

(公開を請求する公文書の内容)

「生徒指導に関する状況報告」記載・提出に関する資料一式

(例えば)

- ・各記載要領(記載マニュアル)
- ・各校に提出を要請する通達文書 等

⑤公文書公開決定通知書(平成20年1月16日付の公開請求分)

(公開を請求する公文書の内容)

「生徒指導に関する状況報告」記載・提出に関する資料一式

(例えば)

- ・各記載要領(記載マニュアル)
- ・各校に提出を要請する通達文書 等

⑥A₂氏 平成22年9月17日付 公文書公開請求書

(公開を請求する公文書の内容)

別紙「生徒指導に関する状況報告 平成 18 年 2 月分 (小学校)」で、「恐喝男 7 名・1 件、いじめ男 9 名・女 4 名・1 件」と報告されたことに関する全ての情報

(例)

- 1) 当該学校や教育委員会等が、調査などで作成した資料や記録している情報
(教職員のメモやノートも含む)
- 2) 当該学校が教育委員会へ提出した資料などの情報
- 3) 教育委員会が当該学校へ提出した資料などの情報
- 4) 当該学校や教育委員会等が、警察・裁判所・兵庫県弁護士会などに提出した資料。及びそれを作成するために集めた情報や記録している情報。
- 5) 市会議員 高山晃一氏より、平成 22 年 8 月 17 日付「学校・教育委員会の不当行為について」の見解を求められた際に、調査・作成した資料等の情報
- 6) 5) について、平成 22 年 9 月 10 日、市議会議員 高山晃一氏に説明した際、3 名の教育委員会職員が持参していた資料
- 7) その他

⑦2010 年 9 月 22 日付「公文書公開請求に対する対応 (教育企画課 案)」

- 1) 請求する公文書の内容 (上記 (6) を列挙)
- 2) 公開・非公開の考え方と対応 (案)
 - i) 当時の G1 校長や G3 教諭等が作成した時系列の対応記録は多数存在するが、これらの記録は、あくまでも教員が作成したメモ・備忘録の域を出るものではなく、学校や教育委員会が組織内で共用して組織的に用いるものではないので、「公文書」として扱わない。
 - 例えば、弁護士会の動きについて、指導課が学校長より報告を受けた書類は？
 - 例えば、A と 弁護士からの申し入れに対して、G1 校長から 弁護士に提出した回書は？ (教育委員会内で供覧している)
 - 「金銭の授受及びいじめについて」と題する学校が行った調査結果は？

ii) 「生徒指導に関する状況報告 2月分」「生徒指導に関する状況報告 補足説明 I」が該当 →部分公開。

iii) 該当文書なし？

iv) (略)

v) (略)

vi) v) と同様の考え方。

vii) (略)

※G1 校長、G3 教諭、G4 教諭、G5 首席等、当時の関係者と打ち合わせを行って、当時、A₂ 本人に手渡した資料はないのか、すりあわせが必要！

*

なお、上記協議の結果、【公開】とされた一覧（全 20 点）の中には、学校・市教委作成の時系列及び G3 教諭作成の指導記録は含まれていない。

⑧A₂ 氏 平成 23 年 5 月 16 日付 公文書公開請求書

(公開を請求する公文書の内容)

平成 22 年 11 月 30 日の文教経済委員会（添付の会議録 37、39、41）において、当時の状況や事情を知らない両名（森本指導部長、橋口教育長）が答弁を行う上で根拠としたもの（資料など）全て。

詳細は、別紙に記載しています。

⑨公開を請求する公文書の内容

内容は省略するが、会議録 37、39、41 において森本指導部長及び橋口教育長が答弁した内容を箇条書きにしている。

⑩公文書部分公開決定通知書（平成 23 年 5 月 18 日付の公開請求分とされている）

【別紙 1】が添付されており、公開が決定されたとみられる【別紙 2】目録のうち、個人情報にかかるとする旨、【別紙 3】に掲げる文書を非公開とする決定が記されているが、【別紙 2】【別紙 3】は存在しない。

⑪ A₂氏 平成 26 年 2 月 26 日付 公文書公開請求書

(公開を請求する公文書の内容)

生徒指導に関する状況報告(平成 18 年 2 月分、学校番号 4608)において、「恐喝 男 7 名、いじめ 男 9 名、女 4 名」と報告された事案に関して、教育委員会会議で報告や議論がなされた旨、市会でたびたび述べられている。その内容がわかるもの全て。

⑫ (別紙) 1. 公文書請求にかかる公文書一覧(時系列順)

内容略

⑬ 平成 26 年 3 月 26 日 13 時～13 時 20 分 公文書公開における面談記録

【A₂氏がコピーした文書】

- ・ 林指導部長と A 氏の面談記録すべて
- ・ 県弁護士会への人権救済の申し立てについて
- ・ 文教こども委員会で陳情があった事案について
- ・ 平成 17 年度 小学校の事案について
- ・ 平成 25 年 4 月 5 日付 氏から正式文書による回答依頼文
- ・ A₂氏の陳情に関する返信について

⑭ 公文書非公開決定通知書(平成 26 年 2 月 26 日付の公開請求分)

⑪ に対する決定通知書。個人情報をもとに非公開とする。

⑮ A₂氏 平成 26 年 2 月 26 日付 個人情報開示請求書

(開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項)

2014 年 4 月 11 日、18 日、教育委員会 竹下指導部長他との面談に関する全ての資料及びそれらに関して G3 教諭、G2 教頭、G1 元校長らに聞き取りをした内容

⑯ 平成 26 年 5 月 22 日付 個人情報の開示請求に対する開示決定通知書

⑰公文書公開請求・個人情報開示請求にかかるこれまでの対応

○平成 26 年 5 月 2 日 個人情報開示請求

開示した資料の一覧が記されているが、「時系列」関連資料は表記なし。

○平成 26 年 2 月 26 日 公文書公開請求（上記 11）

⇒非公開（公文書が存在しないため）

○平成 26 年 2 月 26 日 公文書公開請求（上記 11）

⇒非公開（個人情報に係るため）

○平成 23 年 5 月 16 日 公文書公開請求（上記 8）

⇒公開・一部公開（個人情報）

○平成 23 年 3 月 28 日 公文書公開請求

平成 17 年度神戸市のいじめ 73 件に関する全ての資料。

⇒保存年限超過による廃棄により、非公開

○平成 22 年 9 月 17 日 公文書公開請求（上記 6）

⇒一部非公開（個人情報）、非公開（個人情報・不存在）

⑱A₂氏 平成 28 年 3 月 1 日付 個人情報開示請求書

いじめ 100%解消に関する資料

⑲A 公開文書公開請求について

◎適当と思われる文書 10 点が簡条書き

⑳A₂氏 平成 28 年 3 月 2 日付 公文書公開請求書

（公開を請求する公文書の内容）

「いじめ認知事案についての解消状況」に関する資料一式

*

以下、⑳につき、平成 28 年 3 月 31 日付で「公文書公開決定通知書」「公文書を保有していないことによる非公開決定通知書」「公文書公開決定等期間再延長通知書」などが複数出されているが、本件には関連しないため省略する。

②A₂氏 2021年4月30日付 公文書公開請求書

(公開を請求する公文書の内容)

平成18年2月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案におけるいじめの有無等を調査する委員会に対し、神戸市側(教育委員会、教育委員会事務局、小学校、関係教職員等)が提出した資料の全て

*

これに対しては、「資料を任意提供とすることとしたため、本請求は取り下げ。令和3年7月13日 児童生徒課 戸田裕史受」と手書きで記載されている。

そして、これを皮切りに、当調査委員会提供資料に関わる資料一切を、令和3年8月25日付、同年8月26日付、同年11月24日付、同年11月24日付、同年12月20日付で請求していることがうかがえるが、いずれも「資料を任意提供することで、本請求を取り下げることの了承を得る」と、児童生徒課戸田氏の記名入り手書きのコメントが付されていることが分かる。

(2) 情報公開請求への市教委の対応についての当調査委員会の判断

ア 上記情報公開の内容及び市教委からの開示決定の状況を見ると、A₂氏らが「隠蔽にあたる」と指摘している部分は、⑦2010年9月22日付「公文書公開請求に対する対応(教育企画課 案)」において、請求文書①「当該学校や教育委員会等が、調査などで作成した資料や記録している情報(教職員のメモやノートも含む)」に関して、「①当時のG1校長やG3教諭等が作成した時系列の対応記録は多数存在するが、これらの記録は、あくまでも教員が作成したメモ・備忘録の域を出るものではなく、学校や教育委員会が組織内で共有して組織的に用いるものではないので、『公文書』として扱わない。」とした決定を、どう評価するかにかかってくると思われる。

イ 「公文書」とは、日本の公務所(役所)または公務員が、その名義(肩書)をもって職務権限に基づき作成する文書を指す。そして、G1校長やG3教諭、G2教頭が当時作成した時系列等は、記録上、当時の森指導主事の指導に基づいて、小学校の幹部職員又は教諭という身分に基づき、その職務権限に基づいて作成したものであることが明らかである。

すなわち、G2 教頭作成による「学校作成時系列」は、本件が発覚した直後である平成 18 年 2 月 6 日から、同年同月 13 日、同年同月 21 日、同年同月 22 日、同年同月 28 日、同年 3 月 3 日、同年同月 6 日と、毎週のように日付と出来事が付け加えられたものが G2 教頭により市教委に FAX されていたのであり、「あくまでも教員が作成したメモ・備忘録の域を出るものではない」などという評価には当たらないものと言わざるを得ない。

ウ また、G3 教諭作成指導記録(1-51)は、本人の聞き取りによると、どのような経緯で作成されたものか曖昧な回答であったが、これまで詳細に検討してきた通り、平成 18 年 3 月 22 日に担任教諭が指導課に行き、森主事と面談した際に「いじめの指導について、時系列で作ること」と指導されて作成し、同年 3 月 24 日以降に森指導主事に提出したものと推測できるのであって、当然「公文書」に該当するものである。

エ さらには、A₂ 氏が本件に関する市教委や学校側の責任を追及するために、平成 19 年 4 月 20 日付、兵庫県弁護士会に対して人権救済申立を行ったが、それに対して、市教委は「H19.5.22 現在」として、「平成 19 年 4 月 19 日に [] 小学校の A₁・A₄ 及びその両親が兵庫県弁護士会人権擁護委員会に対して人権救済の申し立てをした件に関する資料」(1-6)を作成しており、その資料の 6 番目に「時系列及びその補足説明」との記載がある。この資料の次に綴じられていたのが、「[] 小学校 A₁ にかかる時経(ママ)列」(1-7)であり、これは A₂ 氏が前記聞き取りにおいて「学校が作った時系列をもとに、教育委員会の主張に合うように作り直していると考えられる」と指摘している資料である。

オ つまり、教委作成の「時系列」についても、市教委が人権救済申立に対応するための勉強会の「資料」として用いているのであり、これは明らかに、A₂ 氏からの情報公開請求があった「教育委員会が、調査などで作成した資料や記録している情報」に該当するものであると言わざるを得ない。

カ したがって、市教委が 2010 年 9 月 22 日付「公文書公開請求に対する対応(教育企画課 案)」において、「当時の G1 校長や G3 教諭等が作成

した時系列の対応記録は多数存在するが、これらの記録は、あくまでも教員が作成したメモ・備忘録の域を出るものではなく、学校や教育委員会が組織内で共有して組織的に用いるものではないので、『公文書』として扱わない。」とした点、さらに上記3点の時系列が「当該学校や教育委員会等が、調査などで作成した資料や記録している情報」に含まれることは明らかであるにもかかわらず、「不存在」として公開決定された全20点の目録の中から除外された点、加えて上記資料の公開について検討する際に「※G1 校長、G3 教諭、G4 教諭、G5 首席等、当時の関係者と打ち合わせを行って、当時、A₂ 本人に手渡した資料はないのか、すりあわせが必要！」などと記されている点などからすれば、市教委が関係資料の存在を秘匿しようとしていたものと評価せざるを得ない。

キ なお、この点については、令和4年6月以降に行われた「平成18年2月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案に係る学校作成資料等に関する内部調査」令和4年9月30日報告書において、「担任文書及び学校文書は、遅くとも平成22年9月22日までには事務局が入手していたものであるが、同年9月17日付の公文書公開請求に対して、担任文書や学校文書はメモや備忘録の域を出るものではなく公文書には当たらないという理解のもと、不開示という判断がなされたことが伺える。しかしながら、担任文書は担任教諭が作成して校長及び事務局に共有していたものであるから、職員が職務上作成して組織的に用いるものとして保有していた文書、つまり公文書と理解するのが相当である。上記の公文書該当性に関する判断は、公文書該当性を限定的に解釈するものであって、このような解釈に至った経緯等については定かではないが、結果として、公文書公開制度を軽視するものであったと言わざるを得ない」旨述べられている。

ここで「平成22年9月22日」とされているのは、同日付で「公文書公開請求に対する対応（教育企画課案）」が作成されているためであろうが、実際にはこれらの時系列資料は、平成19年4月以降の人権救済申立に伴う勉強会等で用いられていることがうかがえる（1-40）。それぞれの時系列資料は指導課指導主事の指示によって作成されているのであり、

当時、少なくとも平成 19 年度までの段階で担任指導記録が市教委に持ち込まれていたことは明らかと言わざるを得ず、しかも本件に対する「対策資料」として用いられているのであり、その際に作成された市教委作成時系列の元になっているものである。そして、以降の議会答弁などの対策資料として市教委作成時系列が頻繁に用いられていることがうかがえるが、恐らく市教委は学校・担任作成にかかる元資料を長年放置ないし失念してきたか、その存在を意識しつつも、あえてそれら源泉に当たることを怠り、被害側から見れば「市教委に都合の良い部分だけを抜き書きした市教委作成時系列」の記載事項をもって事足りりとしてきたのであり、二重の意味で市教委の本件秘匿行為＝公文書性の否定は不当な行為であると指摘しなければなるまい。

ク ゆえに、A₂ 氏が以降、平成 23 年から 26 年にわたり、上記⑧⑪⑫⑬の公文書公開請求において、本件時系列資料が含まれるべき「資料一式」を請求したにもかかわらず、市教委が意図的にこれらの資料を秘匿し続けたことは、継続的な隠ぺい行為であると評価されても仕方がないものである。この点については、さらに後述する。

2 議会答弁等が事実と反するとの指摘について

(1) 2012 年 2 月 27 日市議会文教経済委員会の答弁

同議会において、小林るみ子委員から「いじめがあったにもかかわらずいじめは断定できないというふうに裁判所に出した。そういう教育委員会の見解というのは非常に問題があると思うんですが、その点についてどのようにお考えか」との質問に対し、当時の永井教育長が、①「いじめかもしれないという報告がまずあったわけでございます。その後、どういう対応をとったかという資料が全然残ってないというところが私自身も腑に落ちないところがあるわけでございます。」と答弁している。

さらに金沢はるみ委員からの、本件について、当時の資料がないとする市教委の答弁に対して、「いじめがあったというところからいじめがあったかわかったかわからなかった」としたポイントは「校長の回答書である」とした点について、「記録がないとは言わせませんよ」と詰め寄ったのに対し、林指導部長

が、②「平成 18 年 4 月から私は 3 年間指導課長として勤務をさせていただきました。平成 18 年 2 月にこの件があって、その後 2 月の途中までの記録は残っておりますが、年度末までの記録がございませんでした。」、③「前回の 9 月の市会でご指摘を受けてから調査をいたしました。2 月の後半、3 月の後半にかけてのご指摘の資料はなかったというのは事実でございます。18 年度の 4 月からの 3 年間の間に私が取り組みましたのは、事実の確認、これを大前提に行いました。その間、学校長は現在の状況であるとかというのを何回かは指導主事に連絡してありまして、その連絡も耳に残っておる、こういう記憶はございます。公の文書に残っているもの以外細かな記録は私の手元にはございません。」との答弁を行っている。

また、金沢はるみ委員から、いじめがあったかなかったかを検証するための文書がないことが問題であると指摘した上で、「例えば学年集会開いたり、保護者の方を呼んだりしてるときに、校長や教頭や、それから 4 人も 5 人も先生が出てこられたら 1 人か 2 人は必ずノートをとっていらっしやったんですよ。これは教育委員会としては、こういうものは公文書扱いにしてないんですか。」と質問されている。

これに対して林指導部長は、④「条例等によりますと、自分の執務の便宜のために保有する覚書、資料等、これは組織的に用いるものではない、公文書ではないという規定はございます。当時、学年集会開いたり保護者会開いたりする、その議事録を全部とるかということでございますが、それは各学校、各状況に任されておりますので、必ず何かを開くときには記録をとりなさいという指導もしてございませんし、当時も保護者会開いた記録はないというふうに聞いておりますので、今ご質問のこれが公文書かどうかということについては、私的なものについては公文書ではないというふうに判断されるのではないかと今考えております。」とし、さらに⑤「私的なメモは私的なメモになるかと思いますが、…教育活動の中での記録は当然公文書でございます。」と答弁している。

これらの市教委側の答弁は、A₂氏から「虚偽答弁である」と指摘されているものであるため、以下で当調査委員会の見解を述べたい。

(2) 議会答弁の妥当性に関する当調査委員会の判断

ア まず、上記答弁のうち、①については明らかに虚偽答弁であると言い得る。平成23年9月21日文教経済委員会において、林指導部長は「いじめかもしれない」という報告があったのは、「2月4日に学校から連絡を受けております」(156)と答弁しているが、学校作成時系列(1-50)によれば、2月6日(月)に学校から森指導主事に、「土曜日(4日)からの流れを電話及びファックスで報告する」とされていることから、「2月6日」を「2月4日」と言い間違えたものと思われる。そして、「その後、どういう対応をとったかという資料が全然残ってない」ということは、A₂氏が指摘するように、学校作成時系列やG3教諭作成の指導記録等が存在していたことから考えると、明らかに虚偽である。

イ そして、②「2月の途中までの記録は残っておりますが、年度末までの記録がございませんでした」については、恐らく、「調査報告一覧(校長作成)」(資料3)のことであろう。これは、被害児童保護者提供の「面談記録S」において、作成者である校長が「委員会の指導を仰ぎまして、それでいろいろなんやかんや相談しながら、まとめたのがこれなんですけど」と、被害児童の父母に説明しているものである。つまり、被害児童の保護者に調査の状況を報告するために、教育委員会の指導を受けて作成した文書である。同日の文教経済委員会に先立ち、この文書を被害児童の保護者が議員らに配布していたため、市教委において同文書の存在については認めざるを得なかったものであろうが、議員らに存在が知られていない時系列等の資料については「存在していない」で押し切ろうとしたものと思われる。

ウ ところで、「2月の途中までの記録」になっている公文書としてはもう一点、森指導主事作成の「区 問題行動 苦情 他 記録」(2-73)が存在している。なお当然のことながら、この記録はG2教頭、G1校長が相談してきた内容について市教委として記録したものであるため、公文書である。この記録については、令和3年11月10日(水)に当調査委員会が森元指導主事からの聞き取りを行った際、2月15日をもって記録をやめたのかという委員からの質問に対し、森氏は「いや、やめている

ということはないと思いますよ。」「この件、続いているんだったら、必ず記録をしていると思いますよ。」「続きがあるはずなんです。それが無いというのが、どうしても不思議でしょうがないんだけど。」「この段階でやめているということはないはずですが。」と答えている。当時森指導主事によって大変細かく本件の時系列と指導記録が書かれているものとしては大変貴重なものであったことは確かであり、この続きの記録が一切見当たらないことは非常に不可解なことである。

エ もとい、この林指導部長による「年度末までの記録がございました」との答弁は、前回の平成23年9月21日の文教経済委員会において、山田哲郎委員による「まず18年2月4日に校長の生徒指導の状況報告書を出された。それからその後、4月5日の転校の承認をされた。それから裁判の調書を地方裁判所に20年1月21日に提出された」と。この時間帯によってですね、校長、また学校側の考え方が変わってくるんですね。それに対してどう変わったのかという記述、文書方式をいつも言われる行政が、特に教育委員会の方々がその文書がどのように残っているのかというのをまず確認させていただきたい(95)との質問が出されたことに端を発している。当時、この質問に答えようとしなかった市教委に対して、さらに金沢はるみ委員が、A氏から議員らに提供された学校の「調査報告一覧」(資料3)、「補足説明」(資料8)の記載内容を根拠として、本件発覚後に何度も当事者である児童から学校側が話を聞く機会が存在したことを指摘(139)した上で、「一番大きく聞きたいのは、この一連の流れの中で、教育委員会はいつごろからこの学校からこういう問題について報告を受けてきたのか。それから教育委員会もいろんな報告を受けたら教育委員会独自で記録はありますよね。この陳情された方が出された文書の中には随所に教育委員会の指示のもととか、教育委員会の関係課とも協議の上回答しますとか、そういったことが出てくるんですね。だから、その時々で教育委員会がどうかかわりをしてきたのか、それから教育委員会が独自に――学校がつくった報告はなくても教育委員会が独自に学校から聞き取りをしたり報告を受けて書いた文書は当然あると思うんですけども、それはどうなんですか」(149)と質問した。これ

に対し、林指導部長が「手元にはございません」と前置きした上で、「2月4日に学校の方にこういうご相談がありまして、5日か6日には担当の主事の方に校長の方から連絡が入っております。そこから事実の確認をしてくださいということで学校の方をお願いをしております。その後、第一報は3月の状況報告に書いてあるような内容でございますけれども、それ以降事実の確認が進んでおりませんので、公的にどなたとお会いする予定だとかあるいは保護者の方からこういったことを言われたという報告は入っておりますけれども、事実の確認についての進捗については直接校長の方から3月当初文書ではいただいております。」(150)、「何度も申し上げますが、進捗状況については把握しておりますが、事実がどうであるかということについては情報が錯綜しておりましたので、このあと後々にも学校長は判断できないということを本人が申しております。同じような経過をたどって学校現場は努力をされたと思えますけれども、お一人お一人の子供さんあるいは保護者からの聞き取りが不十分で内容も十分合わないというようなことが続いた時期だと思います。」(160)と答弁している。

オ ここで取り沙汰されている「事実の確認」とは、まさしく「いじめがあったか、なかったか」という内容を裏付ける事実に関するものである。A₁に対する「いじめ」に該当するような具体的な出来事を示す資料としては、まず平成18年2月16日に校長が、O₁、O₄、O₅、O₆、O₈、O₉、O₁₄のそれぞれから聞き取りを行った際の「調査シート」(1-52)が存在している。これには、A₁に対して各自が行ったり、見聞きした「嫌がらせ」や「暴力」の内容が、相当具体的に記録されていることが分かるのであって、学校及び市教委が「いじめである」と十分に認識し得るものと思われる。この「調査シート」の内容については、平成18年2月当時、当然市教委も了承していたはずであるが、2007(平成19)年4月20日に至り、小学校のG5教頭から上坂指導主事宛にFAXされたとする記録が残っていることから、間違いなくその時期から市教委で保有されていたものと言える。なお前述したとおり、同年2月22日、小学校におけるG1校長、G2校長、被害児童父母との面談において、G1校長から

「委員会の指導」によってまとめたとされる調査結果（「資料3」）が、被害児童父母に対して報告されている（「面談記録S」）。

カ そして平成18年3月5日に学校は、「生徒指導に関する状況報告書」及び「補足説明」（8-12）を市教委に提出しているのであり、この段階で学校側はいじめの存在を認めており、市教委にもその旨報告していたものである。そして市教委においても、学校からの当該いじめ報告に対しては、数字の訂正を指示した上ですんなりと受領している。

キ 文教経済委員会の答弁において、林指導部長らは、「2月の途中から学校が聞き取りを行うことができなくなり、いじめがあったのかなかったのか判断できなくなった」旨を繰り返しているが、3月5日の段階で学校が市教委に「いじめである」と報告している以上、「2月中旬以降の聞き取り困難」を根拠に「判断できなくなった」と主張することに、被害側が納得できないことは当然のことであろう。

ク しかしながら、学校作成時系列（1-50）によると、2月18日頃から被害児童の保護者から警察に被害届を出すことがほのめかされ、さらに2月19日（日）に被害児童の保護者から学校に対して、「O₁₆、O₁₇からもいじめの事実があった」として、両名に対する聞き取り調査を行うよう指示があった。そのため学校では、翌20日（月）にO₁₆、O₁₇両名への聞き取り調査が行われ、さらに同日夜、被害児童の保護者から両名のいじめについて、様式例を持参した上で「いじめの調査を22日までに文書化してほしい」と要請され、翌21日（火）に担任と生徒指導担当がO₁₆宅を、22日（水）にO₁₇宅を訪問していじめについての話をし、そしてその夜に「面談記録S」の調査結果の説明に至ったものである。そしてこの間、2月21日から、PTAのホームページに本件に関する内容が掲載されるという問題が発生し、O₂の母親が学校に怒りをぶつけて対応を迫り、2月22日に「ホームページ上に謝罪の文章を2月末まで載せ、3月よりホームページを閉じることを約束し、和解する」（18:55～20:10）まで、学校は対応に追われていた。

ケ 2月23日（木）には被害児童本人が校長に話したいことがあると申し出て、「今日の休み時間に嫌な思いをしたこと」など、校長室で話を聞く

こともあった。24日（金）には教頭と担任教諭が被害児童と母親とで15時50分から17時45分まで2時間ほど面談しているが、20時30分に至って母親から学校に「11月にあったいじめを思い出したので伝える」との電話があり、土日に被害児童の保護者との電話連絡を行い、27日（月）には8時20分に被害児童が母親とともに登校し、校長・教頭に「11月にあったいじめ」について話をしている。

したがってこの時期においても、学校側は本件に関して様々な対応を行っていることが分かるのであり、さらに2月23日には単独で、翌24日には保護者同伴で、それぞれ被害児童から直接話を聞く機会を得ていたことも明らかである。

コ ただしこれまでに述べてきた通り、平成18年2月27日（月）の11時15分に、垂水警察少年課から「
」旨の電話連絡を受け、2月28日に被害届が出された辺りから、学校側は加害児童の調査に消極的となっていたことがうかがえる。そして警察の聴取が終わった頃から、次第に加害側の親から不満が出されるようになり、それに伴って加害者側が「お互いにやっていた」「A₁からもやられた（言われた）」などと主張するに至った。

サ そしてそうした中、3月15日にG3教諭が「子どもたちの素直な気持ちを知りたかった。」ことから「4時間目、クラスの子どもたちに今、考えていることを作文に書かせた。」（1-51）として、恐らくA₁に対する不満を率直に書くよう促した上で、作文（1-8）を書かせたことは、これまでに述べてきたところである。そして不可解なことに、この作文の一部のみを抜粋したものに、後から手書きで「2/10.6h」とメモしたものが市教委に保管されていることも、すでに指摘した。

シ またこの時点より、O₄の父親が学校及び市教委にクレームを入れるようになり、3月20日には加害者側6家族がO₄の父主導で学校にクレームを入れる事態になっていた。

そこで大変穿った見方をすれば、市教委及び／または学校が、被害側と加害側家族のクレームの板ばさみになり、苦肉の策として、実際は加害

側に対する調査がかなり進んだ段階である 3 月 15 日に書かせた作文を、あたかも 2 月 10 日の学年集会後に児童に書かせた作文であるかのように偽装したものを根拠に、「双方の言い分があり、一方的ないじめとは言い切れないため、文科省のいじめの定義には当てはまらない」というロジックを持ち出して、何とか両者の顔を立てようとしたとの疑いもある（ただしあくまでも、これは憶測の域を出ず、これを裏付けるだけの証拠は揃っていないことを強調するが）。

ス そして、このような経緯からすれば、この間の出来事を知悉していたであろう林指導部長による、3月の状況報告「以降事実の確認が進んでおりません」、「事実がどうであるかということについては情報が錯綜しておりましたので、このあと後々にも学校長は判断できないということを本人が申ししております」との答弁については、虚偽とまで断定することはできないものの、少なくとも被害者の立場に立つと、事実に関する「誤魔化し」あるいは「詭弁」であるとはしか評価できないものである。また少なくとも、上記②「年度末までの記録がございませんでした」に関しては、上記経緯からすれば、明らかな虚偽答弁であると言わざるを得まい。

セ そうであれば、③「前回の9月の市会でご指摘を受けてから調査をいたしました。2月の後半、3月の後半にかけてのご指摘の資料はなかったというのは事実でございます。18年度の4月からの3年間の間に私が取り組みましたのは、事実の確認、これを大前提に行いました。その間、学校長は現在の状況であるとかというのを何回かは指導主事に連絡しておりまして、その連絡も耳に残っており、こういう記憶はございます。公の文書に残っているもの以外細かな記録は私の手元にはございません。」との答弁についても、虚偽であるということになる。

例えば、学校作成の時系列（1-50）には、2月後半はもちろん、3月31日までの間に学校が行った本件への対応が詳細に記されているのであり、さらにこの時系列は、2006（平成18）年2月6日（No.1, 2）、同月13日（No. 6~5）、同月21日（No. 7~12）、同月22日（No. 13, 14）、同月28日、（No. 15, 16）、3月3日（No. 17, 18）、同月6日（No. 19, 20）と、それぞれ2月4日から3月4日分までの詳細な報告が 小学校

から市教委に FAX されている記録が残っているものであり、No. 21～23、つまり 3 月 6 日（月）から 3 月 9 日（木）までの時系列報告にはなぜか「送信者情報」が印字されていないものが綴じられているが、うち No. 23（3 月 8・9 日分）については、3 月 16 日に [] 小学校から送信されたという「送信者情報」が付されたものが重複して綴じられている。また、この同じタイミングで No. 24～26 が送信されていることが示されており、さらに 3 月 19 日（No. 27, 28；3 月 15～19 日）にも送信の記録が残されている。No. 29（3 月 20 日～）以降は「送信者情報」の印字はないものの、事件発生当時から年度末である 3 月 31 日（No. 34）までの詳細な学校からの報告を市教委が保有していたことは明らかである。

ソ さらに市教委への提出時期は不明ではあるが、G3 教諭が「森主事と面談」（平成 19 年 3 月 22 日）した際に指示され、作成した指導記録（1-51）によっても、平成 19 年 3 月 24 日の平成 18 年度終業式までの学校側の対応が明記されているところである。

タ なお、平成 18 年 3 月 31 日付で森指導主事が作成し、[] 小学校に FAX した「[] 小学校 いじめに絡む金品強要事件 Q & A 弁護士への対応」（1-41；17）とする文書が残っているが、これは G2 教頭作成にかかる「Q&A」（1-71）の記載を受けて作成されたものである。同文書には、はっきりと「学校として、いじめがあったということまでの判断をすることは難しい。」と記されており、さらに 3 月 15 日作成の作文を受けてであろう、「A₁さんの言動にクラスや学年のこどもたちは、割り切れない思いを持っているようだ。」とのコメントも付記されている。

チ 市教委（林指導部長）は、平成 23 年 9 月 21 日の文教経済委員会の答弁において、「2 番目の断定後訂正をしまして、資料がなく確認していないのになぜ訂正をしたかということですが、その平成 18 年の暮れでございますね、当時の学校長が保護者のご質問に対しまして回答書を作成いたしておりますが、その校長がその文言の中で断定できないというふうなことを保護者の方にお返ししております。したがって、訂正といたしますか、さまざまな指導してきた結果、断定ができないということが実際に校長の口から出ておりますので、そのように判断をして

ございます。」と答弁しており、これを A₂氏は「虚偽答弁である」と指摘しているが、すでに平成 18 年 3 月 31 日の時点で森指導主事が「学校として、いじめがあったということまでの判断をすることは難しい。」と記しているところからすれば、その指摘は首肯できる。

ツ そして、この段階で学校と市教委が「いじめがあったとの判断は難しい」との共通認識を持ったことは、平成 18 年 4 月 4 日に A 氏から就学関係届及び就学指定変更申立理由書が提出された際、G1 校長が「理由書に記載された内容について見解の相違がある」と付記した上で指定外通学を承認することとなった事実と符合する。

テ ところで、林指導部長の「2月の後半、3月の後半にかけてのご指摘の資料はなかった」とする答弁における「ご指摘の資料」とは、平成 23 年 9 月 21 日の文教経済委員会で山田哲郎委員、金沢はるみ議員、小林るみ子委員から提示を求められた「当時の学校でのいじめ調査や指導内容を記録した資料」のことを指すものと思われる。

同委員会において小林るみ子委員は、「2月20日以降の未定となるところから以降の資料、…その資料をきちんとやっぱり提供して頂きたい」(195)と述べ、林指導部長は「手元にない」と答弁しているが、ここで小林委員が提示している資料は「調査報告一覧(校長作成)」(資料3)であり、前述の通り、そこには2月20日(月)～24日(金)に、校長、教頭、担任ほかが□家族を対象に「いじめの事実確認と指導」を行うと書かれているものの、実際の日時などについては「未定」とされている。このことをもって、永井教育長は、前述の「やはり指導がきっちりできておれば、事情聴取もできておればきっちりと残ってきておるわけです、我々の方に。…想像すれば、もう接触が一切できなかつた。そういう特殊な事情があったんだろうと。」(104)との答弁を行っているのであって、この期間において、本件いじめ事案に関する事実確認・指導は結局実施されなかつたということを示唆しているものと思われる。

ト 前述した通り、学校作成の時系列(1-50)及び担任教諭作成指導記録(1-51)によると、2月20日(月)～24日(金)のうち、20日には新たな加害者として名指しされた二名の児童から「聞き取り調査」をし、21

日と 22 日にはその二名児童宅を担任教諭と生徒指導担当教諭が訪問していじめについての話をしており、翌 23 日には O₁ と O₃ から「」対応をし、24 日には被害児童と母、教頭、G3 教諭とで話をしていることが分かっているが、「調査報告一覧（校長作成）」記載の「家族を対象にした事実確認」なるものは一切実施されていないようである。

ナ したがって、「2 月の後半、3 月の後半にかけてのご指摘の資料はなかった」の、「ご指摘の資料」が「2 月後半から 3 月後半にかけて学校側が（新たな二名を除く）加害者に対して事実確認を行ったとする資料」という意味であると理解するならば、確かに 2 月 20 日以降、加害児童に対して「事実確認した資料」は存在しなかったとする理屈は成り立つことになる。

しかしそうであれば、林指導部長は、「資料がない」ではなく、学校作成の時系列及び担任作成の指導記録の記載事項に従い、「学校側の資料によれば、二度被害児童に事実確認を行う機会があったが、その内容については残されておらず、さらに 2 月後半以降に加害児童から本件いじめに関する事実確認を行ったという事実は確認できなかった」と答弁すべきであったと言える。

ニ それでは、なぜそこで「資料がない」という答弁になったのかを考えると、この答弁の前年である、2010（平成 22）年 9 月 22 日付「公文書公開請求に対する対応（教育企画課 案）」で示された、「①当時の G1 校長や G3 教諭等が作成した時系列の対応記録は多数存在するが、これらの記録は、あくまでも教員が作成したメモ・備忘録の域を出るものではなく、学校や教育委員会が組織内で共有して組織的に用いるものではないので、『公文書』として扱わない。」として、A₂ 氏からの公文書公開請求につき「非開示」とした対応と整合性を持たせる必要があったからではないかとの疑いも出てくる。そのため市教委は、この段階の答弁では「公文書として把握できている資料はない」との姿勢を貫く必要があったのではなかろうか。

ヌ しかしながら、前述したように、明らかな公文書である学校作成の時系

列、G3 教諭作成の指導記録、市教委作成の時系列を意図的に「公文書」から除外した行為は、市教委による隠蔽行為であると評価せざるを得ないものであって、公文書請求に対する資料の秘匿という違法行為を隠蔽するためにさらに虚偽答弁を重ねたものと評価せざるを得ないものであり、非常に悪質な行為であると言い得る。

ネ さらに林指導部長は、2012年2月27日市議会文教経済委員会における④と⑤の発言において、「教員の私的なメモであれば公文書ではないが、教育活動の中での記録は当然公文書になる」との見解を示している。そうであれば、当時市教委がG2教頭及びG3教諭に「作成しておくこと」と指示した文書である「時系列」及び「指導記録」は、林指導部長の当時の見解においてもまぎれもなく「公文書」に該当するのであって、その存在を知りつつ、「そのような公文書はない」としたのは、明らかに虚偽答弁であるというしかない。

3 学校作成の時系列(1-50)、G3教諭作成の指導記録(1-51)、教育委員会作成の時系列(1-7)の隠蔽との主張に対する当調査委員会の判断

ア 上で検討してきたように、市教委はまず、学校や教諭が作成した時系列・指導記録について、2010年9月22日付「公文書公開請求に対する対応(教育企画課 案)」の中で、「①当時のG1校長やG3教諭等が作成した時系列の対応記録は多数存在するが、これらの記録は、あくまでも教員が作成したメモ・備忘録の域を出るものではなく、学校や教育委員会が組織内で共有して組織的に用いるものではないので、『公文書』として扱わない。」とした決定は、市教委による隠蔽行為であると評価し得るものである。

そして以降は、そのような取り扱いにしたことをさらに隠蔽するために、市教委は市議会文教経済委員会において「該当する資料は存在しない」との強弁を繰り返してきたものと評価できる。

イ さらには、同対応案の中において、公文書公開請求にかかる「④当該学校や教育委員会等が、警察・裁判所・兵庫県弁護士会などに提出した資料。及びそれを作成するために集めた情報や記録している情報」に対しては、

「④裁判所に提出した資料については、情報公開条例第 10 条第 5 号『事務事業執行情報』の『係争に係る事務』に該当するものとして、非公開とする。」「教育委員会として兵庫県弁護士会に提出した資料はそもそもない。」「警察署に提出した資料もそもそもない?」として、それに関連する資料については「存在しないもの」という取り扱いをしていることが分かる。

神戸市情報公開条例第 10 条第 5 号「事務事業執行情報」とは、「実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が著しく損なわれ、市民の間に著しい混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの」であり、それに該当するために、「公開の対象外である」との処理を行うことを決定したことが分かる。

ウ 裁判所に対する「調査嘱託書に対する回答書」(1-22)において、市教委が示した「『いじめ・恐喝の事実があったかなかったかは断定できない。』という判断に至った」との判断結果の理由である、2(1)「子どもたちはお互いの立場を入れ替えながら『きしよい』等を言い合っていたこと。」「原告の方から『おまえは犯罪者になりやすいタイプだ』と言われ、とても傷ついたという児童もいたこと。」の根拠となっているのは、G3 教諭が本件に関する児童らの不満を吸い上げるために 3 月 15 日に書かせた作文であり、さらに「お互いの立場を入れ替えながら」との文言は、森指導主事が平成 18 年 3 月 31 日に作成し、小学校に FAX した「小学校いじめに絡む金品強要事件 Q & A 弁護士への対応」(1-41; 17) の、「A₁さんが、遊びの中で、いじめ だと感じたことは事実であると思う。ただ、こどもたちは、お互いの立場を入れ替えながら遊んでいたの、いじめるという認識まではなかったといっている。」との記載からのものであると推測できる。

なお、裁判所の調査嘱託は平成 20 年 1 月 21 日付とされているが、本報告書「第 5」「4」「(3)」で検討したように、これに先立つ平成 19 年 4 月 19 日に被害児童側から兵庫県弁護士会に人権救済の申し立てがなされた

ことを受け、市教委が人権救済委員会から事情聴取を受ける平成 20 年 2 月 8 日までの間に、本件にどのように対応するかについて頻繁に勉強会を行うなどして徹底的な対策を講じており、そのため「調査嘱託書に対する回答書」作成時には膨大な関係資料が作成されていた。そのため、本件に関する会議等の資料を公開することによって「率直な意見の交換が損なわれる」、または「特定の者に不利益を及ぼす」と判断されたものであろう。

エ そして、当該情報公開請求④は「当該学校や教育委員会等が、警察・裁判所・兵庫県弁護士会などに提出した資料。及びそれを作成するために集めた情報や記録している情報」を対象としているものであり、市教委が警察や弁護士会に対して「提出した資料はそもそもない」との判断から「文書不存在」決定を下した点については、やや形式的すぎる対応であると言えなくもないが、それ自体を隠蔽であると評価することはできない。

オ 公文書請求 (7) (8) については、森本指導部長及び橋口教育長が答弁した内容の根拠とされた文書がどのようなものであったのかの確認を取ることができないため、非公開とした決定の是非について判断することはできないが、公文書請求 (11) については本件に関する市教委会議での報告や議論等に関する一切の資料が対象とされているのであり、ここには当然、学校・市教委作成の時系列や担任作成の指導記録も含まれるはずである。しかしながら、その後の公文書公開請求や情報開示請求においても、市教委は悉く時系列資料についてはスルーし続けており、ようやく当調査委員会が立ち上がって以降、2021 年 4 月 30 日付の公文書公開請求書 (20) において、ようやく当該時系列資料等が開示されたというのである。

カ これまでのやり取りをみていると、市教委は「すり合わせ」ということを重視しているようであり、当調査委員会に開示され、恐らくは報告書において引用されるであろう当該時系列資料について、殊更 A₂ 氏から「隠蔽」と指摘されないために、この段階に至ってもなお「公文書性」を否定し続けることは賢明ではないと判断されたものと推測される。そして、そのことを考慮すれば尚更、市教委においては当該資料を A₂ 氏側に出したくないという意図が存在していたものと考えざるを得ない。

キ ところで、市教委側がなぜ当該時系列資料を示すことに消極的であった

のかを想像すると、当初より学校側と市教委が密に連絡を取り合っていることが分かること、そのため市教委の本件事案に対する不作為が明確になること、加害側の言い分が多数記されていること、途中から A 側の要求の理不尽さを強調するような記載内容になっていること、などが考えられるが、個人情報や関係者の保護の観点から問題となる部分を黒塗り処理するなどすれば足りるものと考えられる。そのため、当該時系列資料を不当に公文書から外し、不開示とした点については、理由提示が不十分であると言わざるを得ず、隠蔽であると評価すべきものである。

ク なお、被害児童保護者は本件に関し「素案」に対する意見として、「担任作成時系列、学校作成時系列の隠蔽は明確に書かれているが、市教委作成時系列については触れられていない。両資料と同様に、市教委作成時系列も隠蔽されていたことを明記いただきたい」との要望を当調査委員会に出している。しかし上記の通り、「当該時系列資料」に市教委作成の時系列資料が含まれていることはこれまで述べてきた通りであり、改めてこれらの資料には同時系列資料が含まれることを確認する。また、被害児童保護者は、同時系列資料において被害児童本人に聞き取りがなされた事実が 7 回記載されていることを市教委自身が被害児童保護者宛のメールで認めていることから、「これは裁判所への回答が虚偽文書であったこと、議会でも繰り返し虚偽答弁を行ってきたことを裏付ける重要な資料であり、だからこそこれも隠蔽する必要があった」と主張する。市教委が殊更、そのような意図において当該時系列資料を隠蔽していたかということについては、推測以上の認定をすることは困難であるが、少なくともこれまでに「1 度、本人に事情を聞いた」とされている平成 18 年 2 月 9 日の記載として、同時系列資料には「A₁ から担任や生徒指導係が話を聞いた際、A₁ が A₁ の父親について自ら語る。帰宅後 A₁ の父親からクレームが入る」と記されていることが分かる。しかし、この記載は明らかに事実を誤った形で記録しているものといえる。すなわち、以前にも述べた通り、そこでの聞き取りでは「なぜお金を渡したのか、なぜ親に言わなかったのか」と問い質す形になってしまっていた。これに対して被害児童は、「余計にいじめられると思った」という内容を打ち明けたとされており、さらに担任は

この際の聞き取り内容について、「担任は人権救済申し立てに対する説明資料（「質問5」）において、『両親が他の子をおこったり、その親に言ったりして、余計にいじめられる。』そんな印象を持った。」（1-51；24頁）と、被害児童の言葉そのものではなく、聴取者の“印象”として振り返っている。したがって、この市教委作成の時系列には事実と反する記載内容が存在していたことを指摘することができる。ただし、市教委側が当該時系列にこのような情報操作を行った内容が含まれていることを理由に、あえて同時系列資料を秘匿したとまでいえる端的な証拠は存在していない。そのため、当該時系列資料を不開示とした点については、学校作成時系列や担任作成指導記録に基づいて作成されたものであることからして、当該時系列資料を含む三点を一体のものとして隠蔽していたものと評価する。

ク　ところで、市教委は被害児童保護者からの度重なる公文書公開請求に対し、「公文書公開　進行シナリオ」（3-3）を作成し、対策を講じている。ここでは、「1　公開にあたっての説明」として、「請求書に書かれた内容をもとに、該当していると考えられる文書を出している。」「ただし、請求のあった文書は保存期間が5年間となっており、平成22年度分からしか公開できない。」などとされており（同旨、4-11）。実際、市教委が作成した「情報公開一覧」には、「5年廃棄」と書かれているものとそうでないものが混在しているなど、「5年廃棄ルール」を恣意的に適用している様子がうかがえる。こうした処理からも、市教委の意図的な資料隠しを疑わせるものである。

4　作文、アンケート、調査結果が開示されていないことについて

（1）いじめの判断のために重要な証拠の不存在

1）本件発覚当時の加害側への聞き取り内容の不存在

学校は、本件発覚以降、2月5日（日）には名前の挙がった児童5名から話を聞き、翌6日（月）の放課後には関係児童4名から、翌7日（火）にも関係児童6名から話を聞き、翌8日（水）はO₁に電話し、O₄（父）、A（母子）、O₂（母子）、O₃（母子）、O₅（母子）、O₇（母子）が来校、翌9日（木）にはO₃、O₉、O₈、O₅宅を訪問し、翌10日（金）はO₁₁から電話があり、

O₉、O₈から話を聞いている。しかしながら、ここで各々の児童から聞き取った内容について記録した資料は存在していない。また、学校及び担任作成指導記録においても、聴き取られた内容につきまったくといってよいほど触れられていない。関係が指摘される児童が多人数にわたる本件において、それぞれの児童の言い分に整合性があるか、矛盾はないかなどは事実認定において重要な事項である。また、後には被害・加害双方の主張が食い違っていることを根拠に事実認定ができなくなったと市教委が主張していることに鑑みると、当時の聴き取り内容は当然、重要事項であり、聞き取りを担当した教諭に当時の聴き取り内容を確認するなどすべきであるが、そのような記録も一切存在しないことは、極めて不合理である。

2) 平成 18 年 2 月 10 日作成作文の不存在

学校は、平成 18 年 2 月 10 日の学年集会終了直後、「学年集会を終えて感じたこと」の作文を学年全員に書かせたとされている。そして、その内容については、担任作成指導記録(1-51)において、「内容を知らなかった子にはことのほか大きなショックを与えていた。ほぼ全員が、こんないじめに気付かなかった自分たちをせめ、謝りたいという意思を文に表していた」とされている。しかしながら、この作文については市教委提供の全記録からは一切抜け落ちている。

3) 学年集会から平成 18 年 2 月 14 日の聞き取りまで

ア 学校作成時系列によれば、学年集会翌日である 11 日(土)には O₂から話を聞き、12 日(日)には O₆宅を訪問して事情説明を行い、13 日(月)、被害児童が体調不良で欠席している中、5 年□組では 2 時間目に「だから、悪い」の資料を用いて、いじめについての授業を行っている。その際担任は「この授業時に A さんに対するいじめのようなものがあったと考えていたのは、2 名だけだった」としており、恐らく児童らに何かを書かせたか、学年集会の話と絡めて意見を聞いたなどをしたものと思われるが、このことに関する資料も一切存在していない。

イ 14 日(火)には関係児童 8 名から話を聞いているが、この際の聞き取り結

果についても市教委提供の資料中に存在していない。学年集会を行って、いじめの存在について全学年の児童及び保護者に知らせた後の聞き取り内容は重要であり、とりわけ、後に加害側が「学校はいじめはなかったと言っている」「お互い様だ」などと言い出してから学校・市教委側によるいじめの判断が後退した事情に鑑みると、この時点での聞き取り内容について記録し、市教委に情報提供することは当然であろうところ、そのような形跡が一切認められないことは不可解である。後に被害児童保護者から「学校は被害者と加害者とで二枚舌を使っていた」と主張されることになった点からも、学校側がこの時期に加害側にどのような伝え方をしていたのかは重要な情報であるが、この点についても一切記録が存在していない。

4) 平成 18 年 3 月 15 日の作文について

ア 3月15日、被害児童が欠席している中で、担任が「4時間目、クラスの子どもたちに今、考えていることを作文に書かせた。」とした作文には、「…私も、A₁くんにはいやなことをされたことがあります。」や、「A₁君はいじめられたわけではないと思いました。」「それに A₁くんがだれかをいじめたと聞いたこともありました。」「ぼくは A₁くんがいじめられてないとおもう。だって A₁くんはやられっぱなしじゃなくボールをあてたらあてかえしたりしてきた。」「でも A₁くんもその『きしよい』ということばをつかっていた。だれだれとラブラブというえんぴつをなげてきたりもした。A₁くんもぼくにラブラブといってきたことがあった。」「ぼくたちがあれだけ、ぼくたちの親や先生、A₁君の親におこられて、もう学校にくるのもいやなぐらいなのに、またいっしょに遊べるわけがないのに、ぼくたちが遊んでいたら、A₁君が『僕もよして』といわれました。(中略) ことわったら、先生におこられて、A₁君の親に何言われるかわからなかったから、いっしょに遊ばざるをえなかったです。そのときに、ぼくは、イジメっていうのは、弱いもんが強いもんには、いやなことをされたりすることだから、今の A₁君は、はっきりゆって、先生もみかた、親もみかたしている。まさに強いもんで、ぼくらは、先生におこられるは、親におこられて、両方が敵になってしまっって、だれにも相談できない、いわば弱いもんです。だから、何もかも、A₁君のいうとお

りにしなければならなかったから、はっきりいって、ぼくたちが、A₁君に圧力をうけていたんです。」などと書かれている。

イ この作文を書かせた動機として、担任は「子どもたちの素直な気持ちを知りたかった。もうこれ以上この問題に振り回されるのはいやだという思いを強く持っている。」と記しており、恐らく、「A₁君について思っていることを書いて下さい。『嫌だ』と思っていることを書いても構いません。」などと、児童たちに「A₁君に対する文句がある人は、書くよう」、促したものと思われる。そして、クラス全員分の作文ではなく、殊更被害児童に対する悪感情が表明されている作文を選び出して教育委員会に提出し、教育委員会の「互いに言い合っているので、一方的だと言えない。A₁が相手を落ち込ませていることもあったことから強弱も言えない。」との見解を引き出すことに一役買ったものと考えられる。

ウ これは前述したように、担任による当時の被害児童を「一方的な被害者である」と見なすことに対する疑問の眼差し、そして被害児童の保護者に対する反発などによるものであると考えられるが、少なくとも児童らに対する「教育的な配慮」によるものであったとは考え難い。担任において、被害児童が欠席していることに乗じ、「A₁君に対して文句を言ってもいい」という雰囲気を作り出すことで、「いじめ加害者」とされた児童が「自分は悪くない」という確信を得ることになり、さらに自分の子どもがいじめ加害者であると信じたくない保護者に対し、実質的に担任が味方をする姿勢を見せたものととらえられることになり得るからである。

エ ところで、クラス全員に書かせたはずの作文のうち、上記7名分のみの作文が市教委に残されている点は非常に不可解である。少なくともこの7名の「作文」を得たことが、当時から現在まで担任に根強く残る被害児童及びその保護者に対する悪感情を決定づけることになり、以降、学校側から教育委員会に対して行う情報提供と教育委員会の認識に少なからぬ影響を及ぼしたものとみられる。このような重要な資料について、担任が恣意的に上記7名分のみを抜き出して市教委に提供したのは、殊更クラスの作文の中でもA₁に対する悪感情が綴られているものを選定し、あたかもクラス全員が本件「いじめ」について懐疑的な意見を有しているとの印象を与えるためであっ

たとみることができ、非常に不自然である。

(2) 上記資料の不存在に対する当調査委員会の意見

ア 上記の記録、とりわけ当時の児童が書いたとされる作文(2/10及び3/15の残り部分)を当調査委員会は重視した一方、教育委員会提供の資料中には存在していなかったため、学校関係者や当時の担当指導主事等の聞き取りの際には必ずその所在及び内容について確認を行ったが、いずれも「記憶にない」や「見ていない」などとされている。

イ しかしながら、これまでに何度も指摘してきたように、学校側は被害児童の保護者に対し、アンケートや聞き取りなどによって本件いじめに関する調査がある程度進んだ平成18年2月20日の時点で「調査について」(甲8)と題する文書を示し、その内容の説明がなされている(資料4「面談記録(S)」)。そして「面談記録(S)」には、学校が調査を行った結果として、被害児童に対するいじめを確信した旨の校長の発言が記録されている。

ウ 上記の事実からすれば、被害児童の保護者において、学校側の説明をもって「周りの児童が、アンケートや聞き取り調査でいじめの事実を述べた」と主張することは当然であり、学校側はむしろ誠実に調査を行い、その結果を被害児童側に包み隠さず伝えているとさえ評価できるものである。

エ しかし、そうであれば、この際に学校側が「いじめがあった」として被害児童側に示した事実の元になったアンケート類について一切保管しておらず、あるいは教育委員会に提出していないことは大きな落ち度であると言えるのであり、これらの客観的な証拠が存在していないことも相まって、「いじめがあったかどうか判断できなかった」という結論に至るしかなかったというのであれば、誠にお粗末というしかない。被害児童の保護者側が憤慨することも無理からぬことであろう。

オ なお、当調査委員会によるG5元校長の聞き取りにおいて、平成19年4月当時、G5元校長は□□小学校を離れるに際して、□□小学校で保管していた本件に関する記録の一切合切を段ボール箱に入

れ、教育委員会に移管したと話している。その中にアンケートや作文の類が含まれていたかについては記憶が定かではないとしながらも、平成18年3月15日作成分の5年[]組の作文のうち7名分しか市教委に残されていないことについては、自分は選り分けた記憶がないことから、恐らく他の分も持っているはずだと思う旨述べている。

カ この際にG5校長が教育委員会に持ち込んだとされる段ボール箱については、当時の林指導部長に対する聞き取りにおいても、「見た覚えがある」旨を述べられているが、中に作文が含まれていたかどうかについての記憶はない旨述べている。

キ このように、当時G5校長が作文類について選別作業等を一切行っていないと証言している点からすれば、G5校長が平成19年3月に[] []小学校から移動するまでの間に、学校側で作文やアンケートを処分していれば格別、そうでないのならこの際に作文やアンケート類が市教委に持ち込まれた後、市教委内部において作文やアンケート類を破棄または隠蔽したという疑いが出てくることになる。

ク いずれにしても、数多く残存する本件に関する記録類の中から、子どもたちのいじめに関する生の意見や記憶が語られているはずの作文やアンケート類が脱落していることは誠に不自然であり、学校関係者又は市教委関係者がそれらのみを選択的に破棄したか、あるいは紛失したとみる他なからう。

平成19年4月19日には、被害児童の保護者から人権救済申立が行われ、学校のみならず市教委関係者も調査対象となったことから、市教委はその対策に追われることになった。実際、市教委から当調査委員会に提供された資料の多くは人権救済申立の対策資料であり、平成18年3月15日に書かれた児童7名分の作文も、これらの資料に含まれていた。このような経緯からすれば、市教委が児童らの作文の中から聞き取り調査の際に市教委側に有利に用いることのできる資料としてこれら7名分を選り抜いたとみることもできよう。もちろん、同作文は担任教諭が当時の森指導主事に渡したものである可能性もあることから、平成18年3月の時点で7名分が抜粋されていた可能性

も否定できない。

ケ いずれにしても、2月10日作成分も含め、重要な証拠となるはずの児童の作文の大部分が現存していない以上、学校または市教委によって情報の隠蔽または過失による廃棄が行われたものと考えられる。過失による廃棄としても、これらの重要な証拠のみが欠落していることは考えにくく、その責任は重大であると考ええる。

5 監査室の調査について

(1) 監査室の調査が不当行為であるとする主張

被害児童保護者は、本報告書の「素案」の段階において、令和4年6月から3カ月かけて行われた監理室の調査は不当行為であることを、最終報告書に新たな項目として明記すべきであると主張する。その根拠としては、以下のように主張する。

「当時、メモや備忘録の認識で、公文書としての認識がなかったことから、隠蔽する意図はなかったと結論付けている。しかし、48名の聴取記録（資料83）を見る限り、誰一人として『メモや備忘録の認識』だったとは述べていない。結論ありきの形式的な調査であり、お粗末なものである。」

「調査委員会の判断を迷わせようとしたこと、意図的に隠蔽したものではないと主張することがねらいだったのであろう。文書が『ある』か『ない』かの問題に、公文書に『当たる』か『当たらない』かに論点をすり替えている。仮に公文書ではなかったとしても、市教委作成時系列、担任作成時系列、学校作成時系列の3つの文書は存在していたのだ。公文書か否かは全く関係ない。まさに子ども騙しの調査と言わざるを得ない。」

「それを裏付ける記録がある。吉井良英 児童生徒課長の聴取記録（資料83 104頁目／後ろから3頁目）16～17行目には、『戸田係長と一緒に、当時学校文書についてメモ扱いで開示されなかった可能性がある旨の報告をした。』と書かれている。」「だが、そのことをなぜ吉井課長は知っていたのであろうか。吉井課長は令和3年度に市長部局から市教委に異動してきた人物である。」「一方、資料84 10頁下から1行目～11頁1行目には、『3名とも担任文書及び学校文書が過去に開示されていなかった事実につ

いては知らなかったと述べている（江尻H、戸田H、吉井H）』とある。この記載は、吉井良英 児童生徒課長の聴取記録（資料83 104頁目／後ろから3頁目）とは矛盾しているのである。」「つまり、知らない人間がどうして「当時学校文書についてメモ扱いで開示されなかった可能性がある旨の報告」をできたのであろうか。誰も発言する者がいなかったので、担当者である吉井課長がしかたなく作り話をしたのであろう。結論を無理やり導くための作文であることは誰でも一目でわかる。」（下線部・ママ）

（2）関係者に対する聞き取りの状況

ア 本件に関する聞き取り調査は、令和4年6月24日から9月9日までの約2か月半をかけ、平成17年度以降の関係部署における市教委職員、延べ48名を対象に実施されている。

しかしながら、市教委提供の「調査報告書別紙1」を見ると、対象職員全員に実施したものではなく、なぜか24名もの職員が理由も示されず、調査対象から外されていることが分かる。

また、伊藤理秀氏・陣崎哲朗氏・江尻勝也氏・戸田裕史氏については追加で聞き取りを行っていることがうかがえるが、どのような理由で追加聞き取りを実施することになったのか明確ではない。また、この種の調査にしては、追加聞き取りの実施人数が非常に少ない。

イ ところで、当調査委員会が問題にした平成22年作成「公文書公開請求に対する対応（教育企画課案）」は、作成者が明らかではないものの、令和4年9月15日作成の「学校作成資料等に関する内部調査報告書」によれば、「本件についての指導課での対応が担当指導主事から主に首席指導主事以上の対応となった」（10頁）とされている点、平成22年度の指導主事主幹であった平野敦司氏が「この件の公文書公開請求について、打ち合わせ等があったのだろうと思うが、その打ち合わせに誰が入っていたかはわからない。通常このレベルの事案の打ち合わせでは、指導部長、指導課長、首席指導主事、係長、担当指導が入っているのではないかと思う。自分も入っていたかもしれない」と述べていることからすれば、少なくとも、同年度における今井毅教育企画課長、島正樹教育企画課係長、森本純夫指導部長、竹下正明指導課

長、玉置章司首席指導主事がこの文書の起案に関与していたと考えられる。

そこで、以下ではそれぞれの聞き取り内容について確認することとする。

エ 今井毅教育企画課長は「メモ・時系列といったものについては、一律に公文書該当性を言うことはできず、どういった形で保管・共有していたのかによって変わってくるものという理解である。当時、この文書の内容を相談されていれば正していたのではないかと思う」と述べている。しかし、当該文書が「(教育企画課案)」とされていることからすれば、同課長がこの文書の内容を相談されないうまま、当該公文書性の判断が教育企画課案発案の公式見解として市教委内で共有されたとは考え難い。

ウ 次に島正樹教育企画課係長は、「公文書該当性の話については、適宜課長に相談をしていた。そのうえで、指導課に返している。」「指導課から相談を受けてこの文書を作ったことは間違いないが、詳しい経緯は覚えていない。総務課のフォルダにこの文書がない理由もわからない。」とする。「この文書」とは「公文書公開請求に対する対応(教育企画課案)」のことであると思われるが、そうであれば当然、その中身については今井課長に相談されているとみるべきであり、先の今井課長の「当時、この文書の内容を相談されていれば正していたのでは」との見解は事実と反するものと思われる。また、ここでの島係長の「経緯を覚えていない」は、「文書作成の経緯」についてであると思われるが、聴取者においては、経緯よりもむしろ「なぜこのような判断になったのか」「この判断にも今井課長が関わっていたのか」について、きちんと追求すべきであったといえる。

エ 森本純夫指導部長及び竹下正明指導課長は、いずれも担任文書、学校文書、事務局文書について「見たことはない」としている。その上で森本氏は、本件発覚当時である平成17年度の課長時代における委員会内部での文書の取り扱いについてや、平成20～22年度指導部長時代のことについて、「文書送付嘱託の資料については見たことがある。指導課から話を聞いたのではないかと思う。」「その際の相談の一態様として、教育企画課の係長が直接、指導部長に来ることは組織として考えられないのでなかったのではないか。」「公文書開示請求については、あったのかもしれないがはっきりと記憶はない。相談自体もあった記憶はない。」などと話していることが分かる。

他方で竹下氏については、「公文書公開請求に対する対応(教育企画課案)」についても「見たことはない。」とした上で、「当時多くの案件があり、この件について特段相談をされたという記憶はない(あったともなかったとも言えない)。」などと話している。

上記の聞き取り内容から浮かぶ疑問は、なぜ指導課長である竹下氏には「公文書公開請求に対する対応(教育企画課案)」について聞き、森本氏には聞いた形跡がないのか、ということである。あるいは森本氏にも聞いたのかもしれないが、なぜか「文書送付嘱託の資料」の問題とされているのであって、「公文書公開請求」については「あったかどうか」ということしか聞かれた形跡がうかがえない。

オ 玉置章司首席指導主事も、担任文書、学校文書、事務局文書ともに「見たことはない」としている。そして、同人は、「公文書公開請求に対する対応(教育企画課案)」について、概ね記憶がないとしながらも、「当時の生徒指導係ではこの考え方が共有されていたのではないかと思う」「指導課と教育企画課との打ち合わせでは島係長だけが来ており、今井課長が来たことはなかったが、当然、島係長から今井課長に話は上がっているはずという認識であった」としている。

(3) 監査室の調査に関する当調査委員会の判断

ア 当該調査は、教育委員会の特命による重要事項の推進に関することを分掌する監理室によって実施された。調査は、教育委員会事務局が担任作成資料、学校作成資料、事務局作成資料(いずれも時系列に整理された資料)について、事務局が入手した時期や、その保管・保存状況を特定することを目的として行われた。これは、令和4年6月20日開催の教育子ども委員会において三木しんじろう議員が、同年1月と4月に文春オンライン及び毎日放送が、これまで被害児童保護者側に「存在しない」と説明してきていた時系列資料が当調査委員会発足後の被害児童保護者側からの情報公開請求の際に突如開示された旨を報道したことを受け、「市教委内部で隠蔽をしていたのではないか」と指摘した上で、「教育委員会はずっとこの存在を知っていたのか、それとも突然存在を知ったのか、いつ知ったのか教えていただきたい」

と述べたことに対し、長田教育長が「調査を行う」旨の答弁を行ったことに端を発するものである。

イ ところで、このような調査を行うことについて、当調査委員会に対して初めて連絡があったのは、調査がほぼ終了した、実に同年9月2日のことであり、この前日に、「明日の調査委員会で三木議員のヒアリングを行う」との連絡を受け、突如市教委がメールにて「現在、6月20日の議会（教育こども委員会）において、三木議員から『学校作成資料（時系列）』の存在を教育委員会がいつ知ったのかという質問を受けて、監理室において、当時の関係者へのヒアリング等による調査を実施しています。昨日の三木議員の電話は、その進捗状況を問うものでしたが、本日ヒアリングを受けるにあたって、事前にその調査の進捗状況のことを調査委員会にお知らせしておく必要があると思ひ、直前で申し訳ございませんが、この度ご連絡させていただいております。」と連絡してきたものである。まさに学校資料の取り扱いや公文書公開請求に対する対応の可否については当調査委員会の調査対象であるところ、当調査委員会の調査と重複する内容の調査を実施することについて、当調査委員会に一切知らせることなく、議員の聞き取りからその事実が露呈することを危惧して慌てて連絡してくるなど、不誠実であるとの誹りを免れ得ないものと思料する。

ウ 聞き取り内容に関しては、聴取対象者同士で、明らかにその内容に齟齬が散見されているが、それを再度確認するための再調査などが行われた形跡は認められない。要するに、関係者から話を「聞きっぱなし」なのであり、その内容を真摯に検討した上でなお、問題点を明らかにするという姿勢に一切欠けているものといえる。

エ 内部調査報告書は、市教委における担任文書（本報告書では「担任作成指導記録」）の入手時期について、「学校から事務局への平素の情報共有のあり方を前提とすると、一教員であるG3教諭が直接これを事務局に共有するとは考え難く、実際にG3教諭も事務局と直接連絡を取ったことはない旨述べている（G3H）」とし、G5校長が平成20年末に本件小学校から事務局教職員課に異動するに際して、指導課の指導主事に引き継ぐことを前提に、担任文書を含む本件の資料全てを段ボールに入れて校長室に準備し、その後具体

的な時期や職員は特定できないものの、事務局がそれらの資料を受取った可能性が高い旨が記載されている。

しかしながら、G3 教諭が事務局と直接連絡を取ったことはない旨は、これまで当調査委員会が事実認定を行ってきた通り、誤った証言であると言わざるを得ない。そして、G3 教諭が市教委や学校管理職の指示もなく、このような詳細な資料を、しかも過去に遡ってかなり詳細に作成することは考え難い。当該内部調査においては、その部分を深掘りしようとした形跡はなく、漫然と G3 教諭の言い分だけを記すにとどめたことは、当該調査において事実を明らかにしようという姿勢に欠けている指摘されても仕方がないものと思われる。

オ G1 校長は本件聞き取りにおいて、時系列作成の経緯について、森指導主事から時系列を作るようにいうことで17年度末に指示を受けたのではないかと答えている。他方で当時の担当主事であった森氏においては、担任文書と学校文書を共に見たことがないと答えているが、その一方で、事務局文書は自身が作成したと答えていることは、極めて不自然である。

カ 監査室による聞き取りによって、市教委作成文書は、本件が発生した平成17年度から□区担当の指導主事である森氏・上坂氏・高見氏・陣崎氏によって作成が開始されたものとしている。高見氏は、事務局作成文書について、「森→上坂→高見と引き継いで作成していると思う。はっきりとした記憶はないが、我々で作ったのではないかと思う。その後については、陣崎指導主事が作成したのだと思う」と、陣崎氏は「平成20年度に見たと思う。最後の方は私が作成した」と、それぞれ答えている。そして陣崎氏は、「公文書公開請求に対する対応（教育企画課案）」に関して、「その後、公文書公開請求が出て、保有文書のうち、どこまでが公文書かの整理をしないといけないとなった。公文書公開請求の打ち合わせは、西口主事と島係長でした」と答えているが、上記でみたように島氏は「詳しい経緯は覚えていない」とし、西口氏は公文書公開手続について「教育企画課の島係長と一緒に動いていた記憶である。主として、島・西口で動いていた」と述べているが、当該時系列資料の公文書性の判断については、どうしてそのように判断したのかにつき、一切触れられていない。

カ 上記の聞き取り内容を見比べると、当時この文書作成に関わっていたと考えられる職員らの認識は不明瞭であり、さらに責任の所在を曖昧にするような回答に終始しているように思われる。この点は内部調査の限界であると思われるが、これだけ大規模な調査に乗り出したのであれば、後に隠蔽であると指摘されることになり得る重要な判断がどのように出されたのかについて、もっと踏み込んだ調査を行うべきであったと言わざるを得ない。

キ この点、被害児童保護者は、「文書が『ある』か『ない』かの問題に、公文書に『当たる』か『当たらない』かに論点をすり替えている」と主張するが、同人も指摘する通り、学校・担任・市教委がそれぞれ作成した時系列等の資料が市教委内部に保有されていたことは、調査を待つまでもなく明らかなことである。そして前述した通り、同調査の目的は「市教委がそれらの文書を手に入れた時期やその保管・保存状況を特定すること」にあったところ、調査報告書においては、担任作成指導記録は入手時期を特定できなかったものの、平成 20 年度末以降に同記録を含む本件資料一式が入った段ボールを市教委事務局職員が取りに行った可能性が高いとし、学校作成時系列は本件発覚から 2 日後である平成 18 年 2 月 6 日以降、学校から順次 FAX で事務局あて送信されていたことが指摘され、さらに市教委作成時系列についても同様の時期に担当指導主事の手によって作成・追加されてきていたこととされているところであり、市教委内に文書が存在していた時期については、ある程度特定されているものといえる。そして、公文書性の判断については、被害児童保護者は言及することを不要としているものの、まさしくその点がこれらの時系列資料等を意図的に隠蔽したものであるか否かに関わってくる重要な事項であることからすれば、当然調査事項に含まれるべき内容であったと言える。

そしてこの点に関する報告書の記載内容について、被害児童保護者は「意図的に隠蔽したものではないと主張することがねらい」であり、「調査委員会の判断を迷わせようとした」ものであると主張している。確かに、同内部調査報告書における、「(当該資料に関する市教委の) 公文書該当性に関する判断は、公文書該当性を限定的に解釈するものであって、…公文書公開制度を軽視するものであったと言わざるを得ない」との評価については、「公文書該

当性の限定解釈」「公文書制度の軽視」などの表現にとどめているものであるが、そのような表現が示唆する市教委担当者における解釈の誤り（過失的なもの）によるものであったとは評価できず、当調査委員会において「継続的な隠ぺい行為であると評価されても仕方がないものである」と指摘してきたところである。

ク なお、被害児童保護者は、令和3年度に市長部局から市教委に異動してきたため本件について事情を知らないはずの吉井良英課長の聴取記録に、「戸田係長と一緒に、当時学校文書についてメモ扱いで開示されなかった可能性がある旨の報告をした。」と書かれている事実をもって、「結論を無理やり導くための作文」と批判している。この点について、当調査委員会が同課長に発言の根拠について確認したところ、令和4年1月に本件時系列資料等に対する第三者（ここでは氏名を伏せる）からの公文書公開請求があり、吉井課長がその対応を行うために当該資料に目を通した際に、「メモ扱いで開示されなかった可能性がある」旨の印象を持ったこと、「資料に基づき、推測で、あくまでも『可能性がある』と言ったままで、『開示されなかった』と断定したのではない。」との返答があった。そして実際、当該第三者と吉井課長との公文書公開に関するやり取りのメールを当調査委員会は入手している。同メールには、同年3月2日21:35に吉井課長が、「本年1月の初旬に、●●様よりご請求いただいていた公文書の公開をさせていただきました。その際に、一部の文書の非公開処理（マスキング）についてご意見をいただいておりますので、他の業務との兼ね合いから、確認作業に時間がかかってしまいましたが、改めて見直し作業を行いました。」「結果として、公開部分についての判断は変わっておりませんが、ご指摘のあった公文書について、文章や段落ごとの非公開処理（マスキング）を改めて行っております。」と記されていることから、同課長が述べる通り、同課長においては、公文書公開にかかるマスキング作業を行うために、当時の時点で当該資料をじっくり検討する機会があったことが優に認定できる。したがって、同課長の聴取記録に上記の記載があることを根拠に、内部調査報告書に対して「結論を無理やり導くための作文」と評価することは適当ではない。

ただしこれまでも指摘してきた通り、市教委においては同調査をもって、

市教委内部の人間が上記3つの時系列資料を隠蔽しようとした可能性について、真摯に検討しようとしていなかったことは明らかである。

ケ また被害児童保護者は、「当時、メモや備忘録の認識で、公文書としての認識がなかったことから、隠蔽する意図はなかったと結論付けている。しかし、48名の聴取記録（資料83）を見る限り、誰一人として『メモや備忘録の認識』だったとは述べていない。結論ありきの形式的な調査であり、お粗末なものである。」と主張している。確かに、聴取を受けた対象者が明確にこのような発言をした形跡はうかがえないものの、「メモや備忘録の認識」という言葉自体は、市教委が作成した2010年9月22日付「公文書公開請求に対する対応（教育企画課 案）」において、「当時のG1校長やG3教諭等が作成した時系列の対応記録は多数存在するが、これらの記録は、あくまでも教員が作成したメモ・備忘録の域を出るものではなく、学校や教育委員会が組織内で共有して組織的に用いるものではないので、『公文書』として扱わない。」との対応を決定した際に用いられたものであり、調査報告書ではその旨が明記されていないものの、聴取対象者の言葉として引用されたものではないことがうかがえる。そして被害児童保護者は、この記載をもって、「結論ありきの形式的な調査であり、お粗末なもの」と断じているものであるが、この記載内容を根拠として不当行為であると評価することはできない。

コ しかしながら、確かに同調査において、「誰が」、「どのような根拠に基づいて」このような判断をし、結果としてそれらの時系列資料を隠蔽することになったのかについて踏み込もうとしていないことからすれば、当該内部調査自体は、形式的に行われたに過ぎないものと言わざるを得ないものと評価することができる。

サ そして市教委としては、令和4年6月20日開催の教育こども委員会における三木しんじろう議員からの指摘を受け、当該調査に着手したものであるが、上記で検討した通り、その調査はあくまでも議会での批判をかわすために形式的に行われたものであると評価できる以上、当該内部調査を「不当行為である」と指摘する児童保護者の主張には理由があると判断できる。

6 結論

上記の経緯からすれば、被害児保護者による公文書公開請求に対して学校作成の時系列、担任教諭作成の指導記録、教育委員会作成の時系列が隠蔽されていたとの被害児童保護者からの主張に加え、教育委員会作成の時系列(1-7)の隠蔽との主張には理由があり、作文、アンケート、調査結果の不存在と合わせて、いずれも不当行為に該当するものといえる。

また、令和4年6月より管理室によって着手された「学校資料等に関する内部調査」は、それを実施したこと自体を不当行為であると評価することはできないものの、同調査の実施に関しての当調査委員会に対する報告が適切になされていなかったこと、2010年9月22日付の「公文書公開請求に対する対応(教育企画課 案)」において当該時系列資料の隠蔽を図ったとみるべきところ、同報告書では「本件が学校で認知されてからすでに18年が経過しており、関係者の記憶も必ずしも鮮明であったとは言い難かった」ことを理由に正確な事実の認定に至ることができなかつたとし、「公文書該当性の限定解釈」「公文書制度の軽視」などの表現に矮小化する表現にとどめたことは、それぞれ不当であると評価できる。

第 8 再発防止のための提言

1 学校について

(1) 問題点

これまで指摘してきた問題点に加え、当調査委員会は特に、学校側の本件に関する対応について、以下の問題点があったことを指摘する。

① 場当たりの保護者対応と指導の不徹底

本件当時の学校は、保護者からの求めに対し、学校としての明確な方針もないままに、ただ迎合したり、誤魔化したり、場当たりの不十分な対応をしたりして、一貫性のない姿勢を取り続けていた。最初は「被害者に寄り添う形での対応」を心がけていたようであるが、被害側の要求が強くなるにしたがって逃げ腰の姿勢となり、被害児童保護者の前では全面的にその主張を受け入れるような態度を示しながら、他方で市教委と一緒に「いじめがあったかの判断ができなかった」という態度に転じ、それを知らせないという態度は、被害側にとっては裏切りでしかなかったものである。

例えば、平成 18 年 2 月 10 日の時点で開催された学年集会の企画・運営も、きわめて杜撰なものであり、本来学年集会は学校の責任・管理の下で行われるべきものであるものの、「被害児童の母親が突如、勝手に被害児童の手紙を読み上げた」や、「被害児童保護者から実名を出して厳しい指導の要求があり、それを受け容れた」など、被害児童保護者側に責任転嫁をするかのような記述が随所で行われている。

このような学校側の認識であったがために、後に加害側保護者から、「学校が A の一方的な要求を受け容れ、学年集会の場で関係児童を犯人扱いする発言を許し、子どもがさらし者にされたことは、どうしても納得いかない」(7・4)などのクレームが出るに至ったものである。さらに学校側は、この際加害側保護者の 1 人が「心の納めどころにしたい」として、担任名での詫び状を要求し、教頭はこの保護者の「要求どおりにしたい」との意向を示し、校長・担任連名の詫び状を渡している。

このように、学校側は当事者の求めに対して、その時点での対応が後にどのような形でトラブルに発展するかなどを深く考えることなく、とにかく「その場しのぎ」で応じることを繰り返しているのであり、これが後の被害者と加害者の対立を深刻化した要因であると指摘することができる。

しかしながら、当調査委員会がこれまで繰り返し述べてきたように、学校による本件いじめの調査は平成 18 年 2 月 16 日の加害児童 10 名からの聞き取り調査によって、一応は完了していたものである。

なお、担任作成の指導記録によれば、被害児童側からは同年 2 月 8 日(21 時 25 分～23 時 30 分までの間)に至っていじめられていたことが強調されるようになったとされているのであり、それが事実であれば、本格的にいじめに関する調査を行う期間は学年集会までにわずか 1 日しかなかったことになる。そして 2 月 9 日は G3 と G4 が A₁ に対して問い詰める形になったことで被害児童保護者から苦情が入り、その後 21 時 35 分から 23 時 15 分までの間に O₃、O₅、O₈、O₉ の 4 家庭を訪問したにとどまったのであるから、2 月 10 日の時点では、まだいじめ内容についての十分な確認が行えていない段階であったと考えざるを得ない。

通常、児童または保護者からいじめの訴えがあった場合、いじめ対応チームが招集され、調査方針や役割分担が決定された上で、当事者双方、さらには周りの子どもからの聞き取りなどの調査が行われることになる。この調査は速やかに行われる必要があり、個々の児童からそれぞれ聴き取りを行い、事件の全体像を把握することが求められる。平成 18 年当時、いじめ対応チームという概念は一般的でなかったにせよ、関係児童が十名以上と大人数に及んでいるだけでなく、数十万円という大金のやり取りが行われていた本件において、担任と生徒指導担当の 2 名が個別の家庭を訪問しながら聴き取りに当たっていたことには明らかに限界があり、しかも当時、最も基本である被害児童からの聞き取りさえ十分に行えておらず、被害の輪郭すら把握できていないような状況だった。かかる時点で、対応の方針すら立てないままに、とにかく加害児童から個別に事情を聞き回る状況においては、大なり小なり双方の意見が食い違うようになり、やがて行き詰ってしまうことは目に見えていたものといえよう。とりわけ被害児童は 1

名であるのに対して加害児童は多数なのであり、一部の加害者が自己保身のためにいじめ行為を否定したような場合、その証言に「乗っかって」、他の児童も被害児童に責任を転嫁する証言を行うようになっても不思議ではないのであって、少なくとも最初の段階において複数の教師に協力を要請し、一斉に加害とされる児童の聞き取りを行い、相互の証言の食い違いについて丁寧に確認を行っていくという作業は必須のものであった。

そうしたこともしないまま、共通の認識も得られていないような状況下で、学校が「保護者参加の上での学年集会を開催する」という決断をするとは到底考え難く、もしそれが本当なのであれば、明らかに被害側・加害側に対しても重大な悪影響が及ぶことは明らかであった。この点については、後(⑥)でも述べたい。

② 管理職(校長・教頭)と生徒指導担当教諭のリーダーシップ不足

上記のように、学校側がいたずらに場当たりの対応を続けていたことの要因として、校長・教頭と生活指導担当教諭のリーダーシップの不足が挙げられる。そもそも、クラスのほとんどの男子が加害者となっているほどの大規模ないじめ事案を、校長・教頭・担任・生徒指導担当教諭の4人だけで対応・指導・解決しようとしたことに大きな無理があったと言わざるを得ない。

校内において、校長は最高責任者なのであり、学校全体の仕事を把握して、それらを教職員に振り分けて実行させる立場である。そして校長としては、各教員がそれぞれの役割において法令等に違反していないかなどの指示や監督をする立場でもあることから、自らが児童の聞き取りなどの調査を行う役割を担うのではなく、複数の教員に手分けさせ、一貫した方針の下で、それらを指示・監督する役割を果たすべきであった。

教頭は、校長の補佐を行い、校務を整理し、必要に応じて児童の教育をつかさどる立場にあり、校長に事故がある時はその職務を代理する立場にある(学校教育法28条)。このような意味では、校長に比して児童に直接接触する機会が少なくない立場であるが、校長の補佐という職務に鑑みれば、本件の調査等に関しては、現場の教諭を指導・指揮し、適切な人員配

置や役割分担を行わせるべきであった。

小学校において生徒指導担当教諭は児童・生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して教育指導の改善および充実のために必要な指導及び助言を行う立場にあり、「生徒指導のコーディネーター」の役割を果たす。しかしながら本件当時生徒指導担当教諭は、担任教諭と調査のあり方や指導介入の方法などについて十分に話し合ったり、助言を行うなどをした様子が見えない。

むしろ上記3名は、いわば「担任教諭と同じ立場で」、児童の聞き取り調査等を行っており、担任以外の他の教諭と連携するなどをした形跡もなく、本件に関して十分な議論を行い、方針を立て、役割分担を行うなどをした様子も見えない。そのため本件においては、どちらかといえばいじめを認める立場の校長、生徒指導担当教諭と、いじめを認めない立場の教頭、担任に分かれていたものであり、このような状況では適切な調査に基づく毅然とした指導を行い、いじめを解決するということは、そもそも困難なことであったと言わざるを得ない。

③報告・連絡・相談を含めた情報共有の不徹底

本件当時、学校側はしばしば、それまでの方針や見解を変えた際にも一切被害側保護者はもちろん、加害側保護者にもそれらの内容を説明したり、意見を聞く機会を設けておらず、ただ市教委とのみ情報共有を行っていたことがうかがえる。そのため、被害側・加害側双方の保護者から、学校側がどのような立場にいるのかを問い質される場面が幾度かあり、それにも十分に答えきれずに不信感を与えることを繰り返してきた。

加えて、本件に関して校内の他の教職員に対しても報告・連絡・相談を含めた情報共有を一切行っておらず、他の教職員は当調査委員会の聞き取りにおいて、「聞きにくい雰囲気」「触れられない感じだった」などと証言しているところである。

しかし当時、いじめという非常に重要な訴えが出されており、マンパワーにおいてもギリギリの状態での調査・保護者対応などを行っていた状況からすれば、当然、学校全体で問題意識を共有し、活発な意見交換や役割分担

を行いながら、事案の解決に学校を挙げて取り組むという姿勢を取ることが必要であったといえる。

当時は「いじめ対応チーム」や「チーム学校」という考えは学校現場には浸透していなかったものであるが、学校の役割から考えても、「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行うことが求められていたはずである。実際に、特定の教員が本件いじめ問題を抱え込んでしまったために、当初はそれでもいじめ認定のために必要な調査を完了していたものと評価できるものの、その後の対応において八方塞がりの状態となり、一旦は認定したいじめについても徐々にその判断を後退させていくことになったのであって、いじめの解決からはどんどん遠のいてしまったものといえる。

④平素からの（児童達への）人権的な指導の不徹底

本件当時の教職員の聞き取りでは、当時の本件小学校においては、「きしよい」「死ね」などの言葉が平気で飛び交う環境であったにもかかわらず、「下町の雰囲気、元気のある学校」「やんちゃな子たち」で済ませていた教員が多かった。これは明らかに、いじめが生まれやすい、いじめを見逃しやすい雰囲気・環境であったと言わざるを得ない。

⑤本件に関する資料の管理の杜撰さ

いじめの認定において、児童らが自発的に書いたアンケートや作文などは非常に重要な資料であり、適切に管理を行い、問題が解決したことにすべての当事者が納得・同意するまでは破棄をすべきではない。

昨今、いじめ自殺問題において、学校側によるいじめに関するアンケート結果を破棄する事態が相次ぎ、メディアなどでも大きく取り上げられ、問題視されているところである。このようなことをすれば、「証拠隠滅」「いじめの隠蔽」と受け止められても仕方がないのであり、強く非難されるべきものである。

これまで全国で問題となったいじめ自殺におけるアンケート破棄は、「保管義務規則を知らなかった」、「情報をまとめ終わって不要になったと

考えた」、「保管場所が確保できなかった」などと言いつがされているが、本件に関する記録を精査すると、当該学校ではいずれにも該当しないもの
と考える。

とりわけ本件は、被害児童の保護者から人権救済申立や民事訴訟、議会陳情などが繰り返されている、言わば「常に現在進行形」の状態だったのであり、このような状況下で重要な証拠であるアンケートや作文のみが存在しないことは、誠に不自然なことである。

⑥初期の聞き取りにおける問題点

本件においては、初期の聞き取りにおいてしっかりと事実確認を行うことが可能であったのであり、実際にいじめの事実を認定するために十分な事実関係は聴取できていたものであるが、後に学校が「十分な調査を行うことができなかった」「被害者と加害者双方の言い分をすり合わせる事ができなかった」などと言を翻したことを、これまで述べてきた。

実際、学校側は初動の段階からかなりの人数に上る加害児童及びその保護者に対して聞き取りを実施しており、さらにその後のアンケート調査やそれに基づく聞き取り調査などを行ったことが認められるが、初動の段階で実施された聞き取りの内容やその際の質問事項などの記録は一切残されていない。そのことが、後に「十分に調査を行った」「行うことができなかった」との、被害側保護者との無益な論争の一因となったことは否めない。なお、記録から認められる初期の段階での聞き取りの内容は以下のようなものであり、それぞれの段階における問題点を指摘することとする。

1) 2月5日(日); 最初の聞き取り

「9:00～A家を教頭・担任教諭・生徒指導係教諭3名で訪問し話を伺う。」

(1-50)

この発端として学校時系列には、「7月、学年プールの時期に、5名(O₁、O₂、O₄、O₇、もう1名?野球部)に1000円ずつ、合計500円あげる。(友だちの機嫌を取るため。仲良くしてほしいため?)父親が、コレクションしていた旧札15万円分くらいを少しずつ袋より抜きとる。その後、夏休みか

ら2学期にかけて、O₁さん、O₄さん、O₂さんにせがまれて、繰り返しその袋よりお金を抜き取り与える。また、母親の財布より1万円、父親の財布より2万円を抜き取り、同じように友達に渡す。そして、今回2月4日朝に、O₁さんより電話があり／お金を要求される。」と記載されている。

この際の聞き取りにおけるお金の動きに関しての学校側の表現は、「あげる」→「抜き取る」→「せがまれ、繰り返し抜き取り与える」→「要求される」などに変化しているが、その状況についての確認が十分に出来ていない。また、この時点で被害児童が「あげる」という表現を用いたかどうかは甚だ疑問であるが、「友だちの機嫌をとるため、仲良くしてほしいため？」などと記載している。このように「お金」に関する認識の違いは非常に重要な事項であるのに、当時、十分にその確認をしなかったことは教員側の思い込み・バイアスによる失敗である。

2) 同日

「13:15～ O₁母子来校。教頭・担任教諭・生徒指導担当教諭で話を伺う。」

この内容として、学校作成時系列には「1学期から1回100円程度で数回、A₁さんよりお金を借りた。合計1200～1500円程度。クリスマス前にゲーム機(DS)を友達から借りた。昨日[]等へ行った。」と記載されている。

この聞き取り内容は明らかにO₁がA₁から受け取った金額を過少申告したものであり、この時点で学校側は、A₁側の申告する被害金額との大きなずれについて十分に聞き取りを行った形跡がない。

また、この時点において学校は、金銭のやり取りについて、前述の表現の違いについて確認をしていないと考えられる。さらにDSを友達(おそらくA₁)から借りて、今でも手元にあるのか返却したのか、また[]に行った理由等の確認を行った形跡が見て取れない。

3) 同日

「14:15～ O₄母子来校。教頭・担任教諭・生徒指導担当教諭で話を伺う。」

内容としては、「昨年（H17）7月のプール開放の時に、お金をAさんがく
れると言う話になり、「翌日 [] 公園で、O₁、O₂、O₄、O₅、O₇が、他の
日にO₆、O₃がそれぞれ、1000円ずつもらう。その後、夏休み中に2回、[]
公園及びA₁さん宅で同じように1回1000円ないし2000円を1回目の
メンバーに渡す。その際、電話等で「なんぼかもらえるか?」「ええで」とい
うようなやりとりがあった。2学期に入り、また2回電話等で催促し、A₁さ
んがそれぞれ3000円ないし2000円を渡す。（1～2人で行って受け取る。）
さらに、野球ユニフォーム（[]）をA₁さんからもらって来た。
不審に感じたが、菓子をお礼に渡した。（子どもに持って行かず。）」

「10月頃、O₄、O₁の二人がそれぞれ、500円を借り、100円返す。そして、
昨日、A₁さんから15000円渡すから、ゲーム機（DS）を買ってきて欲しい
と電話があり、O₁さんとともに、A₁宅に行った際、父親より事情を聞かれ注
意される。その日の午後、O₄、O₁二人でゲーム機（DS）を買うため、「[]
[]→[]→[]→[]」と校区外のお店を回る。その際にA₁さ
んの父親に会う。」と記載されている。

この記載からは、この前年である平成17年7月のプール開放の時にお金
もらった（7名合計7000円）児童達が、更にA₁に催促していることが明
らかである。加害児童達のこの催促や多額の金額の動きがわかった段階で、
もっと突っ込んだ聞き取りをすべきであった。[]のユニフォームやDSの
件についても、聞き取りが非常に甘いといえる。

4) 同日

「16:00～ O₂宅家庭訪問 担任教諭・生徒指導担当教諭」

「17:50～ O₅宅家庭訪問 担任教諭・生徒指導担当教諭」

「18:50～ O₇宅家庭訪問 担任教諭・生徒指導担当教諭」

「19:40～ O₂宅家庭訪問 担任教諭・生徒指導担当教諭」

「21:00～ O₁宅家庭訪問（再度話）担任教諭・生徒指導担当教諭」

「21:45～ 教頭よりA家に架電（現在までの様子を伝える）」

上記の家庭訪問の内容について確認できる資料が一切無い。この段階における学校側の加害児童の保護者への説明の前提として、「被害児童（A₁）の方からお金を配った、渡した」、すなわち、お金のやりとりの原因は、A₁本人であって、お金の管理が出来ていないA保護者にも問題があると考えていたことがうかがえる。

5) 2月6日（月）

放課後15:40～

5年□組 O₁、O₄、O₂、O₅を集め、担任教諭と生徒指導担当で一人一人から話を聴きながら事実確認をしていく。事実確認で辻褄があった児童については、保護者に連絡し、帰宅させる。

15:50～ O₇母親を招校 担任教諭と話し合う

18:00～ O₁母親を招校 O₁母親と本人と教頭が話をする

18:30～ O₁母親と本人、担任教諭、生徒指導担当教諭が事実確認

20:45～ O₆宅を担任教諭、生徒指導担当教諭が家庭訪問

ここでの「事実確認で辻褄があった」とは、何を指しているのかが判然としないが、学校作成時系列の記載内容からすれば、恐らくやり取りされた金額のことであると思われる。しかしそうであれば、これだけの高額に及ぶ金銭のやり取りを小学生らが行っていたことがこの時点で明らかとなったのであり、加害側が主張するように、本当にA₁が任意で交付していたのか、きちんとA₁側にも確認を行う必要があるはずだが、そのようなことが行われた形跡は一切ない。そのため学校側は、被害側に調査の結果判明したいじめの内容について説明を行って以降も、しばしば「A₁が友達の気を引くために金を配った」との見解を持ち出すことになっている。非常に不適切な対応であったと言わざるを得ない。

6) 2月7日（火）

担任教諭と生徒指導担当教諭からお金の流れや使った内容の事実確認

| | |
|-----------------------|----------------------|
| 9 : 0 0 ~ 1 0 : 4 0 | O ₄ の聴き取り |
| 1 0 : 5 0 ~ 1 2 : 0 0 | O ₅ の聴き取り |
| 1 4 : 4 0 ~ | O ₂ の聴き取り |
| 1 5 : 3 0 ~ | O ₆ の聴き取り |
| 1 6 : 2 5 ~ | O ₃ の聴き取り |
| 1 6 : 5 0 ~ | O ₁ の聴き取り |
| 1 8 : 1 5 ~ | O ₁ 母親招校 |

本人と担任教諭と生徒指導担当教諭 4 名で事実確認と指導。

この時点で O₁ についてはほぼ、事実関係と指導にめどがついた。

2 0 : 3 0 ~ 2 4 : 0 5 A 宅に担任教諭と生徒指導担当で訪問し現在までわかっていることの説明及び今後の指導の方向を話す。

2 3 : 0 0 ~ は教頭も訪問し、1 0 日（金）に学年集会を開催して指導をするとともに、保護者に参加していただくことを了解して頂いた。

この時点で、保護者参観を含めた学年集会の開催意向は学校から提案したことが明らかである。ただし、学校側は、あくまでも「お金のやりとりの指導での学年集会の提案であった」との説明を、教育委員会に対して行っている。実際、学校作成時系列によれば、この時点で行われた「事実確認」は「お金の流れ」「使った内容」とされているが、本件にいじめが絡んでいるのかどうかについて積極的に確認を行った形跡がない。そもそも、これだけ（この時点では 20 数万円）の金額のやり取りを、本当に A₁ が任意で交付していたと考えるのは、明らかに無理があると考えべきである。

そして何より、この時点で加害側が主張する事実について、しっかりと被害側保護者に報告した上で、被害児童の言い分と突き合わせを行った様子が見取れない。つまり、事の重大性について、当時の学校側の認識は非常に甘かつ

たものと言わざるを得まい。

なお、担任作成指導記録によれば、この頃には「いじめられて、おどしとられたという感じの話が出てきた。謝罪の場を設けて頂くことをAさんをお願いする」と書かれているのであり、この時点での学年集会の申し出は、被害側からすれば当然、「いじめの事実の報告と指導」の機会であるにとらえられることになる。そうであれば、この時点ではA家と学校側の関係も良好であり、被害児童の聞き取りにも支障はなかったはずであるから、学年集会のもち方の大前提として、しっかりと被害児童から話を聞いておく必要があったはずであり、むしろそれがなされないままに学年集会を開催することは考え難い。

したがってこの時点で学校側は、A側に対して「いじめの内容で学年集会を行う」旨の説明を行っていたと考えるのが合理的である。

7) 2月8日(水)

8:15~

A₂が来校(昨日の御礼と昨夜の話の確認。保護者が参加できる学年集会を10日(金)に開催)

15:00~

O₄の父親が来校(担任教諭と生徒指導担当教諭が対応)

今までわかったことの説明と学年集会開催の了解を得る。

保護者同士の関係を大切に話す話をする。

17:00~

O₆の父子が来校(担任教諭と生徒指導担当教諭が対応)

今までわかったことの説明と学年集会開催の了解を得る。

保護者同士の関係を大切に話す話をする。

17:45~

O₂の母子が来校(担任教諭と生徒指導担当教諭が対応)

今までわかったことの説明と学年集会開催の了解を得る。

- 保護者同士の関係を大切に話す話をする。
- 18:15～ O₄の両親がA宅を謝罪訪問するも受け入れられず。
その怒りを学校に来て、校長・教頭・担任教諭・生徒指導担当に言う。
- 18:45～ O₃の母子が来校（担任教諭と生徒指導担当教諭が対応）
今までわかったことの説明と学年集会開催の了解を得る。
保護者同士の関係を大切に話す話をする。
- 19:15～ O₅の母子が来校（担任教諭と生徒指導担当教諭が対応）
今までわかったことの説明と学年集会開催の了解を得る。
保護者同士の関係を大切に話す話をする。
- 20:00～ O₇の母子が来校（担任教諭と生徒指導担当教諭が対応）
今までわかったことの説明と学年集会開催の了解を得る。
保護者同士の関係を大切に話す話をする。
- 21:25～ Aさん宅へ担任教諭、生徒指導担当教諭が訪問する。
- 22:55～ Aさん宅へ教頭も訪問し、話を伺う。

この時点で加害児童の聞き取りに関しては、ひと段落したことをうかがわせる記載が並んでいる。前日には被害側がはっきりと「いじめられて、おどしとられた」と申告しているのであり、学校としては、当然、その申告を踏まえた上での聞き取り及び報告がなされていなければならないことは言うまでもない。しかし、加害側に実際に行われた「今までわかったことの説明」が、どのような内容であったかについての記載が、記録上一切認められない。しかしながら、

被害児童の保護者側はこの時点で、「学校はいじめの事実を認めている」と理解していたものであり、当然「いままでわかったことの説明」は、その後に訪問した被害児童宅において、加害側に行ったと同じ内容で被害側にも行われていると考えるべきである。

そして、学年集会開催については学校が提案し、被害・加害双方の保護者からも合意を得ているのであり、この時点で被害側の認識と加害側の認識には齟齬がない状態にしておくことは当然のことであろう。

すなわち、いじめ指導において「学年集会」を開催する段階というためには、少なくとも被害児童の安全・安心を確保した上で、加害児童に対して「相手の苦しみや痛みについて思いを寄せる指導を十分に行いつつ「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせた上で、集会を区切りとして前を向いて学校生活を送ることができる環境を用意しておく必要がある。そこでは、いじめが大人の見えないところで続けられるものであることを考慮した上で、「学年集会を行うことで得られる教育効果」「それによって被害児童及び加害児童が受けるかもしれないデメリット」などを総合的に判断するための十分な材料集めが不可欠なのであり、学年集会を行うことでよりいじめが深刻化しないということを、被害児童・保護者に対して保証する必要がある。したがって、学年集会を開催することを決定したのであれば、少なくとも被害児童の保護者、加害児童の保護者とで、その内容について共通理解をし、双方が納得しておくべきことは当然のことである。

しかし、その後に繰り返されることになった学校及び市教委の主張によれば、集会前々日や前日の時点においても、加害者側は未だ「いじめ」という認識を持つに至っていないのであり、そのような認識の相違がある時点で「いじめに関する学年集会」を行ったならば、当事者間の関係悪化につながることは必定であったとさえ言い得る。

このように、当時の学校側の動きと、それに対する学校や市教委による（後付けの）説明は非常にちぐはぐなものであり、被害側において到底納得・理解できず、後の紛争や繰り返される議会陳情などに至る要因となったものと言わざるを得ない。

(2) 学校への提言

これまで述べてきた本事案の事実関係及びそれぞれの問題点、いじめ対応における対応上の課題を踏まえ、本委員会は以下の通り再発防止策の提言を行う。

1) 「いじめ」についての正しい認識を持つこと

本件「いじめ」に対する学校側の認識に関しては、主に①本件発覚にかかる平成18年2月6日以前の担任における認識と、②本件発覚後における学校の調査で明らかになった事実の評価、の二つの局面が存在するといえる。

① 担任における認知と対応

本件担任による「いじめ」の認識については、本報告書「第3」「1」において詳細に述べてきたところであるが、他の教員においてA₁が一人ぼっちでいることなどに気付いていたのに、担任は被害児童側の訴えをすべて否定し、「いじめはなかった」との見解を崩していないことがうかがえる。

なお、これまでに認定したように、本事案におけるいじめは、被害児童に対し、加害側が寄ってたかって、遊びの際に集中的に嫌がらせをする、ノートや筆箱などの学用品に落書きをしたり隠す、投げ合う、自宅の鍵を隠す、「きしょい」「うざい」「死ね」「消えろ」などの罵声を浴びせる、K-1ごっことして殴る蹴るなどの暴行をする、ひっかく、廊下で引きずる、ボールを顔面に強くぶつける、足をひっかける、万引きを強要される、数十万円という高額の金銭をせびり取るなど、典型的なものであり、かつ、相当程度深刻な態様のものではあった。

これらのいじめの全貌は、およそ学校側が平成18年2月15日に実施した「いじめについての調査I」の記載内容及び、それに基づく対象児童の聞き取り調査によって明らかになったものであった。これらのいじめの多くは学校やクラスの外で行われたものであるが、学用品に対する落書きや隠す行為、投げ合う行為はクラスの中で行われており、担任教諭は落書きを現認していた。さらに被害児童が隣のクラスの友だちに筆箱を預けていた際に理由を問い質し、筆箱の投げ合いが行われていたことを確認している。落書きを現認した際のことについて、担任は本件発覚後に被害児童の保護者から問い

質され、「誰がこんな酷いことをするんや」などと言ったと答えたものの、指導は行っていないとし、当調査委員会の聞き取りにおいては「自分で書いたと言ったので、特に親にも報告もしていない」などと答えている。筆箱の投げ合いについては、同じく保護者の面前では「数名を立たせて怒った」「いじめているゲームをするな。君らがしているのは、いじめというのだ」と言った旨説明しているが、指導記録には「しかし、A₁さんに対しての『いじめ』を認識したのではなく、そういった遊びをすることは、いじめに繋がることもあるので、早めに児童にそういった遊びをやめさせるべきだと考えて行ったことである」旨記載している。

当時の文部科学省によるいじめの定義では、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。」とされていることからすれば、きちんと被害児童に対し聞き取りを行う、または保護者にその事実を伝えて家庭内で事情を聞き取ってもらうなどの対応を行うべきことは当然のことであった。そして、そうした基本的な対応が行われていたなら、ここまで長い間被害児童が苦しめられることはなかったものと言い得る。

しかしながら担任教諭においては、その後の被害児童保護者からの「その後も発覚まで『いじめ』を意識した対応は全く行われず黙殺した」との訴えに対して、「『いじめ』の事実は認識していなかったので、そのような対応をしていないのは、当たり前のことである。」(1-51)という認識に過ぎなかった。さらに担任は、その後も被害児童が加害児童らに「遊ぼう」と寄っていくことをとらえ、いじめられていた子がそのような行動を取るはずがないという先入観の下、本件のいじめの可能性を否定している。

通常、いじめ事案では、仲間外れにされたり嫌がらせを受けた場合でも、被害者は何とかその仲間集団にとどまろうと努力することが知られている。したがって、こうした関係性を「表面的に」見る限りにおいては、教師はいじめに気付くことなく、「仲良しグループ」にしか見えないということもある。しかし、いったんいじめの被害が申告された以上は、こうした先入観

を塗り替え、被害者の立場に立った調査・介入が毅然として行われる必要がある。

このように担任は、いくつかの「いじめのサイン」を認識すべき立場にありながら、いずれの場面においても「被害児童へのいじめの事実」であるとは見なしていなかったというのであり、それにもかかわらず、被害児童保護者から問い詰められた際には「いじめを認識した」と答え、その後は被害児童の言動や加害児童の聞き取りなどを総合的に勘案し、再度それを否定しているのである。

これは、いじめ事案の対応としては誠にお粗末というほかなく、加害児童に対しては、前述した「先入観を塗り替えた徹底的な調査」を行い、加害児童の言い分（「遊び半分だった」「A」からも同じことをされたことがある」）を聞きつつも、遊びのつもりであっても相手は傷ついていること、相手から同じことをされたことがあるからといって、集団で同じことをやり返すということはまったく違うということを根気強く説きながら、加害児童への適切な指導と関係児童間の関係修復へと導く必要がある。

そしてそのためには、教師は、「いじめ」を疑わせるような状況を見逃すことなく、即座に被害児童の立場に立ち、児童らに適切に指導することで、児童が他の児童の言動によって苦痛を生じる状況を少しでも減らしていくことが求められているのである。そのためには、まずは「いじめ」についての正しい認識が求められる。

② 「いじめ」発覚後における学校の調査で明らかになった事実の評価

本件では、その調査方法において適切さに欠ける部分があったことは否めないものの、比較的初期の段階から「いじめ」に関する事実確認を迅速に行い、その結果をすぐに保護者に伝えている点では、評価できる。しかしながら、一旦被害側に認め、教育委員会にも報告したいじめの事実について、学校独自の判断、または市教委の担当指導主事との合意によって修正を行い、あたかも最初からいじめがなかったかのような態度を被害側に対して取るようになったことで、被害側の傷はさらに深くなってしまったといえる。

また、上記の事実認定に基づき、加害側に対する適切な指導を直ちに行い、保護者からの納得も得ていたならば、後の加害側からの激しいクレームや要求に発展することはなかったものといえる。このような事態を引き起こしたのは、被害・加害側双方に対する学校側による説明の不足によるところが大きい。

さらに、当初いじめを素直に認めていた児童らが、後に保護者と一緒になりいじめを否定するようになった要因も、学校側が調査を完了した時点で速やかに個別の保護者に報告を行い、学校での指導に了解を得て、さらに家庭での指導も合わせてお願いするという基本的な対応を怠ったためであると言わざるを得ない。

「いじめ」の事実が浮上した際に、最優先されるべきは被害を訴えている児童であることはいうまでもない。しかし、「いじめた」と称される側の児童も、他者を傷付けるという問題行動が明らかとなった際には、適切な指導、支援を必要としているとの視点を忘れるべきではない。

そのような対応を行うためには、学校側は「いじめ」の訴えがあがった時点で、被害・加害それぞれの児童がどのような困難を抱え、どのような援助を必要としているのかについて、保護者と連携を取った上で、適切に理解・査定し、教育活動において直ちに実践してゆく必要がある。

本件は、いじめが発覚してから実に15年近くが経過してようやく調査が始まるという異常な経過をとっている。この時点で開始された当調査委員会による調査は、当時の関係児童や保護者、学校関係者においてはすでに終わったことと見なされていたであろう事実を掘り返す作業にほかならず、当報告書の指摘する事実のいくつかは、それらの関係者にとって新たな苦痛となるものであろう。

したがって本来、いじめの調査は、いじめの訴えが出された直後において、関係児童が在籍する間に遺漏なき形で行われ、被害側・加害側からの理解と納得を得た上で、適切な指導が行われ、当事者間において「いじめが解消した」と合意できる状態にもっていかなければならない。むしろ、そうでない場合、被害側児童も、加害側児童においても、いじめという許されざる行為を過去のものとし、再び前を向いて歩きだすことができない

ままになってしまう。

2) いじめの早期発見・早期解決に向けた取組の徹底

- ① 学校においては、いじめ防止対策推進法第2条のいじめ定義の確認を学校全体で行うことはもちろん、生徒指導提要（改訂版）に示されているように、全ての児童を対象に『発達支持的生徒指導』、例えば人権教育や市民性教育を通じて「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人、許さない人、見逃さない人」に育つような働きかけや、日頃から児童に対しても「人の嫌がることは絶対にやってはいけない」「人が傷つく言葉を口にしてはいけない」という教育方針を徹底すべきである。もちろん、学校生活において、児童同士がふざけ合ったり、軽い遊びのつもりでからかったりすることは十分想定できる場所であるが、それがいじめに発展することはないか、児童間の相互作用はどのようなものか、関係性は良好なものであるか、立場の上下関係はないかなど、常に把握しながら適切な声掛けを行う必要がある。加えて、『課題未然防止教育』として、道徳科や学級活動等においていじめ防止対策推進法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに、「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組の推進を図るべきである。

また、正しい児童理解のためには、常日頃から保護者を含めて良好な関係性を築いておくことが重要であり、担任を中心に、少しでも気になること、理解が難しいと思われることなどは、すぐに保護者に報告し、話し合えるようにしておくことが重要である。

- ② 学校におけるいじめ防止等にかかわる基本方針について、PTA 総会や学校運営協議会等の機会を利用し、保護者・地域と共に、共通理解を図ることが大切である。また、生徒指導提要（改訂版）は、多忙な教員たちが使いやすいようデジタル化され WEB 上に公開される。関連法令などのページに飛べる仕組みを加え、閲覧性も高められていることから、これを有効活用し、“いじめ”について教職員、児童生徒、保護者、地域との共有の機

会を設けることはもちろん、教職員がリーガル・ナレッジ（法知識）を蓄積することが望まれる。

- ③ 生徒指導提要（改訂版）に示されている『課題早期発見対応』として、計画的かつ定期的なアンケート調査の実施や作文指導、教育相談、個別面談等により、一人一人の子どもの個性を理解し、それぞれの声を確実に把握するよう努めること。アンケートや個別面談、連絡帳や電話での訴え、児童や他の教職員からの情報、毎月のいじめ対策会議等で、児童生徒に関する関連記録を集約すること。また、いじめを含め児童に関する心配な状況を認知した場合には、管理職も含め学校全体で対応すること。そのためには、職員会議や1人1台PCの活用を充実させ、活発に意見交換を行うことのできる環境作りが重要である。管理職は、対応や管理職への初期対応報告が遅れることがないように全教職員に指導し、危機管理意識を常に維持するよう指導・助言を行うようにすべきである。全教職員間において、いじめの抱え込みは法的にも許されないという意識を徹底させることで、「いじめの認知に積極的な学校」という姿勢を保護者・地域に示す必要がある。
- ④ いじめが疑われる事案に対しては、全職員の協力の下で徹底して情報収集に努め、見聞きした情報や行った指導などを適宜記録し、記録の保存を適切に行うべきである。被害児童及びその保護者が「いじめが解消した」と認めるまでは「継続中の事案である」と考え、アンケートや作文、児童からの聞き取り内容は保持すること。現在は書類のデータ化も進んでおり、保存場所に困るという状況は起きにくくなっている。少なくとも本件のように、「継続中」と認められる動きが持続している事例については、後任者に適切に引継ぎを行うことも含め、記録の散逸が起きないように厳重に管理されるべきである。
- ⑤ 初期対応の際の校内の協力体制を構築しておくこと。いじめ事案においては、初期対応が何よりも大切である。できるだけ早期に、事実関係を遺漏

なきよう把握し、すべての教職員が正しい認識を持つとともに、保護者に対する説明は迅速かつ誠実に行うべきである。特に、被害児童及びその保護者のニーズの把握に努め、学校がいかなる指導計画に基づいて、発覚したいじめ事案に対応するかについて十分に説明し、理解を得ておく必要がある。一方、加害児童に被害児童の傷つきや痛みを認識させて十分な反省を促すとともに、保護者にもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら加害児童を指導することが求められる。また、調査の途中で新たな事実が明らかとなったり、学校側の判断に変更が生じるような場合には、遅滞なく、被害・加害側双方の保護者に説明を行うべきである。この時に留意しなければならないのは、学校・関係児童において不都合な事実も含め、被害側・加害側双方に同じ情報が伝えられなければならないことであり、学校としての対応がぶれないよう教職員間で意思確認を徹底しておかなければならない。

- ⑥ 校内のいじめ問題対策委員会を活用すること。同委員会が、いじめの未然防止、早期対応、事実確認、事案への対応・対処等を的確に進めるためには、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事（生徒指導担当教員）等を中心として協働的な指導・相談体制を構築することが不可欠である。また、同委員会は困難な事案等の対応時はもちろん、日頃から SC や SSW の参画をはじめ医療、福祉、司法、警察等の関係機関・専門家や教育委員会の専門部署に相談し、助言を受けることのできる体制を構築することが重要である。

加えて、「神戸市いじめ防止等のための基本的な指針」に示されている、校内いじめ問題対策委員会のメンバーについて、全校集会等の機会を利用し、全児童生徒の前で紹介し、担任以外に相談できる教職員の存在と、いじめにあっている、あるいはいじめを認知した場合に、具体的にどのように対応するかということを説明し、理解させるような取り組みを指導することが望まれる。

- ⑦ 管理職を含めた学校職員は、児童生徒の気持ちをより深く理解するための

研修を定期的に行い、常にいじめを含めた児童の問題に寄り添うことのできるスキルを身に着けるようにしておくこと。研修においては、心理学や教育学、児童精神医学、生徒指導などの専門家、スクールロイヤーなどの外部識者を積極的に活用することが望ましい。また、一方的に話を聞くだけの研修に終わるのではなく、研修内容を活用したアクティブラーニングやロールプレイなど、当事者の視点で能動的に参加し、「ともに考え、学び、経験すること」のできる充実した内容の研修にすることを強く推奨する。

- ⑧ 困難事案への対応を含めた実践的ないじめ対応マニュアルを整備すること。学校はそれぞれの地域特性やマンパワーなど、独自の色を持っている。その学校の実情に応じたマニュアルやガイドラインを、教職員全員の協力の下で、整備することが望まれる。対応マニュアルには、適切な保護者対応や連絡方法、困難な事態が生じた場合の危機管理対応も含まれるべきである。さらに、児童生徒からのサインに気付くためのチェックリストを作成・活用することも有効である。そして、それらのマニュアル等は、校内外での新たな実践や経験、知識の積み重ねに応じ、適宜バージョンアップさせていくことが望まれる。

さらに、それぞれの学校におけるいじめ対応への取組みについては、各学校のホームページ上において、具体的に提示されるべきである。当該内容の情報開示においては、とりわけ、年間指導計画やいじめ認知以降の学校の具体的な対応のフローチャート等を児童生徒や保護者に対して提示するよう指導することが必要とされる。

- ⑨ 被害児童の視点で「いじめ」を捉えること。学校側が加害側の児童・保護者に配慮するあまり、被害児童にも問題がある、加害側にも言い分がある、お互いにやりあっている、などといった事情を受取ると、「いじめ」ではないと判断しがちである。しかしながら、いじめはあくまでも被害を受けた側がどう思ったかということが重要であるとの立場に常に立ち返り、被害児童の心の傷に寄り添い、丁寧に事実を確認していくことが重要である。

また、被害児童の保護者が様々な「要求」を学校に対して行なうこともあり得るが、何よりも大切なわが子がいじめで苦しんでいる様子に接し、何とかしなければならぬと考えるのは、親として当然のことである。学校として、できることとできないことを示すことが必要な場面は想定できるものの、「加害生徒に配慮してできない」などと早々に決めつけるのではなく、どう対応すればよいかを共に考え、協力しながらよりよい解決策を模索していく姿勢を示すことが重要である。

- ⑩ 児童と担任、その他の教員との間で信頼関係を構築すること。児童が教師にいじめを訴えることはかなり稀なことであり、そのため教師には、常にいじめに対する感度を高く持つておき、注意深くクラス内、生徒たちを見守ることが求められている。そして、「困っている児童」を認知した際、すぐに適切に手を差し伸べ、解決に向けて共に行動してくれる教師を、児童は深く信頼することになる。このように、児童との間に信頼関係が構築されていれば、いじめにあった場合やいじめを見聞きした場合、児童が教員に対していじめの事実を訴える可能性は高まるといえる。また、毎日の生活ノートなどを活用し、児童一人一人との間に温かなコミュニケーションをとることによって、早期にいじめに関する SOS をキャッチする可能性もある。
- ⑪ 生徒指導提要（改訂版）に示されている『困難課題対応的生徒指導』として、いじめ解消に向けた組織的な指導・援助が不可欠である。被害児童及び加害児童に対しては、一過性の見守りや指導では不十分であり、継続的な見守りと指導、適切な声掛け等にて安全・安心を回復する支援が求められる。保護者との連携も継続し、学校での様子と家庭での様子についての意見交換を適宜行い、全教職員をあげての適切なフォローアップ、被害・加害の関係修復、学級をはじめとする集団の立て直し等を行うように努めるべきである。
- ⑫ 本件事案を教訓にするなど、具体例に沿って、「いじめ」に対して適切に

判断を行い、十分な介入、指導が行えるような取り組みが行われる必要がある。

2. 教育委員会について

(1) 問題点

本件の教育委員会の対応に関する問題点については、これまでに縷々述べてきたことであるから、ここでは繰り返さない。本件は平成 18 年に認知され、以降、様々な局面を経ながら、現在に至るまで問題が持ち越されてきたものであり、そのため、問題点は非常に多岐にわたっている。それらの問題点のいくつかは、これまでの教育委員会における組織改革によって改善されているかもしれないが、さらに本件を出発点・教訓とし、教育委員会組織がより具体的・実践的に学校や専門機関との連携を行うことで、いじめを含めた児童・生徒の問題を解決できるような体制を構築することが望まれる。

文部科学省は、児童生徒の問題行動への対応にあたっては、学校と関係機関との間で単なる情報の交換だけではなく相互に連携して一体的な対応を行うこと（行動連携）が重要であると提言している。行動連携のためには教育委員会・学校・関係機関とのネットワークによる連携活動が不可欠の要素となるが、以下では具体的に教育委員会がどのような役割を果たすべきかについて述べたい。

(2) 提言

① 学校の対応が不十分な場合における学校への積極的な助言、指導を行うこと

教育委員会は、首長から独立した行政委員会として位置づけられており、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行する機関である。平成 26 年には地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築が図られている。この改正により、いじめ事件などが生じた場合にはまず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に

対応することとされた。

本件が発覚した平成 18 年当時にはいじめ等の重大事案に対する責任体制が明確でなく、迅速な危機管理体制が構築されていなかった。そのため、学校現場に近い指導主事の裁量に任せる部分が多く、困難事案においても情報は部長止まりであり、引継ぎも十分に行われていなかった。このため、本件においては学校における初動対応が場当たりの杜撰なものとなってしまう、結果として関係児童の保護者との信頼関係も崩壊するに至っている。

本来、教育委員会事務局は学校における主体性を重んじるべきであるが、学校は児童・生徒、その保護者との距離が近く、被害とされる側と加害とされる側との言い分が対立するような場合には双方の間で板挟みになり、身動きが取れなくなるような事態も想定される。そのような場合、教育委員会には、事案発生後の学校支援の為の人的支援の提供や適切な指導・助言等を行うことで、学校に対する後方支援を行うことが求められる。具体的には、指導主事が学校に対して指導・助言を積極的に行うことに加え、きめ細かく記録をつけ、事務局と情報共有し、折に触れ首席指導主事、担当課長、場合によっては課を横断した対応組織・チームを編成し、当該校における支援・指導の在り方を総合的に検討し、学校に対して中長期的な指導・助言を行う必要がある。

さらに、教育委員会の附属機関である神戸市いじめ問題審議委員会（以下、「いじめ審」）なども活用し、解決が困難となったり、指導がうまくいかない事案について助言を仰ぐなど、より多くの専門家などと有機的に連携できる体制を構築することも考えられよう。

② いじめ防止等に関する基本方針、年間指導計画、ガイドライン等の策定と指導

神戸市いじめ審は、平成 28 年 10 月に発生した垂水区中学生自死事案に対する平成 31 年 4 月 16 日の神戸市いじめ問題再調査委員会による調査報告書において提言されたいじめの再発防止策に対して、いじめ問題への対策を大きく「いじめ対応（いじめの未然防止、初期対応、重大事態への対

応として具体的に取り組むべきこと)」、「子供理解(いじめに直面する子供たちをしっかりと理解すること)」、「学校組織(教員一人で抱え込むことのないよう学校が組織として対応すること)」、「地域・多職種連携(いじめ問題が複雑化・多様化する状況の中で、学校だけではなく地域や多職種との連携を図ること)」の4つのテーマに分類し、それぞれ具体的に取り組むべき施策を示している。

それぞれの学校にはその地域特性等に応じた特徴があり、児童間や教員間、児童-教師間の関係性もそれぞれ異なってくるのは当然である。そのため、いじめ審の示した「未然防止」「初期対応」「重大事態への対応」の重点目標として示されているいじめアンケートの実施及びその結果に基づいて確立される対応プログラムを、それぞれの学校の実情に応じた実効性あるものとして機能させなければならない。これらの目的のために、教育委員会においては、各学校担当の指導主事を通じて、いじめ防止等に係る基本方針や年間指導計画、重大事案に対する対応ガイドラインなどを策定するようきめ細かく指導することが望ましい。そのために教育委員会は、数年単位で異動を繰り返す指導主事が各学校で起きる諸問題に適切に対応・指導・助言を行うことができるよう、指導主事に向けた学校対応ガイドラインや研修プログラムを準備するなど、組織が一枚岩となって取り組む必要がある。

また、市内外で起きたいじめ事案に関する情報を収集し、それを各学校に共有することによって、各学校のいじめ防止等に係る基本方針や年間指導計画の定期的な見直し・評価を行うことも重要である。そして、それらの基本方針は保護者らにも示される必要があり、わが子がいじめにあった場合には活用することを可能にすることも検討されるべきである。

そして、それぞれの学校におけるいじめ対応への取組みについては、各学校のホームページ上において、具体的に提示されるべきである。当該内容の情報開示においては、とりわけ、年間指導計画やいじめ認知以降の学校の具体的な対応のフローチャート等を児童生徒や保護者に対して提示するよう指導することが必要とされるのであり、教育委員会は学校に対してそれらを具体的に指導し、また援助すべきである。

加えて、「神戸市いじめ防止等のための基本的な指針」に示されている、校内いじめ問題対策委員会のメンバーについて、全校集会等の機会を利用し、全児童生徒の前で紹介し、いじめにあっている、あるいはいじめを認知した場合に、具体的にどのように対応するかということを説明し、理解させるような取り組みを指導することが望まれる。

さらに、生徒指導提要（改訂版）を用いて、“いじめ”について教職員の意思統一を図るような働きかけを行うことはもちろん、児童生徒、保護者、地域との共有の機会を設けるよう、学校関係者を支援・指導することが望まれる。

③ 教育委員会内での情報共有の徹底

本件は平成18年に認知され、次年度には被害児童が転校しているが、被害側において、平成19年4月に兵庫県弁護士会に人権救済申立がなされ、それと並行して加害児童の保護者を相手に民事訴訟が提起された。そして、人権救済申立には平成21年2月9日に「不措置」の決定が出され、同年12月18日には民事訴訟に対する高裁判決が出されたが、この間ずっと、現在に至るまで、本件は未解決のまま争われている状況であった。これらの決定がなされる前から被害児童の保護者は教育委員会に対して公文書公開請求を繰り返しており、平成23年3月15日より断続的に「全国学校事故・事件を語る会」の西尾裕美氏から本件について「教育委員会が神戸地裁に回答した内容が虚偽である」「教育委員会の常任委員会での答弁が虚偽である」などの陳情が出されており、平成24年9月の時点で林指導部長（当時）が被害児童本人及びその保護者と面談を行うなどしている。さらに「神戸市教育委員会事務局の『いじめ隠蔽』に関して、教育委員会に面談を求める陳情」（平成25年6月10日）、「いじめ事案について、教育委員長および教委事務局の対応その他の行為が、違法又は不当であるおそれがあるため、諮問を求める陳情」「いじめ事案について、教育委員長に直接会って説明を求める陳情」（いずれも平成26年2月10日）などが行われ、その後も同様の陳情が繰り返されていたことから、教育委員会は陳情事案についての想定問答を作成したり、常任委員会で答弁を行うための教育委員長レクチャ

一などを繰り返していた。

しかしながら、このように事案が「現在進行形」の状況であったにも関わらず、教育委員会においては本件の記録等の整理や管理を満足に行っておらず、課の内部でばらばらに保管し、引継ぎ等もほとんど行われてきていなかったことが、令和4年6月20日教育こども委員会における三木しんじろう委員の質問に応じる形で実施された「平成18年2月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案に係る学校作成資料等に関する内部調査」において明らかとなっている。

神戸市教育委員会においては公文書について「5年廃棄ルール」が存在するとされているが、本件は発覚当時から常に事案が動いている状況であり、都度教育委員会においても対応を求められてきていたことからしても、公文書の取り扱いとしては極めて不適切な状況であったと指摘せざるを得ない。教育委員会としては、毎年数多くあがる案件の全てにおいて資料を整理し、適切に管理することは物理的に不可能だとするかもしれないが、現在は書類のペーパーレス化も進み、電子文書の管理方法も極めて容易かつ気密性を保持することが可能になっている。特に本件のような進行中の案件に関しては、適切な情報管理を行うためのルールを教育委員会内で策定しておく必要がある。また、事案の引継ぎに関しても、恣意的な重要（重大）性判断によって行うのではなく、しっかりとルール作りを行っておくことを提案したい。

④ 「保護者の気持ちを受け止める」適切な保護者理解と教育委員会事務局の役割

本件では、被害・加害双方の保護者において、当該学校の対応に対し不満を持つに至っており、それが解消できなかったという状況が存在していた。教育委員会事務局は、保護者からの相談に対して、その心情やニーズに十分寄り添うことができず、かえってクレーマーであるかのような扱いを行っていたことから、特に被害児童保護者において教育委員会に対する根深い不信感を招くに至っている。

教育委員会は、事件の初動においては学校からの情報のみによって動く

ことがほとんどであるが、学校がもたらす保護者に対するネガティブな評価については、それを鵜呑みにすることなく、保護者の立場に立って親身に問題解決を図る必要がある。そのため、教育委員会事務局は、「保護者の気持ちを受け止める」ことを重視しつつ、学校に対して指導・助言を行うとともに、担当指導主事の立場で保護者や児童に面談を申し入れ、児童のおかれている状況や要望等を掴むことはもちろん、保護者の要望も把握して、当該小学校としての可能な対応や児童への支援について系統的な支援・指導を工夫すべきである。またその際には、必要に応じて専門家を派遣するなどの役割を担う必要がある。

⑤ 教職員の正しい生徒理解に向けた教育ツールの導入及び職員研修の充実

当該学校では、被害児童の担任教諭が適切にいじめを発見・介入することができていなかったことに加え、本件いじめが発覚して以降も、被害を否定したり矮小化する行動を繰り返していたことが指摘できる。もちろん、本件が発覚した当時は文科省のいじめ定義がより被害者に寄り添うものに変更される以前であり、学校においては児童の心情よりも客観的ないじめ行為の認定を優先させていたという時代背景も影響しているとは言い得るものの、担任の経験からくる恣意的な判断を排除することは困難な状況であった。このことは、現在のいじめ対応においても、しばしば学校側が批判される要因ともなっている。

現在ではこのような状況は改善されてきていると思われるものの、神戸市が統一的に実施するいじめアンケートに対する正しい生徒理解とクラス運営のために、Y-P アセスメントや Q-U など、他の自治体で採用されているアセスメントツールを活用することなども有効である。

紙ベースで行ういじめアンケートにおいては、周りの児童生徒の視線を感じ、悩みを持つ児童生徒が委縮して思うように申告できない事態も想定される。そのため、自宅で記入し、翌日に封筒を入れて回収する等の工夫をすることも検討されるべきである。

現在は、1人1台の端末環境が整備されていることから、いじめアンケートもデジタル化に対応させる準備を行うことも必要である。ただしこの

場合、個人情報取り扱いには細心の注意を払う必要があるため、専門家の助言を得ながら、モデル校での試験実施を繰り返すなど、慎重に導入を行う必要がある。

教育委員会事務局は、いじめ対策としてアンケートを実施することのみで必要充分であると考えてるのではなく、アンケートより得られた状況や結果をどのように分析し、どのような介入を行うことが望ましいか、組織としてそれらをどのように活用していくかについて学校に十分に説明し、理解を得る必要がある。そのため、教職員に向けたいじめ防止・対応研修会においては、アンケートのアセスメントに関する専門家による解説が行われることが望ましい。

また、アンケートを実施した後の流れの確認（担任以外に学年主任、生徒指導主事、いじめ対策委員会等の複数のチェック機能）が必要であり、年度当初での確認に加えて、アンケート実施前に確認の期日等を含めての再確認を行っておくことが必要である。

そして、アンケートの結果、特定の児童に関する気になる記載事項が認められた場合には、決してそのままにはせず、スクールソーシャルワーカーなどを活用して個別の面談を行い、保護者とも連携して、問題解決に向けて直ちに取り組む機動性を持つ必要がある。

⑥ 市教委職員、管理職、教職員を対象とした研修を実施すること

本件発覚以降、教育委員会事務局においては、管理職や生徒指導担当教員、教諭、人権教育推進担当教諭などを対象とした様々な研修を実施しているが、それらの研修が実効性のあるものとして受講者に十分に理解され、それぞれの学校での取り組みとして定着しているかどうかを、いま一度確認することが望まれる。

今後実施される研修としては、受動的に参加するものではなく、具体的な事例を取り上げ、ワークショップやアクティブラーニング形式の研修会を積極的に取り入れることが必要である。そこでは、以下の内容が含まれるべきである。

- ・ 成功事例のみならず、あえて失敗事例を取り上げること
- ・ 上記のアンケートの確認（担任 1 人から組織での情報共有）
- ・ いじめ認知後の具体的な初期対応の確認
- ・ 被害、加害、関係児童への具体的な聴き取りの仕方
- ・ 加害者・被害者の説明が食い違う場合の対処の仕方
- ・ 保護者対応及びその支援の方法、特に被害側と加害側が対立する場合の対応と具体的支援のあり方
- ・ いじめ対策委員会（組織）としての対応・支援の確認（SC,SSW との連携等）
- ・ 教育委員会との連携の確認
- ・ 解消までのかかわり（心の通った指導の確認）
- ・ 再発防止、未然防止に向けて（見逃しのない観察、手遅れの無い対応の確認）

⑦ 責任の所在を明確にすること

教育委員会組織としての行政職員と教育職員（学校籍職員）の双方向からのチェック・監視体制を構築することが必要である。

2016 年に、垂水区市立中 3 年女子生徒自死事案において、市教育委員会がいじめ調査メモを隠蔽した問題が発覚し、市教委の信頼を大きく損なった事態があったが、本事案はその前に発覚していた問題であるから、市教委には依然として、隠蔽体質があったと言われても仕方がない面がある。

その後も 2019 年に神戸市東須磨小学校における教員間の傷害、器物損壊、名誉棄損等の事件が発覚したが、その際にも「昭和の時代を彷彿とさせる組織の隠蔽体質と徹底的に身内を庇う神戸市の教職員や市教委の組織風土」などの辛辣な意見が出されたりしている。そのため、市教委においては長年にわたり、学校籍職員の考えが中心の、所謂職員室気質のもと、行政職員からのチェックが十分に機能していなかったのではないかとの疑念を禁じ得ないところである。

本件においては、当初の発覚当時より、指導主事が学校に対して時系列を作成することを指示し、その都度学校の取るべき対応に関して助言・指

導を行っていたことがうかがえるが、その内容は場当たりのものであり、首席指導主事や課長に伝えられることはあっても、十分に課内部でその内容を検討したり評価するような体制を取っていなかった。

神戸市教育委員会において指導主事は2～4年ごとに交代しており、その間に担当地区を交代することがほとんどである。このような体制にあつて、事案や記録の引継ぎが十分になされていない場合には、何か必要性が出てきた際に前任者が作成した書類をただ踏襲するなどし、その内容が不明確なままに組織としての意思決定が行われることになるのは当然であろう。

事案が分かりやすく継続しているということはむしろ少ない事態であると思われ、ある程度時間が経ってから保護者から訴えが出されたり、紛争になる事態も想定されることから、担当指導主事においては、解決したと思われる事案においても、しっかりと引継ぎのための文書を作成した上で課内の所定の場所に保管しておくべきであり、前述したようにデジタルデータで残しておくことも考慮すべきである。

上記のような運用を適切に行うためには、行政職職員も含め、課内において、文書管理における責任者及びルールを明確に規定しておくことが望ましい。そして、このようなことがきちんと行われていれば、前述した令和4年度の「内部調査」を行うような事態は避けられたものと思料する。

また、本件にかかる文書において決裁印が付されているものは非常に少なく、本件調査対象となった裁判所の調査囑託に対する回答文書においても決裁印が押された文書が不自然にも残されていなかった。決裁書を要する公文書は決裁書と一体の状態でも保管されていることが通常であり、このような文書保管状況から責任の所在が不明になってしまった感も拭えない。

組織の意思決定における責任の所在を明確にしておくことは、市民の教育行政に対する信頼にも資するものであり、本件を教訓にし、そのような取り扱いを徹底することが望まれる。

⑧ 議会答弁について

教育委員会においては、本件について常任委員会等で質問が出されるたびに、該当すると思しき資料を引っ張り出し、過去において本件に関して教育委員会が意思表示を行った内容をひたすら踏襲するという方法での答弁を繰り返してきていたことがうかがえる。例えば本報告書（第7）で詳述した、平成24年2月27日の市議会文教経済委員会においては、林指導部長が「平成18年度末までの記録がなかった」とか、校長が教育委員会に対して「いじめ・恐喝との判断は間違いであった」と伝えた資料が平成18年12月に被害者保護者に対して出した「12/11の申し入れに対する回答書」であったなどの理解しがたい答弁を行っている。また、令和4年6月20日の教育子ども委員会では、高田事務局長が「（被害）児童から事実関係につきまして、きちっとした形で聞き取りを行い、またそれを正確に記録に残すといったような、調査として必要な聞き取りというような形をとれたのが1回のみであった」などと答弁している。これらの答弁は、いずれも事実関係が明確でない状態で場当たり的に行ったものであり、その都度被害児童保護者から「虚偽答弁である」旨指摘されてきているところである。

議会答弁は、議会の議員が、地方公共団体の一般事務について所見を求め、疑義を質すこと、あるいは政策を提言することであり、議員はその固有の権限として質問の権利を有している。そのため当然、教育委員会が市議会等で答弁した内容は教育政策の根拠とされる重要なものであり、教育委員会担当者においては、自ら知り得る限りで誠実に答弁を行うことが求められている。

当調査委員会の聞き取りにおいて、教育委員会における議会答弁の準備としては、過去に教育委員会が作成した資料を所管課が新たにまとめ、教育長などの答弁者に対してレクを行うなどしたり、部長以下が答弁を行う場合には担当課から説明を受けながら過去の資料を要約した内容が示されるなどの回答を得ている。しかしながら、これまでの資料の整理・保管状況や本件に関する引継ぎがほとんどなされていなかったことに鑑みると、答弁者が事案の詳細まで正確に把握することはまず不可能であり、せいぜいこれまでの教育委員会の答弁を踏襲する程度の答弁しかできない

のは当然であろう。

議会に対して被害児童保護者からたびたび陳情が行われ、「虚偽答弁である」との主張が行われていた本件においては、少なくとも1人でも職員が一度資料をすべてあらため、丁寧に事案を読み解き、被害児童保護者側から出されている疑義やクレームについてきちんと原資料をあたって対応できるようにしておくべきであった。その作業をまさに今回、当調査委員会が行ったのであるが、いたずらに陳情が繰り返され、そのたびに曖昧な議会答弁が重ねられることで批判がどんどん積み上げられる以前に教育委員会内部でこのような作業を行っていたら、ここまで事案が複雑化し、紛争が長期間にわたることはなかったものと思われる。

今後は、同様の事態が生じることがないように、議会答弁において深刻な疑義が生じた場合には、担当者がきちんと原資料にあたり、どのような資料を根拠にして答弁を行っているのかについて正確に理解した上で答弁が行えるような対応を心がけるべきである。

以上

平成 18 年 2 月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案における
いじめの有無及びその対応を調査する委員会 委員名簿

令和 5 年（2023 年）5 月 日現在

| 氏名 | 職業又は役職等 |
|-----------------|----------------|
| 池田 忠 | 嵯峨美術大学 教授 |
| 南部 さおり 【委員長】 | 日本体育大学大学院 教授 |
| 尾藤 寛 【副委員長】 | 尾藤法律事務所 弁護士 |

五十音順・敬称略